

令和 8 年第 2 回定例会会議録

令和 8 年第 2 回菊池市議会定例会会期日程表（会期23日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6 月 18 日	木	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6 月 19 日	金	休 会	議案調査
6 月 20 日	土	休 会	（市の休日）
6 月 21 日	日	休 会	（市の休日）
6 月 22 日	月	休 会	議案調査
6 月 23 日	火	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
6 月 24 日	水	本会議	一般質問
6 月 25 日	木	本会議	一般質問
6 月 26 日	金	本会議	一般質問
6 月 27 日	土	休 会	（市の休日）
6 月 28 日	日	休 会	（市の休日）
6 月 29 日	月	本会議	一般質問
6 月 30 日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7 月 1 日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7 月 2 日	木	休 会	議事整理
7 月 3 日	金	休 会	議事整理
7 月 4 日	土	休 会	（市の休日）
7 月 5 日	日	休 会	（市の休日）
7 月 6 日	月	休 会	議事整理
7 月 7 日	火	委員会	予算決算常任委員会
7 月 8 日	水	休 会	議事整理
7 月 9 日	木	休 会	議事整理
7 月 10 日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和 8 年 第 2 回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月18日（木曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第1号		21
2. 本日の会議に付した事件		22
3. 出席議員氏名		23
4. 欠席議員氏名		24
5. 説明のため出席した者の職氏名		24
6. 事務局職員出席者		24
7. 開 会		25
8. 開 議		26
9. 日程第1	会議録署名議員の指名	26
10. 日程第2	会期の決定	26
11. 日程第3	議案第49号から議案第59号まで一括上程・説明	27
12. 日程第4	議案第60号 上程・説明	33
	質疑	34
	荒木崇之議員質疑	34
休 憩		34
開 議		35
	○開田智浩総務部長答弁	35
	討論・採決	36
13. 日程第5	議案第61号から議案第63号まで一括上程・説明・質疑・討論 ・採決	36
14. 日程第6	議案第64号 上程・説明・質疑・討論・採決	38
15. 日程第7	議案第65号 上程・説明	39
16. 日程第8	請願第1号 上程	40
17. 日程通告	散会	40
6月19日（金曜日）	休 会	
6月20日（土曜日）	休 会	
6月21日（日曜日）	休 会	
6月22日（月曜日）	休 会	
6月23日（火曜日）	本会議	頁

1. 議事日程第2号	43
2. 本日の会議に付した事件	43
3. 出席議員氏名	43
4. 欠席議員氏名	43
5. 説明のため出席した者の職氏名	44
6. 事務局職員出席者	44
7. 開 議	45
8. 日程第1 委員会付託	45
9. 日程通告 散会	46

6月23日（火曜日） 予算決算常任委員会

6月24日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	49
2. 本日の会議に付した事件	49
3. 出席議員氏名	49
4. 欠席議員氏名	49
5. 説明のため出席した者の職氏名	50
6. 事務局職員出席者	50
7. 開 議	51
8. 日程第1 一般質問	51
(1) 牧俊郎議員質問	51
「選挙、選挙公費から見える諸課題について」	51
○福島正次選挙管理委員会委員長答弁	52
牧俊郎議員質問	52
○江頭実市長答弁	52
牧俊郎議員質問	53
○江頭実市長答弁	53
牧俊郎議員質問	53
○福島正次選挙管理委員会委員長答弁	54
牧俊郎議員質問	55
○開田智浩総務部長答弁	56
○江頭実市長答弁	56
(2) 牧俊郎議員質問	57

「人口問題について」	57
○高島英輔市民環境部長答弁	58
牧俊郎議員質問	59
○江頭実市長答弁	59
牧俊郎議員質問	59
○江頭実市長答弁	60
牧俊郎議員質問	60
○江頭実市長答弁・訂正	61
(3) 牧俊郎議員質問	61
「介護問題について」	62
○古吉京子健康福祉部長答弁	64
牧俊郎議員質問	66
○江頭実市長答弁	66
牧俊郎議員質問	66
○江頭実市長答弁	66
休 憩	67
開 議	67
(1) 森山章議員質問	67
「小学校の体育館空調設備の計画及び子供への熱中症対策について」	67
○松原憲一教育部長答弁	68
森山章議員質問	68
○松原憲一教育部長答弁	69
(2) 森山章議員質問	69
「地域通貨型商品券のデジタル化について」	69
○松永哲也経済部長答弁	69
森山章議員質問	70
○松永哲也経済部長答弁	72
昼食休憩	73
開 議	73
(1) 島春代議員質問	73
「学校への給水スポット設置について」	73
○松原憲一教育部長答弁	74
島春代議員質問	74
○松原憲一教育部長答弁	75

島春代議員質問	75
○松原憲一教育部長答弁	76
○江頭実市長答弁	76
(2) 島春代議員質問	77
「不登校児童生徒への給食提供による支援について」	77
○松原憲一教育部長答弁	78
島春代議員質問	78
○松原憲一教育部長答弁	79
(3) 島春代議員質問	80
「高齢者の補聴器購入助成について」	80
○古吉京子健康福祉部長答弁	81
島春代議員質問	82
○江頭実市長答弁	82
(4) 島春代議員質問	83
「子どもの居場所づくりについて」	83
○松原憲一教育部長答弁	84
島春代議員質問	84
○松原憲一教育部長答弁	84
休 憩	86
開 議	86
(1) 緒方哲郎議員質問	86
「本市農業について」	86
○松永哲也経済部長答弁	87
緒方哲郎議員質問	88
○松永哲也経済部長答弁	88
緒方哲郎議員質問	89
○松永哲也経済部長答弁	90
緒方哲郎議員質問	90
○松永哲也経済部長答弁	91
緒方哲郎議員質問	92
○松永哲也経済部長答弁	93
緒方哲郎議員質問	94
○松永哲也経済部長答弁	94
緒方哲郎議員質問	95

○松永哲也経済部長答弁	96
○古田十咲農業委員会事務局長答弁	96
緒方哲郎議員質問	96
○古田十咲農業委員会事務局長答弁	97
緒方哲郎議員質問	98
○松永哲也経済部長答弁	98
緒方哲郎議員質問	99
○松永哲也経済部長答弁	100
緒方哲郎議員質問	100
○松永哲也経済部長答弁	101
緒方哲郎議員質問	101
○松永哲也経済部長答弁	102
9. 日程通告 散会	103

6月25日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	107
2. 本日の会議に付した事件	107
3. 出席議員氏名	107
4. 欠席議員氏名	107
5. 説明のため出席した者の職氏名	108
6. 事務局職員出席者	108
7. 開 議	109
8. 日程第1 一般質問	109
(1) 安武睦夫議員質問	109
「高齢者の尊厳と生活実態について」	109
○古吉京子健康福祉部長答弁	110
安武睦夫議員質問	111
○古吉京子健康福祉部長答弁	111
安武睦夫議員質問	112
○古吉京子健康福祉部長答弁	113
安武睦夫議員質問	114
○古吉京子健康福祉部長答弁	114
安武睦夫議員質問	115
○古吉京子健康福祉部長答弁	116

○江頭実市長答弁	116
安武睦夫議員質問	116
○古吉京子健康福祉部長答弁	117
安武睦夫議員質問	118
○古吉京子健康福祉部長答弁	118
(2) 安武睦夫議員質問	119
「小学校運動部活動の社会体育移行について」	119
○松原憲一教育部長答弁	120
安武睦夫議員質問	121
○松原憲一教育部長答弁	122
安武睦夫議員質問	122
○松原憲一教育部長答弁	123
安武睦夫議員質問	124
○松原憲一教育部長答弁	124
安武睦夫議員質問	125
○松原憲一教育部長答弁	125
安武睦夫議員質問	125
○音光寺以章教育長答弁	126
休 憩	127
開 議	127
(1) 福島英徳議員質問	127
「河川管理について」	128
○岩木健史建設部長答弁	128
休 憩	128
開 議	128
○岩木健史建設部長答弁	129
福島英徳議員質問	129
○岩木健史建設部長答弁	129
福島英徳議員質問	130
○岩木健史建設部長答弁	130
福島英徳議員質問	130
○藤井一恵副市長答弁	130
福島英徳議員質問	131
○藤井一恵副市長答弁	132

福島英徳議員質問	132
○岩木健史建設部長答弁	132
福島英徳議員質問	133
休 憩	133
開 議	133
○岩木健史建設部長答弁	133
福島英徳議員質問	133
○江頭実市長答弁	134
(2) 福島英徳議員質問	134
「多文化共生社会への対応について」	134
○高島英輔市民環境部長答弁	135
福島英徳議員質問	135
○高島英輔市民環境部長答弁	135
福島英徳議員質問	136
○開田智浩総務部長答弁	136
○松原憲一教育部長答弁・訂正	137
○古庄和彦政策企画部長答弁	138
福島英徳議員質問	138
○高島英輔市民環境部長答弁	139
福島英徳議員質問	139
○江頭実市長答弁	140
昼食休憩	141
開 議	141
(1) 荒木崇之議員質問	141
「竜門ダムの工業用水利用について」	142
○松永哲也経済部長答弁	143
荒木崇之議員質問	143
○松永哲也経済部長答弁	144
荒木崇之議員質問	144
○江頭実市長答弁	146
荒木崇之議員質問	147
○江頭実市長答弁・訂正	148
荒木崇之議員質問	148
○江頭実市長答弁	150

荒木崇之議員質問	150
○江頭実市長答弁	150
荒木崇之議員質問	150
○江頭実市長答弁	151
荒木崇之議員質問	151
○江頭実市長答弁	151
荒木崇之議員質問	151
○江頭実市長答弁	151
荒木崇之議員質問	151
○江頭実市長答弁	151
休 憩	151
開 議	151
○江頭実市長答弁	152
荒木崇之議員質問	152
○江頭実市長答弁	153
荒木崇之議員質問	154
○江頭実市長答弁	154
休 憩	154
開 議	154
休 憩	156
開 議	156
(1) 田崎奈々議員質問	157
「防犯カメラの設置について」	158
○開田智浩総務部長答弁	159
田崎奈々議員質問	160
○開田智浩総務部長答弁	160
田崎奈々議員質問	161
○江頭実市長答弁	162
9. 日程通告 散会	163
6月26日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	167

2. 本日の会議に付した事件	167
3. 出席議員氏名	167
4. 欠席議員氏名	167
5. 説明のため出席した者の職氏名	168
6. 事務局職員出席者	168
7. 開 議	169
8. 日程第1 一般質問	169
(1) 高崎匡史議員質問	169
「中学校の給食費無償化について」	169
○松原憲一教育部長答弁	169
高崎匡史議員質問	170
○音光寺以章教育長答弁	171
○江頭実市長答弁	171
高崎匡史議員質問	171
○江頭実市長答弁	172
(2) 高崎匡史議員質問	172
「高齢者の補聴器補助について」	173
○古吉京子健康福祉部長答弁	173
高崎匡史議員質問	173
○古吉京子健康福祉部長答弁	173
高崎匡史議員質問	174
○古吉京子健康福祉部長答弁	174
(3) 高崎匡史議員質問	175
「農業について」	175
○松永哲也経済部長答弁	175
高崎匡史議員質問	175
○松永哲也経済部長答弁	176
高崎匡史議員質問	176
○江頭実市長答弁	176
休 憩	177
開 議	177
(1) 菊池みどり議員質問	177
「菊池市における不登校児童生徒及び保護者に対する支援について」	178
○松原憲一教育部長答弁	178

菊池みどり議員質問	178
○松原憲一教育部長答弁	179
菊池みどり議員質問	179
○松原憲一教育部長答弁	179
菊池みどり議員質問	180
○松原憲一教育部長答弁・訂正	180
菊池みどり議員質問	181
○松原憲一教育部長答弁	182
菊池みどり議員質問	182
○音光寺以章教育長答弁	183
(2) 菊池みどり議員質問	184
「菊池市の救急医療体制について」	184
○開田智浩総務部長答弁	185
菊池みどり議員質問	185
○開田智浩総務部長答弁	185
菊池みどり議員質問	186
○古吉京子健康福祉部長答弁	186
菊池みどり議員質問	187
○古吉京子健康福祉部長答弁	187
昼食休憩	188
開 議	188
(1) 田中教之議員質問	188
「災害対策について」	188
○開田智浩総務部長答弁	189
田中教之議員質問	189
○開田智浩総務部長答弁	189
田中教之議員質問	189
○古庄和彦政策企画部長答弁	190
田中教之議員質問	190
○古庄和彦政策企画部長答弁	191
田中教之議員質問	191
○開田智浩総務部長答弁	191
(2) 田中教之議員質問	192
「食育と地産地消の推進について」	192

○古吉京子健康福祉部長答弁	193
田中教之議員質問	194
○松原憲一教育部長答弁	194
田中教之議員質問	195
○松永哲也経済部長答弁	195
田中教之議員質問	196
○松永哲也経済部長答弁	197
田中教之議員質問	198
○江頭実市長答弁	198
休 憩	199
開 議	199
(1) 古田浩敏議員質問	199
「七城地域の硝酸性窒素濃度が高い地域への対応について」	199
○高島英輔市民環境部長答弁	200
古田浩敏議員質問	201
○高島英輔市民環境部長答弁・訂正	201
古田浩敏議員質問	202
○高島英輔市民環境部長答弁	203
(2) 古田浩敏議員質問	203
「七城赤北地域の道路とほ場の高い法面の草刈りについて」	204
○松永哲也経済部長答弁	204
古田浩敏議員質問	204
○松永哲也経済部長答弁	204
9. 日程通告 散会	205

6月27日（土曜日） 休 会

6月28日（日曜日） 休 会

6月29日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第6号	209
2. 本日の会議に付した事件	209
3. 出席議員氏名	209
4. 欠席議員氏名	210
5. 説明のため出席した者の職氏名	210

6. 事務局職員出席者	211
7. 開 議	212
8. 日程第1 一般質問	212
(1) 東英俊議員質問	212
「農業問題について」	213
○松永哲也経済部長答弁	213
東英俊議員質問	214
○松永哲也経済部長答弁	214
東英俊議員質問	215
○松永哲也経済部長答弁	216
東英俊議員質問	216
○松永哲也経済部長答弁	216
東英俊議員質問	216
○松永哲也経済部長答弁	217
東英俊議員質問	217
○松永哲也経済部長答弁	218
(2) 東英俊議員質問	218
「高齢者支援について」	218
○開田智浩総務部長答弁	219
東英俊議員質問	219
○古庄和彦政策企画部長答弁	220
東英俊議員質問	220
○古吉京子健康福祉部長答弁	222
東英俊議員質問	222
○古吉京子健康福祉部長答弁	222
休 憩	223
開 議	223
(1) 木下雄二議員質問	223
「防犯灯、街路灯、カーブミラー等の整備状況について」	223
○開田智浩総務部長答弁	223
木下雄二議員質問	224
○開田智浩総務部長答弁	224
○江頭実市長答弁	225
(2) 木下雄二議員質問	225

「学校跡地の活用の現状と地域貢献について」	225
○古庄和彦政策企画部長答弁	226
木下雄二議員質問	227
○江頭実市長答弁	227
(3) 木下雄二議員質問	228
「農地等災害復旧事業について」	229
○松永哲也経済部長答弁	229
木下雄二議員質問	230
○松永哲也経済部長答弁・訂正	230
○江頭実市長答弁	231
(4) 木下雄二議員質問	231
「道路整備について」	231
○松永哲也経済部長答弁	232
○岩木健史建設部長答弁	232
木下雄二議員質問	233
○江頭実市長答弁	234
(5) 木下雄二議員質問	234
「菊池遺産の現状について」	234
○古庄和彦政策企画部長答弁	235
木下雄二議員質問	235
○江頭実市長答弁	236
(6) 木下雄二議員質問	237
「国道387号沿いの追尾型太陽光発電事業について」	237
○高島英輔市民環境部長答弁	238
9. 日程第2 議長の常任委員会委員辞任の件	239
10. 日程第3 報告第6号から報告第13号まで一括上程・報告	240
11. 日程通告 散会	244

6月30日（火曜日） 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
7月1日（水曜日） 総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

7月2日（木曜日）	休 会
7月3日（金曜日）	休 会
7月4日（土曜日）	休 会
7月5日（日曜日）	休 会
7月6日（月曜日）	休 会
7月7日（火曜日）	予算決算常任委員会
7月8日（水曜日）	休 会
7月9日（木曜日）	休 会

7月10日（金曜日）	本会議	頁
1. 議事日程第7号		247
2. 本日の会議に付した事件		247
3. 出席議員氏名		247
4. 欠席議員氏名		248
5. 説明のため出席した者の職氏名		248
6. 事務局職員出席者		249
7. 開 議		250
8. 日程第1 各常任委員長報告		250
・総務文教常任委員長報告		250
・福祉厚生常任委員長報告		253
・経済建設常任委員長報告		255
・予算決算常任委員長報告		256
休 憩		262
開 議		262
質疑		262
荒木崇之議員質疑		262
○福島英徳福祉厚生常任委員長答弁		263
討論（議案第49号）		264
（1）東英俊議員討論		264
（2）出口慎太郎議員討論		265
（3）古田浩敏議員討論		265
討論（議案第50号・議案第53号）		266
（1）高崎匡史議員討論		266
討論（請願第1号）		267

	(1) 木下雄二議員討論……………	267
	(2) 田崎奈々議員討論……………	268
	採決（議案第51号・議案第52号、議案第54号～議案第59号、 議案第60号、請願第1号）……………	269
	採決（議案第49号）……………	269
	採決（議案第50号）……………	270
	採決（議案第53号）……………	270
休 憩……………		270
開 議……………		270
9. 日程第2	議員提出議案第3号 上程・説明・質疑……………	270
	討論……………	271
	(1) 牧俊郎議員討論……………	271
	(2) 高崎匡史議員討論……………	272
	(3) 島春代議員討論……………	272
	(4) 福島英徳議員討論……………	273
	採決……………	273
10. 日程第3	決議案第1号 上程・説明・質疑……………	273
	討論……………	277
	(1) 田中教之議員討論……………	277
	(2) 二ノ文伸元議員討論……………	278
	(3) 東英俊議員討論……………	278
	採決……………	279
休 憩……………		280
開 議……………		280
11. 日程第4	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	280
12. 閉 会……………		281

第 1 号

6 月 18 日

令和 8 年第 2 回菊池市議会定例会

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 49 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 50 号 菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定について

議案第 51 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 52 号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 53 号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 54 号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 55 号 令和 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 56 号 令和 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 57 号 令和 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 58 号 令和 8 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 59 号 令和 8 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）

一括上程・説明

第 4 議案第 60 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第 5 議案第 61 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 63 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

一括上程・説明・質疑・討論・採決

第6 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第7 議案第65号 市道路線の認定について

上程・説明

第8 請願第1号 「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願

上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第49号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定について

議案第51号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 令和8年度菊池市一般会計補正予算（第3号）

議案第56号 令和8年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和8年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和8年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和8年度菊池市水道事業会計補正予算（第1号）

一括上程・説明

日程第4 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

について

議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

について

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

について

一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 議案第65号 市道路線の認定について

上程・説明

日程第8 請願第1号 「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願

上程



出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 課 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	横 枕 結 実

午前10時00分 開会

○

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第2回菊池市議会定例会を開会します。

○

○後藤英夫 議長 ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

4月9日に、第290回熊本県市議会議長会が宇城市で開催されました。会務の報告並びに九州市議会議長会定期総会提出議案に「水道事業における耐震化推進と財政支援について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」の2議案が全会一致で採択されました。

また、4月23日に、佐賀市で第101回九州市議会議長会定期総会、5月26日には、第55回全国温泉所在都市議会議長協議会総会及び第291回熊本県市議会議長会、翌5月27日には、第102回全国市議会議長会定期総会が、それぞれ東京都で開催されました。

その概要は事務局備付けの書類により御承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和8年4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、御報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備付けの書類により、御承諾いただきたいと思います。

ここで、昨年度の全国市議会議長会評議員でありました前議長の水上隆光議員に、その功績に対し感謝状が贈呈されております。

ただいまから感謝状の伝達を行いますので、水上隆光議員は前にお進みください。

(感謝状の伝達 伝達後、議長席へ)

感謝状

菊池市

水上 隆光 殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ
本会の使命達成に尽くされた功績は
誠に顕著なものがありますので
第百二回定期総会にあたり深甚な
感謝の意を表します

令和八年五月二十七日

全国市議会議長会

会長 丸子 善弘

○後藤英夫 議長 感謝状を受領されました水上隆光議員には、本席から重ねてお祝いを申し上げます。

誠におめでとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○
午前10時03分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○後藤英夫 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、田崎奈々議員及び菊池みどり議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○後藤英夫 議長 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から7月10日までの23日間とすることに結論を見ておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月10日までの23日間と決定しました。

日程第3 議案第49号から議案第59号まで一括上程・説明

○後藤英夫 議長 次に、日程第3、議案第49号から議案第59号までの11案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほど御決定をいただきましたように、本日から7月10日までの23日間の日程で御審議をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、先ほど、水上隆光前議長に、全国市議会議長会から感謝状贈呈の報告がございました。

その御功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。

今後とも健康に御留意いただき、ますますの御活躍を期待するものでございます。

次に、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

去る5月に、市内各小中学校において運動会及び体育大会が開催されました。

児童生徒たちが、日頃の体育学習の成果を発揮し、全力で競技に取り組む姿、そして学級やチームが一丸となって目標に向かう姿勢に、私たち大人も大きな元気をもらうことができました。

次に、6月に入り、気温も上昇し、暑い日々が続くようになってまいりました。

同時に、梅雨の季節を迎え、大雨や土砂災害のリスクが高まる時期でもあります。

市民の皆様の安全と安心を守るため、市としても気を引き締め、「早め・強め・多め」を合い言葉とし、関係機関との情報連携体制の再確認など、災害等の緊急時への備えに万全を期してまいり所存でございます。

以上、御報告申し上げます。

それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第49号は、県に準じた職員の通勤手当の改正に伴う、地方公務員法の規定による菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、議案第50号は、インターネット上の人権侵害の防止に関する市の基本的施策などを定めるための、菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の新規制定、議案第51号は、現在の一般廃棄物処理の運用に合わせた処理手数料等の規定の整理に伴う、菊池市廃棄

物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部改正、議案第52号は、内閣府令の改正に伴う、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第53号は、厚生労働省令の改正に伴う、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第54号は、内閣府令の改正に伴う、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正でございます。

次に、議案第55号から議案第59号までは、それぞれ、令和8年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案をいたします議案第49号から議案第59号までにつきまして、一括して御説明をいたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第49号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、4ページが改正する条例案で、熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の通勤手当を改正するため、地方公務員法の規定により、条例の一部を改正するもので、令和8年8月1日から施行することとしております。

5ページをお願いいたします。

議案第50号、菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定については、6ページ及び7ページまでが制定する条例案で、インターネットの普及により、匿名での誹謗中傷等による人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、市民一人ひとりが表現の自由に配慮しつつ、誹謗中傷等の被害者にも行為者にもならないための意識や知識を身につけ、インターネット社会に応じた人権尊重の仕組みづくりを進める必要があり、インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する取組を推進することを目的として、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第51号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、10ページが改正する条例案で、一般廃棄物処理のうち、し尿処理の収集運搬については、市の許可を受けた業者が実施しており、現状の運用に合わせるため、条例の一部を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第52号、菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、12ページから18ページまでが改正する条例案で、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育を必要とする満3歳以上の児童の受入れに関し、特定地域型保育事業についての定員を定めるほか、その受入れに関する所要の改正など、国の基準に合わせて、条例の一部を改正するもので、公布の日の翌日から施行し、その他関係法の規定による条例への委任事項を定める規定を設けております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第53号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、20ページから23ページまでが改正する条例案で、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業において保育を必要とする満3歳以上の児童の受入れに関する所要の改正のほか、児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加など、国の基準に合わせて条例の一部を改正するもので、一部の規定を除き、公布の日の翌日から施行し、その他関係法の規定による条例への委任事項を定める規定を設けております。

次に、25ページをお願いします。

議案第54号、菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、26ページが改正する条例案で、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するもので、関係法の施行日に合わせて、令和8年12月25日から施行することとしております。

次に、27ページをお願いいたします。

議案第55号、令和8年度一般会計補正予算（第3号）でございます。

29ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に10億6,900万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ327億3,180万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、市内中学校体育館等への空調設備の整備、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、新たに農業者、道路運送事業者、

学校給食への支援を行うもの、熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定の内容に準じて、本市職員の通勤手当の増額を行うものなどが主な内容でございます。

まず、歳入について、事項別明細により主なものを御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫負担金、節4 生活保護費負担金のうち、上段の生活保護費負担金2,175万円の増額は、最高裁判決を受けて追加給付される保護費等への国庫負担金でございます。

2 枠目の目2 総務費国庫補助金8,822万3,000円の増額は、新たに実施する物価高騰対応重点支援事業の財源でございます。

同じく、目3 民生費国庫補助金において、節3 児童福祉費補助金のうち、2段目の子ども・子育て支援整備交付金1,193万9,000円の増額は、病児保育施設整備に対する補助で、国が定める補助基準額の増額によるものでございます。

同じく、目7 土木費国庫補助金2億746万4,000円の減額は、社会資本整備総合交付金及び地域住宅交付金の交付額決定に伴う減でございます。

なお、減額分の財源については、公営住宅建設事業債や地方道路等整備事業債などへ組替えを行っております。

37ページをお願いします。

1 枠目の目3 民生費県負担金1,727万3,000円の増額は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増で、後期高齢者医療特別会計を通して、後期高齢者医療広域連合へ支払う保険基盤安定負担金の県負担分でございます。

2 枠目の目3 民生費県補助金において、節3 児童福祉費補助金のうち、2段目の病児保育施設整備補助金1,193万9,000円の増額は、先ほど説明しました病児保育施設整備に対する県補助金でございます。

38ページをお願いいたします。

2 枠目の目1 財政調整基金繰入金9,408万4,000円の増額は、今回の補正予算の財源調整でございます。

39ページをお願いいたします。

款22市債につきましては、中学校体育館等への空調設備整備や、防災行政無線設備更新のための緊急防災・減災事業債の増、社会資本整備総合交付金や地域住宅交付金の減に伴う市債への組替えなどでございます。全体では9億9,870万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

40ページをお願いします。

2 枠目の下段、目9 地域振興費のうち、次の41ページ、1 枠目上段の交通コミュ

ニティ対策事業575万円の増額は、阿蘇くまもと空港と本市間の交通実証実験の委託料で、主な財源は地域未来交付金でございます。

43ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 高齢者福祉費のうち、次の44ページ、1 段目の後期高齢者医療関係経費6,574万1,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合負担金や、後期高齢者医療特別会計繰出金の増によるもので、保険料率及び診療報酬の改定並びに子ども・子育て支援金の新設により増額となったものでございます。

45ページをお願いします。

目 5 児童福祉施設費のうち、下段の病児保育施設整備事業3,581万7,000円の増額は、歳入でも説明しました病児保育施設の整備に対する補助でございます。

46ページをお願いします。

2 枠目の目 2 扶助費2,924万円の増額は、主に最高裁判決を受けて追加給付する生活扶助費2,900万円でございます。

47ページをお願いいたします。

1 枠目の目 2 予防費のうち、1 段目の予防接種事業576万3,000円の増額は、主に新たに実施します高用量インフルエンザ予防接種及び経鼻インフルエンザ予防接種の委託料でございます。

2 枠目の目 3 農業振興費のうち、次の48ページ、2 段目の物価高騰対応重点支援事業5,508万1,000円の増額は、物価高騰対応重点支援交付金により、動力光熱費高騰の影響を受けている農業者を支援する、物価高騰対応農業者支援金事業によるものでございます。

同じく、最下段の地域農業構造転換支援事業4,657万1,000円の増額は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手に対する機械・施設導入に対する補助で、財源は全額、県費でございます。

49ページをお願いいたします。

3 枠目の目 2 商工業振興費の物価高騰対応重点支援事業2,620万円の増額は、物価高騰対応重点支援交付金により道路運送事業者を支援する燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金事業によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

1 枠目の目 4 観光費のまちなか創造事業517万8,000円の増額は、菊池温泉街交通計画の策定に当たり、その基礎となる交通量の調査や、交通規制などの方針を策定する菊池温泉街交通計画方針策定業務委託料でございます。

52ページをお願いいたします。

1 枠目の目 4 防災管理費のうち、2 段目の防災行政無線等整備事業7,434万8,000

円の増額は、防災行政無線設備において、無線室の操作卓の更新を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。

1 枠目の目 1 学校管理費の小学校営繕工事 1 億4,300万6,000円の減額は、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度当初予算の双方に計上しておりました小学校校舎及び体育館の照明改修工事について、令和 7 年度に国庫補助金の採択がございましたので、令和 8 年度予算計上分を減額するものでございます。

2 枠目の目 1 学校管理費の中学校施設整備事業 8 億759万4,000円の増額は、中学校体育館等へ空調設備を設置するための設計監理業務委託料及び工事請負費でございます。

同じく、目 2 教育振興費の教育支援センター事業20万円の増額は、フリースクール等に通う児童・生徒のいる世帯へ経済的支援を行う、不登校児童生徒経済的支援事業補助金でございます。

54ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 体育施設費の体育施設整備事業441万6,000円の減額は、市営弓道場照明改修工事の減でございます。

先ほどの小学校校舎及び体育館の照明改修工事と同様に、令和 7 年度に国庫補助金が採択されましたので、同時に計上していた令和 8 年度予算計上分を減額するものでございます。

55ページをお願いいたします。

1 枠目の目 1 学校給食費のうち、3 段目の物価高騰対応重点支援事業1,240万6,000円の増額は、物価高騰対応重点支援交付金による中学校の学校給食食材費高騰に対する給食費の補填事業補助金でございます。

同じく、最下段の学校給食費支援事業15万9,000円の増額は、給食費を無償化している小学校において、アレルギー等により給食を食べることができない児童の保護者へ県補助金により経済的支援を行う学校給食代替費補助金でございます。

それでは、33ページに戻っていただきますようお願いをいたします。

第 2 表、地方債補正でございます。

歳入の市債で説明しました同様の内容で、表記載のとおり、全体で 9 億9,870万円の増額となっております。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第56号、令和 8 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

60ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に3万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,344万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、一般会計でも説明をしました会計年度任用職員の通勤手当の増でございます。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第57号、令和8年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

68ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に9,727万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億478万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、保険料率及び診療報酬の改定、子ども・子育て支援金の新設による後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

次に、75ページをお願いします。

議案第58号、令和8年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

76ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に9万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ61億607万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、国民健康保険事業特別会計同様に、会計年度任用職員の通勤手当の増でございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第59号、令和8年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

85ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を8万1,000円増額し、第3条におきまして、資本的支出を100万1,000円増額するものでございます。

補正の内容は、空調機取替工事に伴う工事請負費の増額でございます。

以上、議案第49号から議案第59号までの説明とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第4 議案第60号 上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、日程第4、議案第60号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますので、牧俊郎議員の退席を求めます。

（牧俊郎議員 退席）

○後藤英夫 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 議案第60号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

市議会の改選後、議会選出の監査委員が不在となっておりますので、その選任につきまして、地方自治法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

今回、新たに議員のうちから、監査委員として牧俊郎議員を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

牧議員の経歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をたずぬものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

質疑はありませんか。

荒木議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 おはようございます。では、議案第60号について質疑を行います。

牧議員の高潔で専門的な知識を有するという点に関しては、全く異論はありませんが、監査委員の一般質問について、執行部がどのように考えているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

監査委員として一般質問をした場合、監査委員としての質問をしているのか、議員としての質問をしているのかということが重なってしまうと、これは監査委員としての中立性を欠くとして、一般質問はできるが、監査委員としての職責との関係で自制が求められるというのが実務上の運用の仕方であるというのが書いてあります。うちはそれを明文化をしていない中で、執行部は、この監査委員の一般質問についてはどのような見解を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前10時31分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、質疑にお答えをいたしたいと思います。

一般質問につきましては、市議会の会議規則にも規定がなされているところと思いますので、今の御質問の内容については、市議会の中での御判断をいただいて、執行部といたしましては、見解についても、それに従うというスタンスを持っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 荒木議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 今まで、これは明文化されてなくて、うやむやになっていたんですよ。正直、合併直後の監査委員の方で、実際、監査で知り得た内容をここで一般質問をして、議長から自制を求められたことはあります。どなたかは申しませんが、実際、そういうことがあったら、やっぱり一般質問が止まってしまうので、執行部と議会で同じ見識を持って、だから監査委員さんに一般質問するなと言っているわけじゃないんですよ。打合せの時点で、やっぱりそういうこれは監査に触れるなと思ったときには、職員さんのほうからも打合せの時点でやっぱり言うべきじゃないかなというふうな考えでありますけども、これは自己の意見になってしまうので、総務部長が議会の運用に任せるとおっしゃったので、議会のほうでこれからきちっと明文化するなり、あやふやな部分を整えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○後藤英夫 議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、牧俊郎議員の除斥を解きます。

(牧俊郎議員 入場)

日程第5 議案第61号から議案第63号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、日程第5、議案第61号から議案第63号までの3議案を一括議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、議案第61号から議案第63号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

固定資産評価審査委員会は、本年7月7日をもって、3人の委員全員の任期が満了いたしますので、その後任として、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設けられている機関で、委員は、市の住民である者、市税の納税業務がある者、または、固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第62号、菊池市泗水町南田島の坂田孝浩さんを再度選任いたしたく、御提案申し上げます。

また、議案第61号、菊池市限府の緒方俊博さん、議案第63号の菊池市泗水町田島の山本美千代さんを新たに選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

以上3人の皆さんの経歴につきましては、それぞれの議案書に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号から議案第63号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、1議案ずつ起立により行います。

お諮りします。

最初に、議案第61号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第61号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第62号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第62号は、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第63号について、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第63号は、原案のとおり同意すること
に決定しました。

○

日程第6 議案第64号 上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、日程第6、議案第64号を議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、第117条に関係する議員はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

〔登壇〕

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第64号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、12人の委員の方々が、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

今回、新たに委員を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討しました結果、議案第64号の菊池市旭志弁利の水上佳代子さんを新たに委員として推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

水上さんの経歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第64号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○

日程第7 議案第65号 上程・説明

○後藤英夫 議長 次に、日程第7、議案第65号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第65号は、市道路線の認定に伴い、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、議案第65号につきまして、御説明をいたします。

議案書の101ページでございます。

画面の表示もできておりますでしょうか。

議案第65号、市道路線の認定については、道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、102ページから104ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

上原1号線は、開発に伴う道路新設、北畑線は、寄附採納に伴う新規認定でございます。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第 8 請願第 1 号 上程

○後藤英夫 議長 次に、日程第 8、請願第 1 号を議題とします。

請願第 1 号が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る 6 月 23 日午前 10 時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、6 月 19 日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午前 10 時 45 分

第 2 号

6 月 23 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和8年6月23日（火曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 委員会付託

○後藤英夫 議長 日程第1、委員会付託を行います。

議案第49号から議案第59号まで、議案第65号及び請願第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

令和8年第2回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件 名
総務文教 常任委員会	議案第49号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定について
福祉厚生 常任委員会	議案第51号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第52号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第54号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	請願第1号	「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願

付託委員会	議案番号	件 名
経済建設 常任委員会	議案第 65 号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第 55 号	令和 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 3 号）
	議案第 56 号	令和 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 57 号	令和 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 58 号	令和 8 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 59 号	令和 8 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○後藤英夫 議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、6月24日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午前10時01分

第 3 号

6 月 24 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和8年6月24日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○後藤英夫 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 おはようございます。私は、さきの菊池市議会議員選挙で当選させていただきました牧俊郎と申します。議長の許可を得て、新人議員として初めての質問をさせていただきます。

まずは、職員の皆さんが、本日の質問に当たり、準備段階から大変な御苦勞をされていることを知りました。皆さんがこのような日頃から市の発展のために仕事に取り組んでおられることに対し、心からおねぎらいをし、感謝をいたします。ありがとうございます。

議会は、市民の皆さんの前で、菊池市の行政課題について、その考えを述べ合い、対立ではなく、対話の姿勢で政策の柱を立てていく場であります。議員の立場からは常に建設的な意見を述べ、同時に市長執行部からは、議会、つまり、市民の皆さんに向けて、正面から丁寧に分かりやすく答えていただく、議論を闘わす場であります。議場での議論は市民の生活に直結いたします。だからこそ、あらゆる課題を長期的な視点に立って議論しなければならないと心得ます。

私の今日の質問は3つです。1つ目は、投票率及び選挙公費負担について、2つ目は、人口問題について、3つ目は、介護問題についてです。

1つ目の投票率及び選挙公費負担のうち、投票率について質問します。

さきの市議会議員選挙における有権者数、投票者数、投票率、年代別、これは18歳から30歳、31歳から40歳、41歳から50歳、51歳から60歳、61歳以上の投票率です。中山間地域及び旧菊池市の中心市街地の投票率、令和7年4月の市長選挙及び市議会議員補欠選挙、7月の参議院議員選挙、令和8年2月の衆議院議員選挙の投票率、

それぞれをお示しください。

○後藤英夫 議長 福島選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○福島正次 選挙管理委員会委員長 皆様、改めまして、おはようございます。選挙管理委員会の委員長をしております福島です。どうかよろしく願いいたします。

それでは、牧議員さんからの御質問にお答えいたします。

令和8年5月24日に執行されました、菊池市議会議員一般選挙についてお答えいたします。

投票日当日の有権者数につきましては、3万7,591人となっており、そのうち投票者数は、期日前投票及び不在者投票、当日の投票者数を合わせまして1万8,998人、投票率は50.54%となっております。

次に、各年代別の投票率でございますが、若年層から順に、18歳から30歳までが24.00%、31歳から40歳までが33.81%、41歳から50歳までが40.05%、51歳から60歳までが54.00%、61歳以上が62.91%となっております。

次に、中山間地域及び旧菊池市内の中心市街地の投票率について、該当する投票所が幾つかございますので、それぞれ平均値でお答えいたします。

中山間地域につきましては、旧菊池市、旧旭志村内に中山間地域を主な範囲とする投票所がございますが、平均投票率は64.72%となっております。

また、菊池市内の中心市街地につきましては、隈府地区内にある投票所の平均投票率で51.37%でございました。

次に、各選挙の投票率でございますが、令和7年4月13日執行の市長選挙が50.87%、同年7月20日執行の参議院議員通常選挙が58.68%、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙が56.76%となっております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 ただいまの答弁から、私たちは5月24日の市議会議員選挙の詳細な内容及びこの1年間の3回の選挙の投票について、内容を知ることができました。この数字から諸課題が浮かび上がったと思います。市長はそれぞれの投票率から何を感じ取られましたか、お答えください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。先ほど選挙管理委員会の委員長より報告のありました投票率についての私の所感を述べよということでご

ざいました。

投票率につきましては、今、お聞きのとおり、国政選挙、地方選挙に限らず、全体的に低い傾向にあると。また、常に減少傾向にあるということは非常に残念なことを考えております。選挙は政治に参加していただく重要な機会でありますので、このような状況を変えていくには、市民の皆さんが政治に参加しようという意識を持っていただけるような、魅力のある市政を議会とともに全力で展開していくことが重要だと改めて認識したところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 今、市長がお答えになったことを同じように感じましたが、私は少し違うことを感じました。1つは、18歳から50歳までの青年層の投票率が低いこと、これは今おっしゃったとおり。2つ目は、中山間地域のこの1年間の4回における高い投票率は、中山間地域の皆さんが何とかしたい、何とかしてくれという、そういう中山間地域を再興したいという声であり、中心市街地の投票率は、市政に対する、大変失礼ですけども、少し諦めに似た声ではないでしょうか。

さらに、本来であれば、市長選、市議選が、国政選挙よりも投票率が高くなければならないのに、結果は全く逆になっています。5ないし6ポイントの差です。今、私が申し上げたこの状況について、市長はどう対応しようとお考えでしょうか。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 数字から見る限り、今、市政に対する期待というものが低下しているのではないかとすることは、恐らく私もそのようなことではないかというふうに感じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 私は、突きつけられた投票率の低さは、政治家である市長及び市議会議員の日頃の政治活動に対する無音の抗議であると思います。私たちはこのことを深刻かつ真摯に受け止めて、常に姿勢を正し、市の発展と市民生活を念頭に仕事に取り組まねばなりません。このことを市民の皆さんの前に約束しましょう。どなたも同じ思いだと思います。

次は、選挙の公費負担について質問します。

選挙は、市民にとっても、候補者にとっても、大切な民主主義の手续です。その

中で、市が候補者のために負担する費用は、市民の税金で賄われていることからして、私たちはこの課題に丁寧に向き合うべきであります。

選挙では、資産の有無にかかわらず、誰でもが立候補できるよう、また、条例により、候補者の個人負担を軽くするために市が負担していただく、いわゆる公費負担の制度があります。

そこで、質問します。

菊池市でこの制度が条例化されたのはいつですか。

2つ目は、この制度は市民の間にどの程度周知化されていますか。

3つ目は、この公費負担について、選挙運動用の自動車のうち、自動車借入れ契約、燃料供給契約、運転手雇用契約及びビラ作成、ポスター作成の費用を公費で負担できる限度額、つまり、上限額の合計額を示してください。

○後藤英夫 議長 福島選挙管理委員会委員長。

[登壇]

○福島正次 選挙管理委員会委員長 それでは、お答えします。

本市の選挙運動費用の公費負担につきましては、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、選挙運動自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、その運用が定められております。

議員御質問の本条例の制定時期につきましては、平成17年3月の市町村合併時になされており、その後、各費用単価の改定や、公費負担対象経費変更の条例改正を経て、現在に至っております。

次に、本条例の市民への周知についてお答えします。

本条例については、市ホームページ等より閲覧することができます。

また、市長、市議会議員選挙の立候補予定者説明会時には、出席者へ制度の内容や手続方法等を御説明申し上げ、費用面の負担を減らすことにより、少しでも立候補がしやすくなるよう、制度の周知を図ってきたところでございます。

次に、本市の条例で定められている各公費負担の限度額について、市議会議員選挙における選挙運動期間7日間の合計額でお答えいたします。

まず1つ目に、選挙運動用自動車については、自動車の1台分の借入費用として11万2,700円、燃料費として5万3,900円、運転手の費用として8万7,500円となっております。

2つ目に、選挙運動用ビラの作成費用ですが、ビラ作成の上限枚数であります4,000枚で3万3,520円となります。

3つ目に、選挙運動用ポスターの作成費用ですが、公設のポスター掲示場が192か所ございますので、上限192枚で42万9,120円となります。

以上、各費用を合計しますと、候補者1人当たり71万6,740円が公費負担の限度額となります。

なお、各費用の単価につきましては、国の基準に準じて定めておりますことを申し添えます。

このほか、公職選挙法の規定により、市議会議員選挙におきましては、選挙運動用の通常はがきの発送費用について、候補者1人当たり2,000枚を上限に公費による負担をしているところでございます。

以上、本市の公費負担限度額についてお答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 私たちは、今の答弁から、菊池市が選挙候補者に対していただく費用についての決め事を書いた条例が実施された年度、条例の存在をどの程度の方が知っているかという周知度及び具体的な公費費用の限度額を知ることができました。

私は、昨年の補欠選挙のときにこの制度を知りました。この制度がどの程度知られていたかということを考えますと、思いますに、この条例の存在を知っている方が多ければ多いほど、市議選に手を挙げようとする方はさらに出てこられたのではないのでしょうか。今後、この制度をより多くの方に知っていただく方法を考えていただきたいと思います。

選管におかれましては、今後の市長選、市議選にできるだけ多くの候補者が出られるように、選挙情報の周知に努めてください。

私は、昨年の市議会議員補欠選挙に立候補した経験から、今回の選挙では、自己負担金及び選挙公費をできるだけ抑える選挙のやり方を考えて、それを実行しました。自己負担については、事務所を自宅に構え、ビラはA4用紙を複写機で印刷し、選挙用はがきを出さず、ポスターは手製のものをコンビニの複写機で印刷し、選挙カーは自家用車を使い、車の看板はボランティアが作り、ウグイスは乗せませんでした。ただし、運転手とガソリン代だけは公費を使わせていただきました。

結果として、立候補の準備費用及び告示期間の選挙運動に私が負担した額は約39万円でした。今示された公費限度額の合計約71万6,000円から、市で負担いただく対象である運転手とガソリン代の合計14万1,000円を差し引いた57万5,000円の公費を使わずに済んだことになりました。

今回の候補者は23人でしたので、仮に全員が節約した場合には、約1,320万円が使われなかった計算になります。お断りしておきますが、これは私の考え方によるものであって、ほかの候補者の皆さんを批判する意図は全くありません。公費負担

は制度ですから、この制度を利用するのは当然のことです。

一方で、教育委員会によりますと、今年の中学校新入生430人の制服などの当初負担額は10万円から15万円だったそうです。ネットで調べた菊池市の平均月収額は23万5,000円です。10万円から15万円という金額は、保護者にとって実に大きな負担です。節約されたであろう公費負担額総額1,320万円を430人で割れば、1人当たり約3万円です。もし選挙公費の使い方をもう少し工夫ができれば、例えば、今お話しした中学校新入生の保護者に入学費用として援助してあげれば、保護者はどんなにか助かるでしょうし、これこそ子育て政策の一助になります。税をより広く公平に使うことが求められます。

市民の税金をどのように使うかは、市政の信頼に直結する大切な課題です。より公平で、より市民の利益に資する形に見直す余地があるのではないかと思います。この考え方について市長はどうお受け止められますか。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、おはようございます。市長への御質問ですけれども、その前に、私のほうから全体的な財政面の節減等による考え方というものをお答えさせていただきたいと思います。

選挙にかかります公費負担の節減により生じた財源にかかわりませず、事業実施時の節減等により生じた不用額の取扱いにつきましては、不用額があることをもって、そのまま新たな事業の財源とするような「不用額があるから事業を実施する」という手法は取ってございません。

新たな事業を実施する場合は、予算編成を行う段階で、その時々に取り組むべき市民サービスや行政課題に対しまして、事業の必要性、緊急性、効果を精査した上で事業を組み立て、予算を配分することを基本としております。

一方で、決算等により生じました不用額は、次の新たな市民サービス等の事業を計画し、予算編成を行う上で活用し得る有用な財源の1つであることは十分に認識をしております。

今後とも予算の適正な執行管理に努めますとともに、節減等により生じた財源を、市民の暮らしに役立てるための施策の充実に生かしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいま総務部長のほうより、経費というものの考え方についての全体感は今述べたところでございます。

私のほうからは、この選挙の公費負担というものの考え方をいま一度整理して申し上げたいと思いますが、これは公職選挙法に基づく制度でありまして、狙いとしては、資産の多寡により、立候補の機会や選挙の公平性が失われるといったことが起きないように、選挙運動の機会均等を保障するということを目的に、国や地方公共団体が負担する制度でございます。これは狙いとしましては、候補者にとって費用負担感が立候補の制約要因とならずに、候補者の考えがより市民に伝わるようにするというところだというふうに理解しているところでございます。

本市としても、法律に基づいて条例で定めておりまして、この狙いが極力多くの方に浸透するように、使えるものは有効に活用していただければというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 ただいまの総務部長の御説明は時間を取りました。市長の御答弁は、少し私は外れていると思います。

続きますが、たまさか私の選挙手法は、若い世代にとって、自己負担が、牧がやったように、39万円なら自分も出れるかもしれないという希望につながったかもしれないこと、公費節減がやり方によってはできること、節減分をより公平に広く使えるのではないかとということ、そして、財源の節減対策の1つの例になったことと私は考えております。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、人口問題についてです。

選挙期間中に市内を歩きながら、中山間地域問題、中心市街地問題、農業問題、介護問題、子ども問題などをひしひしと感じさせられました。これらの重要政策課題は、当市においても随分と長きにわたって議論されてきたと思います。考えてみますと、これらの問題の根源は全て人口です。人口問題の解決なくして、これらの問題の解決にはならないということに尽きます。

そこで、お尋ねします。

毎月の広報きくちに掲載される人口統計を過去4年間に遡って、令和3年12月末日と令和7年12月末日の菊池市の人口、外国人人口、0歳から14歳、15歳から64歳、令和4年度と令和7年度の出生数、新しい命と御他界された方の合計である自然人口、引っ越して菊池へ入っている方と菊池から出ていかれた方の合計である社会人口、中山間地域人口及び旧菊池市の中心市街地人口のそれぞれの数字をお示ください。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

令和3年12月末と令和7年12月末の総人口は、4万7,414人から4万6,484人へと930人減少しております。

外国人人口につきましては、766人から1,585人へと819人増加しております。

年齢別では、0歳から14歳が6,045人から5,459人へと586人減少し、15歳から64歳が2万5,142人から2万4,900人へと242人減少しております。

次に、出生数及び自然増減についてお答えいたします。

令和3年中の出生数は309人で、自然増減は369人の減となっております。

令和7年中の出生数は233人で、自然増減は493人の減となっております。自然減が拡大している状況でございます。

次に、転入・転出及び社会増減についてお答えいたします。

令和3年中の転入は1,560人で、うち日本人が1,360人、外国人が200人となっております。転出は1,761人で、うち日本人が1,606人、外国人が155人となっており、社会増減は201人の減で、日本人が246人減、外国人が45人の増となっております。

令和7年中の転入は2,282人で、うち日本人が1,715人、外国人が567人となっております。転出は1,898人で、うち日本人が1,495人、外国人が403人となっており、社会増減は384人の増で、日本人が220人増、外国人が164人増となっております。

特に注目すべき点は、令和3年には社会減であったものが、令和4年から4年連続で社会増に転じており、令和7年には日本人・外国人ともに増加に転じている点でございます。

次に、中山間地域の人口についてお答えいたします。

これらの地域の人口につきましては、議員が事前にお示しされた神鶴、菊池松島等80行政区に基づきお答えいたします。

中山間地域の人口推移は、令和3年12月末の8,526人から令和7年12月末の7,681人へと、4年間で845人減少しております。

次に、旧菊池市の中心市街地の人口推移は、議員が事前にお示しされた上町、中町等21行政区に基づいてお答えをいたします。

令和3年12月末の9,831人から令和7年12月末の9,438人へと、4年間で393人減少しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 今の答弁から、菊池市人口はこの4年間で930人減り、一方で、外国人人口は819人の増です。顕著なのは、年代別、0歳から14歳の人口は586人減っています。出生数は76人減りました。出生数と死亡数の合計である自然人口は124人減りました。逆に社会人口は585人の増です。一方で、中山間地は845人が減り、中心市街地は393人減りました。以上の数字から、菊池市のこの4年間の人口の動きを確かめることができました。

そこで、市長にお伺いします。

市長は、今年の広報新年号の市長御挨拶の中で、転入者が転出者を大きく上回り、人口増基調が定着しつつあると述べておられます。外国人人口が総人口の減を補っていることを考えますと、市長は人口構造の本質を誤って御覧になられているのではないかと思います。市長の御見解をお伺いします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、社会人口につきまして、少し補足してお話をさせていただきます。

今、4年連続で社会人口が増加しております。そのうち、最初の3年間にしましては、確かに増加の主因というのは外国人の方でございました。しかしながら、この4年目、直近、足元の令和7年度でありますけども、この1年間を捉えますと、まず人口の社会増自体が384人と大幅に増えております。そのうちの日本人が増えた分が220人でございますので、むしろ、今、日本人のほうが多く増加することで、社会増を達成しているということが言えようかと思います。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 ありがとうございます。

私は今の答弁の数字を人口統計からは読み取ることはできませんでした。日本人の人口が220人も社会増に転じたことは喜ばしいことです。転入者が若い世代で占められているとすれば、願ってもないことであります。しかし、TSMC進出がなくても、この社会増は果たして実現したのでしょうか。失礼ながら、現在の社会増は、菊池市独自の人口政策から実現したとは思えません。しかも、日本人の社会増があったとはいえ、人口増を支えているのは外国人です。外国人は極めて大切な人材です。しかし、外国人は経済状況に左右される変動人口です。東南アジアの経済成長が大きい国から来日している外国人は、やがて日本で働くよりも高い収入が得

られる母国、自分の国を選択して帰っていきます。人口減社会では、社会増も大切ですが、私は自然増対策も30年先を見据えた場合に極めて重要な課題であると思います。

あわせて、観光ばかりではなく、会議、教育などの移動人口対策を求めます。人口減は仕方がないという諦めの境地に陥っているのが日本の現状です。でも、私たちは、菊池市はこれを打ち破らなければならないと私は思います。

質問いたします。

出生数減少の主な原因をどのように分析しておられますか。

2つ目は、自然増について、具体的にどのような政策を実行しておられますか。また、考えておられるか。

人口政策はT SMC待ちではなく、定住、出生を支える積極的な市政に転換すべきではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、まず第1点、出生低下の原因をどういうふうに見ているかということでございます。

これは本市に限ったことではございませんけども、1つには、若い方々の婚期の年齢が非常に遅れていると。なかなか結婚されない方が増えているということ。それから、これはばらつきがあるので、一概には言えませんが、1つの家族当たりで、特に都市部においては、より少ない人数を求める気風といいましょうか、機運もあるというふうにご考えておるところでございます。

それから、2点目は、ちょっと確認でございますけども、これに対する対応ということでもよろしゅうございますか。

○6番 牧俊郎 議員 はい。自然増について具体的にどのような対策を。

○江頭実 市長 菊池において、じゃあ、自然増対策をどう考えているかということでございます。

これは、まず結婚される夫婦がいらっしゃらないとできないことでありますし、また、その方のライフスタイルに対する考え方がございますので、なかなか市のほうでコントロールするということは難しい性格のものでございますけども、ただ一言言えるのは、私どもが今、力を入れておりますのは、結婚していただくということだけではなくて、結婚を促し、その後に妊娠をしやすいような環境を整え、そしてまた、お生まれになった後は、出産から子育てに至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援をしっかりとつくり上げるということだと思っております。

これによって、若い世代の皆様がこの菊池市、環境もいいけども、しっかりここで結婚して子どもを産み育てたいと心から思えるような環境をしっかりと築き上げることだというふうに思っております。

そのための施策としましては、これまで、婚活支援を補助金等でバックアップもしてまいっていますけども、それと加えまして、子育て世代への経済的支援として、例えば不妊治療というのは非常に高うございますので、その助成を続けたり、また、第3子以降は出産祝い金を差し上げておりますし、また、子どもの医療費も18歳まで無償化をいち早く進めたところでございます。

また、若い世代は共働きの方が多うございますので、子育てと仕事の両立支援を拡充するために、市内で2か所目になる育児・病後児保育施設の開設（後に発言の申出があり、「育児・病後児保育施設の開設」を「病児・病後児保育施設の開設」へ訂正）に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

また、核家族化しておりますので、1人になった母親の方が不安にならないように、母親の方の心身のケアを目的とする温泉を活用した産後ケア事業であるとか、何でもかんでも気やすく相談ができるようなこども家庭センターきくぴあというものをつくって、妊娠期から子育て期まで、寄り添った相談支援を強化しているわけでございます。

こうしたことを総合的に広範に多様な施策でもって進めていくしかないと思っておりますけども、こうした各種施策が、専門機関誌のほうで各種施策を点数化することで、毎年、どのまちが一番子育てとしては住みやすいまちかというのを公表しております。菊池市におきましては、昨年、全国の3万から5万人の規模の市の中で、全国5位であるというふうな総合的な事業の評価を受けた次第でございます。こうした地道な施策の積み重ねが、近年の移住者増にも現れてきているものと考えておりますので、今後もこうした地道な努力を広範に多様に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

発言の修正をさせていただきます。

先ほど例として挙げた中で、「育児・病後児保育施設の開設」というふうに申し上げましたが、これは「病児・病後児保育施設の開設」の間違いでございます。おわびして、訂正申し上げます。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 ありがとうございます。

市長執行部におかれましては、人口増対策について、いろいろな施策を講じてお

られて、一步一步その実績を重ねておられると思います。

私は思います。人口増政策として、自然増、社会増、それから移動増、移動増という言葉はあるかどうかは知りませんが、基本としたらどうでしょうか。そのために、まず自然増対策、そして若者が定着することです。そのためには教育の魅力化、高校生の画期的なインターンシップ制度の導入、以前行われようとしておりましたけども、高校コーディネーター制度を取り入れて、若者がまちの主役感を持てる、そのような政策を講じていただければと思いますし、2つ目は、子育て世代の流入策として、やはり医療体制、ここには産婦人科、小児科、出産や子育てに一番大事な医療体制が抜けています。これに対する力を入れていただきたいと思いますし、またあわせて、文教菊池の再興ということも併せてお願いをいたします。

また、3つ目は、高齢者の社会参画です。その内容は、高齢者でも今は仕事に就くことができます。またボランティアへの参加、それから老人クラブ、今は老人クラブではなくて、シニアクラブというそうですけども、また再びつくる。これにより、健康寿命を延ばして、社会保障の費用を抑制する。また、高齢者を支えられる側から支える側への政策の転換をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

3つ目は、介護問題についてです。

この質問をするために、私は4か所の介護事業を訪ねました。異口同音に最初に聞こえたのは、介護人材の不足です。現場は本当に疲弊していますよ。高齢者の声を代弁する代議員が1人もいない議会でもいいのか。私はその役割を担う覚悟でここに立っています。ですから、選挙では高齢者の代弁者、おこがましいことでありましたが、そのことを訴えて当選させていただきました。だって、ここで過去4年間に介護人材問題が議会で議論されたのは1回だけです。私は任期4年間の中で、この介護問題について最も力を入れてまいります。

65歳以上の高齢者人口は、直近3月末の人口統計から、総人口4万6,412人に対して、何と1万6,122人が65歳以上の高齢者です。34.7%を占めています。これを有権者に引き直しますと、実に42.8%です。いつの時代にも高齢者は家庭のため、地域のため、職域のため、ひいては国のために若いときから一生懸命働いてきました。ここにいらっしゃる皆さんは全てそうです。そのおかげがあるからこそ、現在の家族があり、地域があり、ひいては豊かで平和な国、日本があります。その高齢者に対して、やはり次の世代は常に愛、感謝、尊敬の念を持って、高齢者に接するのは当然のことではないでしょうか。

市内の介護事業は、当然のことですが、家庭内介護の実態は見えません。担当される民生委員の皆さんは秘密を守る義務がありますし、介護事業所では大変忙しい

ですから、そのような理由で高齢者の現状を私たちが確かめることはなかなかできません。そのために議員の皆様も高齢者の実情を把握できないのはもっともなことかと思います。

そのために、先ほどお話ししたように、過去4年間に介護保険に係る一般質問は1回しかありません。その中に介護人材に係る質問が1回ありました。介護人材は今すぐにでも解決しなければならない最も重要かつ急ぐべき問題です。この質問は介護人材の不足、介護職員の処遇改善が主な問題として述べてありました。

ところが、これらの課題に対する執行部の答弁は、議事録によりますと、処遇改善を県、他自治体とも連携し、機会を捉えて国に要望すると。また、市としては、処遇改善の直接的な助成は考えていませんというものでした。抽象的かつ実効性に乏しいものです。そして他人任せです。市が自ら動かねば、誰が動きますか。だから何としてでも介護人材確保のためには、市が動かなければなりません。言葉が過ぎて失礼ですが、何という冷たい答弁であるのか。一体行政はどの程度、介護事業所の現場を見ているのかと暗たんとした気持ちになりました。このときです。過去20年間の介護事業経験者として、私が議員選挙に手を挙げて、この問題に関わらなければ、菊池市は介護砂漠になってしまうという、そういう思いの下に決意をしました。

次に述べます点は、批判ではなく、事実関係を述べるものです。

市長は、令和4年から7年までの4年間の施政方針の中で、高齢者に言及されたのは、市議会議事録によりますと、令和4年が議事録の中で行数にして6行、令和5年3行、令和6年8行、令和7年8行です。この中で、認知症に触れられておりますが、最重要課題である介護人材に関する言葉は1つもありません。看過できません。これも私が市議選に手を挙げた理由です。

さらに続けて指摘します。

第9期の菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、長くなるので詳しくはお話しませんが、介護人材の不足は最重要課題であるのに、問題解決の熱意は全く見えません。計画書であるのにもかかわらず、文章は「何々の必要があります」、「検討します」の言葉があるだけです。

さらに続きます。

今回の選挙の中で移動販売車に出会いました。お話によりますと、当初は菊池市と泗水町の某スーパーの間で何らかの契約もあったそうです。その後、行政として、高齢者が多く住んでおられる地域の紹介があったそうですが、それ以上の対応はなく、仕事はその後、先細りになり、現在は赤字営業を続けているとのことでした。行政の関わりが薄いために、せっかくの移動販売車が消えてしまつては、買物弱者

は困ってしまいます。申し上げたいのは、行政として、高齢者に対してもっと心を込めて温かい対応をしていただきたいんです。

前置きが長くなりましたが、質問いたします。

1 つに、菊池市の介護人材確保策を示してください。

2 つ、その確保策のどれを実行し、その成果はどうなっているかを説明してください。

このまま介護人材の不足が続いた場合に、5 年後の介護サービス提供体制はどのようなになっているのでしょうか、お答えください。

4 つ目に、介護人材がなぜ定着しないのか。若い人材がなぜ介護業界に入っていないのか。

5 つ目は、介護人材確保の成功している自治体を調べたことはありますか。調べたことがあるのなら、このうち、菊池市に採用できるものがありますか。また、採用できるものがあれば、どう対応しておられますか。

最後は、介護人材確保のための支援策は何ですか。その現状はどうなっていますか。時間がありますから端的にお答えください。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの牧議員の御質問にお答えします。議員の質問の順番とは前後いたしますが、お答えいたします。

本市の介護人材確保策につきましては、現在、第9期菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上を実現するため、介護人材の確保について、現状と課題を踏まえ取り組んでいるところです。

また、介護事業所の最大の問題点は、介護人材不足であり、その背景には働き手の絶対数減少に加え、処遇面や社会的評価の課題があるものと考えられます。

現状把握と課題解決のために、令和6年12月より市内105か所の介護保険サービス事業所を対象に、介護人材確保・定着に関するアンケート調査を実施いたしました。

アンケート結果では、介護人材不足の現状として、人材が不足している、または、不足ぎみであると回答された事業所が半数程度あり、募集をしても、若い人材に限らず応募者がいない、特に介護職員については退職率が高く定着しない傾向にありました。その要因としては、給与面の待遇や、業務の負担が大きいことが挙げられていました。

アンケート結果で出てきた課題を解決するために、介護人材確保の成功自治体の取組についても調べております。

また、昨年度、福祉厚生常任委員会の所管事務調査も実施され、その中でも、本市の現状、国や県の補助や方向性、先進地の事例等を踏まえ、本市の実情に合った施策について検討を重ねてまいりました。

その結果、本市の介護人材確保策としましては、国や県に要望が必要なこと、既にある補助金等を活用すること、市として新たに支援策に取り組むことを整理いたしました。

まず、介護事業所で働かれる方の基本報酬は、3年ごとに国で決定されますので、処遇改善や介護報酬の引上げ等について、引き続き国に対して要望してまいります。

また、県においても、介護ロボット導入やICT活用等に対する補助金や研修を実施されていますので、各事業所への情報提供を行ってまいります。

本市の独自支援としましては、他自治体の成功事例を参考にしながら、今年度から2つの介護人材確保支援策を実施しています。

1つ目は、菊池市介護人材育成支援事業補助金です。

これは、市内の介護サービス事業所に雇用されている介護職員が、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護福祉士試験の受講・受験に要する費用に対して、補助金を交付するもので、介護職員の定着や資質向上を目的としています。

2つ目は、菊池市訪問介護事業所車両維持確保支援金です。

令和6年度の訪問介護基本報酬改定において報酬の引下げが行われたことで、事業所の運営に影響を受けた訪問介護事業所を支援するため、サービス提供に必要な車両の維持に要する費用に対して支援金を交付するものです。

施策の成果につきましては、市独自の支援策は、今年度から新規事業であるため、成果や課題等の分析は今後行ってまいります。

支援策実施により、介護職員のスキルアップと定着率の向上、訪問介護事業所の経営安定化に寄与するものと考えております。

このまま介護人材不足が続いた場合、5年後の介護サービス提供体制はどのようなになっているのかとお尋ねですが、介護人材が不足することによって、質の高いサービス提供ができなくなることで、また、介護サービスを必要とする方が、十分なサービスが受けられないということが懸念されます。

今後も、事業所の意見も踏まえた、介護人材の確保及び質の向上について取組を続けることで、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりにつながるため、この施策がより効果の高い支援となるよう進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 もう時間がなくなりました。市長に提案いたします。この介護人材不足の根本的な解決策として、私は介護人材公社を設立したらどうかという提案をいたしますが、市長、端的に御答弁ください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 介護人材公社を設立する考えはないかとのことでございます。ちょっと確認でございますが、これは市が公社を通じて、そういう人を雇用して、それを派遣するという意味で理解してよろしいですか。

○6番 牧俊郎 議員 もう端的にそういうことなので、そういう意思があるかどうかということです。

○江頭実 市長 今申し上げましたとおり、本市では介護事業所を何とか助けていこうということで、いろんな施策をやっておるわけでございまして、基本方針のほうは3年ごとに国で決定されますので、私どもができる分としては、じゃあ、その資質を上げるための教育費用がちゅうちょされないように、補助金をつくったところでございますし、また、訪問活動がよりスムーズにできるように、車両の一部の補助を行っているわけでありまして、こうした支援を始めたところでございまして、より効果の高い支援となるように、まずはそこを磨き上げていくということに注力したいと思っております。現時点では、御提案の仲介人材公社の設立は考えてはないところでございます。

以上、お答えします。

○後藤英夫 議長 牧俊郎議員。

[登壇]

○6番 牧俊郎 議員 総合計画策定の市民アンケートによりますと、市民が求めるまちの姿の1位は安全・安心に暮らせるまち、2位は福祉が充実したまち、3位は子育てしやすいまちです。

どうか介護人材確保策として提案した介護人材公社のような施策を講じていただきたく、心からお願いをいたします。

人口の35%を占める高齢者の余生を守ってください。心からお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、牧俊郎議員の質問を終わります。
ここで、10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森山章議員。

[登壇]

○5番 森山章 議員 皆さん、おはようございます。議席番号5番、公明党、新人の森山章です。このたび、市議会議員選挙で初当選させていただきました。ありがとうございました。

本日は、議場まで足元の悪い中、傍聴にお越しいただいた皆様方、心より感謝申し上げます。また、日頃から市政に関心をお寄せいただいている方に深く感謝を申し上げます。市民の皆様のお声を市政に届け、暮らしと地域経済を守るため、全力で取り組んでまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は人生初の質問で、要領を得ないところでございますが、私なりに準備をさせていただきました。どうかよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従い、2題質問させていただきます。

小学校体育館の空調設備計画について及び子どもへの熱中症対策についてと地域通貨型商品券、菊池ではめぐるん券と呼ばれておりますが、めぐるん券のデジタル化について、デジタル商品券について、お伺いいたします。

1つ目は、小学校体育館への空調設備及び子どもへの熱中症対策でございます。

近年、地球温暖化により平均気温の上昇とともに、台風被害、線状降水帯による豪雨災害など全国で起こっております。今年は早くも8個の台風が発生しております。また現在、熊本県下で高齢者避難等の警戒レベル3が発令されております。

また、地震災害も予期せぬところで起こっております。災害大国日本では避けては通れないところではございます。緊急避難場所の確保、長期間にわたり避難ができるかなど課題がございます。

気象庁は、今年の夏、日本の全国各地で気温が高くなると予測しており、内陸部、盆地では40度以上の酷暑日が生じると予測しており、昨年、熊本の7月から8月の2か月間、真夏日は57日、ほぼ毎日ですね。猛暑日は32日を記録しており、豪雨による土砂災害、台風等による避難等、いろいろなケースが考えられます。

学校体育館への空調設備について、数年前から東議員などが質問されており、昨年は稲継議員への回答で、来年、つまり、今年度から手を挙げるということでした。今年度の議案書に学校体育館への空調設備を設置すると明記されております。令和8年に中学校5校、学校体育館に空調設備工事を実施、令和9年度には3か所の武

道館、菊池南中学校武道場、旭志中学校武道場、泗水武道館に空調設備工事実施予定となっていることが確認できました。

これらは中体連やその他の大会、また、非常時への避難場所の確保の意味で、大きく進展していると思います。大変に喜ばしいことでございます。大いに評価しております。

しかしながら、小学校体育館への記載が一切見当たりません。小学校体育館への設置計画と具体的な計画、予定はあるのか、お尋ねします。また、なぜ遅れているのか、理由もお聞かせください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 改めまして、皆様、こんにちは。ただいまの御質問にお答えいたします。

森山議員もおっしゃいましたが、まず、中学校体育館への空調設備設置につきましては、生徒の熱中症対策及び指定避難所の機能強化を目的として設置するもので、本定例会において補正予算を上程しておりまして、まずは年度内の工事竣工を目指すところでございます。

なお、本年度、中学校体育館への設置を行いまして、令和9年度に中学校武道場等への設置を予定しております。小学校体育館への設置につきましては、中学校への設置後に引き続き取りかかれるように、検討を進めているところでございます。

また、小学校体育館への空調設備設置が遅れている理由はというところですが、まず、中学校では、体育の授業以外に部活動で使用しており、かつ、避難所開設の優先順位が高い施設を対象としたことから、各地域の中学校体育館へ先行して設置するとしたものでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 森山章議員。

[登壇]

○5番 森山章 議員 いつ起こるか分からない大規模災害に備えるという視点から、小学校への計画が遅れているということは大変残念なことでございます。

それでは、熱中症対策の関連から質問させていただきます。

前回、稲継議員、島議員がお尋ねされました熱中症対策で、冷水器の設置等の提案がございましたが、今のところ、計画はないという回答でした。

熱中症対策は講じられているのか、お尋ねいたします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小中学校の体育の授業における熱中症対策ですが、夏場における体育の授業は、午前中の涼しい時間に実施するように指導しているほか、日中の実施となる場合でも、各学校で環境省の熱中症アラートの確認や、所有する熱中症計で活動場所の暑さ指数を測定し、活動実施の判断としているところでございます。

また、全校に経口補水液を配備しているほか、ほとんどの学校では、スポットクーラーや大型扇風機を活用しながら熱中症対策を行っております。

学校施設開放時の地域活動での使用につきましては、社会体育施設関係の熱中症対策としまして、毎年施設を利用するクラブチームの代表者説明会の際に、熱中症防止について説明するとともに、水分補給についても、補充分を含めて各チームで準備していただくようお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 森山章議員。

[登壇]

○5番 森山章 議員 小学校の子どもたちが、夏、教室だけで過ごせというのはもう本当にかわいそうな気がいたします。せめて冷水器の設置、ミストつきの扇風機等、早期設置を再度御提案いたします。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2つ目の質問へ進めさせていただきます。

近年、物価の高騰は歯止めがかからず、高齢者世帯、低所得者世帯、子育て世帯にとっては、日々の生活に直結する深刻な問題であり、自治体として、生活支援の重要性はこれまで以上に高まっているものと考えます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢が収まったとしても、原油、ナフサの安定供給にはしばらくかかる見込みです。

中小企業者の方々より、原料、材料が入らない、入ったとしても値上がりし、高騰しているという声をよくお聞きいたします。本市において、生活者支援として、今現在行われているめぐるん券事業は、市民の家計を下支えし、地域内でお金を循環させ、地域経済を回していくという点で大きな意義があると評価いたします。しかし、めぐるん券が皆様の手に届くまで、地域によりかなり格差があったように思います。どのくらい差があったのか、留守で配達できないものは含みません。また、前回、児童手当の給付対象年齢の方のめぐるん券利用率をお尋ねいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、こんにちは。森山議員の質問にお答えさせていただきます。

今回のくらし応援めぐりん券事業としましては、食料品などの物価高騰の影響を受ける市民の皆様への支援として、菊池市内共通商品券めぐりん券1人1万円分を全市民へ配布し、負担の軽減を図るものです。

併せてめぐりん券の配布により、地域内で消費を喚起し、エネルギー価格高騰などで厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への支援も図っているものです。

今回は物価高騰対策としまして、いち早く市民の皆様の手元に届けるべく、既に商工会にて流通しているめぐりん券を発行することとし、その予算化につきましても近隣市町では最も早い時期に行ったところです。

市内の全世帯に当たる約2万1,000世帯への配布につきましては、郵便局により自宅を訪問し、対面で受け取る方式で行い、本年2月末には全量を郵便局へ引き渡したところです。

配布期間につきましては、郵便局が最初に配達した世帯が3月1日で、最後に配布した世帯が3月22日でしたので、その差は最大3週間ございました。

次に、前回、令和7年度の中小企業・小規模事業者支援めぐりん券事業としましては、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者への支援として、めぐりん券1人5,000円分を市内の児童手当対象年齢の方に配布し、消費を喚起し経済の活性化を図るものでした。

商品券の流通額面が3,448万円に対し、換金額が3,300万9,000円で、換金率については95.7%でした。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 森山章議員。

[登壇]

○5番 森山章 議員 前回、ほとんどの方が利用されているということで評価いたします。また、手元に届くまでの時間と手間に関しては、検討の余地があると思われます。

今後のデジタル商品券活用による生活者支援と地域経済活性化についてお尋ねいたします。

社会全体ではキャッシュレス化、デジタル化が急速に進んでおります。本市におかれましても、デジタル化推進宣言から約5年が経過しております。他の自治体においては、デジタル商品券型の生活者支援制度を導入する動きが全国的に広まっております。

熊本県内でもプリペイドカード式決済、長崎県、大分県、福岡県でもQRコードを読み取り、決済ができるなど、どんどんと進んでまいっています。

デジタル商品券は、事務の効率化、事業コストの削減、さらには政策効果の見え

る化などを同時にできる手法として注目されており、単なる給付手段ではなく、自治体運営そのものを効率化するツールとして位置づけられています。

これまでは、本市において、商品券事業は紙の商品券のみで実施されてきました。これからも国の支援、地方交付金なども実施されるかと思われませんが、配布までに一定の時間を要することや、印刷、仕分、配布、換金といった事務負担、さらには事業費の増大など、幾つもの課題が指摘されます。

また、使用者側では使用期限が迫り、無駄なものを買ってしまったたり、使われないままに終わってしまうということも考えられます。使おうと思ったときに手元になかったり、利用機会を逃してしまうこともございます。外出時に常に持ち歩くものではなく、1,000円以内の買物ではお釣りが来ないなど、利便性が必ずしも高くないといった声も聞かれます。せっかくの生活者支援であっても、実際にはうまく使われていないのであれば、政策効果は十分に発揮されているものとは言えません。

一方、デジタル商品券であれば、日常的に持ち歩いているスマホで利用でき、こうした課題を解消し、市民の利便性を大きく向上させることが可能でございます。いつでも、どこでも、忘れずに使えるという点では、支援を確実に市民の生活に生かせる上で極めて重要であり、商品券そのもののDX化する意義は大きいものと思います。

デジタル商品券であれば、先ほど述べました課題、これまでに必要であった印刷、仕分、配布、換金の手間を大幅に削減することができ、迅速な給付、事務負担の軽減、コスト削減が可能となります。行政運営の効率化と公平性を確保するという観点からも有効な手段であると考えます。

加えて、妊娠時と出産後の面談をすることで、支給される出産子育て応援交付金をデジタル商品券で実施することは、子育て世代の利便性向上や、支援目的の明確化、地域内での消費喚起、そして、自治体事務の効率化を同時に実現できる有効な方法であると考えます。

また、デジタル施策を進める上で、最も重要なのは誰一人残さないという視点です。特に高齢者やスマートフォンを持たない方、操作に不安を感じる方への配慮は欠かせません。

他の自治体では、窓口の登録、利用支援、紙の商品券の代替措置、家族による代理利用などを組み合わせることで、デジタル弱者に配慮した運営を実現しています。

本市では、スマホ講座なども何回も開催されております。こうした課題を前提とした制度設計を行えば、デジタル商品券の導入は十分に可能でございます。

また、デジタル化はあくまで手段であり、目的は市民の生活支援でございます。そのため、紙の商品券か、デジタル商品券かを市民に選べる選択制モデルを導入す

ることが現実かつ公平な方法ではないでしょうか。デジタルに慣れた世代はスマホでの利便性を活用でき、紙を希望される方も、従来の商品券で配布されれば不安も解消されます。

このような併用型選択制モデルについては、手間と時間がかかりますが、いつかは乗り越えないといけない課題でございます。一度行えば、次からは少しずつ手間が省けると思います。

また、もう一つのネックが、システム開発に多額の費用がかかるという点でございますが、近年、自前でシステムを構築するのではなく、既存のデジタル商品券事業者を活用する方法が主流となっておりまして、初期の開発費用は不要で、必要な時期だけサービスを利用することができ、費用面では大きくハードルが下がるものと思われまして。

現在の商品券事業は、商工会の皆様の多大な尽力により支えられています。発行、管理、換金といった業務負担は決して軽いものではございません。デジタル商品券事業者と商工会が連携することで、換金業務の簡素化や、事業、作業の軽減が可能となり、商工会本来の役割である事業者支援や、地域経済活性化により注力ができる環境が整うものと考えます。

また、デジタル商品券の大きなメリットは、利用者データの分析が可能になるという点です。どの業種でいつどのように使われたかを把握することで、これは単なる給付にとどまらず、根拠に基づく政策立案への大きな一歩であり、市として、こうしたデータを今後の地域経済政策に生かしていくことができます。

商工会の負担軽減、商店の皆様の換金の手間と現金化にできるまでの時間、スピード等を考え、また、利用者の利便性を踏まえて、デジタル商品券の導入をぜひ検討してもらえないか、お伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、森山議員のデジタル商品券の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で述べましたとおり、今回は物価高騰対策として、市民の皆様の手元にいち早く届けるべく、既に流通している「めぐるん券」で対応したところです。

デジタル商品券の導入に関しましては、今後の社会全体のキャッシュレス化の進展やデジタル弱者への対応、それと導入に伴う初期費用を含めた運用手数料などについて、メリット・デメリットを調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 森山章議員。

[登壇]

○5番 森山章 議員 ありがとうございます。

いつかは乗らないといけないデジタルの波でございます。デジタル化推進されている本市におきまして御検討されているということをお聞きし、早く実現できるようお願いいたします。

これで、私の質問を終わらせてもらいます。

○後藤英夫 議長 これで、森山章議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から開きます。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時00分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 改めまして、皆様、こんにちは。議席番号10番、公明党の島春代でございます。議員として2期目となりますが、よりよい菊池市となるように、議員の皆様とともに尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。また、お忙しい中、足元の悪い中、傍聴においでくださいました皆様、心から御礼申し上げます。

では、通告に従い、質問させていただきます。

学校への給水スポット配備について。

給水スポットについては、午前中に森山議員も少し触れておられましたが、一般質問では、これまで、稲継前議員が体育館での熱中症対策、また、対策に対しての配備要望、また、私も昨年、公共施設への設置をプラスチックごみ削減の観点から質問してまいりました。今後も重要な課題と考え、再度質問することにいたしました。

地球温暖化の影響もあり、夏場の猛暑が皆様も体験しておられますように、猛暑が常態化し、今年の気温も最高気温40度以上の酷暑日が予測されております。年々気温の上昇が厳しくなっていくように感じています。生命に関わる異常気象が続くことと危惧するところであります。

環境省や気象庁では、熱中症への警戒を呼びかけており、子どもから高齢者まで、それぞれの生活や行動に自分の身を守る対策が不可欠となります。大人に委ねられ

ている子どもたちの健康と安全を守るため、学校現場における熱中症対策はこれまで以上に重要な課題ではないかと思います。

そこで、質問ですが、現在、市内小中学校における熱中症対策の状況と課題についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えします。

小中学校における熱中症対策につきましては、午前中の森山議員の一般質問で答弁したとおりでございますが、昨年度、中学校の校外活動において熱中症が1件発生しております。

校外活動においても、熱中症アラートの確認、暑さ指数の測定、小まめな水分補給などの熱中症対策を行っているところですが、昨年度の事案では、テント設置による日陰の確保がされていなかったことや、中止と判断するタイミングが遅れたことから熱中症が発生したものでございました。

そのような課題がありましたので、臨時校長会を開き、危機管理、安全管理について、管理職の連携や判断の仕方、緊急時の対応などについて、ヒヤリ・ハットの資料を基に再度、認識の共有を図りました。

現在も、定例の校長会において、教育長より熱中症についての注意喚起を行っておりますし、各学校においては熱中症対策研修を行っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 熱中症の危機というのは判断も難しいし、緊急時の対応ということも先生方に求められるところでございます。昨年、課外で1件、熱中症が発生したということで伺っております。

現在、市内の小中学校では、水筒の持参やエアコンの活用、運動時の休憩、いろいろな対策も講じられていると思います。昨年も熱中症警戒アラート、特別警戒アラートなどが発表されておりました。学校現場でも先生方も大変御苦労されていることと思います。

森山議員も午前中に言われましたが、昨年の熱中症アラートの発表、6月20日ぐらいから熱中症アラートが発表されておりました、昨年は。おととしも同じぐらい、50日から60日ぐらい、危険指数が31以上の日が見られたということで、今後、40度になる日が何日あるかと思うと、本当に厳しくなることが予測されております。

気温が35度を超えるような猛暑日というのは、もう子どもたちもマイボトル水筒に家庭から持参した飲物だけでは既に足りなくなるのではないのでしょうか。子どもたちは体育や部活動、登下校など、運動量が多いことで、大人以上に大量の水分補給も必要となることが考えられております。

そこで、再質問いたします。

現在、水筒の飲料が不足した場合、各学校ではどのような対応や指導を行っているのでしょうか。前回の答弁では、学校の水道水を入れて飲んでいるというところもあるとのお話でしたが、その後、変わっていないのか。

また、学校現場や保護者から冷水器などの給水設備の充実を求める声は寄せられていないのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校現場でのことですが、本市では児童生徒が水筒を持参しており、不足分は水道水の利用を行っているところです。

また、学校現場や保護者からの設置の声ということですが、給水スポットの設置の声につきましては、直接、教育委員会への要望等はございませんので、今回の質問を受けて、学校に調査を行いました。

調査の結果、学校現場からの設置希望が15校中3校、保護者からの声としては、個別に2件が報告されました。

また、PTA等の支援により既に設置している学校からは、故障のため買換えの相談があったところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 冷水器というものは、使用する頻度もあるでしょうけど、熱中症に対しての対応としては非常に必要なものではないかと思っております。今、いろいろ調べていただいてありがとうございます。

学校では、私が聞いたところでは小学校の3校、泗水東小、隈府小、泗水小の3校と、中学校では、旭志中にペダルで踏んでびゅっと噴水状に出ますね。そのまま飲める給水器があるということを伺っております。子どもたちも、その噴水状に出たのを水筒に入れている、帰りに入れて帰るお子さんもいるということを聞いております。

学校の水道水の水質検査とかはきちんとされて、クリアしていると思いますが、夏場になると水道水がぬるくなることがあります。屋外に設置された水道管や受水槽の水温が上がり、年間平均温度は16度くらいですが、夏には28度前後になると言われております。

熱中症対策としては水分補給が重要ですが、子どもたちが生ぬるい水は飲みたくないと感じてしまうと、大人でもそうですが、水分摂取不足につながるおそれがあります。運動時など体内で熱が発生する状況では、5度から15度の冷たい飲料水を飲むことで深部体温を下げて、熱中症の予防対策につながると言われております。熱中症予防の観点から、水道水温の実態把握や、冷水器の整備など、安心して水分補給できる環境づくりを進めていただきたいと考えているところです。

全国的にも、ウオーターサーバーや冷水器の導入をしている自治体が見受けられます。近隣自治体でも体育館に設置しているところもありますが、最近では、山鹿市は小学校8校と中学校5校、計13校に1台ずつ配備されたということをお聞きしました。

先ほど言いましたペダルを踏んで噴水状に出る、設置がしてあるところも本校でもあります。一時、コロナウイルスの拡大時は感染面から使用が禁止されるという形のものがございました。

そこで、再質問ですが、児童生徒の命と健康を守るための環境整備として、学校へのマイボトル水筒用の冷水器の設置を進める考えはありませんか。

また、学校施設は災害時には避難所として活用されます。給水スポットの整備は、平時の熱中症対策だけでなく、災害時の飲料水確保にもつながるものと考えますが、この観点からも市長の御見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 まず、私のほうから、給水スポットの設置の考えはあるかとの質問にお答えいたします。

給水スポットについては、学校の意向を聞きながら、設置の有無について判断したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私のほうからは、いわゆる避難所対策として、学校の体育館等にウオータースポットを置けないかということでございますね。

災害が発生した際は、その規模に応じて各学校の体育館を避難所として開設する

場合があります。こういういざ大規模災害となった場合は、一方で、断水だとか、停電といったことも起こり得るわけでありまして、給水設備の使用自体が困難となることも考えられますので、避難所等に対する私どもの考え方としては、熊本地震規模の避難者数を想定して、5,000人分ぐらいの飲料水の備蓄を行うということが極めて重要だと思っておりますので、そのことについては備蓄を行うとともに、市内の飲料水製造事業者との協定によりまして、供給体制を確保しておるところでございます。より冷えた水ということでしょうけども、避難所対策としては、今のところ、学校にそういう給水スポットを設置するという予定はございません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 給水スポットの設置については、学校の意向をお聞きしながらということで伺いました。

避難所の観点からは、体育館もありますが、校内にあればということも考えております。災害時に5,000人分の備蓄を目標としておられるということですが、いろんな観点から見れば、給水スポットの必要性は今後考えられるのではないかと考えております。

安心して学び、活動できる教育環境を整えるためにも、子どもたちの健康と安全を守ることは行政の重要な責務であります。今後も猛暑が常態化すると思われる中で、学校への給水スポット設置について、今後も前向きな検討を要望して、次の質問に移ります。

次に、不登校児童生徒への給食提供による支援について質問させていただきます。

全国的にも不登校児童生徒が増加しており、文科省の調査で、令和6年度は約35万人、およそ26人に1人の割合で不登校が見られるということで、この不登校対応は本市でも例外ではありません。

不登校の子どもたちは、様々な理由により学校に行けないことによる学習機会の減少だけでなく、栄養の偏り、生活リズムの乱れ、社会的孤立など、複合的な課題を抱えていることが指摘されています。

子どもの成長に重要な点で、学校給食についてお聞きしたいと思います。

不登校の子どもたちを少しでも減らす取組として、ほかの自治体で不登校児童生徒の居場所づくりと栄養支援の観点から、給食センターなどを活用し、学校と同じ給食を提供する取組が始まっており、福岡市では教育支援センターで提供して、一定の成果が見られているそうです。

不登校児童生徒への給食提供は、単なる食事の提供にとどまらず、栄養バランス

の改善、生活リズムの安定、外出のきっかけ、社会とのつながりの回復、学校復帰へのステップなど、多面的な効果が期待されております。

初めに質問ですが、1点目に、本市は本年度より校内教育支援センター設置を全小中学校に増やされ、指導員の人数も拡充されて、不登校児童生徒の支援に力を入れてくださっていることはとてもありがたいことと思います。不登校の子どもたちは、その後、現状はどうでしょうか。

2点目に、校内教育支援センターを活用した給食提供は行っておられますか。もしおられたら、取組の効果についてどのように認識しておられますか。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、不登校児童生徒の現状はというところですが、令和6年度及び令和7年度のそれぞれの年度末時点での不登校児童生徒数をお答えします。

令和6年度末時点では、児童84人、生徒143人で、合計227人でございます。

令和7年度末時点では、児童61人、生徒121人で、合計182人となりまして、前年度より不登校児童生徒数の減少が見られたところでございます。

続きまして、校内教育支援センターにおいて給食を食べている児童生徒の状況についてお答えします。

まず、本年度より、全ての小中学校に校内教育支援センターを設置しております。

4月は児童23人、生徒20人の合計43人が校内教育支援センターを利用し、そのうち、児童23人、生徒14人の合計37人が給食を食べております。

また、5月は児童24人、生徒30人の合計54人が校内教育支援センターを利用し、そのうち、児童24人、生徒22人が給食を食べております。

以上のとおり、小学校児童全員とほとんどの中学校生徒が、給食を食べることができております。

不登校児童生徒への給食提供について、一定の効果が出ているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 ありがとうございます。

校内教育支援センターを全校に設置されて、不登校が幾分か減少していると。校内教育支援センターでの給食も、そこで食べられる子どもたちもいると。一定の効果が出ているということで喜ばしいことだと思います。

ほかの自治体ですが、東京都の八王子市でも、不登校児童生徒、2024年度ですが、147人に対して給食を提供したということで、学校へ通えるようになった児童生徒もいるということです。

給食センターとか校内教育支援センターを活用することで、不登校から学校へ通えるようになったということはよいきっかけではなかったかと思います。

岐阜県の本巣市では、「教室へ行きづらいなら、給食センターにおいでよ。学校に行けない君へ ランチのお誘い」と呼びかけております。

本市もこういうふうに、校内教育支援センターで給食提供できるということは、栄養支援の点からも、不登校児童生徒にとって大きな一歩であり、未来につながる取組であると考えますので、今後も続けてほしいと思っております。

そして、本年4月から全国の小学校は給食費無償化となりました。国からの給食費補助と、不足分は本市から充当した金額で開始されました。子育て世帯の経済的負担軽減には大きく寄与していることと思います。

一方で、学校に行けず、校内教育支援センターにもどうしても行けない、不登校により学校給食を食べていない、利用していない児童生徒の食事についてはどのような状況でしょうか。

不登校は様々な要因によって生じるものであり、本人や保護者の努力だけで解決できる問題でもないようなお子さんも中にはいるかもしれません。

そこで、小学校の給食費無償化と公平性について伺います。

給食費無償化による支援では、全ての小学生を公平に見る観点から、子どもの置かれた状況にかかわらず、不登校で給食を利用していない家庭へひとしく支援を受けられる仕組みづくりが必要とも考えますが、この支援の差について、市はどのように認識し、考えておられますか。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校給食費無償化につきましては、国県から自治体へ学校給食にかかる食材費を一定額補助するとともに、自治体も不足分を一部補助しております。

そこで、給食を食べていない児童への対応につきましては、児童の置かれた事情に応じた異なる支援を予定しております。

学校に登校し、アレルギーや宗教的理由等により弁当を持参する児童への給食の代替補助金について、補正予算で必要な経費を計上しております。

また、学校に登校できない児童の支援につきましては、金銭補助ではなく、今年度から全小中学校に設置した校内教育支援センターで給食を提供することとしてお

ります。

具体的な例として、教室に入ることができない児童であっても、まずは給食の時間だけでも学校に通うことから始まり、その後、段階を踏んで授業等にも参加し、教室復帰に至った事例がございます。

不登校児童にとって、学校で給食を食べることは、単なる栄養補給ではなく、学校復帰への動機づけと心身の充実を図るために重要であると考えております。全ての児童が給食を通じて学校生活に参加できる環境を整え、不登校児童の段階的な学校復帰を支援してまいります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 本市では、給食費無償化に伴い、先ほど教育部長が言われたように、食物アレルギー、いろいろな理由で学校給食を食べられない子どもさんへの支援をしていただくことになり、このことはありがたいことではないかと思えます。

そのほかに、どうしても来れないお子様、支援センターを利用するというのと、あと、段階的に学校復帰への動機づけ、声かけ、様々な働きかけで登校を促すということで支援をしていただいていることと受け取りました。

給食費無償化は大変意義のある子育て支援策ですが、同時に不登校児童生徒の家庭が取り残されることがあってはいけないと思います。

国は明確な方針は決まっていないようですが、それぞれの自治体に任せられているようです。支援の公平性という観点から、また、無償化の目的となる子育て世帯の負担軽減という点から、全ての子どもたちに目を向けた施策の充実も今後検討する必要があるのではないかと考えます。

学校にも支援センターにも行けない、家から出られないという子どもたちを誰一人取り残さないような対応を今後検討していただくように、よろしくお願いいたします。

では、3番目です。高齢者の補聴器購入助成について。

加齢に伴う難聴は多くの高齢者が抱える身近な課題であります。認知症予防や社会参加の観点からも重要でございます。しかし、年齢のせいだから仕方がないと放置されることも少なくありません。

高齢者の社会的孤立や認知機能低下のリスクを少しでも軽減するために、生活の質向上や社会参加促進を目的として、全国では補聴器購入費助成制度を導入する自治体が増えてきております。しかし、補聴器は高額であります。何万円から何十万

円という金額も様々でございます。必要であっても購入を諦める高齢者が少なくありません。本市においても、高齢者の聞こえを支援するため、補聴器購入費助成制度を創設できないかを伺います。

聞こえの低下は、家族や友人との会話が難しくなり、地域活動や趣味の場から遠ざかる原因ともなります。また近年では、難聴が認知症のリスク要因の1つであることも指摘されております。知り合いのひとり暮らしの年配者の方ですが、難聴が進んで、コミュニケーションが困難ぎみとなり、地域での交流が減少している方も近所におられます。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、聞こえの環境を整えることが重要であり、補聴器の活用は有効な手段の1つであります。

先ほども申しましたが、性能によって、片耳で数万円から数十万円、両耳ではさらに大きな負担となります。そのため、必要性を感じながらも購入を諦めている高齢者も少なくありません。

そこで、お尋ねいたします。

まず1点目、本市において、加齢性難聴に悩む高齢者の実態をどのように把握されているのか、お伺いします。

2点目に、高齢者の聞こえの低下が健康寿命や認知症予防に与える心身への影響について、市としてどのように認識されているのかをお尋ねいたします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまで加齢性難聴に悩む高齢者の実態調査や要望調査などは実施しておりません。

現時点では、介護保険の認定調査時にどの程度の難聴があり、生活にどの程度支障があるのか、また、高齢者福祉サービスの利用申請をされた際の聞き取り調査で、聴力の状況、難聴であれば補聴器の使用の有無を確認するなどの把握を行っているところでございます。

次に、加齢性難聴による心身への影響についてどのように認識しているかという御質問については、難聴により会話がうまくつながらないことから、他者とのコミュニケーションが取りにくくなり、外出する機会も減少することにより、体力の低下や心身の虚弱状態、フレイルとなる危険性が高くなること、また、それに伴い社会的に孤立することが想定されます。

このことが、認知症などの発症要因の1つであると指摘されていることは認識しており、重要な課題の1つだと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 加齢性難聴で悩む高齢者の実態を全体的につかむということ
はなかなか難しいということと、あと、介護保険認定時とかに調査で補聴器が必要
ではないかという方もおられるということで、認知症、また健康寿命に与える影響
も非常に難聴というのは重要ということでお聞きしました。

全国老人クラブ連合会や自治体調査で、昨年度の補聴器購入費助成を実施してい
る自治体は500自治体を超え、全国自治体の約3割に達しているとお聞きしており
ます。近年は、先ほど部長がおっしゃいましたように、フレイル、心身の機能低下
ですね。フレイル対策にも導入している自治体が増加しているのではないと思い
ます。

熊本県内でも、熊本市は今年、6月から補聴器購入費助成制度をフレイル予防と
社会参加促進を目的として受付を開始されております。条件としては、65歳以上、
住民税非課税世帯または生活保護受給者など、あと、医師から補聴器が必要と認め
られた方で、医師の意見書が必要、聴覚障害などの身体障害者手帳を持っていない
方で、上限は3万円ということで伺っております。聴覚障害による身体障害者手帳
を持っておられる方は助成の対象となっております。

高齢者には補聴器購入費が、この大きな経済的負担となっている現状を踏まえ、
市長に伺います。

本市として、認知症やフレイルの予防事業と連携した取組を考えて、補聴器購入
の助成を実施されるお考えはないでしょうか。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 高齢者の方々の補聴器購入に対する助成の問題でございますが、今
おっしゃいましたように、現在、熊本県内において、熊本市を含めて約10の自治体
が何らかの補助を実施しているというふうに承知しておりますし、年々傾向的には
助成を実施する自治体が増えてきている状況というふうには考えております。

高齢者の方が加齢とともに身体機能が低下していくというのは、もうこれはある
意味では当たり前のことでありますし、そのことで社会から疎遠になるということ
がもしありましたら、それは本人にとっても、また地域の活力にとっても、望まし
いことではないというふうに考えております。

高齢者の方が補聴器を着用することで聴力機能を改善できれば、外出されたり、
そのことで地域交流の機会を減らすことなく、生活機能を維持することができる
ということにつながれば、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けられると

ということにもなりますので、先ほどおっしゃっているようなフレイルあるいは介護予防、認知症予防ということにもつながっていくのではないかというふうに考えております。

ですから、本市としても、熊本市のように経済的な理由により補聴器を購入することが困難だというふうな高齢者の方に対して、購入費用の一部を助成する方向で進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 ただいま市長から購入の助成を進めていただけるということで御答弁がございました。大変ありがとうございます。

高齢化が進む中、聞こえを支援することは、認知症予防や介護予防のみならず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ、生きがいや地域とのつながりを守ることにつながります。どうぞよろしくお願いいたします。

では最後に、子どもの居場所づくりについて。

共働き世帯の増加や地域コミュニティの変化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しております。特に小学高学年から中学生の年代は、放課後児童クラブを利用する年齢を過ぎ、自宅や公園以外に安心して過ごせる場所が少なくなっています。

また、不登校児童生徒の増加や、子どもの孤立が社会課題となる中で、学校や家庭以外の第三の居場所の重要性が全国的に注目されています。

以前、猿渡前議員が一般質問をされていたと思うんですが、スケートボードで遊ぶ子どもたちの場所が公民館の駐車場だったり、体育館の駐車場だったりしているわけで、注意をしても、そのときはやめますけど、また場所がないということで、変わらず遊んでいるところを時々見受けられるわけです。大人から見れば、けがの危険や騒音、コンクリートや施設設備の備品の破損など、苦情や心配の声もあり、容認できないことがあるわけで、それも理解はできます。

小学校の高学年から中学校になると部活動や塾に行く子どもたちもいることは認識していますが、それ以外の対象者や友達との時間など、子どもたちが安心して集まり、遊び、学び、交流できる環境、これは健全育成だけでなく、将来の地域づくりにもつながるものと考えます。

そこで、お尋ねします。

小学高学年から中学生の屋外での居場所づくりのこの必要性について、どのように認識されておられますか。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小学校高学年から中学生の時期は、心身の発達が著しく、友人関係の形成や自己表現の場が重要となる段階です。特に放課後や休日に、体を動かしながら自由に遊んだりスポーツを楽しんだりできる場所は、子どもたちの健全な成長と生活の充実に不可欠であると認識しております。

本市では、その一環として、体育館、グラウンド及び運動公園などの整備を計画的に取り組んでおり、また既存の学校施設を放課後に利用してもらうことで、子どもたちを含む多くの市民の皆様がスポーツに親しめる環境づくりも併せて進めております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 ありがとうございます。

この年代、小学校高学年から中学というのは、今、部長がおっしゃったように、大事な時期ではございます。

スポーツの環境づくりを進めておられるということでお聞きしましたが、スケートボードというのは特殊で、場所が限られております。御存じのように、芝生ではできませんし、コンクリート、地面が必要ですし、騒音もあります。なかなかこの場所を作るというのは難しいかもしれませんが、この居場所づくりを進める上で最も大切なのは、利用する子どもたち自身の声を聞くことだと考えます。大人がよかれと思って整備しても、子どもたちのニーズと合わなければ利用されません。また不登校の子どもたちにとっては、学校以外にも安心して過ごせる場所があることが大きな支えとなることも考えられます。

そこで、再質問ですが、現在本市における子どもの居場所の現状と課題をどのように把握されておられますか。例えば有料になるとしても、スケートボード場などの体を動かして、先ほど公園とか体育館とかいろいろおっしゃいましたが、気軽に運動できるようなスペース、特に遊休地の空きスペースなど、そういうところを活用した広場など、今後、整備する考えはないでしょうか。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、本市では、体育館、グラウンド及び運動公園など

の整備を計画的に取り組んでおります。そちらのほうで多くの市民の皆様がスポーツに親しめる環境づくりを進めております。

スケートボード場につきましては、島議員も先ほどおっしゃいましたように、過去、憩いの森公園や市民広場、泗水体育館や泗水ホール駐車場などで、スケートボード利用に伴う騒音、施設の破損、ごみの放置、利用者間のトラブルに関する苦情が寄せられました。併せて利用者とはかの来園者との事故の危険性が懸念されたため、禁止といたしております。

さらに、スケートボード場の整備には幾つかの課題があります。まず安全面として、野球やバレーボールなどに比べて、けがのリスクが高い点が挙げられます。併せて利用者間の接触事故等のリスクもあるため、常時監視体制の確保が必要となります。

また、騒音や振動の問題があるため、周辺住民との合意形成も必要となります。

これらの課題から、現在のところ、スケートボードができる広場の整備計画は予定しておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 様々な課題があって、難しいというところかと思いますが、子どもの居場所づくり、これは、先ほども申しましたが、不登校対策、孤立防止、地域コミュニティの活性化、さらにはこどもまんなか社会の実現にもつながります。子どもたちは地域の未来そのものでございます。学校でも家庭でもない、第三の居場所、これはスケートボードに限らず、子どもたちが安心して利用し成長して、多様な人とのつながりを持つことができる場ということが考えられます。

菊陽町にできましたスケートボード場のくまモンアーバンスポーツ施設ですが、これは吉本孝寿町長が施設を作ったきっかけは、子どもたちの要望であり、その夢をかなえてあげたいという強い思いだったそうです。あのような大きな施設は望んではないところですが、令和6年に実施された菊池市内5校の中学生と3校の高校生の子どもたちが求めるまちのありたい姿に関するアンケートでは、上位に交通や買物が便利なまちとともに、遊べる場所が充実しているまちを挙げております。ぜひ将来を担う子どもたちの声を大切にしながら、子どもたちが菊池に住み、安心して過ごせる居場所づくりを今後積極的に進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○後藤英夫 議長 これで、島春代議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後 1 時47分

再開 午後 1 時54分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 改めまして、皆様、こんにちは。本日、最後の一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議員が変われば議会も変わる、議会が変われば行政も変わる、行政が変われば菊池市も変わる。会して議し、議して論じ、論じて決し、決して行う。愚直に、そして確実に議会改革を進めるべきだと考えます、議席番号14番、緒方哲郎です。

本日は、本市の農業についてお尋ねをいたします。

菊池市は豊かな水と肥沃な土壌に恵まれ、稲作、畜産、園芸など、多様な農業が地域の暮らしと経済、そして文化を支えてまいりました。しかし、今、その農業の土台そのものが静かに、しかし、確実に揺らいでいるのではないか、その危機感を強く感じております。

担い手の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、資材の高騰、気候変動による収量や品質への影響、これらは個別の課題であると同時に、10年後、この地域にどれだけ農業と農地が残っているかという根本的な問いにつながる問題であります。

本日は、単に個別政策を問うのではなく、菊池市として農業の将来像をどう描き、その実現に向けて何を優先し、どう進めていくのか、現場の声を取り入れながら、その考え方を具体的に伺ってまいります。

まず、農業の現状認識と10年後の姿についてお尋ねをいたします。

本市における現在の農業を市としてどの程度危機的な状況と捉えておられるのか。これまでの計画や答弁の中でも、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、気候変動などの個々の課題は示されてきました。しかし、現場では切実な声が上がっています。このままでは地域の農業・農地の維持ができない。10年後、集落に農家がどれだけ残っているのか見通せない。営農組織そのものが成り立たなくなっているのではないか。こうした声は単なる課題の羅列ではなく、地域の農業基盤そのものが崩れかねない構造的な変化を示していると感じています。

そこで、お伺いをいたします。

1 点目、市として、現在の菊池市の農業の状況をどの程度危機的と捉えているのか。単に課題があるという答弁ではなく、このまま推移した場合、農地、担い手、

営農体制がどの程度維持できなくなると見ているのか。市としての率直な危機認識をお聞かせください。

2点目、このまま推移した場合、10年後にはどのような状態になると見ているのか。将来像を可能な範囲で具体的にお示しください。

3点目、その見通しを踏まえ、市として何を守ることを最優先と考えているのか。10年後を見据えたとき、市として絶対に守らなければならない基盤をどこに置いているのか、明確な見解をお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、緒方議員の本市農業についての質問にお答えいたします。

まず、菊池市の農業の状況に関する御質問ですが、本市の基幹産業である農業は、豊かな水資源と肥沃な大地を生かし多様な農産物が生産されており、県内有数の農業産出額を誇っております。

特に本市で生産されたお米は「菊池基準」に基づく環境保全型農業の推進や米コンクールの開催によるブランド化により、高い評価を受けております。

また、畜産業も盛んで日本有数の農業産出額を誇っております。

こうした中、将来的な本市の農地や担い手、営農体制の状況につきましては、地域により状況が異なっており、平地部におきましては、農業生産基盤が整備され、認定農業者等への農地集積が進んでいることから、今後の営農体制は比較的安定していくものと捉えております。

しかしながら、中山間地域におきましては、中山間地域等直接支払制度により、現時点では適切な農業生産活動が行われておりますが、将来的には、担い手不足や耕作放棄地の増加が懸念され、これまでのような営農体制が継続できるか懸念しているところです。

次に、10年後の状況に関する御質問ですが、先ほど答弁しましたように、将来の農地や担い手、農業生産額の状況につきましては、平地部と中山間地域では異なってくると認識しており、平地部では農地の維持や担い手の確保が行われ、農業生産額も順調に推移していくものと考えますが、一方で、中山間地域では将来的な営農体制の継続を懸念しているところです。

最後に、何を守るかを最優先と考えているのかとの御質問ですが、それぞれの地域や業種、農業者で状況が異なり、様々な課題があると思いますので、それぞれに応じた課題解決策を県やJA等との関係機関と連携しながら講じてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 御回答いただきました。

1点目、危機的状況については、地域ごとに違うんだと。平地と中山間ではそれぞれ違うんだと。平地に関しては安定的にいくんじゃないかと。中山間に関しては、将来的にちょっと懸念があるんだと。

それと同じように2点目も、10年後というのは、やはり中山間地域を懸念しているというようなお答えだったと思います。

また、3点目、何を守ることを優先しているのかということに対しては、優先順位というのはつけられないんじゃないかと。地域であったり、業種であったりあるんだということだったと思うんですが、その質問に向けまして、再質問をしてみたいです。

市として、現在の農業の状況を、特に中山間地域あたりにおいては危機的と捉えているとの認識があると思いますけれども、現場では危機が既に進行しているという実感が強くあります。例えば営農組織の役員が高齢化し、次の担い手が見つからない。農地の維持管理が限界に近づき、地域の負担が急増している。規模拡大を狙う中核農家が労力、コスト、気候の変動で疲弊している。農地の集積が進まず、地域の営農体制が細りつつある。こうした現場の変化の速度は行政の想定を上回っているのではないかと感じております。

そこで、改めてお伺いいたします。

1つ目、市が把握している危機の進行速度は、現場の実感と比べてどうか。現場の声と行政の認識にギャップがあるか、ないのか、率直にお聞かせください。

2点目、10年後の姿について、行政として最も懸念している点は何か。いろいろ複数あると思いますけれども、市として最も深刻だと考えている核心部分を明確にお示してください。

3点目、その懸念に対し、現行の施策は十分に対応できていると考えておられますか。もし現状の施策では追いつかないと認識しているのであれば、どの部分に限界があると感じているのか、具体的にお伺いをいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、緒方議員の再質問にお答えいたします。

まず、現場の声と行政の認識につきましては、特に中山間地域においては、将来における営農体制の継続を懸念しているところですが、こうした地域の方々とは、

日頃から情報共有や意見交換を重ねており、現場の体感と行政の認識のギャップが最小限になるよう努めております。

今後も現場の声に耳を傾けながら、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政が懸念している点は何かとの御質問ですが、先ほどお答えしましたとおり、将来を見据えた場合、平地部では農地の維持や担い手の確保が行われ、農業生産も順調に行われるものと考えますが、中山間地域においては、将来において、これまでのような営農体制が継続できるか懸念しているところです。

最後に、現行の施策についての御質問ですが、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業、担い手に対する支援など、各種事業をフルに活用して継続した支援を行っており、現在のところ、おおむね対応できているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

1点目、危機の進行速度というのは、やはり中山間地域でちょっとあるんだと。しかしながら、情報共有をしながら、最小限になるように努めているというようなお答えだったと思います。

2点目については、やはり中山間地域のことをしっかり考えておられるのかなということで、営農組織が継続していけるように頑張るんだというお答えだったと思いますし、3点目、現行の施策は十分にできているかということですが、中山間地域等直接支払制度、もう1点ありますが、この辺も国の支払いの制度であるというようなことで、私は何回も農業関係の質問をしてきた中で、市として、やっぱり独自の支援をやっていくべきじゃないかということも言ってきたところですが、ここは市の認識をお伺いするところですので、そのようなお考えだということをお聞きいたしました。

そこで、再々質問をさせていただきます。

これまでの御答弁で、市として危機認識や10年後の見通しについては、一定の方向性は示されたと思っております。しかし、農家や地域の営農組織からは、このままでは地域の農業が成り立たない。10年後ではなく、5年後が心配だ。今の延長線では間に合わないという切迫した声が寄せられております。

そこで、次の点を確認させていただきます。

1点目、市として、現在の政策等の延長線では間に合わない、施策では対応が間に合わないという認識はありますか。危機が10年後ではなく、もっと早い段階で顕

在化する可能性について、行政としてどの程度重く見ておられるのか、お伺いをいたします。

2点目、もし間に合わない可能性があるとするば、何を最優先に加速させるのか。施策の中で、市として最優先でスピードを上げるべき分野を明確にお示してください。

3点目、10年後の農業を守るために、市として覚悟を持って取り組むべき領域はどこか。財源なのか、人員なのか、制度の見直しなど、従来の枠組みを超えた対応が必要になる可能性について、行政としてのお考えをお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、行政の認識についての御質問ですが、市としましても、中山間地域においては、担い手の減少などにより、集落機能の低下が早まる可能性も認識しているため、現行の施策を最大限に活用しながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、何を優先的に加速させるのかとの御質問ですが、地域や業種の違いや、農業者ごとに様々な課題があり、それぞれに応じた課題解決策を県やＪＡ等との関係機関と連携しながら講じてまいりたいと考えております。

また、農業を守るための市の取組に関する御質問ですが、将来にわたって、本市の基幹産業である農業を継続していくため、農家の皆様の課題に向き合いながら、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

まず1点目、やはり中山間地域の進行あたりが早まるんじゃないかということで、最大限に解決に向かって進んでいくというお答えでありました。

また、何を優先するのかということですが、なかなかそれを、何をということは言えないんだろうなということも分かりますけども、それぞれにしっかり連携を、ＪＡあたりと連携をしながらやっていただきたいと思っております。

また、10年後、この質問に対しては、様々な施策を推進していくということでもありますけども、やっぱり危機的な状況であるということをしかり認識をされてからの施策になってくると思いますので、その辺をしかりお考えいただきたいというふうに思います。

次に2点目、担い手確保・新規就農支援についてお尋ねをいたします。

菊池の農業を支えてきた中核農家の高齢化が進み、地域の営農体制そのものが維持できるかどうか極めて深刻な局面に入っていると感じています。現場では新規就農者は増えても、利益性や労働負担の壁で定着をしない。中核農家が疲弊し、規模拡大の限界が見え始めているなど、こうした声が強まっており、担い手の確保は将来の課題ではなく、既に進行している危機と受け止めています。

そこで、お伺いをいたします。

1点目、市として、担い手不足の現状をどの程度危機的と認識しているのか。単に人数の問題ではなく、地域の営農体制を維持できるかどうかという視点で、市としての率直な危機認識をお伺いいたします。

2点目、新規就農者の定着率について、市はどのように分析をされておられるのか。就農後の離農の理由、収益性の壁、労働負担、地域との関係性など、定着を阻む要因について、市としてどのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせください。

3点目、10年後の担い手の姿を市はどのように見通しているのか。中核農家、法人、集落営農、新規就農者など、それぞれの層がどのような状態にあると見ておられるのか。可能な範囲で具体的にお示しください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、担い手確保・新規就農支援についての御質問にお答えいたします。

まず、担い手不足の現状に関する御質問ですが、担い手不足が農業の存続そのものに関わる課題であることを認識しておりますので、本市においても、親元就農を含め新規就農者の確保と育成を図るための支援を行ってまいります。

次に、新規就農者の定着率については、本市の新規就農者のうち、国の支援制度を活用した農業者は88名おります。このうち離農者は7名ですので、定着率は高いと認識しております。

就農定着を阻む要因としましては、収益性の低さや労働負担、健康面の問題等が考えられますが、本市では営農指導員を雇用しており、新規就農者が直面した様々な課題を解決する伴走型の支援を行っております。

最後に、10年後の見通しについての質問ですが、将来の担い手の状況は、業種や地域で大きく異なると考えます。

特に中山間地域では、認定農業者などの中核農家、また、集落営農組織に参加する農業者は減少することが予想されます。

一方で、大規模農家や畜産農家などを中心に法人数は増加すると考えており、新規就農者は、現在と同じ水準で確保できるのではないかと推察しているところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 1点目、危機的認識としては、存続に関わる問題として認識はされているということであつたと思います。その点、新規就農、親元就農に対して、しっかりと支援をしていくというようなお考えだつたと思います。

2点目の定着率ということに関しましては、やはり収益性、労働負担の壁は、そういうものが阻む要因としてあるとお考えでありながらも、本市においては、国の支援を受けた方ですけども、88名の方がその支援を受けて新規就農者としてなられた中で、7名の方が離農されているということで、意外と高いんじゃないかというお考えだつたと思うんですが、この7名の方を、7名しかいないと考えるのか、7名もいると考えるのかということを、捉え方としてやっぱり違ってくると思うんで、この辺は私は7名もいたんだということで聞いたところであります。

いろんな支援としては、営農指導員の方々による伴走支援をしているということでありましたけども、私もこの支援員の中に1回入ったことがあるんですが、やはりその支援を打ち切るということに関しては、やっぱりやるせない気持ちがありました。その方は1名だったんですが、やはりそういう気持ちでやっていかないと、この新規就農者の方の定着ということに関しては、いけない、ちょっと考えるべきところではあるのかなという思いもしました。

10年後の担い手の姿に関しましては、やはり平地のほうは大規模的なものでいくんじゃないかと。中山間地域に関して、中核農家、集落営農が減少したりするんじゃないかという御認識だつたと思います。

そこで、ただいまの御答弁を踏まえまして、担い手の現状についてお伺いをいたします。

現場では中核農家の高齢化が急速に進んでいる。法人や営農組織の後継者が見つからない。若手が入っても、収益性、労働環境の厳しさに定着をしない。規模拡大を狙う層が疲弊し、撤退を検討するケースもある。こうした声が増えており、担い手の減少は将来の懸念ではなく、既に進行している危機と受け止めております。

農業新聞のほうにも、全国農業新聞なんですが、担い手、農地受入れが急減しているということで載っておりました。中小農家が離農などで手放した農地について、大規模農家の受入れ余力が急速に低下していることが、東京大学の教授の分析で分かったと。農家が減る中、既存農家の規模拡大だけで農地を維持することは困難で、農家数の維持・増加が欠かせない実態が浮き彫りになった。また、農家の数が減少しても、生産性の高い大規模農家に農地を求めれば、全体の農地面積を維持できる

段階ではなくなっている。中小農家の減少に歯止めをかけ、農地の受け手となる若手農業者を手厚く支援することが日本の農業を存続させる近道だということで記事も載っておりました。

そこで、お伺いをいたします。

市が把握している担い手の減少の実際の速度はどうか。現場の体感と行政の認識にギャップはあるのか、ないのか。特に中核農家の減少ペースについて、率直な見解をお伺いいたします。

2点目、担い手確保策が定着まで結びついていない現状をどう見ておられるのか。新規就農者が増えても、定着しない問題について、行政としてどの程度深刻に捉えているのか、お伺いをいたします。

3点目、担い手の質と量の両面で、10年後に最も懸念している点は何か。単に人数の問題ではなく、地域の営農体制を支える中核層が維持できるかどうか、この点についての行政の危機認識をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

中核農家の担い手減少に関する御質問ですが、これも地域や業種によって異なると考えております。

中山間地域では高齢化などにより、減少傾向にあると考えておりますが、平地部の中核農家や畜産農家では、若い農業者が育ってきており、担い手が確保できているのではないかと考えております。

市としましても、現場の声を真摯に受け止めており、現場の体感と行政の認識のギャップが最小限になるよう努めております。

次に、担い手の定着に関する御質問ですが、先ほど答弁しましたように、本市における新規就農者の定着率は高いと考えております。

今後も引き続き、本市で雇用している営農指導員の伴走型の支援をはじめ、様々な制度の活用による支援を継続してまいりたいと考えております。

最後に、行政の認識に関する御質問ですが、中核農家につきましては、優れた生産技術と高い経営能力を保有し、本市の農業を支える重要な役割を担っていると認識しております。

中核農家が減少するということは、地域全体の農業技術の低下、営農体制の弱体化につながる可能性があるため、担い手の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

実際の速度に関しては、行政としては、あまりギャップは感じていないというようなお答えだったと思います。それぞれにしっかりとした意見を伺いながら、最小限になるように努力はされているのかなという考えでした。

定着まで、担い手に関しましては、高い定着率だなというお考えだと思いますが、先ほど私が言いましたように、7名しかいない。7名もというような認識の中でのお互いのちょっとその認識の違いもあるわけですが、しっかり伴走型の支援をしているんだということだったと思います。

3点目、中核農家に対しては、市としても重要な役割を果たしておられる方々なので、しっかり弱体化しないように、担い手の確保は同時に取り組んでいくんだというお考えだったと思いますが、そこで、再度お伺いをいたします。

担い手の確保・育成についてお伺いをいたしました。現場からは、5年後に地域の営農組織が維持できるか不安である。規模拡大を担う農家が限界に近い。新規就農者が入っても、地域の中核に育たないといった、より切迫した声が寄せられています。

そこで、次の点をお伺いいたします。

1点目、市として、現行の担い手支援では、政策的に間に合わない可能性をどう見ているのか。特に中核農家の減少スピードに対して、施策が追いついているのか、お伺いをいたします。

2点目、もし政策的に間に合わないとすれば、どの領域を最優先で強化するのか。収益性の改善であったり等、行政として最もスピードを上げるべき分野を明確にお示してください。

3点目、担い手確保に向け、市として従来の枠を超えた対応が必要と考えておられるのか。財源、人員、制度の見直しなど、これまでの政策の延長線では対応できない可能性について、行政のお考えをお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、農家の減少に関する御質問ですが、特に中山間地域においては、担い手減少が懸念されますので、各種補助事業をはじめ、これまで取り組んできた様々な施策を最大限に活用しながら、担い手確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、どの領域を最優先で強化するのかとの御質問ですが、それぞれの地域や業

種で状況も異なり、様々な課題があると思いますので、それぞれに応じた課題解決策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、担い手確保に向けた市の対応に関する御質問ですが、将来にわたって本市の基幹産業である農業が継続できるよう、農家の皆様の課題に対応する様々な施策に取り組み、担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

それぞれに現行の施策を最大限にやりながら、しっかり対応していくんだというお答えだったと思います。

市のお考えとしては、それぞれあると思うんですが、それぞれという部分に関してもお伺いしたかった部分はあるんですが、そこはまたの機会でお伺いするとして、次の問題についてお尋ねをいたします。

次に、農地の維持・集積・耕作放棄地対策についてお尋ねをいたします。

菊池市の農地は、これまで地域の営農体制と農村景観を支えてきましたが、近年、農地の維持管理が限界に近づき、耕作放棄地が点ではなく、面として広がっています。

現場では高齢化により、農地管理の担い手がいらない。耕作放棄地が周囲の農地に悪影響を及ぼし始めている。こうした声が強まっており、農地の維持は危機的段階に入っていると感じています。

そこで、お伺いをいたします。

1つ目、市として、農地の維持状況をどの程度危機的と認識しておられるのか。農地の減少だけではなく、地域ごとの遍在、荒廃の進行速度、営農体制への影響など、市としての率直な危機認識をお伺いいたします。

2点目、農地の集積・集約が進まない根本要因をどう捉えておられるのか。複数の要因が絡む中で、市として最も大きなボトルネックはどこにあると見ているのか、お伺いをいたします。

3点目、耕作放棄地の発生・拡大を市は10年後にどのように見通しておられるのか。現状の延長線で推移した場合、耕作放棄地がどの程度増加し、地域の営農体制にどのような影響を生じていると見ておられるのか。可能な範囲で具体的にお示しください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、私のほうからは、まず、農地の維持状況についてお答えさせていただきます。

農地の維持状況については、平地部では基盤整備が進んでおり、条件もよく、農地の維持は適切に行われるものと考えております。

しかしながら、中山間地域におきましては、中山間地域等直接支払制度により、現時点では適切な農業生産活動が行われておりますが、将来的には、担い手不足や耕作放棄地の増加が懸念され、これまでのような営農体制が継続できるか懸念しているところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 古田農業委員会事務局長。

[登壇]

○古田十咲 農業委員会事務局長 改めまして、こんにちは。私のほうからは、農地の集積・集約化についてと耕作放棄地について、農業委員会でお答えいたします。

まず、農地の集積・集約化が進まない要因をどう捉えているかとの御質問でございますが、現在、熊本県農業公社と連携し、農地中間管理事業等を活用し、集積・集約を進めているところでございます。税制上の優遇措置もあることから、ある一定の成果は出ているものと感じております。

なお、特に集積・集約が進まない要因として考えられるのは、担い手不足や、近年の資材高騰等による将来的な農業への不安に伴う規模拡大へのリスク、また中山間地域においては、耕作条件が悪いことなどが考えられるところでございます。

次に、耕作放棄地の発生・拡大についての御質問でございますが、耕作放棄地につきましては、近年、増加傾向にあると感じております。

ただし、その傾向は、先ほどもありましたとおり、平地部においては農業生産基盤の整備も進んでおり、発生しにくい状況と思われませんが、特に中山間地域においては耕作条件が悪いことなどから、その傾向も強いと感じております。

将来的に中山間地域において、耕作放棄地が増加してきた場合は、鳥獣被害も増加し生産意欲の減退や農地の適正な利活用が困難になることが考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございました。

農地の維持状況というのに対する認識としては、やはり先ほどからありますように、平地と中山間地域の違いはあるんだという答えだったと思います。

中山間地域に対しては、将来的に大変懸念しているものがあるということでありましたし、農地の集積・集約が進まないということに関しまして、中間管理機構を利用しながら、一定の成果は上げているけれども、やはりここに関しまして、中山間地域あたりがどうしても懸念材料になってくるんだというお考えでありましたし、耕作放棄地に関しましては、増加傾向であるけれども、この点に関しても、平地に関しましては、あまり懸念材料としてはないんだが、中山間地域に関しては、非常に担い手であったり、鳥獣被害であったりということで、懸念している部分があるというお答えだったと思いますが、ただいまの御答弁をいただきましたことに対して、さらにお伺いをいたします。

現場では、農地の荒廃は10年後ではなく、数年以内に加速するのではないかと。地域の農地管理の担い手がいない。集落営農が弱体化し、農地が守れないといった、より切迫な声が上がっています。

そこで、お伺いをいたします。

市が把握している農地荒廃の進行速度は現場の実感と比べてどうか。行政の認識と現場の危機感にギャップがあるか、その点を率直にお伺いいたします。

2点目、農地の集積・集約化が進まない現状を市はどの程度深刻に捉えておられるのか。構造的な課題についての認識をお伺いいたします。

3点目、現行の耕作放棄地対策は、危機のスピードに追いついていないと考えておられるのか。もし追いついていないとすれば、どの部分に限界があると見ているのか、お伺いをいたします。

○後藤英夫 議長 古田農業委員会事務局長。

[登壇]

○古田十咲 農業委員会事務局長 ただいまの御質問にお答えいたします。

農地荒廃の進行に関する御質問でございますが、先ほども申し上げましたが、課題については認識しているところでございます。現在、関係機関と連携し対策を進めているところではございますが、その認識につきましては、現場との大きなギャップはないものと考えております。

次に、農地の集積・集約化についての御質問でございますが、これも先ほどもお答えいたしました。課題は複数あり、認識はしているところであります。現在、関係機関と連携し進めているところでございます。

担い手が少ない中、集積・集約等が進まない場合、農地の適切な利活用も困難になると考えられますので、今後も、地域の方々の御意見をお伺いしながら、関係機関と連携し集積・集約を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、現行の耕作放棄地対策についての御質問でございますが、特に中山間地

域においての課題があると感じております。現在、予防対策として中山間地域等直接支払事業等を実施し、一定の予防の成果は出ていると感じております。

御質問のどの部分に限界があるのかにつきましては、例えば解消対策としては有効な圃場整備等がございますが、有効な反面、財政面や採択要件などに課題も多いと感じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 進行速度に対する現場とのギャップはないというようなお答えだったと思います。しっかりと連携をしていく中でのお答えだったということで、集約化が進まない現状に関しては、意見を伺いながら、しっかりやっていくんだと。

3つ目の危機スピードに関しましては、中山間にやっぱり課題があるということで、国の制度などを利用しながら、対応していくんだと。また、圃場整備などはあるけども、課題があって、なかなか実行に移せないというお答えだったと思います。そこで、再度お伺いをいたします。

農地の維持・集積・耕作放棄地対策についてお伺いをいたしましたけれども、現場の危機感はさらに強く、今の延長線では間に合わない。農地が守られなければ、地域の営農体制そのものが崩れるという声が聞かれます。

そこで、次の点を確認いたします。

市として、現行の施策では間に合わない可能性をどの程度重く見ておられるのか。特に農地荒廃のスピード、担い手の減少、集落営農の弱体化、これらが同時進行する現状に対し、行政の危機認識をお伺いいたします。

2点目、もし間に合わないとすれば、何を最優先に加速させるべきと考えておられるのか。市として最もスピードを上げるべき分野を明確にお示してください。

3点目、農地を守るために、市として従来の枠を超えた対応が必要と考えておられるのか。財源、人員、制度の見直し、地域との協働の在り方など、これまでの延長線では対応できない可能性についての行政のお考えをお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、現状の政策に関する御質問ですが、特に中山間地域を中心に、農地荒廃の進行、担い手の減少、集落営農の弱体化が同時に進行する現状は、市としても認識しております。

このため、農地の保全や担い手の確保のための様々な施策を今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、何を最優先させるかとの御質問ですが、それぞれの地域や業種、農業者で状況が異なり、様々な課題があると思いますので、それぞれに応じた課題解決策を講じていく必要があると考えております。

最後に、農地を守るための市の対応に関する御質問ですが、農業の継続には農地の保全が必須でありますので、将来にわたって本市の基幹産業である農業が継続できるよう様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございました。

施策の可能性については、農地の荒廃のスピード、担い手の減少、集落営農の弱体化に関しては危機認識を持ってるというお答え、中山間地域を中心に認識はあるんだというお答えだったと思います。

また、それに対しては、農地の保全、担い手の確保などをしっかりやっていくんだということでありましたし、優先順位については、業種であったり、地域性があるから、それぞれに応じた対応をしていくということでありましたし、3点目のお答えに関しましては、農地の保全が絶対的に必要だということで、しっかりとした対応をするというようなお考えだったと思いますが、しっかりした対応をお願いするところであります。

それでは次に、物価高騰・資材高騰への支援についてお尋ねをいたします。

肥料、飼料、農薬、燃料、資材などの価格高騰は、もはや一時的な変動ではなく、構造的なコスト増として農家の経営を直撃しております。現場では肥料代が2倍近くになり、ほとんど利益が残らない。燃料代が高く、作業を控えざるを得ないなど、こうした声が強まっており、物価高騰は経営の危機として深刻化しております。

そこで、お伺いをいたします。

1点目、市として、物価高騰が農家の経営に与えている影響をどの程度危機的と認識しているのか。単に高騰しているという認識ではなく、営農類型別、規模別、地域別の実質的な影響について、市の危機認識をお伺いいたします。

2点目、市として、どの層を最優先に支援すべきと考えておられるのか。小規模農家、中核農家、集落営農、畜産農家など、限られた財源の中で優先順位の考え方をお聞かせください。

3点目、このまま推移した場合、10年後の農家経営はどのような状態になると見

ておられるのか。市としての将来の見通しを伺います。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、物価高騰への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、物価高騰の影響に関する御質問ですが、飼料、資材、動力光熱費等の高騰が続いており、規模や業種を問わず、農業経営に大きな影響を及ぼしているものと考えております。

中でも、畜産農家におきましては、最大のコストである飼料代の高騰が農業経営に深刻な影響を与えており、大変厳しい状況にあると認識しております。

次に、どの層を最優先に支援すべきかとの御質問ですが、物価高騰が規模や業種を問わず、農業経営に大きな影響を及ぼしておりますので、今議会において、全ての農業者を対象とした物価高騰に対応する支援金の予算を計上しております。

また、畜産農家は飼料代の高騰により深刻な状況にありますので、令和5年度及び令和6年度に飼料費に応じた支援金を支給しており、令和8年度にも同様の支援金を交付するための準備を進めているところです。

最後に、物価高騰がこのまま推移した場合の農業経営に関する御質問ですが、今後も経費の高騰が継続した場合は、農業経営に大きな影響を及ぼすと考えます。

しかし、今回の食料基本法の改正では、消費者が農林水産物の生産に係るコストと食料の合理的な価格形成についての理解を食育の対象として示されております。

こうした動きによって、農産物の生産コストを反映した適正な価格が受け入れられるようになれば、経営の安定化にもつながっていくのではないかと期待しているところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございます。

危機的な認識としては、全体的に影響があるんだと。特に畜産に関しては、飼料の高騰など厳しい状況であるという御認識だということでありました。

また、最優先すべき支援としては、なかなかそれはないんだけど、畜産に関しては、5年度、6年度にはしっかりとした支援をやってきたし、8年度は、今、準備をしている段階だというお考えを伺いました。

また、10年後の将来像としては、影響はあるだろうけれども、食料基本法により適正価格がなされていけば、少しは緩和されるんじゃないかということで、10年後

ということでありましたので、これからの問題だと思います。

ただいまの答弁を踏まえまして、再度御質問をいたします。

現場では支援が届いている実感が薄いと。申請手続が負担で利用できなかったといった声が多く聞かれます。支援の実効性に課題があるんじゃないかと私は感じております。

そこで、お伺いをいたします。

1 点目、市として、支援が本当に必要な農家に届いているのかをどのように検証しておられるのか。支援の効果検証についてお伺いをいたします。

2 点目、小規模農家や高齢農家が支援から漏れやすい現状をどのように捉えておられるのか。行政としての御認識をお伺いいたします。

3 点目、物価高騰が長期化する中で、現行の単年度支援は十分と考えておられるのか。もし限界があるとすれば、どの部分に限界があると見ておられるのか、お伺いをいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、支援策の検証に関する御質問ですが、認定農業者の申請書類や過去の支援の申請状況を確認し、必要な農家に支援が行き届くよう検証を行っているところで

す。

次に、支援策の周知につきましては、対象者に直接文書を発送するとともに、本市ホームページや防災無線等で広く情報提供に努めております。

また、地域ごとに支援金の申請受付会を開催し、高齢者にも分かりやすいように職員が付き添いながら、申請書類の作成支援を行っております。

さらに、書類の記載内容も必要最小限に簡素化しており、支援から漏れることのないよう、しっかり取り組んでおります。

最後に、現行の単年度支援で十分かとの御質問ですが、物価高騰に伴う農業経費を全て補えるものではありませんが、これまで市としてできる限りの支援を行っております。

今後にも必要に応じ適切な支援を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 それでは、再度お伺いいたします。

物価高騰は今後も長期化が予想され、単年度の補助では限界があると考えており

ます。現場からは、今の延長線では経営がもたない。高騰を前提にした経営改善が必要である。支援はつなぎではなく、構造的な対策が必要であるという声が強く上がっております。

そこで、次の点を確認いたします。

1 点目、市として、複数年を見据えた中期的な支援の枠組みを検討する考えはあるのか。

2 点目、物価高騰をチャンスに変える視点として、高騰を逆手に取った構造転換支援について、市の考えをお伺いいたします。

3 点目、市として、従来の枠を超えた支援が必要と考えているのか。行政としての考えをお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、中期的な支援に関する御質問ですが、中・長期的な支援としましては、これまででも国の補助事業を活用し、省エネ設備やスマート農業機械など、経営コストを削減できる機械や設備等の導入支援を行っているところです。

また、単年度による実施ではありますが、物価高騰に対応する本市独自の支援策につきまして、毎年のように実施しているところでございます。

次に、経営改善・省力化・環境負荷低減を同時に進める支援についての御質問でございますが、経営改善・省力化・環境負荷低減を同時に進めるために、本市においても様々な支援を行っております。

最後に、従来の枠を超えた支援の必要性についての御質問ですが、将来にわたって本市の基幹産業である農業が継続できるよう、農家の皆様の課題に対応するために様々な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 緒方哲郎議員。

[登壇]

○14番 緒方哲郎 議員 ありがとうございました。

各項目について御答弁をいただきました。今日の一般質問を通して改めて感じましたのは、菊池市の農業は個別の課題ではなく、複合的な危機に直面しているということでもあります。

特に中山間地域についての課題は大きなものがあると御認識もあったと思っております。担い手不足、農地の荒廃、物価高騰、気候変動、営農体制の弱体化、どれか1つが原因ではなく、これらが同時進行し、互いに影響し合いながら、地域の農

業基盤を静かに、しかし、確実にむしばんでいると私は思っております。

そして現場では、10年後ではなく、5年後以内に限界がくるという切迫した声が上がっております。行政としても、危機感を持っているとの御答弁だったと思いますが、現場の変化の速度は行政の想定を私は上回っている可能性があると思っております。だからこそ、今、必要なのは従来の延長線上の施策ではなくて、農業の構造そのものをどう守り、どう再構築するのかという点であると思えます。

農地を守ること、担い手を育て定着させること、地域の営農体制を維持すること、そして、スマート農業や新品種導入、環境配慮型農業や地産地消など、未来につながる取組を現場が実行できる形にすること、これらはどれか1つでは成り立っていきません。総合的に同時にスピード感を持って進める必要があると考えております。

市として、何を最優先に守るのか、どこに資源を集中するのか、どの部分で従来の枠を超える覚悟を持つのか、この判断がこれから10年を左右すると考えております。

今後、菊池市の農業を次世代につなぐために、より実効性のある施策を検討していかれることを期待いたしまして、質問を終わります。

○後藤英夫 議長 これで、緒方哲郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、6月25日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時54分

第 4 号

6 月 25 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和8年6月25日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○後藤英夫 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 皆さん、おはようございます。議席番号8番、安武睦夫でございます。私の政治スローガンは「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」であります。よりよい菊池市になるよう、2期目も皆様と一緒に頑張っていきたいと思っております。

また、昨夜からの台風の影響により、大雨災害に備えるため、昼夜を問わず、災害警戒や市民の安全確保に御尽力されている市長をはじめとする執行部の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、早速質問に入っていきたいと思っております。

本定例会では、大きく2つのことについて質問します。

1つ目が、高齢者の尊厳と生活実態について、2つ目が、小学校運動部活動の社会体育移行について、お尋ねしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問します。

まず、1つ目の高齢者の尊厳と生活実態についてであります。

子どもたちが輝く未来を生きるためには、その子どもたちを育てた祖父母の世代が尊厳を持って、安心して暮らせる地域でなければなりません。

市民の方からこんな声が届きました。子育て支援策や人口減少策は一生懸命取り組んでいるけど、高齢者のことはどうでもいいのかと。そんな御意見から、今回は高齢者支援について質問するところであります。

皆さんの周りにこういった方はいらっしゃいませんか。御自身ではまだ介護を申請するほどではないとおっしゃるけれど、ごみを出すのがつらい、病院へ

行く手段がない、月々の年金だけではどうにもやりくりできない、そのような高齢者の方が菊池市内のどこかで声を上げられないまま過ごしておられるのかもしれない。

介護保険制度は認定を受けた方を支える仕組みです。しかし、認定を受けていない方が約8割おられます。その中に本当は支援が必要なのに、遠慮や情報の不足、移動の困難から、制度の谷間に入ったままになっている方がおられるのではないかと、これが今日の第1問目の出発点であります。

以下、3つの観点から、順次質問してまいります。

1点目が、介護認定申請前の高齢者の実態把握と「制度の谷間」対策は。2点目が、年金収入・保険料負担と高齢者の経済的尊厳は保たれているか。3点目が、独居高齢者等のごみ出し支援のその後の状況はといった観点から、具体的にお尋ねします。

今回の質問をする前に、担当課より様々な計画やデータを提出していただきました。まずは数字で現状を確認させてください。

第9期菊池市高齢者保健福祉計画によりますと、本市の第1号被保険者は約1万6,000人余り、そのうち、介護認定を受けている方は、令和4年度で3,138人、認定率は19.33%です。計画書自身が、逆に見ると8割近くの方が認定を受けずに過ごしていると明記しております。

さらに、同計画34ページには、介護予防・日常生活圏域生活実態調査の結果として、介護・介助は必要だが、受けていないと答えた方が全体の8.4%、85歳以上では実に21.1%に達すると記載してあります。この割合を実数に置き換えますと、市内の高齢者の中に支援が必要な状態にありながら、介護保険の外に置かれている方が相当数おられることになります。

そこで、お尋ねします。

市は現在、この介護・介助は必要だが、認定を受けていない高齢者について、実数としてどの程度の規模と把握されているのか。また、その把握はどのような方法によるものでしょうか、お尋ねします。

以上、1回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と同様の調査を、令和7年度にも実施しており、配布数5,672件、有効回答数3,136件、有効回答

率55.3%でした。

その中で「介護・介助は必要だが受けていない」と回答された方の割合は8.9%となっておりますので、280名程度と想定できますが、実数として具体的な把握はできておりません。

現在、高齢者の方々の状況を把握する方法としましては、区長さんや民生委員さんからの相談や情報提供、本人や家族から窓口への来庁や電話による相談等で把握しております。

また、全ての地域を訪問できているわけではございませんが、サロンや通いの場などを訪問した際には、職員が情報収集などを行っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

今、令和7年度の新しい数値としましては8.9%ということで、先ほど申し上げました8.4%からは少し増えているということでございます。

また、実数として把握はしているけども、やはり現状とすれば、把握というのが待ちの状態ではないかということが分かったところでございます。

民生委員、区長、包括支援センターへの相談という対応は、いずれも支援を求めてきた方への対応であります。しかし、今申し上げたいのは、相談に来れない方、申請の仕方が分からない方、遠慮して声を上げられない方の存在であります。

計画書自身が本人の公的な介護への遠慮や経済的な理由、手続きが分からないなどの理由も考えられ、相談につなげる必要があると課題を認識しておられます。

また、生活実態調査によれば、認知症の相談窓口を知らないという方が62%、成年後見制度を知らないという方が47.1%に上ります。半数近くの高齢者が制度の入り口にすらたどり着けていないということでございます。

ちなみに、成年後見制度とは、認知症や障害などにより、判断能力が十分でない方に代わり、財産管理や契約手続きをサポートする公的な仕組みのことです。

こうした行政の死角に入っている高齢者、特に独居で移動困難、低所得で手続きも分からない方に対して、市として積極的に出向いて支援する具体的な仕組みをお持ちでしょうか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

介護認定をお持ちではないけれども、何らかの支援が必要な高齢者の方につきましては、区長さんや民生委員さんが、地域での訪問活動により把握された情報を得て、地域包括支援センターの職員が高齢者の御自宅を訪問し、御本人や家族との面談や状況等の確認を行い、必要なサービス利用につながるよう支援を行っております。

また、電話での相談があった場合にも、こちらから訪問できることや、手続等の代行申請ができるものもあることなどを説明し、高齢者の不安や負担の軽減に努めております。

課題としましては、民生委員さんから、多くの情報をいただくことで訪問につながっている状況のため、民生委員さん方とのさらなる連携強化と、情報の共有が必要であると考えます。

また、通いの場やサロンなど高齢者が集まる場所や、地域に出向いて積極的な情報収集を行っていくことも必要であると思っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

区長さんや民生委員さん方からの情報ということでございます。多くにして、区長さんや民生委員方の情報というのは、外から見えるものではないかというふうに思いますし、今申し上げてきております、いわゆる申請前の人たちというのは、なかなか外から見ることはできずに、認知症を少し発症しているだとか、いろんなことの困り感がある方がいらっしゃるんじゃないかと思って、今、質問をしております。

それでは、さらに深めていきたいと思えます。

本市では、令和5年度から令和8年度にかけて、独り暮らし高齢者が305人増加しております。この独居高齢者の増加は、申請できない、相談できないという状況をさらに深刻化させています。

そこで、私は次の2点を市に求めたいと思えます。

1点目は、介護認定前の一般高齢者を対象とした生活実態の個別把握、具体的には先ほど申し上げられましたが、そういった民生委員、区長、包括支援センターが連携した認定前困難者の早期発見ルートの明文化、仕組み化であります。

2点目は、窓口に来られない独居、移動困難、低所得の高齢者への出前型の情報提供と相談支援体制の整備であります。

さらに、第10期計画の策定においても、この認定前段階の高齢者支援を明示的に

位置づけていただくよう要望いたします。

そこで、お尋ねします。

1点目、民生委員、区長、包括支援センターが連携し、認定前困難者の早期発見ルートの整備について。2点目、窓口に来られない独居、移動困難、低所得の高齢者へ出向いての相談支援強化。3点目、第10期計画の策定においても、この認定前段階の高齢者支援を明示的に位置づけることについて。以上3点について、認識をお聞かせください。

以上、3回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

介護認定をお持ちではなくても、何らかの支援が必要な高齢者を対象に、困り事や生活状況を把握し、不安や課題の早期解決につなげるためには、民生委員さんや区長さんとの連携を強化し、情報を共有して進めていく必要があると考えております。

そのためには、現在設置しております菊池市高齢者地域見守りネットワークの活用が有効だと考えております。

ネットワークの協力団体には、区長協議会、民生委員児童委員協議会連合会をはじめ、各種団体にも御登録いただき、日頃から高齢者の見守り活動に御協力いただいておりますので、より一層、情報連携を図ってまいります。

また、出向いての相談支援の強化につきましては、相談や情報提供をいただいた高齢者のお宅へ出向くだけでなく、こちらから地域に実情を把握するために、情報収集を行っていくことも必要だと思います。

特に、通いの場やサロン等の高齢者が集まる場がない地域については、状況把握の必要性が高いと思われますので、民生委員さんや区長さん方と連携して、地域に出向いて必要な支援につながるよう進めてまいります。

今年度は、第10期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度となっておりますので、昨年実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果分析や、課題の現状分析等、整理を行っているところです。

現行の第9期計画は、「住み慣れた地域で支え合い、すべての高齢者が幸せを実感できるまち」を基本理念に取り組んでおりますので、第10期の計画においても、介護認定をお持ちではない支援の必要な高齢者の方のニーズに合った支援が受けられる計画となるよう考えております。

今後、国の基本指針を踏まえ、県の説明会やヒアリング等も予定されており、そ

の後、本市においても具体的に内容を策定していく予定です。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

1点目の連携強化、いわゆる認定前の困難者の早期発見ルートについては、強化する必要があるというような御答弁でございました。

また、2点目につきましても、自宅の訪問ということでは、なかなか対応も厳しいというのも承知しておりますし、サロンや通いの場がない集落等については、そういった位置づけをきちんとやっていきたいというような御答弁をいただきました。

3点目の計画の策定につきましては、今後、認定前の段階の高齢者の支援ということを考えていきたいということでの前向きな御答弁をありがとうございました。

それでは、もう少し質問のほうを深めていきたいと思います。

次に、2つ目の観点、高齢者の経済的な尊厳についてお尋ねしたいと思います。

菊池市の老齢基礎年金、国民年金の令和7年度の平均受給額は年額約72万7,000円、月額にして約6万円であります。令和8年度の後期高齢者医療保険料は1人当たり年額約6万9,000円であり、令和4年度の5万7,000円から、3年間で約20%増加しております。

また、介護保険料の基準額は年間7万5,600円であります。令和8年度の試算では、国民年金のみで生活する単身の非課税高齢者の場合、年金収入から両保険料を差し引いた月額の可処分所得は約6万5,000円にまで縮小します。この約6万5,000円で食費、光熱費、医療費、日用品、交通費の全てを賄わなければなりません。市は、このような年金生活者の実質的な可処分所得水準について、どのように認識されていくのでしょうか。

また、後期高齢者医療保険料の7割軽減対象者が令和4年度の55.9%から、令和7年度には49.3%へと約6.6%分減少したことの背景と影響について、市の認識をお聞かせください。

以上2点、4回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

月額6万5,000円という可処分所得に対する認識についてお答えします。

老齢基礎年金については、国の予算や物価・賃金水準の変動に基づき、厚生労働大臣が決定しております。

また、介護保険料は市が、後期高齢者医療保険料については、熊本県後期高齢者医療広域連合がそれぞれ決定しており、所得に応じた保険料の算定や軽減措置を設けているところでございます。

年金の受給額並びに保険料につきましては、国や県、市が各制度の法令等に基づき、適切に決定しているものと考えております。

次に、後期高齢者医療保険の7割軽減対象者数が減少していることにつきましては、過去4か年度の後期高齢者数を年代別に比較したところ、75歳から80歳までの被保険者数が増加しており、7割軽減の対象者数が減少する一方、2割、5割、軽減なしの対象者数が増加しております。

7割軽減対象者数が減少している要因としましては、団塊の世代と思われる新規加入者の増加や年金額の受給額が改定により増額していることなどが影響していると考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

国の制度と県の制度等に基づいたものだということでございます。

ただ、今、御答弁がありましたとおり、7割が減少しているというのが75歳から80歳の増加ということで、いわゆる団塊の世代が移ってきたと。しかし、ここで注意しなきゃいけないのは、可処分所得が6万5,000円まで縮小しているという現状であります。やっぱり生活困難者という方はいっぱいいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、質問のほうを深めてまいります。

おっしゃるとおり、後期高齢者医療保険料は熊本県広域連合の制度であり、市が単独で保険料を変更することは困難であることは承知しております。しかし、保険料以外の部分で、市として低年金高齢者の生活を支える手だてはあるはずでございます。

例えば、生活保護申請への丁寧な誘導、食料支援団体、フードバンクや配食サービスとの連携強化、地域包括支援センターにおける生活困窮相談の充実、あるいは市独自の見舞金支援制度の検討などが考えられます。

特に私が強調したいのは、7割軽減から外れた高齢者への個別の実態把握であります。年金額が数万円増えただけで、機械的に7割軽減から軽減の割合が下がることによって、実質的な生活水準が下がっている場合があるのではないかと、市として把握に努めていただきたいと思っております。

月 6 万 5,000 円という水準で、尊厳ある生活が成り立っているという問いに、市長はどのようにお答えになりますか、お尋ねします。

以上、5 回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 市長答弁の前に、後期高齢者医療保険料の軽減が前年度より下がった場合における高齢者の実態把握につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

高齢者の方の生活水準は、年金収入等の公的な所得のみならず、資産状況や親族からの支援、住居環境など、多岐にわたる要因によって異なるものと考えております。このため、個別の生活状況の把握は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

経済状況が厳しい高齢者の方への生活水準に対する認識ということでございますけれども、高齢者の方の生活水準というのは、年金収入以外の、例えば自宅にいらっしゃるか、アパートにお住まいかというような居住状況でも全く変わってまいりますし、様々なケースごとに異なってくるというふうに思いますので、一般論としてどうかということよりも、その状況、状況に応じて、その方に合った生活保護も含めたセーフティーネット等の個別具体的な支援が大事だというふうに私は考えております。

民生委員やくらしサポートセンターなどの窓口におきまして、こうした生活困窮等の相談も随時受け付けておりまして、相談者に寄り添いながら、困り事に応じたきめ細やかな支援を行っているところでございます。

ですから、生活等にお困りの方におかれては、ぜひ御遠慮なく御相談をいただきたいというふうに思いますし、議員のように周りにお困りの方がいらっしゃるということを御承知されている場合は、ぜひ市役所または社会福祉協議会などの相談窓口へおつなぎくださいますようお願い申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8 番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

年金のみではなく、他からの収入もあるのではないかと、また、自宅やアパートや、

農産物を作っているだとか、家庭菜園をされているだとか、いろんなことでそれぞれの家庭は違うというふうには思います。

しかし、問題なのは、市長も今、一般論としてということで御答弁いただきましたけども、実態把握をしていくべきではないかと。民生委員さんや区長さん方は、先ほど申し上げましたように、外的なもので判断をされる。経済的な内的なものを調べるという手だてがないんじゃないかと。やはりそういったことについては、アンケート調査をするなりなんなりということがやっぱり必要ではないかというふうに思っているところでございます。

やっぱりしっかりと手を差し伸べる、しっかりと実態を把握することが、高齢者に対する尊厳を守ることになるのではないかと。やはりそういった形で、一般論として言う話は分かるんだけど、本当に困っている方がいらっしゃるのじゃないか。でも、いるかどうかは分からないというのが現状じゃないかというふうに思いますので、今後、しっかりとした実態把握に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、3つ目の観点でございます。独居高齢者等のごみ出し支援のその後の状況はについて、質問を深めていきたいと思っております。

令和5年12月の定例会において、私は独居高齢者等のごみ出し支援について質問いたしました。その際、市長からは、2市2町の体制であるので、収集体制の変更は考えていないとの答弁をいただきました。

それから約2年半が経過しております。今回の介護予防・日常生活圏域生活実態調査（令和7年度）によりますと、ごみ出し支援を希望するという回答が、令和4年度7.6%から10.1%に増加しております。独居高齢者も令和5年度から令和8年度にかけて305人増加しております。状況は明らかに悪化しております。

現在、市において、ごみ出しに困難を抱えている高齢者の実態はどの程度把握されていますか。また、その後の菊池広域連合との協議の状況はいかがでしょうか、お尋ねします。

以上2点、6回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 御質問にお答えいたします。

ごみ出し困難者の実態把握につきましては、具体的な件数は把握できておりませんが、窓口や電話で相談を受けた場合には、シルバー人材センターのワンコインサービスや、社会福祉協議会のにこにこサービスのほか、民間の生活支援サービスを御紹介する等の対応を行っております。

また、個別の困難事例につきましては、環境課と相談しながら対応しております

ので、菊池広域連合との協議は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

今まで私以外にも質問をされた方が何人かいらっしゃいますが、現状については把握していないということでございましたし、2市2町との収集体制ということでございますけども、私が申し上げているのは、いわゆるごみ処理の問題ではなくて、ごみ収集の問題であって、ごみ収集は市が行っているものではないかというふうに思うところでもございます。

それでは、ちょっと質問を深めていきます。

ただいま申し上げましたように、私がお願いしているのは、収集体制そのものを変えてほしいということではありません。他市の事例にあるようなごみ出し支援、目印シール制度の導入、つまり、この家はごみ出し支援が必要と地域に見えるような印をつけることで、近隣住民や民生委員が自然に気づき、助けられる仕組みをつくってほしいということであります。これは見守りと共助の意思表示の手段であり、収集体制の変更を必要としません。菊池広域連合との調整も不要な、市単独で進められる施策であります。

また、にこにこサービスの利用実績と、ごみ出し困難者の隠れた需要との開きについても明確にしていきたいと思います。

それでは、お尋ねします。

先ほど申し上げましたごみ出し支援を求める声が10.1%という数字に対して、実際のサービス利用につながっている方は何人おられるか、お尋ねします。

また、市は以前から提案していますごみ出し支援目印シール制度の導入の考えはあるのか。あるとするならば、やはり一刻も早く導入する必要があると思いますが、令和8年度中にごみ出し支援目印シール制度の導入検討を進める具体的な日程、見通しをお示ししていただけないでしょうか、お尋ねします。

以上2点、7回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

令和7年度のごみ出しに関するにこにこサービスの利用件数は327件で、ワンコインサービスの利用はございませんでした。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、ごみ出し支援を希望する

高齢者の割合の状況を見ますと、ごみ出しに関するサービスにつながない高齢者がおられることも想定されます。

高齢者のごみ出しにつきましては、議員の御提案の件も含めまして、少しでも負担軽減となるような支援策をしっかりと検討し、できることから形になるよう早急に進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

にこにこサービス関係については327件、ワンコインについてはなかったということでございます。

やはり10.1%という数字については、かなり多くの方が求められているけども、こういった制度の活用はできていない。また、先ほど申し上げましたように、経済的困難な方がワンコインであっても、やっぱりごみ出しにお金をかけるというのは非常に厳しい話ではないかというふうに思います。そういうことから、今回、前回に引き続き、ごみ出し支援目印シール制度の導入について提言させていただきました。

高齢者の尊厳とは、介護が必要になってから初めて保障されるものではありません。今回提言しましたとおり、自分でごみが出せない、病院に行けない、相談窓口も知らないまま、月6万5,944円で生活する。この現実が、今、この瞬間、菊池市内の約1万2,900人超の認定前高齢者の周辺にも存在している可能性があります。

私のスローガン「伝えよう！輝く未来を子どもたちの手に！」、その輝く未来を支えるのは祖父母の世代が、先ほども申し上げましたが、尊厳を持って暮らせる地域社会であります。今回の質問は、その基盤を問うものでございます。どうか子どもたちの祖父母の世代が菊池市で尊厳を持って生活していけるようお願い申し上げます。次の質問に移りたいと思います。

続きまして、大きい2つ目の小学校運動部活動の社会体育移行について。

社会体育移行後の現在の施設使用料の状況は。就学援助の児童に対する支援の状況は。また、指導者報酬への補助と研修体制の整備状況は。社会体育移行後の検証体制の状況は。以上4つの観点から、順次質問してまいります。

本市では、平成28年1月に設置された菊池市小学校体育活動地域移行推進委員会の主導の下、小学校運動部活動の社会体育移行を推進してまいりました。私は、県や市が能動的にこの移行を推進した主体である以上、移行に際して、保護者に対して示した前提条件を守る責任があると思っております。

熊本県の運動部活動指針、平成27年3月に制定された指針には、次のように明記してあります。市町村の移行をするための取組として、社会体育移行に伴う推進委員会を設置し、その協議内容の例として、活動費はこれまでの部活動費を勘案し、保護者の新たな負担とならないよう考慮する。学校施設を利用し、保護者の負担軽減を図る。放課後のできるだけ早い時間から活動できるように考慮すると示しているところであります。

このような県が示しています前提条件が、当然ながら、本市でも協議されていると思いますが、社会体育移行後の現在でも守られているかどうか、お尋ねしていきたいと思います。

社会体育移行に当たり、施設使用料は、移行期間中、全額免除とされておりました。しかし、令和2年度以降、2分の1減免に後退したと聞いております。現在の施設使用料の取扱い、各クラブがどの施設を使用し、どの程度の使用料を負担しているのか、まずその現状をお聞かせください。

以上、1回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えします。

最初に、小学校運動部活動が社会体育移行になった経緯について説明させていただきます。

まず、小学校の部活動は、学習指導要領には教育活動として規定されておりません。

全国的に、小学校の部活動は自主的な活動として位置づけられることが多く、他県では、社会教育団体のスポーツ少年団や地域スポーツクラブなどがスポーツを通じた青少年育成を行っておられます。

しかし、熊本県では、そのような民間団体や地域団体などが少なかったことから、全国的にまれですが熊本県教育委員会は、児童の体力向上や青少年健全育成の観点から、小学校における部活動を推進してきました。

このような中、少子化に伴うチーム編成の困難さ、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足などの課題が指摘されたことから、平成27年3月、熊本県教育委員会は「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定し、平成30年度末までに他県と同様に社会体育へ移行するよう進めてきました。

議員の御質問にありました、小学校運動部活動から社会体育に移行したクラブの施設使用料につきましては、平成27年度に、小中学校長、部活動担当教員、各学校

のPTA代表者等で構成された小学校運動部活動社会体育移行検討委員会の中で議論され、決定されました。

内容につきましては、平成29年度から平成31年度までの移行期間中は全額免除とし、令和2年度以降は、条件が整ったクラブについては、既存クラブと同じ、半額免除での対応をしております。

なお、登録クラブチームの施設の利用状況は把握しておりますが、施設使用料に対するチームや個人の負担額についての把握は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

今までの小学校部活動の社会体育移行についての経緯と、ただ、そういう中にも、各クラブはどういうふうな使用料負担しているのかということについては、現状把握はできていないというような御答弁でございました。

2分の1減免になったということは、保護者の負担が増えているということでございます。これは県教育委員会が示します移行時の前提条件に反していると思います。

先ほど部長も申し上げましたが、平成27年3月の熊本県指針は、保護者の新たな負担とならないように示しており、令和7年12月の文部科学省指針は、中学校部活動の社会体育移行で地域展開と表現されていますが、しかし、この中にも認定地域クラブ活動への施設使用料減免を支援措置として明記しています。

小学校と中学校の違いがあるのは承知しておりますし、小学校が自主的活動ということも承知しております。しかしながら、保護者からすると、児童生徒の違いというものはあるものの、部活動をやることについては何ら変わりがないということではないかというふうに私は思っております。

今後の中学校部活動の在り方に影響してくるのではないかとということも懸念しているところでございます。私は、市が社会体育移行を推進した主体である以上、この前提条件を維持する義務があると考えているところでございます。特に重要なのは、生活が困難な家庭、いわゆる就学援助、準要保護世帯の児童の問題です。生活保護に準ずる水準の家庭において、クラブ活動のための施設使用料が家計の負担になっているとすれば、それは教育の機会を平等に受ける権利に関わる問題であります。

市として、保護者の負担が増えている施設使用料について、全移行クラブの施設使用料を全額免除に復元する考えはないか。また、少なくとも、就学援助対象世帯

については、施設使用料相当額を援助費に加算することを検討する考えはないか、お尋ねします。

以上、2回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、保護者の負担のことですが、当時から施設使用料につきましては、市がスポーツ振興基本法に基づき育成を行った総合型地域スポーツクラブへ加入していた場合は、全額免除となる旨説明をさせていただいております。

また、部活動から社会体育に移行したクラブの関係者の方への説明では、総合型地域スポーツクラブへ加入しない場合は任意団体となり、移行期間終了後は、既存の登録クラブチームと同様に半額免除となることで、施設使用料の負担が生じることも併せて説明させていただきながら進めておりましたので、クラブ関係者の皆様には御理解いただいているものと考えております。

施設使用料につきましては、現在、既存登録クラブと同じ条件で考えておりますので、全額免除にする考えはございません。

また、本市の就学援助費にクラブ活動費が含まれていないのは、水泳教室やピアノなどの習い事と同様に、特定の児童生徒が個人的に活動する費用は、受益者が負担すべきとの考え方によるものと捉えております。

加えて、公費投入については、クラブ活動に参加していない児童生徒の御家庭との公平性も損なわれると考えます。

このことは、小学校部活動が地域移行する以前からの取扱いでございますので、施設使用料相当額を加算する考えはございません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

確かに、当時、総合型地域スポーツクラブに加入していただければ、全額免除になるということは聞いております。しかし、問題なのは、この猶予期間である令和2年度までの期間を取ったというのは、総合型地域スポーツクラブのほうに移行していくというのが前提条件であったというふうに私は思っております。

しかしながら、今現在、この総合型地域スポーツクラブは全く増えていないんじゃないかと。その辺に移行していないという現状もしっかり把握すべきではないかというふうに思います。そのことについては、後でまた質問したいと思います。

それから、就学援助については、私も学校教育課に勤務しておりましたので、よく分かっております。これについては、もともと国の補助金で行われたものが、いわゆる一般財源化され、交付税措置をされている。交付税措置をされたことで、各自治体の判断になっているということでございます。

しかしながら、やはり公平性に欠けると言われますが、やはり生活困難者に手をかけることが公平性に欠けるということにはならないんじゃないかというふうに私は思いますが、ちょっと公平性の意味合いが違うのじゃないかというふうに捉えたところでございます。

それでは、質問のほうを進めてまいります。

次に、指導者の確保と報酬補助についてお尋ねします。

令和7年12月の文部科学省指針は、中学校生徒への認定地域クラブ活動の要件として、研修を受講し、登録された指導者による指導を義務化しました。小学校の児童に対する指導も同様な対応が必要だと思いますが、本市の各クラブにおける指導者の現状、無償の奉仕に頼っている割合、報酬の有無と水準、指導者の確保に困難を感じているクラブの数についてお聞かせください。

また、熊本県が設置した県の指導者登録・紹介制度への登録者数と、本市クラブでの活用実績についても併せてお願いします。

以上、3回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指導者の確保については、移行クラブだけではなく、本市に登録しているクラブチーム全チームの活動継続の重要な課題であると考えております。

指導者の報酬状況につきましては、令和4年度に行った登録クラブチームへのアンケート調査の結果となりますが、45クラブ中、32クラブから回答がっております。その中で、指導者報酬があるクラブが8クラブ、ないクラブが24クラブであり、約7割の指導者が報酬なしで指導されている状況です。

支払われている報酬につきましては、各クラブで考え方が異なるため、金額もばらばらの状況でした。

また、指導者確保に困難を感じているクラブ数の把握は行っておりません。

県の支援制度といたしましては、令和5年度に中学校部活動の地域連携や地域移行に向けて、熊本県教育委員会が熊本県地域クラブサポーターバンクという指導者登録・紹介制度を設けており、昨年の10月時点での県全体での登録数が約240人、そのうち、本市の登録者が約40人となっております。

なお、本市での活用実績はございません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

7割のクラブチームが無報酬だということでございます。また、県の登録制度については、本市で40人登録があるけども、その活用実績はないということで、やっぱり今後、中学校の部活動の社会体育移行だったり、今後の小学校の社会体育移行後の対応については、やはり指導者不足というのが一番の問題ではないかと思えますし、そういったものに対する報酬というものも考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。

それでは、質問を深めます。

今、お答えいただいた状況は、国の指針が求める姿と大きくかけ離れていると私は思います。国は研修を受け、登録された指導者を義務化しているわけですが、無報酬での奉仕活動をされている方に、研修受講、登録までを求めることは、事実上、指導者からの撤退を招きかねません。

令和8年4月の熊本県改革方針によれば、令和13年度末までに全市町村で中学校休日部活動の地域展開完了を目指すと言われており、本市でもその小学校での経験は、その先行事例となるものであります。

この経験で明らかになった指導者確保の困難を中学校移行の前に解決していくことが本市の責任でもあります。

他県の先進事例では、指導者への月額2,000円から数千円の公費補助を市が単独で実施している事例があります。本市においても、指導者報酬への補助を制度化し、併せて研修受講を促進するための費用負担を市が支援する考えはないか、お尋ねします。

以上、4回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

休日の中学校部活動地域展開につきましては、令和7年12月に文部科学省より「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が出ており、その中で、指導者の報酬及び研修に関しまして指針が示されておりますので、それに基づき検討してまいります。

小学校部活動からの移行クラブにつきましては、以前からの既存クラブとの整合

性の観点からも、指導者への報酬補助の制度化については考えておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 ありがとうございます。

制度化については考えていないということでした。

以前、小学校が部活動でやっていた折には、県のほうから、いわゆる外部指導者に対する報酬制度、補助制度というものもございました。しかし、社会体育移行後はそういったものは全くないというような状況でありますし、やっぱり報酬なしにやってくださいとなりますと、今度はそういった指導者に対する報酬を保護者の皆さんが負担しなければならないということにつながってくるのではないかというふうに思います。

最後に、移行後の検証についてお尋ねします。

熊本県の指針、平成27年3月に策定されたものについては、移行後も推進委員会が機能を継続し、定期的な検証を行うことを求めています。この指針では、市町村の取組として、社会体育移行後も引き続き委員会を設置・運営し、運動部活動及びスポーツ活動の様々な課題について、解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整えたとあります。

本市では平成28年に、先ほど申されました推進に伴う検討委員会を設置して以来、移行から6年以上が経過しております。この間、市として、移行後の検証、各クラブの活動状況、保護者負担の変化、指導者の確保状況、子どもの参加率の変化を体系的に実施されたか、お尋ねします。

以上、5回目の質問とします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

登録クラブチームに関しましては、令和4年度のアンケート調査が最後となっておりますので、今後社会体育移行クラブを含めたアンケート調査を行い、保護者の負担割合、指導者の確保状況と報酬の有無、児童数の状況などに関して調査を実施し、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 答弁ありがとうございます。

令和4年度にアンケートをしたので、今後もアンケート調査をして、現状把握に努めたいということでございました。

しかし、先ほど申し上げました体系的な実施というものが必要なのではないかと
いうふうに思います。

質問を続けます。

もし組織的・体系的な検証の仕組みがなければ、施設使用料、指導者報酬、子どもの参加率など、私が今日、指摘した問題が6年間見えていなかったということになります。

熊本県の令和8年4月改革方針では、令和13年度末までの中学校移行完了を目指しており、本市の小学校移行の経験は、先ほども申し上げましたが、今後の中学校移行のための参考となるのではないかと思います。

この経験を生かすためにも、移行後の課題を正式な場で総括する必要があると思います。アンケートはしておりますが、私が聞く話では、教育委員会の中で議論されたということもないんじゃないかというふうに思っております。

市として、関係者、保護者、指導者、学校、地域団体、市教育委員会が参加する移行後検証委員会を設置し、施設使用料、指導者報酬、子どもの参加機会、安全管理の観点から、総括的な検証を行う考えはないか、お尋ねします。

また、その結果を中学校移行への提言としてまとめる考えはないか、併せてお尋ねします。

○後藤英夫 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 皆さん、おはようございます。ただいまの安武議員の御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行は、県の基本方針に基づいて実施しております。その後の状況につきましては、令和4年度アンケートを取りましたので、それに基づき、私と社会体育課の課長もしくは課長補佐と全てのクラブチームを参観してまいりました。そのときに指導者の方から、参加している子どもたちの状況とか、どの学校から参加していると、指導時間等、そういったものの聞き取りを行っております。

地域社会体育に移行するときに、なぜ総合型地域スポーツクラブに参加されなかったかということもお伺いしております。主なことは指導者の考えで、やりたいことができるということで、総合型地域スポーツクラブには入らなかったというお考えが一番多かったというふうに思っております。

つきましては、今後、休日の中学校部活動の地域展開におきまして、準備委員会

を設立しました。そこで、今、議員がおっしゃるような課題等も今から論議してまいります。その中で検討していきながら、まずは中学校の部活動の地域展開を令和10年度を目標に進めていきたいというふうに考えているところです。

その後、小学生のクラブチームとも連携が可能かどうかを考えてまいりたいというふうに考えております。

つきましては、検証委員会は設立しないということでお答えいたします。

○後藤英夫 議長 安武睦夫議員。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 御答弁ありがとうございます。

移行後の検証委員会の設立はやらないということでございますが、先ほど来、出ております平成27年3月の県がつくっております基本方針の中では、市町村の取組として、移行後の取組として委員会を設置しということを明確に書いてあります。となりますと、やはり教育委員会とすれば、設置しなければならないんじゃないかというふうに私は思っておりますし、ただ、大事なものは実態把握に努めることでございますので、しっかりと実態把握に努めていただきたいというふうに思います。

以上、3点にわたり質問いたしました。

第2問をまとめますと、1点目は、施設使用料の全額免除への復元、とりわけ就学援助世帯への支援。2点目は、指導者報酬補助の制度化と研修支援。3点目は、移行後検証委員会の設置による課題の総括と中学校移行への提言であります。

子どもたちが費用の心配なく、充実した指導の下で、スポーツに打ち込める環境、それが「輝く未来を子どもたちの手に！」という私の政治スローガンの具体的な姿であります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、安武睦夫議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 皆さん、おはようございます。議席番号13番、福島英徳です。判断を先送りしない。市民にきちんと説明できる議会にするべく、これからの

4年間もぶれない政治を貫きます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

最初に、前回の3月定例会におきまして、次回、この場に立つ機会があれば、副市長にも伺いたいと申し上げた、七城工区の河川管理について質問いたします。

まず、前回の質問のおさらいをいたします。

令和6年度以降の契約内容については、前回の質問後に改めて確認を行いました。そのため、一般質問後に令和6年度及び令和7年度の契約書並びに協議書の情報公開請求を行い、その内容を改めて確認いたしました。

それでは、まず協議書の履行状況について伺います。

協議書の承認条件は履行されているのかについてです。事実として、菊池川河川事務所は、集草、梱包の省略を認められています。これは前回の建設部長答弁と合っております。しかし同時に、刈り草の飛散防止に努めることという条件を付しております。

そこで、質問します。

飛散防止とは、具体的に何を指すのか。市はどのような措置を講じているのか。

その履行をどのように確認しているのかについて、お答えください。

○後藤英夫 議長 岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 改めまして、こんにちは。ただいまの質問にお答えいたします。

国と市の契約につきましては、国が定める契約書及び委託要領に基づき契約しておりますが、作業方法につきましては、国と個別に協議を行い、認めていただいております。

集草しないことにより、刈り草の飛散が考えられます。国との協議の中で、防止について指示がっておりますので、刈り草が水路、河川区域以外の民地などに飛散しないよう、作業を行わせております。

以上、お答えいたします。（発言する者あり）

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 では、堤防等の除草につきまして、ちょっとお話しさせていただきます。

堤防等の除草につきましては、1回目をおおむね5月上旬から5月下旬、2回目をおおむね7月上旬から8月上旬、3回目をおおむね9月下旬から10月下旬の計3回としており、完了報告書に写真を添えて提出いただいております。

検査につきましては、除草1回完了するごとに提出された管理写真、及び菊池川河川事務所、土木課長にて現地検査を実施しており、指摘は受けていない状況であります。また、作業期間中は担当職員が現場の確認を行っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 次に、それでは、土木課の検査体制について伺います。

検査は何を基準に合格としているのか。契約や仕様書では、刈り高10センチ未満とされておりますが、現地ではそれを大きく超えていると思われる箇所も見受けられます。また、市民からも同様の声が寄せられております。

検査項目は何か。合格基準は何か。誰が確認しているのか。年3回除草を前提として、集草、梱包を省略するのであれば、必要以上に適切な検査が求められると考えますが、土木課はどのような検査記録を残しているのか。写真管理は行っているのか。現地確認は何人で行っているのかについて、お答えください。

○後藤英夫 議長 岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 では、まず管理についてお答えさせていただきます。

除草を行う区間については、距離が長いことから、最初に除草した箇所において、草が再び伸びている状況もあることから、切った直後の状況が分かる管理写真にて確認をしております。

また、先ほど申しましたとおり、菊池川河川事務所と一緒に、指定のあった数か所を目視による検査を行っておる状況でございます。

写真管理につきましては、橋の周辺など、写真で位置が分かるようなところで撮るように指示をしております。

現地確認につきましては、菊池川河川事務所と土木課長にて行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 この件は、菊池川河川事務所にも出向きまして確認をさせていただきました。まず、刈り高、この10センチ未満というのは有効なのかという確認をしましたところ、有効だということでした。そして、検査に関しては、全て立ち会っているのかという質問もしましたところ、まず市が検査した箇所、これを一部抽出なのか、全体評価なのかというところにもよるんですけども、その市が検査したところの代表箇所を立ち会って検査しているということでございました。

ただ、今の答弁だと、河川事務所と立会いの上で検査しているというところと、ちょっとした矛盾があると思うんですけども、そこを再度説明していただけないか。

○後藤英夫 議長 岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 ただいまの質問にお答えいたします。

状況写真につきましては、菊池川が3か所、迫間川も3か所、上内田川は1か所、合志川は1か所の提出をさせております。その中で、代表箇所について、お互い協議の上、1か所ずつ検査しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 年間に2,000万円近く委託金としていただいている税金でございますので、場所の確認としても、そんなに長い距離じゃないと思うんですよね。もうちょっと多くの箇所を検査された方がいいと私は思います。

それでは、指名審査会について、会長でもある藤井副市長にお尋ねいたします。

指名審査会として、そのような実施体制で契約内容が適正に履行できると判断された根拠をお示してください。

また、その判断に当たり、作業体制や人員確保の状況をどのように確認されたのか。私自身が確認した範囲では、作業は土日に集中しているように見受けられ、また、市民からも同様の声が上がっております。

指名審査会として、そのような実施体制で契約内容を適正に履行できるとどのように判断されたのか。河川を熟知しているとか、熱意があるといった抽象論ではなく、具体的な確認内容をお答えください。

○後藤英夫 議長 藤井副市長。

[登壇]

○藤井一恵 副市長 皆さん、改めまして、おはようございます。議員の質問にお答

えいたします。

七城工区河川管理業務委託に関する御質問でございますので、以前の一般質問の答弁と重複するところもあると思いますが、お答えさせていただきます。

指名審査会では、委託業務等、規定にありますところを審査いたしますが、業者を選定するところでございますが、契約業者につきましては、今回、業務委託では設計額が100万円を超えるものを委託として指名審査会で審議し、業者を選定しております。

契約する金額が1,837万円を超えるということでございますので、指名審査会に諮り、業者を選定いたしております。

選定につきましては、担当課より、菊池市七城ふるさとコスモスマつり実行委員会は、七城地域に関係するメンバーで構成する団体であるため、七城地域の河川を熟知し、草刈り作業等を安全に施工できること、また、コスモス植栽場所等についても精通しており、イベントと連携が円滑にできること、また、そういうことから、堤防管理、コスモスの植栽、コスモスマつりが一体的に業務を行えるとの理由で、菊池市七城ふるさとコスモスマつり実行委員会と1者随意契約を締結したい旨の説明がありました。

指名審査会の中で、その提案内容を審議し、決定いたしておりますが、指名審査会では全ての案件につきまして、履行場所や実施設計額、業務の目的、内容などを確認し、審議を行っております。そして、指名審査会として、この団体、業務が遂行できる団体として、担当課から指名審査会に提案されたものと認識しておるところでございます。

なお、本業務委託の遂行におきまして、問題が生じた場合は、担当課が確認を行い、指導すべきところは指導してまいるということで考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 指名審査会の会長も替わられたので、もう少し具体的な答弁があるかと思ったんですけども、それはまた後々に期待していきたいと思います。

私が言いたいのは、国からの委託金を市民が納得する形で使うべきであるということであって、問題視しているのは、特定の団体ではなく、公金の使い方と、その成果だからです。この契約によって、市民の税金と国の委託金を使う以上、契約、検査、成果が市民に説明できる状態になっているのか。また、市民が期待する管理水準が確保されていると指名審査会はどうのように判断したのか、改めてお答えください。

○後藤英夫 議長 藤井副市長。

[登壇]

○藤井一恵 副市長 質問にお答えいたします。

指名審査会は、指名競争入札における入札者の選定に関すること及び随意契約とする場合の提案理由の適否を審議する場でありますので、その点、内容を確認して、審議いたしております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 では、令和9年度の指名審査会できちんとその辺りが審査されますことを願って、次の質問に移ります。

大型乗用草刈り機、通称バロネスなんですが、この貸与について質問いたします。

これも前回の質問時に、市が所有している大型乗用草刈り機を無償貸与している以上、財産管理と委託料策定の前提は明確でなければならないと申し上げ、市所有の機械である以上、最終的な管理責任は市にあると考えますが、受託団体が任意に修理を行い、その費用を委託金の中で処理することに対する本市の見解を伺いました。

当時の建設部長からは、市保有の機械の使用料は、菊池市行政財産使用料条例に基づき使用料を免除するとしているが、条件として、使用終了後は速やかに原状回復して返還することということで、修繕等を行ってもらっていると答弁されました。

そこで、確認いたします。

執行部答弁では、使用料は免除する。そして、原状回復義務がある。したがって、修繕は使用者負担であるとの説明であったと理解しています。

私が問題としているのは、修繕そのものではありません。問題はその修繕費の原資です。市は原状回復義務を理由として、修繕は使用者負担と説明されました。しかし、情報公開請求で入手した受託団体の収支報告を見ると、修繕費は委託金の中から支出されております。修繕費が委託料積算に含まれているのであれば、その原資は市から支出された委託金ということになります。そうであるならば、実質的には市が修繕費を負担していることになり、使用者負担という説明とどのように整合するのか。原状回復義務との関係を含め、端的にお答えください。

○後藤英夫 議長 岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 ただいまの質問にお答えします。

大型乗用草刈り機の貸付けにつきましては、物品取扱規則の規定により貸付けを

行うこととしており、原状回復については、借受期間の満了もしくは貸付許可の取消しにより、使用を終了した場合は速やかに原状回復して返還することとしております。

委託契約額の中に機械の修繕に関わる費用などを含んでおりますので、修繕に関して求めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 部長、私が言っているのは、多分御理解されていると思うんですけども、原状回復義務ということは、使用者が自己負担で修繕して返すというのが一般的ではないでしょうか。それを委託金の中から修繕費を出して、結局、市が払っているということになりませんか。私はそこが矛盾していると思うんですよ。そこについてどうお考えですか。

原状回復義務は使用者の自己負担、ただし、現状は市が負担していることになっている。私が言っているのが間違っているのであれば、そこも訂正をお願いします。

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

○
休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 ただいまの質問にお答えいたします。

今後、ちょっと精査をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 ぜひ市民が納得するような形で運用していただきますようお願い申し上げます。

指名審査会は、この契約スキーム全体、すなわち、委託先の選定から機械の貸与、実施体制、検査までを含めた一連の仕組みをどう評価したのかです。機械は市のもの、使用料は免除、修繕は自主的に委託金から、受託団体は河川管理実績なし、実作業は別業者、この仕組みを見て、競争性、経済性、透明性が十分検証されたので

しょうか。

私が問題としているのは、特定の団体ではありません。私が求めているのは、誰が受託するかではなく、市民に説明できる契約と管理の仕組みが確保されているのかという点です。市民の税金と国からの委託金が市民に説明できる形で使われているのかという点です。

契約内容、検査体制、機械の管理、そして、指名審査会の判断について、市長は現在の仕組みが市民に対して十分説明可能であると考えているのか。また、市民から苦情の声が寄せられている現状を踏まえ、今後、さらに改善や検証を行う必要がないと考えているのか、市長の見解を求めます。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ただいまの取扱いにつきましては、担当部署のほうより、内容を確認したい点があるということでございますので、その確認を待って、また御回答したいというふうに思います。

以上です。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 検証の結果は改善する考えがあるということで理解しておきます。

それでは、次の質問に移ります。

多文化共生社会への対応について。

外国人住民の増加に伴い、行政として、どのような準備とルールづくりを進める考えなのか、本市の方針についてお尋ねいたします。

近年、本市においても外国人住民が増加しております。外国人の方々が地域社会の一員として、安心して生活できる環境づくりは重要であり、多文化共生の推進は今後ますます必要になると考えます。

私は外国人住民を排除する考えは全くありません。むしろ多文化、多宗教への理解を深めながら、地域社会の一員として、ともに暮らしていくことが重要であると考えております。一方で、宗教や文化、生活習慣の違いから、日本の制度や地域の慣習との調整が必要となる場面も想定されます。

そこで、本市がどのような課題を認識し、将来に向けて、どのような対応を考えているのかを確認するため、質問いたします。

まず、本市における外国人住民の現状認識についてお尋ねします。

第3次菊池市総合計画によりますと、本市の外国人住民数は、令和3年の766人

から令和6年には1,431人へと増加しております。また、令和7年に入っても増加傾向が続いており、1,600人を超える状況です。この現状を市としてどのように認識しているのか。また、今後の見通しについてお聞かせください。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、外国人住民の人数については、令和7年12月末で、住民基本台帳法に基づき登録している本市在住の外国人の総数は1,585人でございます。

また、今後の外国人人口の見通しにつきましては、過去5年間の人口の推移を見ましても、令和2年の729人から令和7年末の1,585人へと増加しており、この傾向が続く可能性が高いものと考えております。

ただし、今後の外国人人口の推移につきましては、世界経済の動向、国の入管政策の変更、本市における産業構造の変化等、様々な要因に影響されることが予想されると考えます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 先ほど申しました令和3年が766人、令和6年1,431人、僅か3年で約2倍となっておりますよ。であれば、将来の見通し、今後どのように外国人住民が増えていくのか、減っていくのか、横ばいなのか、こういうのはしっかりと見通しておく必要があると思いますよ。将来の見通しを持たずに、多文化共生施策や防災対策を考えることは難しいと思いますが、市として、今後どのように対応していく考えなのか、お聞かせください。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、市民環境部の取組についてお答えをいたします。

まず、窓口での取組ですが、本庁市民課及び関係窓口並びに3支所の市民生活課窓口に翻訳機用パソコンを設置し、外国人住民の利便性向上に努めておるところでございます。

また、住民票申請書等をベトナム語で用意し、相手に分かりやすいよう、やさしい日本語を使用するなどの対応を行っているところです。

転入転出時においては、多くの場合、通訳可能な企業関係者の方が同伴されるた

め、通訳対応に大きな支障は生じていないのが現状ですが、企業関係者の同伴がない場合などの対応につきましては、先ほどの翻訳機用パソコンや本人のスマートフォンなどで対応しているところでございます。

次に、ごみの分け方・出し方につきましては、現在、英語、中国語、ベトナム語、韓国語の4か国にわたる分別表を作成しまして、市民課での転入手続の際に配布するなどの周知を行っております。

併せまして、市内企業への分別表配布や、令和2年4月1日より運用を開始しました、ごみ分別アプリ・市ホームページに掲載するなどの周知を図っているところでございます。

そのほか、家庭ごみを排出する際の指定ごみ袋に関しましても、先ほど申し上げました4か国語の分類標記を追加しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 ごみの話は出てきましたけども、私が言いたいのは、今後の見通しを立てなければ、どのように対応していくかというのは考えられないのではないかということを今お聞きしたわけです。

では、今、個別な話がありましたので、次に、多言語対応の話はされました。それでは、地域ルール周知、防災、学校教育など、多文化共生を進める上で、本市はどのような課題を認識しているのか、その対応についてお聞かせください。

ただ、先ほどごみ分別に関しては、4か国語でしたっけ、対応で配布しているということなんですけども、実態を御覧になっていきますか。ある区長さんは、ごみ出し日には朝からごみステーションに出向いて分別されているそうです。実際はそういったのを渡してはいるものの、実際、どれぐらい活用されているのか、そういったのを私は確認すべきだと思いますよ。

それでは、先ほど言った、地域ルール周知、防災、学校教育に関する課題、そして、その対応についてお聞かせください。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、私のほうから、まず防災対策の件についてをお答えしたいと思います。

外国人住民の皆様を対象としました防災対策といたしましては、本市では、市のホームページ及びきくち防災・行政ナビにより避難所一覧や気象情報入手先の情報を掲載するとともに、災害時や災害の発生が予想される際は、避難に関する情報や

避難所の開設状況等につきまして、やさしい日本語や多言語により配信をいたしているところでございます。

併せて、現在、本市へ転入される全ての方々に対しまして、市民課の窓口において市の防災マップを配布しておりますけれども、外国語表記ではございませんので、翻訳アプリなどで対応いただいているところでございます。次回の防災マップ更新におきましては、多言語化した防災マップの作製を現在検討しているところです。

また、気象庁作成の外国人向けパンフレットの配布及び企業等を通じた出前講座によりまして、外国人住民への防災上の注意点であったり、避難の方法等について理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ここからは、教育部における取組についてお答えいたします。

まず、学校教育におきましては、外国籍の児童生徒が入学する際に、ポケットクや翻訳アプリでコミュニケーションを取れるようにしております。

また、日本語が難しい保護者への説明について、やさしい日本語で作成した文書や外国語で表記された案内文を作成して渡したケースもございます。

次に、外国にルーツを持つ日本語指導を必要としている児童生徒には、「NPO法人外国から来た子供支援ネットワークくまもと」に委託し、取り出し授業での日本語指導を2年間実施しております。さらに、学校内でも先生方による日本語指導がされています。

それ以外にも、日本語を学びたいという児童生徒に対し、菊池市人権・同和教育推進協議会の進路保障部会主催で、毎週火曜日の夜間に、中央公民館におきまして、日本語指導教室を実施し、中学校の先生方の協力による学習面のサポートも行っております。

次に、中央公民館では、キクロスカレッジの中で、多文化共生を推進する人財の育成を目的としてワールドフレンズマイスターコースを開講しています。

講座を修了し、ワールドフレンズマイスターとして認証・登録された方々は18人おられ、中央図書館主催のにほんご教室のボランティアや各種団体の要請に応える活動を行っています。

今後もワールドフレンズマイスターの活動の場を広げながら、本市における多文化共生を進めてまいります。

次に、先ほど申し上げました、中央図書館主催のにほんご教室でございますが、1年間を3学期に分け、年間で30回程度開催しており、毎年、延べ200人を超える

受講人数となっております。直近3か年で申しますと、延べ756人が受講されております。

また、課題につきましては、現在、にほんご教室は中央公民館（後に発言の申出があり、「中央公民館」を「中央図書館」へ訂正）をメインで行っているため、ここまで来ることが難しい等の声も伺っております。そのため、今年度から各地区の図書館でにほんご教室が受講できるよう進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

失礼します。先ほどの答弁の中で、現在、にほんご教室は「中央図書館」をメインで行っているというところを、誤って「中央公民館」で行っているというふうにお答えしましたので、おわびして、訂正いたします。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 改めまして、こんにちは。政策企画部より、外国人向け相談窓口の設置状況についてお答えさせていただきます。

現在、市長公室内に相談窓口を設けまして、毎週木曜日に外国人の方からの相談を受け付けております。対応言語といたしましては、韓国語・中国語となり、それ以外の言語におきましては、翻訳機などを用いた対応となります。

相談窓口の周知につきましては、広報紙やホームページ、防災・行政ナビなどを活用しながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 外国人住民の中には、区会、区の会に加入されていない方もいらっしゃると思います。しかし、災害が発生した場合には、地域住民や区長が対応しなければならない場面も想定されます。

今後、さらに外国人住民が増加することを考えますと、区長任せではなく、行政としての関わりも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

多文化共生というと、多言語対応や窓口対応が注目されます。しかし、実際には地域の清掃活動や防災訓練、自治会活動など、日常の地域活動への参加が地域とのつながりをつくる重要な機会だと思います。

市として、外国人住民と地域との接点づくりについて、どのように考えているのか、お聞かせください。

後でもちょっと関係するところもありますので、次に行きます。

宗教・文化への対応についてお尋ねいたします。

宗教によっては、土葬を原則とする文化がありますが、日本では火葬が一般的であり、土葬墓地の確保は多くの自治体で課題となっております。本市において、このような相談があった場合、どのように対応する考えなのか、お聞かせください。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

土葬に関しまして、外国人住民の方々から要望や相談はこれまでのところ寄せられておりません。

仮に既存の墓地に埋葬する相談があった場合は、墓地管理者による受入承諾がなければできません。そういう規定になっておりますので、その規定に基づいて、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 私は、想定されることは想定しておいて、事前に確認しておくことが大事じゃないかということを申し上げているわけです。

最後に、市長に、日本のルールとの調和についてお聞きいたします。

多文化共生を進める一方で、日本の法令や条例、地域社会のルールを守っていただくことも重要ですし、本市としても、外国人住民に対して、地域のルールや生活習慣の理解促進を図っていく必要があると思います。

外国人住民の増加は、防災、教育、環境、地域づくりなど、様々な分野に関係する課題であり、1つの部署だけで対応できるものではないと思います。

私はある区長さんからお話を伺いました。その方は外国人住民の転入に際して、ごみ出しルールの説明や、勤務先への連絡など、自ら積極的に対応されたそうです。しかし、今後どのように対応すればよいのか、行政から助言や支援があれば助かるとのことでした。

地域は決して排除したいわけではありません。むしろ受け入れようとしているからこそ、悩んでいるわけです。だからこそ、管理団体、受入企業、行政、そして、地域が連携しながら取り組むことが必要だと思います。行政がその中心となり、外国人住民と地域との橋渡し役を果たしていくことが必要ではないでしょうか。

また、区長さんからは、市役所へ相談したものの、案件ごとに担当課が異なり、その都度、同じ説明をしなければならなかったという話も伺いました。これは外国人住民への対応に限ったことではなく、市民の皆様からもよく聞く声です。市民にとっては、どの課の所管であるかよりも、まず相談を受け止め、必要な部署につな

いでくれる体制が大切だと思います。外国人住民の増加という課題についても、市民や地域からの相談に対し、分かりやすく対応できる窓口や連携体制が必要ではないでしょうか。

しかし、今回の答弁をお聞きしていますけど、それぞれの部署で対応されている状況であり、外国人住民の増加という課題に対して、市として一体的に取り組む必要性を感じております。

第3次菊池市総合計画では、多文化共生の視点が不可欠であること、そして、地域の一員として、ともに支え合う包摂的な社会づくりを進めることが示されております。私もその方向性は重要だと思っております。だからこそ、今後さらに外国人住民の増加が見込まれる中で、各部署が個別に対応するだけではなく、庁内で課題を共有しながら取り組むことが必要ではないかと感じていますが、市長の考えをお聞かせください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 市内で増えている外国人の方との今後の共生の在り方という趣旨での御質問でございました。

市内に御在住いただいています外国人の方々というのは年々増えておりますけども、地域社会を構成する一員でございまして、特に今、産業面で大変支えていただいているわけでございます。そういう重要な市民の一員でもございますので、こういう方々が安心して暮らすことができる環境づくりというのは非常に重要であるというふうに認識しているところでございます。

その方々の多くは、雇用企業の皆様も大変御理解をされておまして、雇用企業の借り上げたアパートに住むなどしまして、独自のコミュニティを形成されているケースも多いわけでありまして、いろいろな問題等が起きたときには、基本的には雇用企業のコーディネーターの方が中心になってお世話をされているわけでございます。

そういう中で、生活習慣、慣習の違いによりまして、様々な各種事案もあるかと思っておりますけども、こうしたときに区長の皆様に大変お世話になっているわけでございます。

こうした中で、私どものほうにも相談が寄せられるケースもございます。どうしても暮らし全般に及ぶことが多うございますので、基本的には、各担当の部署のところで、自分の担当部門についてはこの対応をさせていただいておりますけども、どうしても横の連携が必要な場合も、これからはますます増えてこようというふうに思います。

私ども、数年前に半導体関連企業がこれから続々と進出されるということに対応しまして、幾つかの部会をつくっておりまして、その中に横断的な生活サポート部会というのを設置しておりますので、こちらをもっと活性化させながら、情報共有を行いながら、横断的な連携をますます強めていきたいと。こういうことでなるべく区長さん方の御心労を減らすように、官民連携をもっと強化していきたいというふうに考えた次第でございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 今、市長の答弁にもございました、庁内横断してやっていきたい、やっていく必要があるということで理解をいたしました。

共生とは、一方が相手に合わせるのではなく、お互いが地域のルールや文化を尊重しながら、理解を深めていくことだと考えます。外国人住民がさらに増加することが見込まれる中、課題が表面化してから慌てて対応するのではなく、庁内で課題を共有しながら、将来を見据えた備えを進めていただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、福島英徳議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○
休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分
○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 皆さん、こんにちは。議席番号17番、荒木崇之です。5月24日に執行されました菊池市議会議員選挙におきまして、2,376票という多くの御支持を賜り、再びこの議場に立たせていただきました。御支援いただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

私は、平成25年の初当選以来、私の報酬は、市民の皆さんの税金からいただいているという原点を忘れることなく、活動してまいりました。今後も自身の保身や議会の都合ではなく、常に市民の立場に立ち、市民のために何が最善かを判断基準として議員活動に取り組んでまいります。

私が目指すふるさととは、住みたい田舎ランキングなどの外向けの評価を追い求めるまちではなく、今、ここで暮らしておられる市民の皆さんが豊かさを実感し、安心と希望を持って住み続けることができる菊池市です。

現在、本市は人口減少や地域経済の停滞など、多くの課題に直面しております。しかし、その現実から目を背けることなく、停滞を打破し、菊池を再生させるため、これからも全力で取り組んでまいり所存です。

私は、菊池市の再生なくして、市民生活の向上はなく、地域の活性化なくして、日本国の繁栄はないという信念の下、菊池市の再生が、ひいては我が日本国の弥栄につながるよう努めてまいります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、竜門ダムの工業用水利用についてです。

熊本地域は、全国的にも珍しく、水道水源のほぼ100%を地下水に依存しております。令和5年12月に完成したT S M C熊本第1工場では、半導体製造に欠かせない大量の水が必要とされており、年間約420万トンの地下水を利用しています。進出が発表された当初、熊本県は豊かな地下水があることから、枯渇の心配はないとの見解を示していました。その後、地下水位の低下や農業用水、生活用水への影響を懸念する声が県内で広がり、地下水保全の必要性が強く認識されるようになりました。

そこで、注目されたのが本市にある竜門ダムであります。竜門ダムは治水、農業用水、工業用水、水道水の機能を持つ多目的ダムであり、有明地域向け工業用水の供給能力も有しております。県はそこに存在する未利用水、要は、使っていない水に着目しました。

一方で、蒲島前知事は、令和5年3月2日のK K Tの取材に対し、竜門ダムにはいっぱいの水があるので、トイレに使う水くらいは地下水じゃなくても、竜門ダムの水でいいんじゃないかと思うとの発言をされております。これがそのときの発言をされたときの画像です。

[パネルを示す]

ですから、当初、竜門ダムの水はトイレの水に代わるくらいの認識であったということがうかがえます。

しかし、T S M C第2工場の建設や、関連企業の集積が進む中で、地下水涵養と地下水使用量の抑制を両立させる必要があると県は判断し、新たな工業用水源の確保に乗り出しました。なぜなら、第2工場が稼働すれば、年間800トンを超える見込みだからです。その重要な役割を担うことになったのが竜門ダムからの送水であります。

半導体企業への送水については、新たな送水管を全線整備すると莫大な費用と時間がかかるため、県は既存の農業用パイプラインを活用する提案をしました。菊池台地用水土地改良区が管理する農業用パイプラインを使って、T SMC第2工場が建設予定である菊陽町へ送水する計画であります。

そこで、お尋ねします。

竜門ダムの工業用水の送水についての事業概要をお示してください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、こんにちは。荒木議員の竜門ダム工業用水についての質問にお答えいたします。

竜門ダムの工業用水供給事業につきましては、県企業局が進めており、事業計画や今後のスケジュールについては、県企業局からの情報を基に答弁いたします。

竜門ダム工業用水供給事業につきましては、県が水利権を有する工業用水の未利用分を農業用パイプラインを経由して、旭志麓地内にある3号ファームポンド、いわゆる農業用ため池に送水し、そこから新たに配管を埋設し、旭志新明地内に浄水場を設け、市道旭志中央線から国道325号に専用の配管を埋設して、半導体関連企業に対して工業用水を供給する計画となっております。

また、本事業は半導体関連企業にとっては、工業用水を地下水以外の水利用が可能となる役割を担っており、熊本地域の地下水を守る観点からも重要な事業となっております。

事業の進捗状況につきましては、現在、浄水場の造成工事が行われているところでございます。

なお、農業用パイプラインの利用に当たっては、農業用水の優先が条件となることから、浄水場に配水池を設けることで、企業への給水量の調整が可能な構造と聞いております。

また、供給先となる半導体関連企業までの配管埋設工事についても、本年5月から順次実施されており、事業の完了時期としては、令和11年度末を見込まれております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 答弁でもありましたように、竜門ダムから半導体関連企業への送水については、熊本地域の地下水保全にとって重要な事業であることは理解いたしております。

熊本県は、企業局が保有する工業用水の水利権の範囲内で送水を行うとしており、また、農業用水の利用が優先されるため、必要な場合は工業用水の供給を停止するとの説明も行っています。

その上で、お尋ねいたします。

今回の送水事業においては、パイプラインを管理する菊池台地用水土地改良区に対して、県から維持管理費という形で一定の費用負担が行われます。要はお金が入ってきます。

一方で、水源地を抱える菊池市、我々菊池市、とりわけ龍門地域に対しては、どのような直接的なメリットがあるのでしょうか。今回の送水事業によって、菊池市が得られる具体的な利益や財政的な効果についてお尋ねをいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

施設を他の目的に使用する場合の取扱いを定めた「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知」の規定に基づき、使用料及び維持管理負担金を、管理受託者である菊池台地用水土地改良区が、国の承認を得て徴収することが定められております。

使用料及び維持管理負担金の金額については、国と協議中とのことですが、現時点で考えられる本市のメリットとしては、これまでの使用料等の収入がなかった場合と比較しますと、菊池台地用水土地改良区の運営費が充実することで、本市で営農を営まれる農家の維持管理費の軽減につながるものと期待されます。

また、本市が直接的収入を得るという形にはなりません、周辺地域への新たな産業集積が進むことは、本市にとっても間接的な経済効果が期待されます。

具体的には、新たな雇用機会の創出、関連産業への波及効果、さらには地域全体の活性化につながるものと見込んでおります。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 答弁で、私が聞いていない菊池台地土地改良区に入ってくるお金の話をされましたけども、私が聞いているのは、直接的に市にどういうメリットがあるのかと。間接は関係ないです。そんなの入ってくるか、入っていないのかは分からないから、そこはきちっと、やっぱり答弁はありませんなら、ありませんと言ってください。直接的なところは今のところありません。

私が今回、一般質問に竜門ダムの送水を取り上げた理由は、龍門地域の皆様が長年にわたり森林を守り、水源涵養に努めてこられたにもかかわらず、その水を活用

して、大きな経済効果を得るのは半導体企業や周辺自治体であり、肝腎の水源地域である龍門地域への恩恵が見えにくいと感じたからであります。実際に市議会議員選挙期間中に、竜門ダムの水はT SMCに送るばってん、何も地元にはなかという声をたくさんの方からお伺いいたしました。

ここに熊本地域地下水総合保全管理計画があります。この計画は、地下水保全目標を設定し、水量と水質の両面から地下水を守るため、熊本地域11市と熊本県が共同で作成したものであります。11自治体の中には、菊池市をはじめ、合志市、大津町、菊陽町も含まれております。

この計画の中に、湛水涵養に対する協力金制度があります。湛水涵養とは、農閑期である冬場に田んぼへ水を張り、その水をあえて地下へ浸透させることで、地下水を涵養する取組であります。

T SMCをはじめとする半導体企業は、大量の水を利用する一方で、その地下水を守る取組として、湛水涵養を実施する農家へ協力金を支払っています。例えば水張り期間が1か月であれば、10アール当たり1万1,000円、2か月で1万6,500円、3か月で2万2,000円が支払われる仕組みになっています。しかし、その対象となる水田は、主に菊陽町や大津町など、白川流域に集中しており、企業からの協力金もそれら地域に支払われています。

そこで、私は1つの疑問を持ちました。地下水涵養に大きな役割を果たしているのは水田だけではありません。森林もまた雨水を蓄え、地下へ浸透させ、水源を育む重要な役割を担っています。水田による地下水涵養には協力金制度はあるにもかかわらず、森林による水源涵養には同様の仕組みが存在しないのはなぜでしょうか。私はこの点に大きな不均衡があると感じています。

竜門ダムの水位は、近年、低下傾向にあります。

図を示します。

[図を示す]

国土交通省によりますと、平均貯水率は、令和3年度が92%、令和4年度が87%、令和5年度が81%となっており、この3年間で11%と大きく低下しています。また、令和5年度には夏に70%を下回る日が複数回発生しています。

竜門ダムでは貯水率が一定水準である70%を下回った場合、国土交通省が所管する菊池川流域渇水連絡協議会において、節水対策や送水制限等の協議が行われます。その対象は工業用水だけではありません。農業用水を利用する土地改良区や、漁協関係者なども影響を受けることになります。実際に令和6年7月31日に貯水率が64%となったことで、自主的に節水制限が行われました。つまり、竜門ダムの水位が下がれば、半導体企業への送水だけでなく、地域の農業にも支障が生じる可能性

があるということです。だからこそ、森林による水源涵養は極めて重要であります。

森林の水源涵養については、林野庁の資料でも、森林1ヘクタール当たり、年間1,000万から2,000万トンの水を涵養するとされています。これは林野庁ではっきりホームページで出ております。

龍門地域の面積が2,600ヘクタールですから、それを換算すると、年間260万トンから400万トンの涵養量に相当いたします。これはT S M C第1工場が年間に使用する地下水量に匹敵するわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

水を提供する側、龍門地域はただ水を引かれるだけで、企業からの環境投資、協力金は別の流域、白川流域に落ちるという不均衡を是正するためにも、県に対して、国に対して、T S M C第2工場が建設されるのに先駆けて、森林の水源涵養にも適用すべく、負担金制度を設ける考えがあるか、これは江頭市長にお尋ねをいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

竜門ダム周辺の水源涵養のために、国・県に負担金を要望する考えはないかという御質問でございます。

まず、今、例でお出しになりました水田湛水の補助金でございますけども、これは進出企業が新たに出てきて、それで地下水を使うことになるということで、企業等の寄附金を財源として、稲刈り後の水田に水を張ることによって、地下水を涵養しようという取組でございます。

これに対しまして、竜門ダムの場合は、国が大きな施設をつくってくださいまして、農業用水、それから工業用水に使っているわけでもありますけども、竜門ダムの工業用水の活用ということにつきましては、先ほど部長が答弁しましたとおり、県がもともと水利権として持っている工業用水の未利用分、使っていない分を活用するというものでありまして、両者の成り立ち、性格が全く異なります。

したがって、同様の議論は難しいと思いますけども、しかしながら、農業・工業にかかわらず、この水源を涵養するということは将来にわたっても極めて重要な問題でありまして、本市のみならず、地域全体の持続的な発展を支える上で、私は不可欠であるというふうに思っております。

ですから、私も進出企業も、今申し上げた水源涵養の重要性は十分に認識しているということでございますし、また、企業は自然環境とともに共生するというイメージを大変大事にされておりますので、県や関係企業、また自治体も入っております。

すけども、くまもと半導体グリーンイノベーション協議会というものをつくって、その中に地域共生アンドG I（グリーンイノベーション）の部会をつくっておられまして、私どももそこに参画をしております。ですから、竜門ダム周辺も含めた広域での水源涵養に関する働きかけを行っていきたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 答弁では、森林涵養に対する負担金制度についても働きかけを行っていくということでありましたが、その姿勢については一定の評価をしたいと思います。

しかし、ここに令和6年第4回定例会の議事録があります。木下議員が私と同様の趣旨で、水源涵養林への支援について質問された際、市長は何と言ったか覚えていますか。市長は、「地下水保全の観点から、水資源涵養林の役割は重要であり、県と連携して、竜門ダム周辺を含めた水源涵養林の整備に取り組む」と答弁されています。

つまり、今回の答弁とほぼ同じ趣旨の答弁といえますか、このときのほうがより踏み込んだ答弁をされていますけども、既に木下議員が一般質問されて、やると言って、1年半もたっているわけですが、その答弁以降、菊池市として、県に対し水源涵養林への支援制度や、負担金制度の創設について、具体的な要望や協議を行った事実はあるのでしょうか。私はないと思っております。ないのであれば、今回の答弁は1年半前と同じ答弁を繰り返しているだけということになります。市長、木下議員と約束したなら守りましょう。道義的責任が出ますから、しっかりやりましょう。

そのことを申し上げて、次の課題に移りたいと思っているんですけども、次が、菊池市に経済的恩恵をもたらす財源の1つであるダム交付金についてお尋ねをいたします。

ダム交付金、正式には国有資産等所在市町村交付金といい、国が所有するダムなどの固定資産について、本来課される固定資産税に代わって、市町村へ交付されるものであります。竜門ダムに係る交付金は、平成16年度から交付されていますが、ピーク時の平成26年度には約1億3,000万円あったものが、令和7年度には約9,900万円まで減少しています。減少している理由は、令和7年第2回定例会の一般質問で福島議員が解説されていますが、固定資産税と同様に、ダム施設が毎年減価償却されることで、交付額も減少しているためであります。

そこで、お尋ねしますが、今回の竜門ダムからの半導体関連企業への送水については、広報きくち令和6年12月号においても、「国策として半導体企業を後押しする中で重要な案件」と明記されています。つまり、竜門ダムは、単に過去に建設された施設ではなく、今、まさに国家的プロジェクトを支える重要な社会基盤として、新たな役割を担うことになるわけであります。そうであるならば、竜門ダムが半導体関連産業を支える重要なインフラとなることを踏まえ、ダム交付金の増額を国に要望すべきと考えますが、その考えが市長にあるのか、お尋ねをいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 次の質問は、竜門ダムの交付金の増額を要求してはどうかという趣旨の御質問でございました。

竜門ダム交付金というのは、固有資産等所在市町村（後に発言の申出があり、「固有資産等所在市町村」を「国有資産等所在市町村」へ訂正）の交付金に関する法律の算定基準に基づきまして交付されるものでございます。これはもう算定基準が決まっておりますので、考え方としては、国の施設には固定資産税が適用されないもので、それを代理するものということで交付されているものでございまして、この法律に基づきまして、交付額というものは、固有資産（後に発言の申出があり、「固有資産」を「国有資産」へ訂正）の所在状況等に応じて、客観的に算式により算定されておりますので、本市からの個別の要望によって増額されるものではないというふうに認識しておりますので、現行法制度の下では、増額を要望することは困難ではないかなと考えている次第です。

以上、お答えいたします。

竜門ダム交付金の説明の中で、「国有資産等所在市町村交付金」と言うべきところを「固有資産等」に言い間違いをしたようでございます。おわびして、訂正をさせていただきます。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 予想どおりの答弁といいますか、今まで木下議員、福島議員に言われていた答弁なので、今からそれを覆したいと思っておりますけども、算定基準に基づき交付されるため、法改正を伴うもので、要望は困難というのが、今、私がメモしただけでもだったんですけど、との答弁でありますけども、言うなら、言いやすく言うならば、前例がないからできない、制度がないから難しいという発想に終始するのであれば、それはただ単に役所としての説明であって、担当者でも言えます。政治的リーダーシップが全く感じられません。

かつて蒲島前知事は、不可能を可能にするのが政治だと繰り返し述べられていました。江頭市長は過去の答弁においても、ダム交付金について、固定資産税に代わるものとして交付されるものであり、他の固定資産税と同様に、一般財源として受け入れていると何度も説明されています。しかし、私はダム交付金は単なる固定資産税の代替としてだけ捉えるべきではないと考えています。

ダム交付金については、私と市長とでは大きく認識が異なるようなので、整理したいと思います。

竜門ダム建設においては、過去に約90世帯の移転を伴うことで反対運動が起こり、国の水源地域対策特別措置法の指定を受けて、周辺整備、道路、公園、公共施設などが進められた歴史があります。それだから、穴川・鳳来地区には下水道があるわけなんですよね。

水源地域対策特別措置法とは、ダム建設などの大きな影響を受ける水源地域の振興と住民生活の安定を図るために制定された法律であります。ダム建設に伴い、住民の移転や集落の水没、土地利用の制約など、水源地域は様々な負担を受けることになります。その一方で、ダムによる治水や利水の恩恵は、主として、下流域や利用者が受けることになります。そこで、水源地域が負担だけを背負うのだけではなく、その恩恵を受ける側も協力しながら、水源地域を支えていくという考えに基づいて制定されたものであります。

つまり、水源地域の犠牲の上に受益地域の発展が成り立つのではなく、受益と負担の均衡を図ることを目的とした法律であります。これはまだ現行法で残っていますからね。皆さん、御存じだと思いますけど。そのようなことから、一般的にダム交付金は通常の固定資産税とは異なり、過去の建設に対する補償、つまりは、水源地域に対する政策的な側面も含まれていると私は考えています。そう考えたときに、水源地域対策特別措置法第12条では、水源地域整備事業にかかる費用について、その利益を受ける受益者に対し、経費の一部を負担させることができるとはっきり規定されています。

今回の竜門ダムから半導体企業への送水によって、新たに莫大な経済的受益者が誕生します。それは工業用水の供給を受ける半導体企業であり、その立地によって大きな税収や経済的効果を得る自治体であり、さらには、国家的な半導体政策を推進する日本国そのものであります。

私は、先ほど言いました水源地域対策特別措置法第12条に定める受益者負担の考えからすれば、水源地域である菊池市が国や県に対して応分の負担を求めることは、十分に正当な主張であると考えています。

私が市長にお尋ねしているのは、県がどう考えるとか、国がどう考えるとか、先

に心配して、先回りして諦めるのではなく、まずは水源地を抱える自治体の代表として声を上げるべきではないですかと言っているんです。

そこで、お尋ねします。

江頭市長政権下においては、竜門ダム交付金の増額については、私どもが何度言っても、今後も国や県に対して要望を行うことはしないということによろしいのか、はいか、いいえ、どちらかでお答えください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

先ほど来、受益地の利益を受けるものがそれを負担すべきではないかと。水源地の涵養に尽力すべきではないかというお話でおっしゃいましたが、実は、一番の受益という意味では、今、工業のことばかりおっしゃっていますけども、農家の皆さんになるわけですよ。それは私どもは非常に重要なテーマだと考えていますので、やっぱり農家の方々には国がせつかくそのためにつくっていただいたので、心配なく使っていただきたいというふうに思っているわけでありますけども、工業用水としてちゃんと権利を持っているのを、余っているものをただ単に左に流すのではなくて、右のほうに持っていく。そのために農業用パイプをお貸ししているだけなんですけど、そのことをもって、国だ県だに受益地なんだから、もっとお金を出すべきだというのは、これ、論理的に成り立ちません。むしろ成り立つとすれば、利益を受けている人、受益者から幅広くお金を募って、水源地を涵養すべきだということならまだ成り立ちますけども、そうしますと、その大半が農家の方になってきまして、私はそういうことは望んでおりません。かといって、国・県に言えば通るかといえば、それはやっぱり法律がベースになっておりますので、なかなか難しいというふうに思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、水の涵養というのは、水資源の確保というのは、これはもうどの時代になっても、工業だろうが、農業だろうが、極めて重要なことであるわけでありますので、これを何とか守っていく仕組みをつくっていかうとしているわけでありまして、国・県も当然入っていただきますけども、今、産業界が多数出てきていらっしゃいまして、そこは自然との共生ということを非常に大事にされている。それは企業イメージにもつながってくるからなんですね。

○17番 荒木崇之 議員 市長、私はイエスかノーかって。

○江頭実 市長 イエス、ノーだけでは答えられません。

○17番 荒木崇之 議員 負担金じゃなくて、ダム交付金のことを言っているから、ダム交付金をするかしないかで、議長、整理してくださいよ、ちゃんと。同じ答弁

の繰り返しなんです。

○江頭実 市長 簡潔に申しますので、お時間ください。

どこまで行きましたかね。

○17番 荒木崇之 議員 ダム交付金ば要望するか、要望せんかだけ言ってくれと言っているんですよ。その話はもう前回は終わっています。

○江頭実 市長 農家の方も入ってくる話でありますから、私は別の構想で、今、進めておるといってお話を今しております。それは国・県にも入ってもらうけども、企業も、それから場合によっては農家の方も考えていただくかもしれませんが、実は竜門ダムという周辺は非常に峻険でありまして、もう非常に森林だらけでありまして、ここに新たに木を植えていくということは技術的にもかなり難しゅうございます。

一方で、もっと大きな意味で、菊池川の水系のメカニズムというのに目を持っていきますと、実は菊池溪谷からちょっと下手に古川の導水線というのがございます。

○17番 荒木崇之 議員 そんなことは聞いとらん。

○江頭実 市長 いやいや、大事なことなんで、大事なことなんですよ。大事なことなんです。

○17番 荒木崇之 議員 議長、止めてて。

○江頭実 市長 理由を聞くのは大事なことですから。

○17番 荒木崇之 議員 ダム交付金のことだけ。

○後藤英夫 議長 市長、端的にお願いします。

○江頭実 市長 端的に申し上げます。

導水線があります。ということは、菊池川の水がある程度増えると、どんどん竜門ダムに貯金ができるんですよ。（発言する者あり）

それからもう一つ、下手に行きまして、山鹿のほうに行きましたら、一定量が…
…。

○17番 荒木崇之 議員 休憩してください。すみません、暫時休憩を望みます。
（発言する者あり）

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時34分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 ダム交付金の増額については、私は論理的に難しいという話をしましたが、別の構想で、水源地をしっかりと確保していくことを今構想して、働きかけているところでありますという話をさせていただきました。

以上でございます。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 今、市長の答弁に付き合う気はないけど、農家の負担と言ったけど、農家は負担しているじゃないですか。私もブドウを作っているけど、ブドウ園のところに年間使用料を払っていますよ。いいですか、菊陽町はもともと受益地じゃなかった。T SMCももともと受益者じゃなかった。新しい受益者が入ってくるから、そこに請求するのは当然の権利だと言っているんです。何でそれが分からない。（発言する者あり）

江頭市政においては、今後、ダム交付金の増額は要望しないと再度おっしゃいましたんで、もう市長にお任せできないと理解しましたので、私は9月議会までに国会に同志議員と要望に行く計画をしております。それぞれ個人的に付き合いのある代議員、懇意にされている代議員に要望して、もしダム交付金が増額になった場合は、江頭市長、自分の手柄にだけはせんでくださいね。

では次に、竜門ダム交付金の増額要望と並行して、私は龍門地区に経済的恩恵をもたらすもう一つの仕組みを提案したいと思います。

先ほどから申し上げますように、今回の半導体関連企業への送水によって、莫大に大きな経済的受益者が誕生します。その経済的受益者こそ、工業用水の供給を受ける、何度も言いますが、T SMCをはじめとする半導体関連企業であり、その立地によって、税収や経済効果の恩恵を受ける菊陽町であります。国・県にはダム交付金の増額を要望するとともに、しないと言われましたが、竜門ダムの水資源によって、経済的な恩恵を受ける企業や自治体から寄附金を募るための制度、そして、その受皿となる基金を創設すべきだと考えます。

私の考えと言いましたが、これは、これまで木下議員による平成26年から始まった過去13回に及ぶ龍門地区振興基金の提案であります。この提案に対し江頭市長は、繰り返し基金の設立の考えはないと答弁されています。また、令和6年第4回定例会の木下議員の答弁では、基金を設立せずとも、森林環境譲与税を活用した整備や、林業研究グループ、干し椎茸生産者への支援を継続していくとされています。

江頭市長、しかし、それは今ある財源の配分を見直しているだけであって、別の事業へ振り替えるというものであり、新たな財源を生み出すものではありません。

極端に言えば、予算編成権を持つ首長であれば誰でもできる対応です。

私や木下議員が提案しているのは、現在の予算配分を見直すことではありません。竜門ダムの水資源によって、利益を得ている企業や自治体から寄附という形で資金を募り、その資金を龍門地区へ還元する仕組みを構築することです。つまり、水源地域の振興に充てるための新たな財源を創出しようという提案であります。

龍門地区は、長年にわたり水資源の確保という公共的役割を担ってきました。その恩恵を受ける側がその利益の一部を水を育む地域へ還元することは、決して不合理な考えではなく、むしろ持続可能な水源地域づくりの観点からも必要な仕組みではないでしょうか。

改めてお尋ねいたします。

龍門地区振興基金の創設については、令和元年にも龍門地区の区長さんから要望書が上がっております。なのに、市長はなぜ一貫して否定されるのか。

また、竜門ダムの送水によってもたらされる利益を龍門地区へ還元する新たな財源確保策をどのように自身で考えておられるのか、お聞かせをください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、お答えいたします。

先ほど途中になりましたけども、水源地涵養という意味では、実は竜門ダムだけでは制限がございます。もう植えるところがございませんし、その量が限られております。ところが、川というものはつながっておりますので、水源地域のほうには市有林も含めてまだまだ植樹が可能なところがたくさんございます。でも、それは流れが違わないかという、今、お考えでしょうけども、実は、一定以上菊池川の本流が増えた場合は、その水を導水管を使って竜門ダムに送ることができるんです。つまり、貯金ができる状態が生まれるわけであります。

そして一方で、菊池川と迫間川が合流したところ、どちらかといえば山鹿になりますけども、その本流と合流した流れが一定以下になると、田んぼの水確保のために、その地域に対して水を供給しなきゃいけない義務を竜門ダムは負っておりますので、貯金を取り崩して水を放流しなければいけないという仕組みになっております。

ということは、全体で考えたときに、竜門ダムももちろんそうですけども、むしろ菊池川の本流の源である菊池溪谷の辺り、いろんなところにたくさん木を増やせば増やすほど、菊池川全体の水が増えるということでございますから、これは市だけの力では成し遂げられませんので、国・県の力も借りながら、そして、今、企業が非常に環境に対して意識を高めておりますので、こうしたところを大きな仲間と

して集めて、そこでお金を集めることにもなりましょうし、植樹の力もいただくことになりましょうし、そういう大きな力をつくり出していきたいと、これが私の構想であります。したがって、龍門地区も大切でございますけども、言うなれば、菊池の緑基金というようなものをつくっていくべきであるというのが私の考えであります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 先ほど菊池川が何ちゃらとか、迫間川が何ちゃらとおっしゃいましたが、私の話を聞いていましたか。龍門地区は2,600ヘクタールあるんですよ。それがどこからどこまでかは分かりません、これ国土交通省は示していないから。ただ、2,600ヘクタールというのと、どのぐらいの規模か分かりますか。泗水町より大きいんですよ、26平方キロメートルだから。七城町より大きい。七城町が22平方キロメートルぐらいですからね。その面積だから、どこが菊池川か、どこが迫間川かなんかは分からんわけですよ。それを私は全部龍門地区というふうにして、その龍門地区を振興する、ここだけの線じゃないですよ。竜門ダムに行くだけの線じゃありません。龍門地区を支える森林も含めて、そこに基金をつくらないかというふうに私は言っているわけであります。

先ほどちょっと答弁がなかったけども、その龍門地区振興基金という基金をつくる考えがあるかないか、ちょっとそれだけお尋ねをいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 今、申し上げましたように、菊池川、迫間川、全体の水源をどう確保するかという観点で考えております。名称については、今のところ、何という名前にするかはまだございません。

以上です。

○後藤英夫 議長 荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 過去の答弁を精査したいので、1分間暫時休憩をお願いします。

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時44分

○
○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 過去の答弁から、そういう緑の基金みたいなのは、話は出てこなかったんですよ。

木下議員が過去ずっとこの龍門振興基金というのをつくってくださいというのはおっしゃってて、私も言いましたように、令和元年11月27日に、これ私とちょっと文言が違うんですけど、龍門ふるさと振興基金の設立に関する陳情といって、区長さんがいっぱい、10名ぐらいの方が上げられておりますけども、そのとき、市長は答弁で、つくらないとはっきり言っているわけなんですよ。

ところが、先ほどこっちと議事録を確認したら、平成28年第4回定例会の議事録がありまして、木下議員が特定目的基金として基金を創設することは、地方自治法上可能なのかと質問されています。それに対して、当時の小川秀臣総務部長は、基金を設立する趣旨を踏まえ、財源も含め、議会に上程し議決をいただければ設立することは可能であると明確に答弁されています。つまり、基金の設立は法的に可能であるという見識を事務方のトップが示したことになります。事務方は創設できると明言しているのに、要は市長が何らかの意図か、何らかの考えがあって、つくりたくないのではないのでしょうか。もしそれが私が提案するからとか、木下議員が提案するとかいうのであれば、そういう政治的スタンスの違いはもうやめましょう。

これは龍門地区にとって、本当にチャンスなんですよ。そこを乗り越えて、1つ基金をつくって、それで龍門地区の再生を図る。そうしないと、ここにも書いてあるように、もう龍門地区は、菊池市の中で唯一高齢者が50%を超えていると令和元年の時点で書いてあるわけですよ。そういう地元の切実な願いをちゃんと具体策にしましょう。

私は過去の答弁を見ますと、本市が協力金や寄附金の創設を働きかける立場にならないとの御答弁を繰り返されております。しかし、私が調べただけでも、パネルを示します。

[パネルを示す]

岐阜県の徳山ダム、長野県の本曽ダム、群馬県のハッ場ダムなど、全国的には水源地域へ継続的に利益を還元するための基金や支援制度が実際に設けられ、地域振興に活用されている事例があります。

例えば徳山ダムでありますと、そこに観光施設を作って、うちはロンロン館というのがありますけども、そういった観光施設を作って、観光客を受け入れるために

コミュニティバスを走らせている。シャトルバスをそこに走らせている。そこで運転手の雇用が生まれる。観光案内人の雇用が生まれる。私はそういったものをしていと言っているんですよ。

今、ロンロン館、毎日開いていません。漁協の方にも言われました。ロンロン館が開いていないと、遊漁券をロンロン館で売っているの、買えないから漁協に問合せがあると。基金をつくって、その基金をロンロン館に還元すれば、毎日開けるじゃないですか。

私は先ほど言いましたように、龍門の方は、水はやるばってん何もなかとおっしゃるのが、これ例えば、じゃあ、この隈府から竜門ダムまでキャロッピー号を走らせる。菊陽のキャロッピー号ってありますね。これ地域バスですよ、地域コミュニティバス。これ菊陽町と書いてあるけども、その後ろに、このバスは菊陽町の寄附とT SMCの寄附で走らせていますというようなのを出せば、龍門の人たちは、俺たちが今まで守ってきた水が、こういう形で戻ってくるんだという直接的な恩恵を受けるわけですよ。市長、どうかそういうことを考えてください。

水を利用する側が水資源を、水源地域を支えるという考えは決して特別なものではなく、既に全国で実施されているものであります。そうした先行事例があるにもかかわらず、検討しようとしなないのはなぜでしょうか。

江頭市長は、13年前の当選以来、菊池市は宝の山だと繰り返し述べられてきました。私もその考えに異論はありません。豊かな森林も、清らかな水も、竜門ダムも、まさに菊池市が誇るべき宝であります。しかし、宝は持っているだけでは価値を生みません。その宝をどう生かし、市民の利益につなげるのか、どのように新たな財源を生み出し、地域へ還元していくのか、今、市民が求めているのは言葉だけの空虚な理念ではなく、具体的な政策であります。そのことを申し上げて、次の質問に行こうかと思いましたが、もう10分ではできませんので、これで、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、荒木崇之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午後 1 時50分

再開 午後 1 時58分
—————○—————

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田崎奈々議員。

[登壇]

○3番 田崎奈々 議員 皆様、こんにちは。私は参政党の田崎奈々でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、議席番号3番、田崎奈々、議員となって初めての一般質問を行います。

まずは、このたびの菊池市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様から温かい御支援をいただき、この神聖な議場に送り出していただきましたことに、心より深くお礼申し上げます。

今、この場に立ち、身の引き締まるような議員としての重責を強く感じております。市民の代弁者として、誠心誠意市政の発展と市民の皆様の幸福のために全力を尽くす覚悟でございます。

また、議長をはじめ、先輩議員の皆様、そして、市長をはじめとする執行部、職員の皆様におかれましては、新人議員である私を温かく迎え入れ、御指導を賜りますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

質問に入る前に、少しだけ所信表明を述べさせていただきます。

私は、これまで約20年間にわたり農協や郵便局の窓口業務に従事していました。日々多くの地域住民の皆様、特に御高齢の方々と直接お会いし、そのお声に真摯に耳を傾けてまいりました。窓口という市民の皆様の生活の最も身近な現場で培った傾聴力が私の原点でございます。

私が政治を志した原点は、地方の急速な高齢化の波と情報が届きにくいという現実です。既存の新聞やメディアから流れる情報だけでは、世の中の本当の動きや、それが自分たちの生活にどう影響するのかが見えにくい。

なぜ見えにくいのか、大手各メディア、大手各新聞社、これらは名立たる大企業やグローバル企業がスポンサーとなっていることで、自分たちに都合の悪いことはあまり報道することがございません。そういうことが現状です。

そのため、多くの国民の政治への無関心層を生み、今だけ、金だけ、自分だけという風潮になってはいないか。そして、政治に対して、仕方がない、誰かがやってくれるだろうという、半ば諦めに近い気持ちから、政治や市政が市民から遠い存在になってしまっている現状に強い危機感を覚えました。

だからこそ、私は誰かが変えてくれるのを待つではなく、市民一人一人が当事者としてまちづくりに参加できる社会をつくりたいと考え、立ち上がる決意をいたしました。

○後藤英夫 議長 田崎議員、発言が議事進行に関係ないと認めますので、注意します。

○3番 田崎奈々 議員 申し訳ございません。それでは、すみません、じゃあ質問のほうに入らせていただきます。

それでは、私が市民の皆様の安心・安全な暮らしを守るために、どうしても最初に取り上げたいと考えた、市民の皆様の安心・安全な暮らし、そして、何よりもかけがえのない生命と財産を守るための極めて重要な課題である、防犯カメラの設置について質問させていただきます。

市民の生命、財産を守ることは、行政及び私たち議会にとっても最優先される絶対的な使命です。かつて私たちの地方や田舎のよさは、治安のよさであり、鍵をかけなくても安心していられたと言われた時代もありました。しかし、近年の社会情勢は大きく、そして急速に変化しています。

法務省の犯罪白書等によれば、全国の刑法犯認知件数は、近年連続で増加傾向にある。強盗事件は年間1,300件を超えて発生しています。その背景にあるのが、SNSを通じて闇バイトなどの名目で実行役を募集し、犯行ごとに離合集散を繰り返す匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウの台頭です。

警察庁の統計によると、2025年におけるトクリュウ関連の摘発者数は全国で1万2,178人に達し、年間増加率は約20.5%という極めて深刻な水準にあります。特に見逃せないのは、彼らが突如として襲撃してくる前段階の動きです。彼らは事前にリフォーム会社やインフラの点検業者などを巧妙に装って一般家庭を訪問し、資産状況、家族構成、さらには防犯カメラや施錠の有無といった事前下見を組織的に行っています。

このように、周到に標的を定めた上で、一見平穏な地方都市や農村部をもターゲットにして凶悪な押し込み強盗などに及び、私たちの平穏な日常を根底から脅かしているのです。

さらに、懸念されるのは、社会的弱者である子どもたちを狙った犯罪や、女性に対する性被害です。児童が被害者となる重要犯罪の認知件数も急増しており、物理的な連れ去りや、性被害のリスクは全方位的に拡大しています。

また、外国人の増加により、近年多発している外国人グループ等による銅線、神社仏閣等の屋根の銅製品だつたりの金属窃盗や、エアコン室外機の窃盗犯罪、高級車両の組織的窃盗、さらに悪質な放火犯罪など、これまでの田舎だから安全という常識は完全に通用しなくなっているのが現状です。

こうした時代の変化、犯罪の質の変化に即応し、実行者たちが事前下見の段階で犯罪を断念するような強力なハードとソフト面の防犯インフラを構築することが、今、強く求められています。その中核を担うのが防犯カメラです。防犯カメラの設置とともに、市が発行した防犯カメラ設置中などのステッカーを貼っていただくことで、犯罪の強力な抑止力となります。

本市においては、令和7年9月に菊池市防犯カメラ設置支援補助金交付要綱が制

定され、犯罪の発生の抑制と地域の安全確保に向けた取組がスタートしています。この制度は大変すばらしい前進であり、評価すべきものですが、その中身を精査いたしますと、現行の補助対象者は、市内において新たに防犯カメラの設置を行う行政区、その他、地域的な共同活動を行う団体、つまり、自治会や特定の地域団体のみに限定されています。

ここで、まず第1問として、現在の防犯カメラの設置状況と運営の実態について、市の見解をお伺いいたします。

現在、この補助金制度を活用して設置された防犯カメラあるいは市が直接管理しているカメラを含め、菊池市全体でどの程度の件数が設置されているのでしょうか。また、現在の設置状況で、本市の広大なエリアや通学路、主要道路の死角を十分に網羅できているとお考えなのか、現状の運営状況の実態について答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、田崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

小中学校以外の公共施設で屋外に向けて撮影をしております防犯カメラや補助金を利用し、各区で屋外に設置した防犯カメラにつきましては、全体で98基ございます。そのうち、小中学校以外の公共施設に設置しているものが67基、補助金を利用し、区で設置したものが31基ございます。

旧市町村の4地域別では、旧菊池地域で52基、内訳は、公共施設40基、区で設置が12基です。

七城地域で18基、内訳は、公共施設が12基、区で設置したものが6基でございます。

旭志地域では13基、内訳は、公共施設が8基、区で設置が5基でございます。

泗水地域では15基、内訳は、公共施設が7基、区で設置が8基でございます。

公共施設の防犯カメラは、施設を所管します各課で、区で設置しました防犯カメラは各区でそれぞれが録画データの管理及び電気料などの支払いや修繕を行っているところでございます。

先ほど申し上げました、全体で98基ございますけれども、市内全体を十分に網羅できているかという部分におきましては、やはりなかなかそれは難しいのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田崎奈々議員。

[登壇]

○3番 田崎奈々 議員 ただいま、現在の設置状況と運営実態について御答弁をいただきました。

行政区などの地道な努力によって設置が進められているものの、市全域を網羅するにはまだまだ件数が足りていない、あるいは、地域的な偏りがあるのではないかと懸念いたします。

なぜ設置が爆発的に増えないのか、その大きな要因の1つが、補助対象者である自治会や行政区の皆様が抱える管理運営の重い負担です。市の要綱によれば、補助を受けるためには1週間以上の録画機能があること、不特定多数が利用する場所を中心に撮影することに加え、市が定める基準に準じた防犯カメラ管理運用規定を自ら策定し、厳格に管理することが求められます。

少子高齢化と人口減少が進行する本市の自治会組織において、担い手不足や役員の高齢化、深刻な問題です。このような状況下で防犯カメラの設置費用の地元負担分を捻出することに加え、日々の電気代、将来のメンテナンス、故障時の修理費の管理、さらには、万が一事件が起きた際に、警察から映像提供を求められたら、誰がどう対応するのかといった実務的、精神的な負担が全て地域の役員や住民の方に重くのしかかっています。これが心理的ハードルとなり、防犯カメラをつけたくても、後の管理が大変だから、申請を見送ろうという諦めの行為につながっているのではないかと考えております。

そこで、第2問として、補助対象者の管理運営における負担と課題についてお伺いいたします。

自治会や行政区など、任意団体に管理運営の全責任を委ねる現行方式では、今後の持続的な防犯体制の拡充に限界があると考えますが、これらの負担軽減や、問題、課題解決に向けて、どのような支援や対策が必要であると考えているか、見解をお伺いいたします。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

防犯カメラ設置補助の制度につきましては、本市では二通りございまして、1つがごみステーションに設置するカメラ、これは昨年4月から開始をしております。また、各行政区内に設置するカメラの補助制度については、区長会からの要望がありまして、昨年9月から開始をしたところでございます。

設置及び維持管理等の負担については、各行政区の補助分については、区内で協議を重ねられた上で、事業の申請があつていと承知しておるところでございます。

御質問の内容の中で、なかなかハードルが高いというような御発言がございまし

たけれども、やはりカメラで撮影する以上、どうしてもプライバシーの問題がございますので、そういったところの管理、目的外の提供であったり、そういったものは制限する必要があると考えておりますし、市の持っております取扱いに準じた形で、行政区内で検討していただいて、その設置規定を持っていた中で、申請をしていただくというふうにしております。

現状、両事業ともに、昨年度から開始したばかりの制度でございますので、その効果、課題等については、今後、順次設置された区等の意見を聞きながら、把握してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田崎奈々議員。

[登壇]

○3番 田崎奈々 議員 御答弁ありがとうございました。

ただいま、地域、組織の負担についての把握、誠実な御答弁をいただきました。

地域、団体の負担を軽減しつつ、同時に菊池市全体の防犯力を飛躍的に向上させ、悪質な事前下見すらも寄せつけないための極めて有効な解決策として、私は個人を対象に含めた防犯カメラ設置補助金制度の拡充を強く提案いたします。

現在、多くの自治体、そして熊本県内の一部自治体でも、これまでの自治会、町内会向けのみだった制度を改め、個人宅向けの補助金を新設、拡充する動きが急速に広がっています。

例えば熊本県内の芦北町では、防犯対策総合支援事業として、個人を対象に設置経費の3分の2、上限7万円を補助しています。さらに令和7年からは、多良木町でも防犯カメラ設置補助金が始まり、設置経費の2分の1、上限2万円として、夜間撮影用センサーライトも含めた個人向け支援をいち早く展開しております。

ここで強調したいのは、個人宅に設置される防犯カメラは、決してその家庭だけを守るものにとどまらないという点です。個人が設置したカメラのレンズが、自宅の敷地だけではなく、前面の道路や通学路、近隣の公共空間を広く映し出すように設置されることで、地域全体の死角を埋め、子どもたちの見守りや地域の治安維持に大きく貢献することになります。つまり、個人の財産による防犯力を地域全体の公共安全へと還元する、極めてコストパフォーマンスの高い施策なのです。

当然ながら、個人がカメラを設置し、公共空間を撮影する際には、近隣住民のプライバシー、また配慮が必要となります。しかし、この点に関しては、熊本県の運用指針等に準じ、設置場所に防犯カメラ作動中の表示を義務づけることや、個人の生活空間が映り込まないよう画角を調整する、あるいは、マスキングを施すなどのガイドラインを市として策定し、それを補助交付の要件とすることで、プライバシ

一の保護と地域防犯の強化をしっかりと両立させることが可能です。

防犯カメラには設置された場所の犯罪を減らす一方で、カメラのない死角へ犯行場所が移動してしまう地理的転移という現象が指摘されています。これを取り除くためには、行政区による点だけの設置ではなく、志ある市民個人の力を借りて、地域全体を網羅する面での防犯ネットワークを構築していくことが不可欠です。

そこで、第3問として、防犯カメラ設置補助金制度の個人を含めた拡充について、市の考えをお伺いいたします。

トクリュウによる巧妙な事前下見や凶悪犯罪、児童対象犯罪から市民を守るため、本市でも一步踏み込み、行政区等に限定された現在の防犯カメラ補助金を個人や事業主も含めた形へと拡充し、管理負担やプライバシーに配慮しながら、地域を面で網羅する防犯ネットワークを構築すべきと考えますが、市長をはじめ執行部の前向きな見解を求めます。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、田崎議員の個人を対象にした防犯カメラの補助金制度についての考えを述べよということについてお答えいたします。

まず、防犯に関しては非常に重要なテーマだと考えておりまして、防犯に関する活動としては、カメラだけではなくて、毎週1回の安心安全パトロールであるとか、あるいは子どもたちの下校時の見守り放送を行っているところでございます。

加えまして、先ほどの部長答弁にありまして、昨年度に地域の防犯対策力を強化しようということで、各行政区への防犯カメラ設置の補助制度を創設したところでございます。

個人の場合は、私ども、自宅の敷地内ということに画角がなりがちかなと思いますし、それからプライバシーの問題もございますので、まずニーズの強かった行政区のほうからスタートしております。スタートして間もないところでもありますので、課題等をこれから検証しながら、今後については考えていく必要があると思っておりますので、現在の補助制度を、今、現時点で個人向けに拡大することは、今のところは考えていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田崎奈々議員。

[登壇]

○3番 田崎奈々 議員 それぞれの御質問に対し前向きな御答弁をいただき、どうもありがとうございました。

現在の犯罪は、かつてのように大都市だけの問題ではなく、この自然豊かで平穩

な菊池市であっても、いつトクリュウによるリフォーム業者を装った悪質な事前下見や凶悪強盗、子どもを狙った卑劣な犯罪が起きてもおかしくない、地続きの脅威となっております。

自治会や行政区の皆様が日々地域のために重い負担を背負いながら、防犯活動を行ってくださっていることに、改めて深く感謝するとともに、だからこそ、行政がその負担を補い、さらに市民一人一人の防犯意識と力を結集できる制度設計をすることが、今、不可欠です。

本日、提案いたしました個人向け補助金制度の拡充は、市民の生命と財産を自衛する力を高めるだけでなく、地域全体を面で守る強固な防犯ネットワークの構築に直結するものです。事件や犯罪が万が一起こった際、警察と連携し、事件の早期解決にも威力を発揮いたします。一刻も早い制度の拡充とプライバシーに配慮した本市独自のガイドラインの政策を強く要望いたします。

みんなでつくる安心・安全なまちづくり、これの推進に向け、参政党としても、引き続き市民の命と財産、安全・安心な暮らしを守るため、全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の一般質問の終わりといたします。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、田崎奈々議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、6月26日に行います。引き続き一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後2時24分

第 5 号

6 月 26 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和8年6月26日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代
11番	田中教之
12番	東英俊
13番	福島英徳
14番	緒方哲郎
15番	後藤英夫
16番	水上隆光
17番	荒木崇之
18番	二ノ文伸元
19番	木下雄二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所 長	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長	高 山 賢 一
事 務 局 課 長	麻 生 貴 博
議 会 係 長	西 住 剛
議 会 係	右 田 一 樹
議 会 係	横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○後藤英夫 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 皆さん、改めまして、おはようございます。議席番号1番、日本共産党の高崎匡史です。私は5月の市議選で市民の皆さんの大きな支援で初当選をすることができました。市民の皆さんの願いを真っすぐに市政に届け、公約を実現するために全力で頑張ります。市民に寄り添い、信頼される市議会議員を目指して頑張っていきたいと思います。

初めての一般質問で大変緊張していますが、通告に従い、質問を行います。

まず初めに、中学校の給食費無償化についてです。

学校給食費無償化については、菊池市議会の一般質問において、過去に何度も取り上げられたテーマで、私自身の選挙での公約の1つであります。

今年度から国の助成を活用し、さらに市独自の財源を活用して、小学校の給食費無償化がスタートしたことは、保護者の皆さんから歓迎の声が寄せられています。私はさらに義務教育である中学校の給食費無償化が必要だと考えて、今回質問で取り上げました。

まず、最初の質問です。

今の中学校の保護者負担の現状はどうなっていますか。過去3年間の保護者負担の現状を教えてください。

また、県内市町村での給食費無償化の実施の現状を教えてください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度から今年度までの中学校給食費の保護者負担年額についてですが、給食提供施設と給食回数により保護者負担年額が異なるため、給食提供施設ごとに、中学1、2年生と3年生の保護者負担額をお答えいたします。

なお、令和8年度は、補正予算で計上しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した後の予定金額でお答えいたします。

まず、菊池地区学校給食共同調理場と泗水学校給食センターでは、中学1、2年生は、令和6年度6万2,000円、令和7年度6万6,300円で、令和8年度6万5,960円の予定です。中学3年生は、令和6年度5万8,100円、令和7年度6万1,800円、令和8年度6万1,200円の予定です。

七城学校給食センターでは、中学1、2年生は、令和6年度6万2,400円、令和7年度6万6,300円で、令和8年度6万5,960円の予定です。中学3年生は、令和6年度5万8,500円、令和7年度6万1,880円で、令和8年度6万1,200円の予定です。

旭志小学校給食室では、中学1、2年生は、令和6年度6万3,600円、令和7年度6万7,917円です。中学3年生は、令和6年度6万630円、令和7年度6万4,397円です。令和8年度は7万3,540円の予定ですが、今後調整を行うこととしております。

また、中学校給食費を無償化している市は14市のうち6市で、町村では、31町村のうち25町村でございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 ありがとうございます。

過去3年間の給食費の保護者負担を出してもらいました。令和8年度では、菊池地区学校給食共同調理場、泗水学校給食センター、七城学校給食センターでは、中学校1、2年生は6万5,960円、3年生は6万1,200円です。旭志小学校給食室では、1、2、3年生は7万3,540円の保護者負担となります。

一昨年と比較して、保護者負担がどれだけ増えているか見てみます。菊池地区学校給食共同調理場、泗水学校給食センターでは、中学校1、2年生は3,960円、3年生は3,100円、七城学校給食センターでは、中学校1、2年生は3,560円、3年生は2,700円です。旭志小学校給食室では、1、2年生は9,940円、3年生は1万2,910円の保護者負担増になります。兄弟がいれば、2倍、3倍の金額になります。

物価高騰の中で給食費の値上げを行うのは、食材の量を減らすのか、質を落とすのかの対応が迫られています。

パネルを御覧ください。

[パネルを示す]

県内で45市町村のうち、31の自治体、約7割の自治体が中学校の給食費無償化を実現しています。近隣では菊陽町などの自治体が無償化を実現しています。そもそも憲法第26条では義務教育の無償化を規定されています。給食は教育の一環であると考えています。

ここで、市長と教育長に質問します。

給食は教育の一環と考えていますが、その認識についてお聞かせください。

○後藤英夫 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 改めまして、皆さん、おはようございます。学校給食の無償化についてという御質問でございます。

給食費につきましては、学校給食法第11条の経費の負担において、学校給食の設備、整備及び職員の人件費、修繕費等は学校の設置者である市が負担することとなっておりますが、それ以外の経費につきましては、保護者が負担することと規定されております。

そのため、学校給食法の規定に基づき、食材費につきましては保護者負担を原則としているところでございます。

本市としましては、特別栽培米学校給食提供事業や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食食材費補填事業により、食材高騰に対する補助を実施するなど、中学校給食への支援を行っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。高崎議員のほうから、給食に対する私の認識も述べよということでございました。

先ほど教育長が述べられたとおり、給食は教育活動の一環であるというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 市長、教育長とも、学校給食は教育の一環である認識は一致しています。大変に重要な答弁だと思います。ならば、憲法の規定どおり、給食費を速やかに無償化にすべきです。

菊池市でも、今議会の補正予算で一部給食費の保護者負担軽減の予算があります。

保護者負担の軽減は物価高騰が続く中で、子育て支援に至っては大変に助かることだと思います。しかし、保護者の負担は何も給食費だけではありません。菊池市立南中学校の場合、標準服を新1年生が買った場合は、男女ともに7万5,000円前後かかります。予備の標準服を買った場合や、子どもの成長に合わせて標準服を買い直す場合は、さらに保護者負担が出ます。

先ほども言いましたが、県内で中学校の給食費無償化は、県45市町村のうち、7割の31の市町村が保護者負担のない無償化を実現しています。益城町は給食費の半額補助の予算を6月議会に提出するなど、県内でも小学校の給食費無償化に向けた動きがさらに大きくなっています。

菊池市においても中学校の給食費無償化をすべきと考えていますが、市長の見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、私の考えを申し上げます。

中学校の給食費の無償化につきましては、本来、自治体の規模や財政力による地域間の格差がなく、子育て世帯への支援が行われるべき、全国共通の問題と考えておりまして、これまでも市長会や都市教育長協議会で恒久的な財政支援の要望を国に対して行っておりまして、引き続き早期実現の要望を行ってまいる所存です。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 中学校の給食費無償化については、国の動向を注意するだけでなく、市独自の一般財源からの措置も視野に入れて取り組んでもらいたいと思います。

中学校の給食費無償化を望む声はたくさんあります。今年から中学校に入学した保護者からは、今年から小学校の給食費が無償化になった。なぜ一緒に中学校の給食費は無償化にならないのか。中学校のほうがお金がかかることが多いから、小学校と一緒にしてほしいなど、小中学校ともに給食費無償化を望む声は選挙期間中もたくさん聞きました。

義務教育の一環である教育を保護者負担でいいのかというのをしっかりと菊池市として考えていただきたいと思います。

菊池市が中学校の給食費無償化の実現の予算を事前に学校給食センターに調べてもらいました。約9,600万円です。とても大きな金額に思いますが、標準財政規模から見ますと、全体の予算の0.9%です。できない金額ではありません。

本来、教育の無償化というならば、標準服や学年費、補助教材費も含めて無償化にすべきだと考えています。国の無償化実施を進める上でも、菊池市での市独自で速やかに実施を行うことを要望して、次の質問に移ります。

高齢者の加齢性難聴への補聴器助成についてです。

島議員とかぶるところがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

今、全国で518の自治体请加齢性難聴に対する補聴器助成を始めました。本市においても、この問題は一般質問等で繰り返し取り上げられてきました。当時の執行部の答弁は、国・県等の動向を注視していきたいという答弁です。速やかに実施が必要と考えます。

質問です。

高齢者の加齢性難聴は、認知症の危険性を高める危険因子であると専門家の指摘があります。2017年の国際アルツハイマー病学会会議において、専門家によって構成された認知症予防・介入・ケアに関するランセット委員会では、予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も危険因子であるという指摘がされています。この点について、菊池市の見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者が難聴になることで、会話がうまくつながらないことから、他者とのコミュニケーションが取りにくくなり、外出する機会も減少するなど、社会的に孤立することが想定されます。

このことが、認知症などの発症要因の1つであると指摘されていることは認識しており、重要な課題の1つだと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 危険性は菊池でも認識しているというお話です。先ほども全国で518の自治体加補聴器助成をしていると言いました。

熊本県内でも加齢性難聴への補聴器助成が広がっています。県内で補聴器助成を行っている自治体と助成内容の実態を教えてください。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

熊本県内での高齢者の補聴器購入助成の状況につきましては、令和8年6月1日時点で10自治体となっております。

令和6年度以前から実施されているのは、益城町、五木村、長洲町、和水町、芦北町の5自治体、令和7年度から実施されている自治体は、天草市、玉東町、苓北町の3自治体、令和8年度から実施されている自治体は、上天草市、熊本市の2自治体となっております。

助成内容としましては、補聴器1台の購入費用の2分の1に対して、上限額を3万円としている自治体が多い状況です。また、熊本市では補聴器使用後のアンケート回答や、介護予防・認知症予防の事業に積極的に参加できる方を条件とされております。

令和7年度の実績としましては、高齢者の人口規模によっても異なりますが、一番多い天草市で50件となっており、その他の自治体は4件から34件となっております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 県内での助成制度をしている市町村は、益城町、五木村、長洲町、和水町、芦北町、天草市、玉東町、苓北町、上天草市、熊本市と10自治体です。

助成額も3万円から5万円や、両耳で6万円から10万円、1台の購入費の半額など、上限額も様々です。さらに、非課税要件などもあります。

高齢社会の中で、認知症などの健康リスクを減らすことにつながる補聴器購入の助成について、島議員の質問に対し、経済的な理由により、補聴器の購入をすることが困難な高齢者に対して、購入費用の一部助成する方向であると回答がありました。助成を行うなら、今年度中からでも一刻も早く助成を実施すべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問につきましては、市長にお尋ねでしたが、私のほうから答弁させていただきます。

高齢者の補聴器購入補助につきましては、現時点で開始時期をお答えすることはできませんが、助成内容を検討し、準備が出来次第実施したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 補聴器助成はとてもいいことだと思います。高齢者社会が進む中で、大変有意義なことだと思います。

WHO（世界保健機関）は、聞こえの支援は健康寿命を延ばす基本的な条件の1つだと位置づけています。難聴を放置することは、将来の認知症リスクを2倍から5倍に増やす可能性が指摘されています。単に福祉政策だけでなく、医療費や介護費の抑制につながる未来への投資であると思います。

補聴器助成は、対象年齢や、所得制限を設けない形で、難聴で苦しんでいる全ての市民が受けられる形になるものを迅速に進めていただくことを強く要望して、次の質問に移ります。

農業についてお聞きします。

緒方議員とかぶるところもあると思いますが、よろしくお願いいたします。

菊池市は県内有数で農業が盛んな地域になります。畜産は西日本有数の畜産地域です。昨今の物価高騰やホルムズ海峡での影響で、農畜産業の経営は大変厳しいと聞きました。

質問です。

経営実態の聞き取り調査の有無や、方法、現時点での農畜産業の経営状態の結果と分析などを教えてください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 改めまして、おはようございます。それでは、高崎議員の御質問にお答えいたします。

農畜産業の経営状況については、JAなどの関係団体との情報交換や市役所窓口での農業者からの聞き取り、営農指導員による訪問指導時の聞き取りを通じて把握に努めております。

結果・分析については、県北広域本部農業普及振興課など関係機関と情報を共有して、実際の飼料費や動力光熱費等の上昇割合を調査し、従来の生産コストと比較することで、農家への影響を分析しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 市として、現状把握を行っているとのことのお答えでした。

農家の声を聞き、結果・分析をすることは大変重要で、意義のあることだと思います。今後もしっかりと続けてもらえしたいと思います。

3月議会での畜産農家への飼料代の補助は、畜産農家は大変助かったと思います。しかし、まだまだ支援が必要です。聞き取り調査、分析結果を受けて、補助を決め、補助金が農畜産農家へ行き渡るときには、現状はさらに変わり、経営が厳しくなることも考えられます。

本議会の議案で物価高騰対応重点支援事業が入っていますが、それだけでは不十分だと考えます。市独自の追加の支援事業や、直接支援などをすべきだと考えますが、菊池市の見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

本市では、国からの重点支援地方創生交付金を利用できるたびに、本市の基幹産業である農業に対し、過去4年間に於いて国費と市費を投入して市独自の支援を行ってまいりました。今年度におきましても、畜産農家を対象とした飼料費の支援並びに全農業者を対象とした動力光熱費への支援を予定しております。

さらなる市独自の追加の支援等につきましては、財源の確保や他産業との公平性などを慎重に考慮する必要がありますので、現時点では実施する予定はございません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 今議会での畜産業への補助事業が行われる農家の皆さんも大変助かると思います。しかし、今の物価高騰では、それでもまだまだ不十分と考えます。

今議会で出された補正予算の大半は国からの予算です。内容も規模も不十分だと考えます。菊池市の基幹産業である農業を守ることは、菊池市の市民にとっても大切なことと考えます。経営の安定ができることは、後継者不足で悩む多くの農家からも期待されることだと思います。

菊池市には75億円の財政調整基金があります。菊池市の基幹産業である農畜産業を守るためにも基金を活用し、もっと規模の大きな市独自の緊急の補助制度が必要だと思います。市長の見解をお聞かせください。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、追加支援に対する考え方を申し述べます。

先ほど経済部長が答弁しましたとおり、追加の支援につきましては、財源の確保

はもとよりですが、とりわけほかの産業との公平性等を慎重に考慮する必要があるため、現時点では実施する予定はございませんが、今後も、引き続き物価高騰の推移や、農業者の経営状況の実態等を注視してまいりたいというふうに考えておるところです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 先ほどの答弁と同じでした。

今の物価高騰が続く中、農家の方々からは、機械の更新をしたいが、高くてとても買えない。このまま物価高騰や資材不足が続けば、農業を続けることは難しくなる。ビニール製品は去年の3割近くの値上がりとの話を聞きました。

菊池市は農畜産業の後継者は多いほうだと聞きます。しかし、中山間部では高齢化と後継者不足などから、離農を考える方も増えていると聞きます。農畜産業への直接支援や価格保障など、菊池市独自の助成が本当に必要だと思います。

菊池市の基幹産業は農業です。農業を守ることが菊池市の活性化や市民の暮らしと健康を守る意味でも大切になると考えます。国の支援を求めると同時に、さらなる規模の市独自の支援を行うことを改めて要望して、私の一般質問を終わりにします。

○後藤英夫 議長 これで、高崎匡史議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午前10時27分

再開 午前10時34分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番、菊池みどりです。5月に行われました菊池市議会議員選挙において多くの皆様からの御支援をいただき、初当選をさせていただきました。改めて心より感謝申し上げます。

選挙を通して、菊池市で暮らし続けたい、よりよいまちにしたいと真剣に考えておられる市民の皆様が本当に多くいらっしゃることを実感いたしました。私は市民の1人として、また、市民の代表として、これまで届きにくかった小さな声にも丁寧に耳を傾け、議会に届けてまいります。

初めに、連日続く大雨により、河川の増水や山間部における土砂災害などが懸念される状況になっております。市民の皆様におかれましては、今後も気象情報や避難情報に十分御注意いただき、早めの安全確保をお願いいたします。被害が拡大しないことを願っております。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

1つ目は、不登校児童生徒及び保護者に対する支援について伺います。

先日の島議員の質問でもありましたが、令和6年度の全国の小中学校における不登校児童生徒数は、過去最多の35万3,970人とされています。現在と同じ不登校の定義が用いられるようになった約30年前の平成10年には、小中学校を合わせて12万7,692人でした。現在は当時の3倍となっており、増加は12年連続と文部科学省から発表されています。

私自身、5人の子どものうち、4人が学校に行くことが難しかった時期を経験しています。当時は子どもが不登校になってしまったと悩みました。しかし、改めて調べると、不登校には一定の定義があるとのことを知りました。

そこで、1点目に伺います。

不登校の定義について、説明をお願いいたします。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校等の定義についてお答えいたします。

まず、年度内で30日以上欠席した場合、長期欠席となります。

次に、不登校は、長期欠席者のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくてもできない状態にあるもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いて、欠席した場合をいいます。

なお、同様の理由により10日以上30日未満欠席した場合は、不登校傾向として位置づけております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

経済的な理由や、病気による欠席を除き、年度内に30日以上欠席した児童生徒が対象になるということでした。

私の子どもは半年ほどの間、月に数回、学校に行けない時期がありましたが、欠席日数は30日以下でしたので、統計上は不登校には該当しないという理解をいたし

ます。

しかし、統計上の不登校に該当しない場合であっても、子ども本人や保護者が困難を抱えていることはあります。そのことも念頭に置きながら、次の質問に移ります。

2点目に、菊池市における不登校児童生徒数の過去5年の推移についてお示しください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校児童生徒数の推移についてお答えいたします。

まず、小学校児童ですが、令和3年度43人、令和4年度61人、令和5年度75人、令和6年度84人、令和7年度61人でございます。

次に、中学校生徒ですが、令和3年度80人、令和4年度102人、令和5年度148人、令和6年度143人、令和7年度121人となっております。

不登校については、コロナ禍以降、右肩上がりに増加しておりましたが、中学校では令和6年度以降に、小中学校全体では令和7年度以降に、前年度と比較して減少傾向となっております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

答弁にもあったように、令和3年から5年までは新型コロナウイルス感染症の影響もあった時期と考えられます。令和6年から7年にかけて、不登校児童生徒数は減少しております。この背景についても確認したいと思います。

3点目の質問に入ります。

不登校に至る背景は多岐にわたると思いますが、市として、主な要因をどのように分析しているのかをお聞かせください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校の要因は様々でございまして、文部科学省も単一の原因で起こることは少なく、複数の要因が複雑に絡み合っていると指摘されています。

本市では、毎月学校より「長期欠席・いじめ・問題行動等」の報告を受けているほか、市が独自に雇用している学校支援コーディネーター、スクールソーシャルワ

一カー、教育支援センター指導員からの定例報告を基に、要因分析を行っております。

新型コロナ禍以降に不登校が増加しております。要因分析の結果、当時は、感染予防のための臨時休校等により、家にいる時間が増えたことで、生活リズムが崩れたり、特に理由がなく、何となく学校に行かないという児童生徒が増えたことも要因の1つにあると捉えております。

そのほか、心身の不調や人間関係の悩み、学校生活への適応困難、家庭環境などが要因となる場合もございます。

以上のように、様々な要因がございますが、教育委員会としましては、学校や関係機関と連携を図りながら学校復帰に向けた支援を行っているところでございます。また、いじめや不登校の状況については、定期的に教育委員会議に報告し、教育委員の皆様とも共有しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

不登校の背景には、本人の心身状態、人間関係、家庭環境など、様々な要因が複雑に関わっていることが分かりました。

そのような中で、子どもと保護者が早い段階で相談でき、状況に応じた支援につながる事が重要であると考えております。市役所のほうでも学校側と教育委員会で共有していただいているとのことで、少し安心いたしました。

そこで、4点目に、現在、菊池市が行っている不登校児童生徒及び保護者への支援について、具体的にお示してください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

児童生徒については、熊本県教育委員会が実施しております年1回のこころのアンケートに加え、市教育委員会におきましても、週1回程度のこころの健康観察と年2回のこころの問診票といった調査を実施し、悩み事などの早期発見に努めております。

また、学校支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを学校教育課に配置し、学校と連携しながら児童生徒や保護者への相談体制を整えております。

さらに、県教育委員会からのスクールカウンセラーによる相談体制も全校に整えております。

令和7年度の相談件数としましては、学校支援コーディネーターが年間延べ620件、スクールソーシャルワーカーが年間延べ914件でございました。

なお、県のスクールカウンセラーは、合計で274人の児童生徒、保護者、先生方の相談を受けております。

次に、不登校児童生徒の学習支援のため、平成の合併以前より、適応指導教室を旧自治体に1か所ずつ、計4か所設置しておりました。

さらに、悩みがある児童生徒について早期対応を図るため、心の教室相談員を5つの中学校に配置し、小学校にも出向きながら相談に応じておりました。

令和6年度からは、当時、不登校が多く見られていた泗水中学校に校内教育支援センターを開設し、支援に当たったことで、不登校対策に一定の成果が見られたことから、段階的に他校にも校内教育支援センターを増設しております。

令和7年度の適応指導教室、心の教室相談員、教育支援センター指導員の相談件数は、10か所合計で年間延べ3,837件、児童生徒や保護者等の相談を受けたところでございます。

本年度は、適応指導教室を学校外の教育支援センターとして拠点化するとともに、15校、全ての学校に心の教室相談員の相談業務と学習支援を併せ持った校内教育支援センターを開設し、指導員を増設（後に発言の申出があり、「増設」を「増員」へ訂正）するなど新しい体制で支援を行っております。

校内に設けたことで、先生方も児童生徒に関わることができますので、よりきめ細かな対応ができていますものと考えております。

次に、今年度、県教育委員会において不登校児童生徒の保護者に対する経済的支援のための実証補助事業が創設されましたので、本定例会におきまして、当該補助事業の補正予算の審議をお願いしているところでございます。

この事業は、フリースクール等民間施設に通所する不登校児童生徒の保護者に対し、一定の条件がございますが、通所に係る交通費及び体験活動や実習等に要する個人が負担した実費の一部を補助するものでございます。

以上、お答えいたします。

先ほど私の答弁の中で、校内教育支援センターを開設し、指導員を「増員」するなど新しい体制で支援を行っておりますと答弁すべきところを、誤って、指導員を「増設」と発言しておりますので、おわびして、訂正いたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

校内教育支援センターについては、昨年度は泗水中学校と菊池南中学校の2校に

設置されていたものが、今年度、全ての小中学校に設置されたとのことです。子どもたちにとって、学校の中で安心して過ごせる場があることは大変重要であり、保護者の1人としても感謝申し上げます。

一方で、校内教育支援センターに来ること自体が難しい児童生徒もいるのではないかと考えます。

先日の島議員の一般質問では、校内教育支援センターを利用した児童生徒は、4月が43人、5月が54人との答弁がありました。

そこで、再質問いたします。

校内教育支援センターや学校に来ることが難しい児童生徒に対して、現在どのような具体的支援を行っているか、お聞かせください。

また、その保護者に対しては、どのような相談支援や情報提供を行っているのか、お聞かせください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校以外の居場所や学び場としては、市が設置しております校外の教育支援センターや民間のフリースクールが考えられます。

現に、不登校を理由にフリースクールを選択した児童生徒については、学校長がフリースクールへ出向き、フリースクールの教育方針の聞き取りや、実際の教育活動を確認するなどの連携に努めております。

また、学校や教育支援センター、フリースクールにも通えない、家から出ることができない児童生徒については、校内教育支援センターの指導員がアウトリーチといった訪問支援を行います。

アウトリーチとは、来てくれるのを待つのではなく、こちらから積極的に出向き、支援や情報を届ける支援体制のことです。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

私が想像していた以上に、市のほうでたくさんの支援をされているとのことで、とてもうれしく思いますが、その支援の場が整備されていても、そこに行くことの難しい子どもや、相談先を見つけられない保護者がいる可能性があります。

また、近年は学校以外の学び場や、居場所としてフリースクール等を選択する児童生徒や保護者もいます。全ての子どもの状況を把握することが容易でないことは

理解しています。しかし、学校につながっているかどうかにかかわらず、困難を抱える子どもと保護者が孤立しないための仕組みが重要であると考えます。実際、フリースクールを運営している保護者からは、先ほど言われた支援があるということは御存じではありませんでした。

第3次菊池市総合計画では、施策7. 子育て支援の充実において、施策の目的の冒頭に、本市の全ての子どもが幸福な生活を送ることができる社会とあります。

また、深刻化している課題の解決に向けて、関係機関等との連携強化に取り組みますと掲げられています。

そこで、残る2点をまとめて伺います。

5点目に、学校以外の居場所や学びの場、フリースクール等の連携状況についてお聞かせください。

先ほど少し答弁でも説明していただきましたが、もう一度お願いします。

6点目に、不登校児童生徒及び保護者がより相談しやすい体制づくりについて、市としてどのように考えているのかをお聞かせください。

○後藤英夫 議長 音光寺教育長。

[登壇]

○音光寺以章 教育長 では、ただいまの御質問にお答えします。

まず、フリースクールとの連携についてですけれども、先ほど教育部長が申しましたとおり、まずは子どもたちの様子を学校長が見学に行きまして、そのフリースクールの指導方針、また教育課程等をきちんと確認しております。そして、その状況を校長のほうに必ず連絡していただくということで連携を取っております。そのことにつきましては、教育委員会にも校長のほうから報告はあっております。

次に、不登校児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりについてということについてお答えします。

不登校児童生徒や保護者が相談できる体制としまして、まずは児童生徒へのアンケート調査において、不登校のサイン、つまり、心の変化が見られた場合は、すぐに担任や養護教諭が聞き取りを行い、必要に応じて教育支援センターにつなげることとし、早期発見・早期対応ができる体制をしております。

また、市独自に学校支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを教育委員会内に配置するなど、相談体制の整備に努めてまいりました。

これまで、国のCOCOLOプランに基づき、校内教育支援センターを設置し、段階的に拡充し、本年度は全ての小中学校に開設することができております。

おかげで、新型コロナ禍以降、右肩上がりだった不登校児童生徒数が、校内教育支援センター設置後には減少傾向にあることから、これまでの不登校対策に一定の

成果が見られているところでございます。

今後も、現在の取組を継続しながら不登校対策に努めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会の取組につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、知られていないという部分がありますので、より多くの保護者の方にも知っていただく必要があります。つきましては、市のホームページやあんしんメール等を活用しまして、本市の不登校対策について、さらに情報発信を行い、いつでも相談できるようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

不登校支援においては、制度や支援の場を整えることに加え、それぞれの子どもと保護者の状況に応じて、必要な情報や支援につながることが大切だと考えます。

学校に行くことが難しい子ども、校内教育支援センターにも行くことが難しい子ども、学校以外の学びや居場所を選ぶ子ども、その保護者を含め、誰もが孤立せず、相談先につながれる菊池市であってほしいと思います。

菊池市が掲げるこどもまんなか社会の実現に向け、関係機関や民間の居場所との連携を深めながら、支援の届きにくい子どもと保護者への具体的な取組を進めていただくことを要望し、この質問を終わります。

続いて、2つ目の質問です。

菊池市における救急医療体制について伺います。

救急医療は、市民が安心して暮らしていくための基盤であり、特に命に関わる緊急時には、一刻も早く適切な医療につながることが求められます。

数年前、私は夜間に突然胸が苦しくなり、子どもに救急車を呼んでもらったことがあります。その前年に狭心症を起こし入院していたこともあり、自分自身も救急車を呼んでくれた子どもも大きな不安を感じていました。救急車はすぐに到着してくださいました。しかし、そこから受入先の病院が決まるまで、救急車の中で長い時間を過ごしました。結果として、以前入院していた熊本市南区の済生会熊本病院へ搬送していただきました。適切な医療につないでいただいたことは感謝しております。

一方で、救急車の中で受入先が決まるのを待つ時間は、本人にとっても、家族にとっても、非常に長く不安な時間です。選挙期間中には山間部にお住まいの方からも、同じように救急搬送時に受入先がなかなか決まらず、不安な思いをしたという

お話を伺いました。その方は、次に救急車を呼ぶことがあっても、また同じように長く待つことになるのではないかと不安を抱えておられました。もちろん救急搬送先は、症状の重さや専門的な治療の必要性、病院の受入状況などを踏まえて判断されるものであり、必ずしも菊池市内の病院へ搬送することが最善とは限らないことは理解しています。しかし、市民が救急車を必要とするとき、できる限り速やかに適切な医療機関へつながる体制を確保することは重要です。

また、菊池市内あるいは近隣地域で受入可能なケースについては、できる限り身近な医療機関で受け入れられる体制が整うことが、市民の安心につながると考えます。

そこで、以下4点について伺います。

まず1点目に、年間の救急搬送件数及び市内・市外への搬送状況についてお示しください。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、おはようございます。菊池議員の御質問にお答えをいたします。

救急搬送に関しましては、菊池広域連合消防本部が所管しておりますので、消防本部に確認した内容につきまして、答弁をさせていただきます。

市内における年間の救急搬送件数は、令和7年では2,587件となっており、そのうち市内の医療機関への搬送件数が990件、市外の医療機関への搬送件数が1,597件とのことでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

救急搬送には、軽症から重症まで、様々なケースがあり、症状や必要な治療によって搬送先が異なるかとは思います。

一方で、市外搬送が一定数ある場合には、その理由や、市内近隣で受け入れることが難しい状況についても、市民にとって分かりやすく、共有されることが必要ではないかと考えます。

次に、2点目に、搬送先の決定に時間を要する主な要因について伺います。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、再質問にお答えをいたします。

消防本部に確認をいたしましたところ、搬送先決定に時間を要する主な要因とその割合につきまして、1つ目に、医療機関の設備や人員不足等に対応ができないというものが31%、2つ目に、医師の専門外である30%、3つ目に、患者対応中で受入れができない22%、4点目に、ベッド満床による12%ということでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

救急搬送先の決定には、人員不足、設備不足、専門外、病床の空き状況など、複数の要因が関係していることを理解いたしました。

しかし、救急車の中で待つ時間は、患者本人の症状悪化への不安だけではなく、家族にとっても大きな負担となります。市民の命と安心を守る観点から、搬送先決定に時間を要する状況を少しでも減らしていくことが必要であると考えます。

続いて、3点目に、市民が安心して救急医療を受けられる体制について、市は現状をどのように認識しているのかを伺います。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

消防本部に確認しましたところ、救急車が現場に到着してから出発するまでの平均時間は、10分程度とのことです。

しかし、現場の状況や、傷病者の状態、搬送先の受入状況によっては、時間を要する場合もあるとのことでした。

待機している間においても、必要に応じた適切な救急の処置など、懸命な御対応をいただいているところでございます。

本市における救急医療体制としましては、重症度に合わせて、菊池圏域2市2町で連携して取り組んでおります一次救急と二次救急、熊本県が整備する三次救急の3段階の体制で対応しております。

一次救急は、入院や手術の必要がない、外来診療だけで帰宅できる軽症患者に対応するものであり、菊池市内の病院や診療所にて対応していただいております。また、日曜、休日の昼間については、菊池郡市医師会の協力の下、在宅当番医制度により医療体制を確保しております。

次に、二次救急は、入院や手術が必要な中等症から重症の患者について、24時間体制で受け入れる菊池圏域の6医療機関で対応していただいております。

また、三次救急は、二次救急では対応できない、生命に関わるような重篤な患者

や、複数の診療科にわたる高度な処置が必要な患者について、熊本赤十字病院等に搬送し対応いただいております。また、必要に応じてドクターヘリによる搬送も対応いただいております。

市民の皆様が安心して暮らし続けられる救急医療体制を維持・確保することは、本市にとりましても非常に重要であると認識しておりますので、今後もしっかりと関係機関と連携してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。（発言する者あり）

○後藤英夫 議長 質問を続けてください。（発言する者あり）

荒木議員、一応通告もされて、打合せも済んで、事務は菊池市の事務じゃない、広域の事務なんですけども、それをちゃんと確認したということで答弁されていると思いますので、よろしくお願いします。

質問を続けてください。

菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

救急医療体制は菊池市で完結するものではなく、広域的な連携の中で成り立っていることは理解しました。

その一方で、救急車を呼ぶ市民にとっては、どの機関の所管であるかよりも、必要なときに速やかな医療につながるかが最も重要です。

第3次菊池市総合計画の施策8．健康づくりと医療体制の充実には、菊池郡市内の病院群輪番制病院による救急医療体制を確保しますと掲げられています。この方針を実効性のあるものとするためにも、市民の声や現場の課題を市として県や関係機関へ届けていくことが必要ではないでしょうか。

最後に、救急医療体制の改善に向けて、菊池市として熊本県及び関係機関へ具体的な要望や協議を行う考えはあるのかを伺います。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在、熊本県菊池保健所におきまして菊池地域保健医療推進会議救急医療専門部会が毎年開催されております。この会議には、菊池保健所、医療機関、医師会、消防署、市町などの関係機関が参加し、菊池圏域における救急医療体制について、協議する場となっております。

本市といたしましては、今後もこの会議において、市民の皆様が安心して暮らし続けられる救急医療体制を実現するため、意見や要望を上げていきたいと考えてお

ります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 菊池みどり議員。

[登壇]

○4番 菊池みどり 議員 御答弁ありがとうございます。

救急医療は、いつ誰に必要になるか分からない、市民の命と暮らしに直結する課題です。市内での受入れが難しい場合であっても、必要なときにできる限り速やかに適切な医療機関へつながること、そして、市民や家族が救急車の中で長時間不安を抱え続ける状況を少しでも減らしていくことが求められます。

菊池市が市民の安心を守る立場から、熊本県、消防、医療機関と連携し、救急医療体制の充実に向けた要望と協議を進めていただくことを強く要望し、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、菊池みどり議員の質問を終わります。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時12分

再開 午後1時00分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 皆さん、こんにちは。本日は、災害対策についてと、食育、地産地消について質問したいと思っております。

まず、災害対策についてお尋ねします。

本日も大雨により、日本中で台風の影響も重なって、災害があったり、また、岩手県沖のほうでは、先日、地震もありました。被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。

特に本市は、山間部、中山間地も広くて、また河川も多いため、豪雨などの自然災害のリスクは高いと、皆さん、そういうふうに感じておられると思います。

熊本地震も経験しましたが、災害時はやはり初動対応、また、迅速かつ確実な情報伝達が、市民の命と財産を守るために必要な鍵だと考えております。特に消防団の強化と庁舎通信インフラのバックアップは極めて重要だと考えております。

令和7年6月議会において、私が消防団について、ドローン活用の必要があると

申し上げました。それから1年たったわけですが、導入に向けた検討が進められているのか、ちょっと確認したいと思い、まず1点目の質問ですが、消防団のドローン導入について、進捗状況をお示してください。現在の状況、想定される運用体制を含めて、もし分かればお示してください。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、田中議員の御質問にお答えをいたします。

消防団のドローンに関する取組といたしましては、昨年、県が実施します消防団員ドローン操作講習の呼びかけを行いまして、希望者に受講していただきました。

今後は、包括協定先である自動車学校2校の協力を仰ぎながら、資格等を保有する消防団員をはじめ、市職員を含めたドローンの操作訓練を進めていくところですので、消防団のドローン導入につきましては、今後、消防団と協議を重ねながら、段階的に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 段階的に導入ということで、少し安心しました。

市長も1年前の答弁で必要性を感じているということで、協議に前向きに、実現に向けて消防団と協議を進めてまいりますというふうに答弁いただいております。

一応やるということで伺っておりますので、安心しました。

もし分かれば、いつまでにとかいうのがもしあれば、ちょっとお示してください。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 再質問にお答えいたします。

現状ではまだ明確な時期というものはお示しすることはできません。申し訳ございませんが、御了承ください。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 せっかく受講もされて、今、体制が進んでいるのであれば、計画もしっかり立てていただきたいと思います。

やはりある程度の計画がなければ、こういうのは早ければ早いほうがいいというところもありますので、災害が複雑化されている今の中で、消防団の効率化、そして、安全面を守る初動踏査で行方不明者をしっかり見つけていくというのは、やは

りドローンの活用が不可欠だと思いますので、早めの実現を期待しております。

それでは、次の質問に行きますが、災害時における業務の維持、庁舎等が地震等で、あるいは何か災害等で、業務維持に係る通信インフラとデータのバックアップ体制についてお聞きしたいと思います。

災害発生時、やっぱりこの市役所が情報発信の拠点となると思います。災害対策本部も立ち上がると思いますし、停電や通信障害が発生した場合の電源確保であったり、電話やインターネット回線、こういったもの、あるいはデータのバックアップ、衛星通信の端末など、いろいろ準備されていることがあるかと思いますが、改めて災害時における市の業務維持に係る通信インフラとデータのバックアップ体制についてお示ください。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

初めに、データのバックアップ体制からお答えさせていただきます。

災害時における電算システム等のデータ管理につきまして、保存先としましては、主に自治体専用の閉域網ネットワーク内のクラウドで管理し、庁内保存のデータにつきましては、本庁と支所の2か所に分散し、毎日バックアップを行っております。

次に、通信インフラ体制についてお答えいたします。

各種電算システムやデータ通信のネットワークにつきましては、通信途絶のリスクに対応するため、複数の回線で構成しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 データの管理についてはクラウドで、いわゆる物理的にサーバーとか、そういうコンピューターを残さずに、常にクラウド上で保存しているということでした。

ちょっとすみません、今、答弁が気になったのは、その回線についてはどのように、二重になっているのか、そういった地震が起きても、とにかく地下の回線のことをおっしゃっているのだと思うんですが、大丈夫のような仕組みになっているのか、すみません、そこはちょっと細かいですけど、そこをもし分ければお示ください。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 それでは、質問にお答えさせていただきます。

市が保有する電算システムなど、情報資産につきましては、機密性、完全性、それから可用性を維持するために、セキュリティ対策を講じているところでございます。

その中で、可用性の確保につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、物理的セキュリティによるサーバー等の管理や、それから通信回線及び通信回線装置の管理の措置として、冗長構成をしております。

この冗長構成といいますのが、システムやネットワークなどで障害が起きてもサービスを止めないよう、同じ構成を持つ機器や経路をあらかじめ用意しておくことでございます。このように対応しているところでございます。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 よく分かりました。

この災害時の情報伝達は、能登半島の地震のときもありましたけど、結構地理的なケースでは、やはり複数のそういった回線がないと、なかなか通信確保が難しいという状況を知ることができました。

本市は、やっぱり地震をはじめとする、先ほど冒頭に申し上げましたが、断層も熊本県は何か所も走っておりますし、そういった自然災害の多い地域に位置しております。

本市では、防災行政無線や携帯電話等の地上系、いわゆる地下といたしますか、地上にはどのような通信網を整備していると承知しています。熊本地震や令和2年7月豪雨等の過去の災害では、菊池市以外ですが、基地局の被災、基地局がやられたり、回線がやはり干渉したり、混み合ったりというところで、通信が途絶する事例も熊本県内でもありますし、今回、能登半島の事例でも把握しております。

ですので、特に災害対策本部と各地域の拠点、あと、消防とか、病院とか、ああいったところ、避難所を含めて、そういったところと連携を維持するためには、地上系というか、そういう地下の回線以外に何か電線とか、そういった以外に、やっぱり代替手段の整備が必要だと私は考えております。

そこで、災害時の通信インフラの確保のために、非常時の衛星通信、各自治体で導入されているところもあったりなかったりですが、こういった非常時の衛星通信の整備をする考えはございますか。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

災害時での通信インフラにつきまして、本市では、本庁や各支所、国・県・消防機関等と確実な業務継続が行えるよう、地上通信網のほか、県防災用無線電話、これは衛星電話でございます。また、市防災行政無線電話によります複数の通信手段を確保しております。

なお、災害発生時に避難所として開設する生涯学習センター（キクロス）、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館においては、W i - F i 設備を常設しております。市民の通信手段を確保しているところでございます。

また、非常用の衛星通信整備につきましては、昨年、レンタル事業会社と災害時における協定を締結し、災害時においては、優先的に機器の提供を受けることで、本庁舎・各支所の通信機器が機能しない状態になった場合の代替通信手段や、避難所での市民の方々の通信手段として活用できると考えております。

今後も様々な通信手段の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 代替手段が複数準備されているということで、しかも非常時衛星通信に関しては、レンタル業者で協定を結んでいるということで、非常に安心しました。

各自治体、いろんなやはり1本だけではなく、地上だけではなく、地下だけでなく、いろんな通信手段を持つというのは、この情報をしっかり伝えるという中では非常に有効な取組で、しかも菊池市はそういったことをしっかりやっているということで安心しました。

冒頭申しましたが、やはり消防団等の初期出動であったり、こういった非常時の衛星通信、こういった確保をすることによって、災害時の情報手段がしっかり、確実な情報が届くというインフラが整っていることで安心したところでございます。

できればこういった情報を、多分ホームページ等で、協定のニュースはもちろん拝見しましたが、いろんなところでまとめていただけると、市民の方も避難所でW i - F i を使えるというところは知らない方も多んじゃないかなと思いますので、やはり私もそうですが、こういったときって、非常時のときは携帯が通じなかったり、混線したり、非常に不安に感じるところでございますので、ぜひ複数の手段を今まで以上に確保していただくようお願いします。

次の質問に移ります。

次は、食育と地産地消の推進についてお尋ねします。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと

位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものというのが、意識ですけど、こういったものが農水省のホームページに食育について定義されているところがございます。

もともとは子どもたちの健全な心身の育成というところで、こういった食育基本法というのが制定されたところがございます。

また、食育に関しては、地産地消の分野も盛り込まれているケースが多うございまして、菊池市の農業振興、地域経済の活性化を図る観点から、食育の取組をさらに強化するつもりがあると私は考えております。

特に先月末、食育基本法が改正されて、いろいろなポイントが見えてまいりました。

そこで、まず1点目、今回の食育基本法の改正について、どのように理解されるか、お示してください。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の食育基本法の改正については、2005年の制定から20年が経過し、この間、食や農業を取り巻く環境が大きく変わったことにより改正に至ったものでございます。

今回の改正では、食料安全保障の確保を新たな目標に掲げ、学校等における食育の強化、大人を含む全世代への食育推進などの重点項目が盛り込まれた改正内容となっております。

「食料安全保障の確保」という改正のポイントにおいては、消費者が農林水産物の生産にかかるコストを理解し、食料の合理的な価格形成についての理解を深めることがより重要と受け止めております。

「学校等における食育の強化」につきましては、これまでも各学校で地域と連携した食育に力を入れてまいりましたが、今後も引き続き、栄養教諭等の専門職と連携し、農林漁業者とつながる生きた教材としての食育をより一層推進していく必要があると受け止めております。

また、「大人を含む全世代への食育推進」につきましては、年齢にかかわらず健全な食生活を実践できるよう大人への食育を推進していく必要があると受け止めております。

本市としましては、今回の改正が本年5月の施行であることから、今後、さらに理解を深め、関係機関と連携し、食育推進の充実に努めてまいりたいと考えており

ます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 御理解という説明ありがとうございました。

先ほど古吉部長がおっしゃったとおり、食料安全保障、あと全世代向け、大人向けの食育の推進、こういったところは今までとちょっと違うなというところを感じているところでございます。

本市の食育推進計画、これはあくまでも健康プランの中で位置づけられているものでございまして、その中で、朝御飯を食べている人であるとか、食生活についての問題が多くございまして、なかなか食料安全保障等、そういった地産地消といいますか、農政の分野というのが少ないなというところが、本市の食育推進計画の中身かなというふうに私は理解しております。

この改正を行ったわけですから、すぐにというわけではないですが、やはりある程度の方で変えていかなきゃいけないのかなというふうに私は思い、今回質問をしているわけですが、まず現状、2番目の質問に行きますが、学校や学校給食における現在の食育の取組状況についてお示しください。

○後藤英夫 議長 松原教育部長。

[登壇]

○松原憲一 教育部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

食育基本法や学習指導要領に基づき、全ての学校に食育担当者を配置し、食に関する指導の全体計画、年間指導計画を策定し、保健体育科、家庭科、特別活動など、それぞれの教科等で食育を推進しております。

また、学校栄養士の配置校では給食時間の指導を実施し、食育講話や食に関する授業を実施しております。保護者や地域の方も交えた給食試食会などを実施している学校もございます。

次に、地場産物の使用率につきましては、令和7年11月の1週間で実施しました調査によりますと、熊本県産62.4%で、そのうち菊池市産が19.4%となっております。

令和4年度から米飯回数を増やし、令和5年度から特別栽培で生産された地元の菊池米を提供しております。この特別栽培米は、化学肥料と化学合成農薬の使用量を慣行栽培米の50%以上削減し、環境への配慮と食の安全・安心につなげ、地域の農業経営の安定化に寄与しているものと考えております。

さらに、菊池市産の食材を使用したきくちさんデーと熊本県産食材を使用したふ

るさとくまさんデーを毎月1回実施し、きくちさんデーは、地域の農家へ学校栄養士がインタビュー取材を行い、児童生徒へ給食時の放送やプリントを使って周知を図り、学校給食を生きた教材として活用しています。

また、給食献立コンクールを実施し、児童生徒から菊池市産の農林畜産物を使った献立を募集することで、食への関心を高め、地産地消への理解を深める取組を行っております。

このような取組が、地産地消の推進と地域への愛着醸成にもつながっているものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 多くの取組を御紹介いただきまして、ありがとうございます。特に令和7年度の熊本県産の使用率が62.4%というのは、これはかなり高い数字かなと思っております。

過去の食育計画と実績のほうを見ますと、50%台の時代もあったのかなと思ひまして、また、菊池産が19.4%というのは非常に高いなと私は評価したいと思っております。

学校のほうでも食育のアンケートで、例えば七城米を知っている方がどれだけいらっしゃるかと、水田ごぼうをどれだけ知っているかというようなアンケートも取っていただいて、そういったものが郷土愛を、地元の農産品を知っていく機会を与えているということについては評価したいと思っております。

学校及び学校給食で、こうやってずっと毎年毎年工夫を重ねながらやっていただいているというところでございますが、今回、やはり地産地消というか、農政分野も必要だと思っております。

そこで、3番目の質問ですが、食育と地産地消を連携させた取組はありますかということを質問したいと思います。

これは農業体験等、あるいは大人向けのものであったり、そういったものを含めて、食育と地産地消を連携させる取組はありますかということを質問します。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、田中議員の食育と地産地消を連携させた取組についてお答えさせていただきます。

本市産の農林畜産物を地域の方々にPRすることで、地産地消につなげる取組としては、菊池の恵みフェスティバル、食の文化祭、菊池川流域日本遺産ヲムスビブ

プロジェクト、菊池和栗グルメフェアなどのイベントを開催しております。

特に菊池の恵みフェスティバルは、ＪＡ菊池、菊池市商工会、菊池市第三セクター連絡協議会等と連携して、今年、５月10日に菊池市ふるさと創生市民広場で初めて開催しました。

菊池市産農林畜産物にこだわった食を提供する27店舗の出店と俵かつぎチャレンジなど楽しめるイベントを同時開催したところ、約3,000人の方が来場されるイベントとなりました。

また、地域で食育推進活動を実践されている食生活改善推進員協議会が、中学校での郷土料理教室や、高齢者の通いの場、サロンでの教室において、地元産食材の利用にも取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 ５月10日の菊池の恵みフェスティバル、私も出席させていただきました。いつも大体市民ホールは、マルシェだと、どちらかというと、加工でいいですか、キッチンカーで来られるところで、なじみのお店が多くあるんですが、今回、ＪＡさんも参加というところで、ちょっと趣向が変わったといいですか、実際、農家さんが売るところで、メニューといいですか、種類も増え、また旭志地区に関してはすぐに完売というところで、非常に活気があったところだったと思います。特に子ども連れが多く、お子様連れで行くというところで、大人の人にも結構いろんなものがＰＲできたかなと思っております。

やはり農家さんがこういったイベントに参画するというのは、今後、やっぱり増やしていったほうがいいと思いますし、地元の農家さんの顔が見える商品を食べるというのも１つの食育だと私は考えております。

ＪＡさん等といろいろ企画をされていると思いますが、そういうのを体系的に整えていく必要があるかなと私は思っております。

特に熊本県は、菊池市と同じように、健康プランと一緒に食育計画をつくっておられますが、熊本県は平成21年に「くまもと地産地消推進県民条例」というのをつくられまして、これはこれで別に、食育は食育としてありながら、地産地消は地産地消で計画を行い、それに基づき、毎年実績が報告されるというところでございます。

例えば令和５年度の実績としては、菊池市としても評価をいたしました菊池農業高校の取組ですね。地域と連携した竹資材の活用の取組というのに助成が行われております。これはその地産地消推進計画の中に、熊本を支える産業人材育成事業と

というのがございまして、これから県内のそういった実業系の高校に助成が行われているというところで、体系的に地産地消について取り組んでおられています。

また、この令和5年には農家さんのいわゆる資材高騰等の物価高の補助といたしまして、社員食堂における県産食材活用緊急支援事業というのもございました。これによって、いわゆる企業の社員食堂に熊本産の食材を使っていただくと、その分補助をするというような内容でございます。

このような取組の中で、やはりどうやったら地産地消が進むかというところの計画を立てて、体系的に進めることによって、食育と連携し、今回の改正になった、やはり農政側の色が強い分野にも対応できていけるのかなと私は考えているところでございます。

J A 菊池は J A S M に、半導体の会社の社員食堂にも野菜等の食材を提供しているというふうに聞いております。これはやはりそういった地域の農地を取得して建てたわけですから、そういった形で、農家さんも大変喜んでいらっしゃるというところでございます。

こういった大人の食育というのも、今回、改正で行われているわけでございますから、地元の食材を、先ほど子ども向けはたくさんやられているんですが、大人に向けてやっていくには、企業の社員食堂というのも、この菊池市において取り組むのも1つかなと私は考えております。農家さんにもすごい励みになると思います。

ただ、農家さんが直接法人営業というのと、やっぱり農家1件では限られますので、やはり J A とか、あるいは物産館、道の駅、まとめて納品する。そういったことになれば、いわゆる法人向けの営業が、物産館、道の駅も卸業というところが1つの事業になっていくかなと思います。これは1件1件、企業のことでですから、採用する、採用しないはあると思いますが、この食育、地産地消を進める上で、大人向けの食育というところでは、地元の企業に地元の食材を食べてもらうという、何かしら工夫は私は必要だと思っております。

そういったいろんな体系的な地産地消を進める上で、やはり菊池市は農業がメインというところでおっしゃるならば、隣の宮崎県の小林市は、やはり食育・地産地消推進計画というふうに立てておりますので、菊池もその必要があるかなと思います。

そこで、4回目の質問ですが、菊池市において、食育・地産地消推進計画というのを策定する考えはございますか。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

地産地消の促進計画については、平成27年度から平成31年度までの単独の計画は策定しておりましたが、現在は農業振興や食育といった関連施策との連携が重要となったことから、一体的な推進を図るため、既存の総合計画や、きくち健康プランに位置づけ、その中に地産地消の推進を掲げ、取り組んでおります。

議員の申されたとおり、食育の基本法が改正されたばかりでございますので、今後、それに応じて、その内容についても充実させていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 形は熊本県だったり、宮崎県の小林市だったり、いろんな形があると思います。私は今の現状で、健康プランの中の食育計画の中に、地産地消の欄があまりにもちょっと少な過ぎるんじゃないかというところがちょっと疑問に思っていましたので、先ほど言ったいろんなアイデアを出していくにも、いろんな部署をやっぱり連携させていくには、もうちょっとそういった地産地消の分野を設けて、ある程度、数値目標も設けますから、そういったことを一生懸命取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

最後に、市長にお伺いします。

食育基本法改正というきっかけでございましたが、やはり常にこの食育と地産地消というのは菊池にとって大切な問題だと私は感じております。統括して市長の所感をお願いいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、食育、地産地消、こうしたことに対する考えを述べよということでございます。

先ほど来各部長から答弁しましたとおり、食育あるいは地産地消、あるいはこれによる健康促進、こうしたものは全て関連し合っているわけでございます。したがって、各分野を連携させて、これまで総合的に取り組んできたわけでありまして、これにより、食育や地産地消の考え方とか、重要性についての理解が深まってきたというふうに考えております。

先般食育基本法が改正されたばかりですので、この改正の内容もよく踏まえて、きくち健康プランの内容の充実につなげていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 田中教之議員。

[登壇]

○11番 田中教之議員 ありがとうございました。

理解を深めていただいて、ぜひ次の改正のときの計画は地産地消をもっと盛り込んだ内容にしていきたいと思います。

あと食育推進計画も、国のほうもおとといぐらいに多分できていると思いますので、そちらのほうもしっかり参考としていただきながら、菊池市の教育と、そして健康と農業をしっかり前に進めてくる、そういった市になるようにお祈り申しまして、私の質問は終わらせていただきます。

以上です。

○後藤英夫 議長 これで、田中教之議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

—————○—————
休憩 午後 1 時36分

再開 午後 1 時44分
—————○—————

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号9番、古田浩敏です。今回の選挙で私に貴重な1議席を与えていただいた皆さんに心より感謝申し上げます。

今回回っていく中で、市民の皆様は、一般質問をしないと、何もしないというふうに思われるということがよく分かりました。私は行政出でありましたので、できるだけ後輩に迷惑をかけないようにということで、1期目は一般質問をあんまりしておりませんでした。この現実を受け止め、そして、行政出身の人気のなさを痛感しましたので、今回からちゃんと一般質問をしていきたいというふうに思っております。

私は、これまでの40年を超える行政経験と1期4年の議員経験を生かして、市民の皆様の声を行政に届け、市民が主役のまちづくりを実現できるように、政治活動に取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、今回、市民から相談がありました2件について、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の七城地域の硝酸態窒素の濃度が高い地域への対応についてでございます。

このことにつきましては、前回、無投票で当選させていただいた最初の議会で質問させていただきましたが、4年が経過しておりますので、状況も変わっていると思いますので、改めて質問させていただきます。

まず、水質基準を超えた地域での調査開始当初との変化があるのか。

対象世帯に対する浄水器補助対応件数は何件あるのか。

硝酸態窒素よりも人体に影響を及ぼすとされている亜硝酸態窒素の水質基準0.04ミリグラムパーリットルを超えたところはあるのか。

また、畜産排せつ物の野積みの状況と農家への指導については、現状と農家への指導についてお示してください。

以上、よろしくお願いします。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでに水質基準を超過した七城地区の12行政区において、令和6年度に実施いたしました全戸水質調査の結果についてお答えいたします。

調査件数は321件で、このうち、国が定める硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の水質基準である10ミリグラムパーリットルを超過した件数は46件でありました。調査件数全体の約14.3%でございます。

本市が独自に実施しています浄水器設置補助制度の対象となる8ミリグラムパーリットル以上の件数につきましては126件、調査全体の約39.25%という結果でございました。

前回調査と比較しますと、いずれも減少傾向にあります。

また、水質基準を超過した世帯に対する浄水器設置補助の件数ですが、七城地区の12行政区において昨年までの過去10年間で99件の補助を行っております。

なお、亜硝酸態窒素の水質基準であります0.04ミリグラムパーリットルを超過したところはありませんでした。

次に、畜産排せつ物を野積みしている農家への指導につきましては、農政課所管ではありますが、平成16年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されており、定期的に農政課・環境課・支所により月3回程度のパトロールを行い、現状把握を行っているところでございます。

なお、野積みが確認された場合には、県と連携して改善指導を行っているところでございます。併せまして、啓発文書の配布・広報・ホームページに掲載するなどの呼びかけを行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

件数は減っているということで、先ほど申されました野積み等の対処ができているのかというふうに思っておりますが、亜硝酸態窒素については、前、私が担当していた頃は、1桁少ない数値ということで、ほとんど影響はないということであったと思いますので、現状でも変わらないのかなというふうに思っております。

それでは次に、熊大の調査研究がされておりまして、その報告関係があつていると思いますが、それについてお尋ねをいたします。

関係区への報告はどのような形でされたのか、また、されるのか。

浄水器以外の貸与方法についても説明されたのか。

住民からの意見はどんなものがあつたのか、お尋ねします。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

熊本大学との共同研究につきましては、平成28年から令和2年まで（後に発言の申出があり、「平成28年から令和2年まで」を「平成28年度から令和2年度まで」へ訂正）の5年間において実施いたしました地下水の水質調査結果を、令和3年度から令和4年度にかけて、関係12行政区の公民館において住民説明会を行っております。

説明会の内容につきましては、定点による硝酸態窒素の推移及び推定要因の報告、併せて小規模水道施設整備補助金制度、浄水器設置補助制度及び水道事業に関する説明を行っております。

その中で、小規模水道施設整備補助につきましては、水質基準を満たした近隣の共有井戸から水の供給を受けるため、改修に対する補助についても説明を行っております。

また、水道局による上水道事業に係る意向調査を実施しておりますが、上水道の整備に関して、強い要望は出ていないところでございます。

説明会での意見としましては、先ほど述べました、畜産排せつ物の野積みの解消や浄水器設置補助金制度の改善要望がありました。さらに、古田議員からの一般質問において、浄水器設置に対する補助制度の改正を検討いただきたい旨の発言もあり、令和5年3月に、過去に浄水器設置補助金の交付を受けた世帯でも、5年を経過していれば再度申請が行えるよう、同補助金の交付要綱の改正を行っているところ

ろでございます。

以上、お答えいたします。

ただいまの発言の中で、熊大との共同研究について、「平成28年度から令和2年度まで」というところを、「平成28年から令和2年まで」と発言しておりました。

おわびして、訂正いたします。

○後藤英夫 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 ありがとうございます。

前回の質問のときに、浄水器の2回目以降の補助はないのかということで質問しましたら、速やかに対応いただき、誠にありがとうございます。

しかし、浄水器については、地元の話では、ちょろちょろしか出ないので、またコストもかかるため、利用しにくいという声も上がっております。また、毎回同じような報告だけされても、解決への道筋が見えないという声を聞いております。

上水道については、強い要望はなかったということですが、これは七城地域においては、この基準を超過した地域においては、少なくとも上水道の要望はあると思いますので、私が水道局におりましたので、今までの経緯について簡単にお話しさせていただきたいと思います。

まずは、平成19年に七城地域全体での上水道のアンケートを実施しまして、上水道が整備されたら利用しますかという問いに対して、答えは、はいというのが18%しかございませんでした。

その後、27年にも同じようなアンケートをされましたが、やはりその結果は変わらなかったと聞いております。これは七城全体でのアンケートでありますし、また七城地域ではほとんどの家庭でボーリングをされて水を利用しているため、新たに滅菌した高い水を利用するというのには、なかなかうんというのがなかったんじゃないかというふうに思います。

ですから、私は、先ほど高島部長が言われたように、七城地域において、一番適したのは小規模水道事業かなというふうに思います。ただ、この小規模水道事業というのも5戸以上という、前は集落で1戸という話でしたが、5戸以上ということに緩和されておりますが、実際、この地域で取り組む場合、1件1件状況が違うというふうに思います。

先ほど言われたように、隣から分けてもらう、それでも1件の飲み水の解消はできますので、そういうものにも含めたところで、この地域に限っては、補助事業を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 それでは、御質問にお答えいたします。

小規模水道施設整備補助につきましては、上水道事業区域外において、共有の水道施設の新設、増設、改修等を行う場合、この補助が対象となっておりますが、古田議員おっしゃいましたとおり、5戸未満の共有施設の整備につきましては、補助対象となっております。

今年度、七城地区の12行政区において、令和3年度から令和7年度に実施いたしました熊本大学との共同研究による地下水の水質調査結果について住民説明会を予定しております。

その際に住民からいただいた御意見を参考にしながら、より利用しやすい補助制度となるように、公平性も含め多角的な視点から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 検討いただくということで、ありがとうございます。

まず、何件あるかという、この1件1件を減らしていくということが一番重要だと思います。先ほどの隣から分けてもらうとか、いい水を分けて、小規模で分けていく。そんないろんな事業についても、紙に書いて渡すだけではなく、やはり用地買収のように、1件1件、それぞれ状況が違いますので、1件1件の状況を聞きながら話をして、そして、1件ずつでも台所の蛇口に安全な水が届くような形を考えていていただきたいというふうに思います。

七城町はただの水を飲んでいるとよく言われます。菊池の上水道も元は地下水ですので、ただの水であります。それに人件費や動力費等の経費がかかって、1立米154円となっております。七城ではほとんどの家庭で50メートル以上、その当時は50万円程度の負担をされております。

幾つかの集落では簡易水道や小規模水道を整備されて、月々1,000円程度の負担で運営されていると聞いております。

このことから、七城地域に合った水道は小規模水道事業だと思いますので、補助事業は誰も使わないと行政は何もしないと言われます。利用しやすい補助事業にするためにも、関係者の意見を聞いて、見直しを行っていただきたいと思います。

また、水道事業についても要望はないということでしたが、説明する際には丁寧に、なぜ七城町ではこの事業を取り組まないのかということのもきちんと説明した上で、説明会のほうに向かっていただきたいと思います。

この事業につきましては、私が行政での退職のときに終わらなかった事業ですので、これについては、ずっと責任を持って追っかけていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、2番目の七城赤北地域の道路と圃場の高いのり面の草刈りについてお尋ねいたします。

本来の圃場整備事業は、高いところを削って、低いところに盛土して、できるだけ広い耕作面積を確保するものですが、この地域は文化財の包蔵地であったため、何年もかけて発掘調査をしたため、現況に沿った形での整備となったため、道路や圃場ののり面は異常に高くなっております。

七城赤北地域の道路ののり面の草刈りはどこがやっているのか、お尋ねいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、古田議員の七城赤北地域の道路ののり面の草刈りの件についてお答えいたします。

七城町赤北地域の道路ののり面の草刈りにつきましては、農道に隣接する農地の耕作者によって行われているケースと、多面的機能支払交付金事業の交付金を活用し、七城町広域協定に参画する地元の活動組織で行われているケースがあると伺っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 今、活動組織等でされているという話もありましたが、平地の圃場整備では、1メートル程度の畦畔を私たちが持っている草刈り機で刈るぐらいで済みますが、この地域につきましては、5メートルもあるような高い土手で、そして、のり面については、生産性のないところについて、物すごい時間と労力がかかっております。そして、危険性も伴っておりますので、そういう地域を刈るためには、リモコン式の草刈り機を使用したいという声もあっておりますが、こういったものに購入の補助なり、燃料の補助ができないか、お尋ねいたします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

赤北地域においては、七城地区の中でも農道や農地ののり面の傾斜が急で面積も大きいので、草刈り等ののり面管理が地域の皆様にとって大きな負担になっている

ことは十分に理解しております。

農業者が個別に行う草刈りに対する燃料代の補助につきましては、市全体に関わる問題ですので、難しい面がございますが、リモコン式草刈り機の導入につきましては、個別の農家を対象としたスマート農業を推進する各種補助事業がありますので、適切な事業を御案内したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 ここだけが高いのり面ではないことは承知しておりますし、聞き取りをする中で、分かんないはるでしょうと言われたら、はいとしか言いようがありません。

やはり状況については、私も行政で担当しておりましたので分かっておりますが、いろんな形で、平地での管理と高台での管理というのが、中山間地域もそうありますが、非常に違うという状況があって、でも、さっき言われた多面的事業につきましては、田んぼ1枚当たり幾らという形の補助になっております。ですが、1メートルの畦畔をするのと、5メートルの畦畔といいますか、高土手をやるので、同じ単価というものもどうなのかなというふうに思います。

今、広域協定の中で、いろんな形でやられていると思いますし、その運用方法についても今後協議をしていただいて、できるだけ平等な形で維持管理費が使えるような形で御検討をいただきたいと思います。

今回、質問についてはずっとフォローしていきたいと思いますので、また、ほかの件につきましても、毎回疑問があったら各課のほうに出向いてお尋ねをしていきたいと思いますので、今回は七城の特定したところでの話を聞かせていただきましたが、今後はいろんな形で、また気づいたところについては質問していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、古田浩敏議員の質問は終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、来週6月29日に行います。引き続き一般質問からとなっております。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後2時07分

第 6 号

6 月 29 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和8年6月29日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議長の常任委員会委員辞任の件

第3 報告第6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第13号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

一括上程・報告



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議長の常任委員会委員辞任の件

日程第3 報告第6号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第7号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第8号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第13号 有限会社有朋の里洒水経営状況報告について

一括上程・報告



出席議員（19名）

1 番 高 崎 匡 史

2 番 出 口 慎太郎

3番	田 崎 奈 々
4番	菊 池 みどり
5番	森 山 章
6番	牧 俊 郎
7番	城 太志郎
8番	安 武 睦 夫
9番	古 田 浩 敏
10番	島 春 代
11番	田 中 教 之
12番	東 英 俊
13番	福 島 英 徳
14番	緒 方 哲 郎
15番	後 藤 英 夫
16番	水 上 隆 光
17番	荒 木 崇 之
18番	二ノ文 伸 元
19番	木 下 雄 二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎

市長公室長
教 育 長
教 育 部 長
農業委員会事務局長
水 道 局 長
監査委員事務局長

小 澄 秀 之
音光寺 以 章
松 原 憲 一
古 田 十 咲
田 代 誠 也
高 木 智 生



事務局職員出席者

事 務 局 長
事 務 局 課 長
議 会 係 長
議 会 係
議 会 係

高 山 賢 一
麻 生 貴 博
西 住 剛
右 田 一 樹
横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

傍聴の方で可能な方は御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○後藤英夫 議長 日程第1、一般質問を行います。

初めに、東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 皆さん、おはようございます。東英俊でございます。これから4年間、議員の皆様方、そしてまた、執行部の皆様、市長をはじめ、どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。

議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

私は、今回、4月の初めに立候補を決意し、選挙の顔名刺の出来上がった中旬から本格的に市議選をスタートさせました。

そんな中、八代市の問題も連日ニュースで取り上げられていたかと思います。そして、選挙後の6月の6日と7日の2日間にわたって熊日新聞に掲載されたタイトル名が「市庁舎激震 番外編」、これがその切り抜き記事でございます。市庁舎建設をめぐる汚職事件で揺れる八代市、現職・元職の市議、市の外郭団体らがあつせん収賄やマネーロンダリングの疑いで逮捕、起訴されるという前代未聞の不祥事でございます。そして、それを受けて、熊本県も前田建設工業なる業者を指名入札停止したということでもあります。

6日の新聞では、八代市長は、誰がどんな経緯で不正をしたか、それを指示したか調べるというふうに記事に書いてあります。また、7日の新聞では、八代市議会の議長は、八代市議団に対し、絶対的な権力に従い、長いものに巻かれる姿勢を議員は改め、駄目なものは駄目という思いで、自身の考えで行動してほしいというふうに述べられております。

駄目なものは駄目、いわゆる是は是、非は非でございます。私の尊敬する議員がよく使われるフレーズでもあります。私も今回、本市の市議となった以上は、こ

の八代の市議会議長のこの言葉を再度しっかりと胸に刻み、菊池市民の負託に応えてまいりたい、そのように思っております。

そこで、今回の一般質問は、5月の市議選において、おおよそ130数回行った私の遊説に耳を傾け、そして、足を運んでいただいた方々から届けられた声のほんの一部を取り上げて、一般質問をしたいと思います。

まず、本市の農業問題についてであります。

経営所得安定対策、いわゆるホールクロップサイレージ、稲発酵粗飼料の頭文字でWCSとありますが、これの取扱いについてお伺いをいたしたいと思います。

この経営所得安定対策とは、水田活用の直接支払交付金のことで、水田に基幹作として交付対象作物を作付した場合に、国から交付金をもらえるという戦略作物助成と、それとプラスして二毛作していただける産地交付金の制度であります。

戦略作物助成として、水田に麦、大豆、飼料作物を作付した場合は、反当たり3万5,000円の交付、牛の餌となるWCS用の稲を作付した場合は、反当たり8万円の交付金がもらえるというものであります。これは作られた耕作者が交付金を交付いただけるということでございます。

今申し上げたWCS用稲に関してだけは、あくまでも牛の餌となる稲でありますから、作付する農家、いわゆる耕種農家と畜産農家の契約が必要でございまして、なおかつ、収穫したWCSは全量、牛に食べさせることが条件であります。このことは経営所得安定対策実施要領の中でもうたわれておりまして、正当な理由なく、出荷、販売をしないこと、また、その他経営所得安定対策の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合は、交付金が交付されない、または交付金を返還することに異存はないことというふうに書いてあります。要するに、畜産農家は収穫したWCS用の稲を販売してはいけないわけであります。

そこで、お聞きしますが、WCS用稲について、耕種農家と畜産農家との契約において、飼養頭数と作付面積の実態はどのようになっていますか、まずこの点をお聞きします。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、改めまして、おはようございます。東議員の農業問題についての御質問にお答えいたします。

まず、議員が申されたとおり、WCS、いわゆるホールクロップサイレージとは、稲が完熟する前に、実と茎や葉を一体のまま収穫・裁断し、専用フィルムでロールして乳酸発酵させた家畜用の飼料でございます。

経営所得安定対策交付金の対象となるWCSの本市全体の作付面積につきまして

は、令和7年度の実績で640ヘクタールとなっております。WCSを給餌する牛の頭数につきましては、農業者ごとの把握はしておりますが、市全体の集計までは行っておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 市全体の集計はなされていないというふうな答えであったと思います。要するに、耕作面積においては、実地の調査があるため、面積に間違いはないというふうに感じます。

ただ、畜産農家が報告する飼養頭数というのは、あくまでも自己申告であります。ですから、収穫したWCSの余剰分、余った分ですね、農家が、その取扱いは非常にデリケートなところがあります。そして、私がこの余ったWCSの取扱いをちょっと間違った意味で取り扱われている農家というのが存在するのも事実でございます。知ってか、知らずか、それは私も分かりませんが、この交付金返還ともなれば、当然莫大な返還金になるかと思われまいます。ですから、まずそのような農家を出さないためにも、未然に防ぐことが当局としても大事かというふうに思われます。

駄目なものは駄目、畜産農家は全量自家消費が鉄則でございます。ですが、このWCSの売り買いをあっせんしている組織があります。一般社団法人で日本草地畜産種子協会というものがございまして。この組織のホームページにWCSの売り買いをあっせんしている広告を出しております。もう間違いなく、駄目なものは駄目なんです。要するに、それを信じてしまう畜産農家が今後出てくるかもしれないというところを私危惧しております。誠実に営農活動に取り組んで、そして、生産コスト削減に全力で取り組んでいる農家さんたちのためにも、不正を不正と知らずに行ってしまふことを未然に防いで、そして、西日本有数の畜産地帯であるこの菊池市の名を汚すことがないようにする対策が必要ではないかというふうに私は考えております。

そこで、お聞きしますが、その未然に防ぐために、市はどのような対策が必要かというふうに考えられますか。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、再質問にお答えいたします。

経営所得安定対策につきましては、水田を活用して水稻以外の作物を生産する場合に交付金が交付される仕組みとなっております。先ほど申しましたとおり、申請書類の中で、WCSの作付面積とWCSを給餌する牛の頭数を農家から提出いただ

いた後、書類の確認及び現地調査を実施し、適正に審査した上で交付を決定しております。

交付対象となっているWCSの作付に取り組む農業者は、供給契約を結んでいるところ以外に無断で転売することは原則できないと、議員申されたとおりになっております。

こうした事案が発生した場合は、交付金の対象とならない場合や、返還となる可能性があることから、国も注意喚起を行っております。

本市としましても、交付金の返還などが発生しないよう、周知を行っているところでございますが、今後も交付金の申請受付会や様々な機会を通じて、啓発を強化してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 どうぞよろしくお願いをいたします。

営農活動を行っていく上で、農家の方々に倫理的な観念を植え付けていくことも大事ではないかなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、畜産農家への助成状況というものでございますが、畜産農家は、1,000万円以上するトラクターを数台抱えております。そしてまた、そのアタッチであるロールベラーとか、いろいろ含めればもう億に近い金額を投資している畜産農家が多数おります、この菊池市には。10町ぐらいがもうほぼ平均ぐらいではないですかね、耕作面積とすれば。それに飼料作物を作付して、そして、日頃の飼料価格を下げようと昼夜を問わず努力をしておる。そしてまた、365日、当然休みなく働いているのが畜産農家というふうな存在でございます。

耕種農家にとっても、交付金をいただく上で、また、堆肥の供給という面からしても、大変大切な存在であるかというふうに思っております。

ただ、現在、止まらぬ飼料高騰、そして燃料、資材の高騰によって、経営への圧迫、高齢化、そして後継者不足、そして労働環境の厳しさや収益性の低下、そういうふうな条件がそろった上で、廃業や離農というものを選択する農家が物すごく増えてきております。

そこで、お聞きしますが、今現在、何とか踏ん張って頑張っている畜産農家、特に今回は酪農家及び和牛繁殖農家という母牛に対して、人工授精や受精卵移植を行い、子牛を生産することによって、そして、その生まれた子牛を販売、そして経営の糧というふうにやっている農家に対して、本市独自の助成の取組があるならお聞

かせください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

畜産業は、飼料、資材、電気など多様な経費を必要とするため、物価高騰の影響が出やすい産業です。

中でも、生産コストの大半を占める飼料代の高騰が著しいため、畜産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しております。

このため、市独自の補助としまして毎年行っております、家畜導入補助や制度資金に対する利子補給等の支援に加え、物価高騰対策として、令和5年度、令和6年度に、飼料費高騰分に対して補助を実施しております。

本年度も、国からの交付金を活用し、市独自の支援として物価高騰対策畜産経営支援事業により、3度目となる飼料費高騰分に対する補助の準備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 ありがとうございます。

今、部長が答えられた家畜導入の補助、また飼料費高騰による市の単独の助成という形で、いただけないよりはいただいたほうが、それは当然農家もうれしゅうございます。

ただ、導入の助成に関して、なぜその導入助成が、今、続いているのかが、私、すごく疑問でございまして、今、導入する牛、例えばホルスタインであれば初妊牛、おなかに子どもを抱えて、まだ今から分娩しますよ、初めて。あと、9か月の和牛の子牛、今、どのくらいの値段をしているか、部長御存じですか。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 ただいまの質問にお答えします。

現在、手元に資料等がございませんので、値段の把握はしておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 恐らくそこられるだろうというふうに思っておりましたけども、大変残念な答えであります。

導入、今、ホルスタインの初妊牛で北海道から入れましても、大体100万円ぐらいします、今はもう。そして、和牛の9か月の競りの値段、もう本当に部長たちがこの菊池市の農業活性化というものを図っておられるならば、毎月の市場の競りの価格とか、そういったやつは当然目を通されるべきだというふうに私は思っております。私ならそうするかなと。

今、9か月の和牛の子牛で平均80万円を超えております。要するに、その高くなった家畜に対しての助成、確かに高いから助成をするというのも必要ではあるかというふうに思いますが、やはり付け焼き刃ぐらいのスズメの涙ぐらいの助成金だけではどうにもならないのではないかなというふうに僕は感じております。だから市がいろいろなこういうふうな助成を立てられる上で、施策の事業、要するに、検証をきちんとやっていって、貴重な財源であるお金の使い方、そして、費用対効果を出す上でも必要ではないかなというふうに僕は感じておりますが、部長どうですか。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

効果の検証につきましては、しっかりやっていくべきだと私も思っております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 検証は物すごく大事であります。そして、今、なぜそのような値段になっているかと申しますと、コロナ禍によって、すごく廃業・離農が増えました、全国的に。その要因で、要するに、母牛である牛たちを売却されたわけです。全国的な絶対頭数が減ってしまった。だから、今度はその生まれてきた子牛たちを当然飼われるのは肥育農家の方々であります。その肥育農家の方々が、高いそれだけのお金を出されて、そして牛を購入されておると。だから、要するに、もう市場原理ですから、足りないものは上がっていくわけでございます。

だから、今のこの情勢に対して、どのような手だてが一番効果があるのかというところを本当の意味で検証していただいて、これから市として助成を企てていくというふうなところを強く要望しておきます。

次の質問に移ります。

昨年度、農地等の災害復旧事業の進捗状況を示していただきたいんですが、今年も既に梅雨の時期に入りまして、大雨による災害がいつ発生するかも今は分からない時期でもあります。今日は非常に一般質問日とでかんかん照りでございますが、本市でも昨年度の農地等の災害復旧事業がいまだに完了していないというふうに聞

いております。土手が崩壊して、今年の田植もままならない農家が多数いると聞いております。

そこで、今現在の進捗状況をお示してください。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、ただいまの農地等の災害復旧事業の状況についてお答えいたします。

令和7年8月豪雨によって被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業の進捗状況につきましては、国の補助制度を活用した国庫災害復旧事業の申請件数として、119件ございました。

本市においては、令和7年11月から12月にかけて簡素化査定を受検し、本年3月末までに詳細測量設計業務を全て完了しております。

現在の進捗状況としましては、工事中の箇所が6件、工事を完了した箇所が16件でございます。

工事中を含めた事業進捗率としましては、約18%でございます。

工事の着手については、個別に申請者に営農の時期を確認の上、田植等の農繁期前に完了すると判断した箇所については着手し、困難と判断した箇所は、稲刈り後等の10月以降に着手することを伝えております。

なお、全ての工事が完了する時期としましては、令和9年3月末を見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 一日も早い復旧を農家の方々は待ち望んでおられますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、次の質問に移ります。

高齢者の免許返納について質問させていただきます。

これも非常に多くの方々が、遊説時に私のところに寄って、ぜひ聞いてくれというふうな質問内容でございましたので、あえて質問させていただきます。

高齢者の方々、要するに、交通難民、いわゆる免許を自主的に返納された方々です。子どもたちも近くにもいながらも、なかなか来てくれないと、自主返納してしまえば、病院や買物に送っていく人もいない。タクシーを使うのも毎回お金がかかると。そして、行く手段を失い、孤立して、右往左往しておられる方々が非常に多かったというふうに見受けました。車を運転しているときは、免許返納など考えた

こともなかった。いわゆる交通難民となる準備が全くできていなかったというふうな感じでございました。

そこで、まずお聞きします。

本市における高齢者の運転免許証自主返納の状況をお示してください。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 改めまして、おはようございます。それでは、東議員の御質問にお答えしたいと思います。

自動車の運転免許に関しましては、警察が所管しておりますので、菊池警察署に確認した内容につきまして、お答えさせていただきます。

令和7年における、本市の65歳以上の運転免許保有者は1万1,489名、自主返納者が124名、そのうち、80歳以上の自主返納者は83名とお聞きしております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 ありがとうございます。

今の答弁で、令和6年度の80歳以上で91人、令和7年度の80歳以上で83人の方が自主的に運転免許証を自主返納されている。いわゆる交通難民という形になっておられると言えるかと思います。

これがまた地域ごとで分かれると、もっと実態把握ができてよかったのかなというふうには思っておるところでございますが、これを踏まえて、私も地域振興課より、べんりカーとあいのりタクシーの利用状況、5か年分のデータをいただきました。延べ人数ではあるんですけども、このように推移しております。

べんりカーの利用では、令和3年が1万5,253人の利用、令和7年が1万1,577人でございます。4年間で3,676人の減でございました。そして、あいのりタクシーでは、令和3年が9,404人、令和7年が7,530人と、4年間であいのりタクシーでは1,874人の減少でありました。

この利用減を地域振興課の当局にお聞きしたところ、利用されている方々が亡くなっている自然減少だというふうに思えるというふうに答えられたと。それじゃあ、一体免許返納をされている方は、一体どのようにしてこの菊池市で生活をしているのか、私自身もすごく不安になります。

私が遊説で回ったときに、鳳来の方が82歳の男の高齢者の方でございましたけども、4時間かけて菊池市まで、まちまで歩いて行っておると。片道ですよ、病院、買物に。そして、帰りもまた4時間かけて、コンビニ袋であったり、買物袋をぶら

下げて鳳来まで歩いて帰ると。物すごい距離だと思います。こういったことがあってはならないだろうというふうに思うのが普通でございます。

これを踏まえると、べんりカーとあいのりタクシーの新規利用者というのは、毎年100人弱ぐらい、免許証を自主返納しているのに、新規の利用者っていうのはほとんど増えていないんじゃないかということが言えるかと思います。

そしてまた、本市は第3次菊池市総合計画の施策19の中で、運行エリアや運行時間、利用方法等の情報提供を積極的に行い、利用促進しますというふうに書いてあります。この状況による成果指標も書いてありますが、この目標値達成など、夢のまた夢ではないかなとびっくりします。

そこで、お聞きしますが、べんりカーとあいのりタクシーの利用増を図る周知の仕方が、当然今のままでは駄目だというふうなことが分かったかと思われます。それじゃあ、本当の意味でこの交通難民となられた高齢者の方々を救っていくための周知の仕方は、どのような周知の仕方に変えるべきかというものをお聞かせください。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、べんりカー・あいのりタクシーの周知につきましては、ホームページや防災・行政ナビの活用、広報紙での特集記事の掲載をはじめ、出前講座による周知を実施しております。

また、あいのりタクシーにつきましては、運行エリア全戸へのチラシ配布に加え、区長会、民生委員等への説明会などを実施しております。

さらに、運転免許証を自主返納された方につきましては、べんりカー・あいのりタクシーの共通乗車チケットを交付する機会を通して直接的な案内を行っております。

ただ、そういった状況もございますので、今後とも周知方法を工夫しながら、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 ありがとうございます。

本当の意味での周知の仕方というものをやっていかないと、恐らくまた今年も100人弱ぐらいの方々が免許返納される。

そしてまた、高齢支援課のほうからこのデータもいただきました。令和8年4月1日現在なんですが、75歳以上の独り世帯の数、これは施設に入られている方も一応数字が入っているということなので、実際、どこの地域で、どのような数の方々がいらっしゃるかというのは、ちょっと事細かには出ないということなので、大まかな数字でございしますが、令和8年4月1日現在で2,651人の方が75歳以上で、独り暮らしでございします。やはり本当の意味で、もう少し高齢者支援というものを考えていかないと、この菊池市におけるやっぱり安心して暮らせるまちづくりというものを掲げられておる以上は、なかなかやっぱり厳しいのではないかなというふうに僕は感じます。だから、そこのところを踏まえて、本市としてもきちんとした高齢者取組を行っていったらいいと思います。

また、これに関しては、次の一般質問で詳しくまたお聞かせ願いたいというふうに考えております。

それでは、最後の質問のほうに移らせていただきます。

耳の聞こえが悪くなられた高齢者、いわゆる補聴器の助成についてであります。

この質問に関しては、島議員、そして高崎議員もされております。当局の答えは、経済的に困難な方への助成をやっていく。そして、助成内容を精査して始めていきたいであったかというふうに思われます。

ただ、今回、この補聴器の助成を一般質問に取り上げようというふうに思ったときに、いろいろ調べさせていただきました。高いものだと、補聴器五、六十万円します。ただ、この五、六十万円もする補聴器に市が助成するとしたときに、例えば僅か二、三万円という形の助成ぐらいただったら、全くもって、への突っ張りにもならないわけです。

この補聴器のことをいろいろとさらに深く調査をいたしました。そしたら、補聴器の購入の公費負担など、国も今、難聴の方々への支援に力を入れていらっしゃいます。聞こえにくい、聞こえないという状態が継続している方については、いわゆるこの補聴器などを使用することで、コミュニケーションの障害を大きく改善できる。また、その可能性がある。このために国は障害者総合支援法、いわゆる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律でございしますが、これに基づく補装具費支給制度において、聴覚障害と認定された方、具体的には両側の聴力が70デシベル以上の方に対して補聴器の購入などに要した費用、利用者負担を原則1割、9割を公費負担というふうな形で制度を設けております。そしてまた、難聴と認知症との関連性も学会とかでも多く発表されておるのが事実でございします。

そこで、お聞きしますが、市が言われる、この経済的に困難な方々という限定的な施策では、難聴の方々全てを助けていくというために、市が率先して国の制度あ

たりをうまく利活用をし、そして、利用者の負担を原則１割、この１割ですら難聴の方々には負担をさせないよというふうにすることが、私は大事ではないかな。そして、難聴の方々を救っていき、この難聴と認知症との関連性がある以上、健康な高齢者の方々を増やしていくというふうにしていくべきではないかなというふうに考えておりますが、当局の見解をお聞きます。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 改めまして、おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

本市におきまして、高齢者の難聴の方への補聴器購入助成につきましては、島議員、高崎議員の一般質問でも答弁いたしましたように、経済的な理由により補聴器の購入が困難な高齢者の方を対象に、購入費用の一部を助成する方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 いや、私が聞いたのは、そこはもう十分分かっております。お二方の議員さんの中で答えられておりましたので、ただ、私もやっぱり畜産農家で事業をやってきておりますから、いかに安く物を仕入れていくかということを考えたときに、使えるものは使っても安く仕入れていくと。それが難聴である方々というのは物すごく困っていらっしゃる。その金額ですら、こんなちっちゃなので五、六十万円します、高いので。だから、なるべく安くするために、この認定制度を受けて、そして利活用をして、残りの１割ですら出させないよという、市としての思いはあるかというふうに僕はお聞きしたつもりなんです、そのところ、部長どうですか。

○後藤英夫 議長 古吉健康福祉部長。

[登壇]

○古吉京子 健康福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者の補聴器の助成につきましては、まだ制度設計のほうはこれからとなりますので、具体的なところの検討はこれからとなります。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 部長、どうぞよろしくお願いをしておきます。

私も現在58歳となりました。平均寿命からいくと、あと30年ですか、私はそのように生きるつもりではおりますが、どうなるか分かりません。ただ、あと30年、私は今からも、そしてこれから、この菊池市に住んでいきたいと思っております。恐らく江頭市長も私と同じ考えだというふうに思っております。

自らも安心してこのまちで老後を過ごしていけるまちづくりに、私は菊池の市議会議員として、執行部の皆様とともにこれからますます精力的に歩んでいくことをお誓い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○後藤英夫 議長 これで、東英俊議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時38分

再開 午前10時46分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。5月24日に執行された菊池市議会議員選挙において、再度議席をいただきましたので、市民の代弁者として、市民の声を議会で発言することを公約として、今後も初心を忘れず、さらに努力を続けてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

地域住民の安全な生活を守るためのカーブミラー、特に過疎化、高齢化の中山間地域については、LED化による防犯灯の負担軽減が必要であります。この件につきましては、これまで何度もLED化も含め、一般質問等で指摘、要望を続けてまいりましたが、地域住民の生活環境、安全なまちづくりの維持のためには、最優先で取り組む必要があります。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、カーブミラーの設置及び管理の状況、防犯灯については、現在の地域の負担もいただきながら、整備が推進されておりますが、これまでの推移も含めて、現状をお示してください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 それでは、木下議員の御質問にお答えをいたします。

カーブミラーの損傷等につきましては、各行政区からの要望や市民の皆様からの電話がありましたら、その状況を確認し、状態に応じて、工事業者へ発注または職員によるミラーの交換を行っております。

ＬＥＤ防犯灯の新設や防犯灯のＬＥＤ化につきましては、行政区からの申請により、それぞれの事業を進めているところでございます。

いずれにおきましても、各行政区からの要望に応じて、速やかに現地確認を行い、対応してまいりたいと考えております。

現在の防犯灯のＬＥＤ化率につきましては、令和３年度から７年度にかけての推移をお答えしたいと思っております。

令和３年度末４８．３％、令和４年度末５９．７％、令和５年度末６７．５％、令和６年度末７２．６％、令和７年度末７６．０％となっております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

今回、改めてカーブミラー、そして防犯灯について質問させていただいた理由は、遊説でずっと私も中山間地域の代弁者ですから、ずっと回りますと、もうカーブミラーが、ある面ではミラーが落ちていたり、それと全然ミラーが曇って見えなかったり、そういうところがたくさんございました。

その後、執行部のほうにお願いして改善していただいているところもありますが、とにかくやはり区長さんたちからの要望などで対応していらっしゃると思いますが、やはり執行部としても、現地調査を常日頃からやっていただいて、その対応にはきちんとしたことをやっていただきたいと思います。

それと、防犯灯については、私の地元なんかにも申請しますと、なかなか設置が遅いんですね。九電、またＮＴＴのほうの所管によって、時期が遅れるところもありますが、こればかりはやっぱり緊急性があるからお願いをされているんですから、執行部としても、そういった対応については、きちんとやっぱりやっていただきたい。

市長にお尋ねなんですけど、こういうカーブミラー、また街路灯、防犯灯についての対応について、どのように思っているかをお聞きしたいと思います。

○後藤英夫 議長 開田総務部長。

[登壇]

○開田智浩 総務部長 市長答弁の前に、現在の早急な対応のための部分というのを担当部署での取扱いの部分もございますので、まず先に私のほうからお答えさせて

いただきたいと思います。

区からの設置申請後の点につきましては、カーブミラーの改修及びLED防犯灯の整備につきまして、これまで当該年度で処理ができず、次年度以降に持ち越していた状況がございました。

これを改善するために、令和7年度から2か年で、持ち越し分の処理を行っているところでございます。

今後も前年度に要望を取りまとめまして、それを予算化し、事業を実施していくこととしております。

年度途中でのカーブミラーの損傷など、緊急性が高いものについては、引き続き補正予算により対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 改めまして、皆さん、おはようございます。防犯灯やカーブミラーについての考えを述べよということでございました。

防犯灯やカーブミラーについての現在の対応状況及び今後の対応につきましては、ただいま総務部長が答弁したとおりでございます。

防犯灯にしろ、カーブミラーにしろ、防犯及び交通安全の上で、市民の安全安心に直結する大変重要なものと認識しておりますので、今後も迅速な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 市長も答弁いただきましたように、私としては、やっぱり市民の命に関わるのが最優先だと思っております。

菊池さくら千年プロジェクト事業とか、ラブベンチとか、そういう事業の前に、やっぱりこういうことについてはきちんと対応していただきたいと強く申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

それでは次に、迫水小跡地を含む各学校跡地の地域活性化等の地域貢献の現状についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、特に迫水小学校跡地については、私も地元でございますので、これまで市が主催する関係地区の説明会に参加をし、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問をさせていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対

しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに、地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、地域とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について確認をさせていただきました。

その後、平成30年6月12日に行われた進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大変期待をしておりました。

しかしながら、コロナ禍の影響等もあり、予定の事業計画とはかけ離れた状況となっております。

また、令和3年10月7日にはエミューが脱走し、捕獲するために市職員、消防団が動員され、地元住民にも大変な迷惑をかけてしまいました。

これまでに地域貢献の観点から、地元区長会より、令和2年9月にはエミュー観光牧場併設のレストラン等の要望も提出されておりますが、いまだに具体的な時期も示されておられません。

レストランについては、地元が大いに期待をされた地元雇用創出、食材は地元の食材を使用、また、校舎の一部を避難所として地元住民に開放等の計画が進んでいないことに、特にエミュー観光牧場を受け入れた当時の区長の皆様からは不満の声が届いております。

私はこれまで、学校跡地の活用についての質問は、私の地元でもあります迫水小跡地の状況を指摘、要望を続けてまいりましたが、今回は迫水小跡地を含むほかの学校跡地についても、地域貢献の状況を含め、現状をお示ししたいと思います。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

水源小・迫水小・河原小跡地のそれぞれに進出された企業に現状を確認しましたので、その内容をお答えいたします。

まず、水源小跡地につきましては、令和5年に酒造りを停止されており、現在、一時事業を休止しているとのことでございます。

次に、迫水小跡地につきましては、現在、エミューの出荷に向け約600頭まで増えております。また、5月から10月の毎週日曜日は観光牧場として営業しているとのことでございます。

次に、河原小跡地につきましては、現在、リキュール酒用のイチゴの水耕栽培、

マスの養殖、アメリカミズアブ幼虫の養殖・販売事業を行っているとのことでございます。

最後に、龍門小跡地につきましては、菊池市龍門地域活性化支援センターとして市が管理しており、施設の一部をサテライトオフィスとアーティストスタジオとして貸し出しております。また、入居されたアーティストの方々が地域貢献として、毎年、オープンスタジオを開催されております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 部長のほうから、それぞれの小学校跡地の今の状況について報告がありました。

まず、水源小学校は、美少年の製造は令和5年からもうやめていると。私も現地をちょっと見に行きましたら、もう草が物すごい状況です。ですから、本当にまた再開できるのか、そういうことも含めて心配であります。

当初は、地元の水を使い、酒米まで地元で植えていただいて、それを使って製造されるということで、大変な期待があったわけですね。それも頓挫していると。

エミュー牧場については、基本的に私が先ほど申し上げたように、全然地元に対しての貢献度はないんですよ、正直言って。エミューの頭数は増えています。ですけれども、レストランとか、そういうのが地元住民が期待した本当の思いですよ。それが全然具現化できていないことに対して、非常にもう10年近くなりますから、買戻しの特約とか、そういうことも含めて、問題が出てくるんじゃないかなと思っております。

本当にこれ、学校跡地というのは物すごく皆さん、地域の核であった学校ですから、期待をしているんですよ。ですから、そこに誘致したものによっては、地域の活性化に物すごく役立ってくるわけですよ。それが本当に今、水源にしても、迫水にしても、全然活性化の役に立っていないんですよ。だからそういうのを含めて、これ継続をきちんとやって、そしてちゃんと地域貢献ができなければ、誘致した意味は全然ないと思うんですよ。ですから、そのことについて、市長はどういう考えでいらっしゃるのか、ちょっとその見解をお聞きしたいと思います。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、小学校跡地への事業進出の効果について問うという趣旨でございました。

まず、水源小跡地に進出された企業につきましては、現在酒造りを休止しておら

れるということでございますが、地域の大切な財産である旧水源小学校の活用につきましては、市民の皆様の関心も非常に高いと認識しております。

事業者の経営判断を尊重しながら、定期的に状況確認を継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、迫水小学校跡地に進出されました企業につきましては、エミュー観光牧場が菊池市の観光のコンテンツとして認知が広がっております。また、このほか、菊池水田ごぼう味のめんべいというものを開発していただいております。また、エミューの卵、非常に珍しいものでありますけども、ふるさと納税返礼品に出品していただくといった形で、本市の経済の活性化、魅力化にも取り組んでいただいております。また、市とも包括連携協定を締結されまして、昨年はSDGsフェスティバルにも出展をいただくといったように、様々な取組をいただいております。大変私としても感謝しております。

これまで同様、引き続き地域や本市と連携して事業を進めるというお気持ちでございます。市としましても地域と企業の間にとって、事業の展開については、個社のお考えやそのペースを尊重しながら、今後の展開を見守っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 水源小学校については、しばらくそうやって休止していると、あと建物は基本的には使えなくなります。ですから、そういうことも含めて、やっぱり早急に、あとどうされるのか、そういうこともしっかりと確認をしていただきたいと思います。

それと、エミュー観光牧場ですけど、そのエミューのことについては別物として、やっぱりレストランの問題ですよ。レストランを皆さんは期待しているんですよ。レストランに地元の食材を使う。それと雇用もできると。そういうことを期待して、ある面では誘致を認められたという経緯もございますので、そのことについては、きちんと確認をしていただきたいと思います。

それと、めんべいの売上げといいますか、水田ごぼうを利用して作っていただいておりますけど、私も市外に持っていくときはちゃんと利用させてもらっていますが、そのめんべいの売上げの一部でも、やはり地域の貢献に使わせていただくとか、そういうことをやっていただかないと、地域の方々は全然そういうことが分かれませんか。ですから、もう9年近くなりますので、本当に地元の方々は話が違いうという形で意見をたくさんいただいておりますので、そのことも含めて、しっかりと今

後は検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、農地等災害復旧事業について、今回は特に昨年の国庫補助、小災害復旧事業補助金の交付状況と復旧の進捗状況をお尋ねいたします。

この件につきましては、先ほど東議員が質問をされましたので、重なる点があると思われませんが、よろしくお願いいたします。

私はこれまで、小災害等の補助については、中山間地域の代弁者として、熊本地震のときには、特に小災害の補助を激甚指定となりましたので、他市の事例を示して、菊池市としても早急に対応していただくように強く要望させていただきました。

おかげさまで、上限30万円の9割補助によって、1,000件以上の復旧をすることができました。中山間地域の現状は、高齢化、後継者不足等によって、農地を守ることが大変厳しくなっております。今後の耕作放棄地の解消のためにも、補助金の拡充は必要であります。

小災害については、これまで平成24年第3回定例会で要望をさせていただいた補助限度額10万円、その3分の1の補助では、到底個人での復旧には限界がありましたので、一般質問等で要望を続けてまいりました。その後、補助金限度額15万円となり、その3分の1が補助されておりました。

昨年の令和7年第4回定例会において、現在の小災害に対する補助については、人件費、材料費等の高騰を考慮すれば、拡充する必要があると強く要望させていただきました。

市としても、拡充の必要性を認識されて、令和8年度より補助限度額が5万円から13万3,000円に改定していただきました。まだまだ十分とは言えませんが、特に中山間地域の耕作放棄地解消につながると考えられます。

今回は、選挙中に市民の方々からいただいた事業採択の遅れ等の意見を含めお尋ねをいたしますが、昨年の国庫補助、小災害復旧事業補助金の交付状況と復旧の進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、木下議員の農地等災害復旧事業についての御質問にお答えいたします。

先ほどの東議員に対する答弁と重複いたしますが、令和7年8月豪雨によって被災した、農地及び農業用施設の災害復旧事業の進捗状況につきましては、国の補助制度を活用した国庫災害復旧事業の申請件数といたしましては119件、本市においては、令和7年11月から12月にかけて、簡素化査定を受検し、本年3月末までに詳細測量設計業務を全て完了しております。

現在の進捗状況としましては、工事中の箇所が6件、工事を完了した箇所が16件、事業進捗率としましては約18%でございます。

工事着手については、個別に申請者に営農の時期を確認の上、田植等の農繁期を前に完了すると判断した箇所については着手し、困難と判断した箇所は、稲刈り後等の10月以降に着手することを伝えております。

なお、全ての工事が完了する時期としましては、令和9年3月末を見込んでおります。

次に、小災害復旧事業補助金の実績としましては、農地被災に伴う申請件数が66件で、312万円、農業用施設被災に伴う申請件数が29件で、412万1,000円の補助金を交付しております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

今回のこの質問も、選挙中の遊説で、特に稗方、堀切等を回りましたら、とにかく国の事業の採択が遅いから田植ができんよと。もう悲痛な思いで訴えられました。ですから、部長のほうからはさらっとおっしゃいましたけど、農家の方々にとっては、その採択の時期によって、1年間植えられんわけですね。

ですから、昨年8月11日の豪雨によつての災害です。だから国の査定は厳しいと思いますし、いろんな問題があるかと思いますが、やはりそこを田植ができないということに対する、ある面じゃ補償とか、その時期を簡素化するとか、申請の簡素化とか、そういうことを国とか県とか、そういうところに申し入れていかないと、実情は分かりませんよ。ですから、その点について、市長には、昨年の災害の後、その災害の中でもその件数がたくさんございましたが、何か所か現地確認をされたのかも含めて、それと今後、これはずっと毎年あり得ることですから、そういうときに対して、ある面では、簡素化とか、採択の基準とか、そういうのを要望していくのか、その考えもお聞きしたいと思います。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、市長答弁の前に、私のほうから、農地等災害復旧事業の制度についてお答えいたします。

農地等災害復旧事業については、原則として被災した年内に災害査定を完了することとされております。

令和7年7月豪雨（後に発言の申出があり、「令和7年7月豪雨」を「令和7年

8月豪雨」へ訂正)では、県内はもとより九州各県で甚大な被害が発生したため、災害査定の年内完了と、測量設計委託業者の不足を踏まえ、写真撮影及び測量設計等を簡略化した簡素化査定が実施されました。

なお、用水路等の被災によっては、営農に大きな悪影響を与える可能性が見込まれる場合は、国の現行制度で査定前着工による仮復旧が認められておりますので、その制度を活用して、本市では2件の用排水路の仮復旧を実施しております。

以上、お答えいたします。

今、ただいまの答弁の中で、「令和7年8月豪雨」と答弁するところを「7月」と答弁しました。おわびして、訂正させていただきます。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、昨年8月の災害でありますけども、何か所か拝見させていただいたわけでありますけども、国に対する事務の簡素化要望につきましては、現状でもかなり簡素化が進んできてはおりますけども、毎年、県を通じて国に対しまして災害復旧制度に関する意見照会がございますので、その中で、さらなる簡素化の余地がないか検討の上で、必要な要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

もう市長、とにかく国へのやっぱりこういう災害の査定の簡素化については、強く要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、森林環境譲与税を活用した予防伐採の現状及び国道、県道、市道のせり出した危険木等の対応についてお尋ねをいたします。

森林環境譲与税については、これまで何度も使い道を含め、一般質問等で指摘、要望を続けております。市も令和4年度より、森林環境譲与税を活用した予防伐採事業が実施されておりますが、令和5年第3回定例会において、受付締切りが5月になっておりましたので、申請が区長様の場合は、区長交代が4月であれば、締切りが5月では対応が難しいのではないかと指摘をし、さらに予算の拡充による早期危険木の解消を要望させていただきました。執行部としても、指摘、要望を受け入れていただき、これまでに予算の拡充受付締切りの延長が実現できております。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまでの予防伐採の申請採択の状況をお示してください。

次に、国道、県道、市道のせり出した危険木、竹等の伐採についてのお尋ねですが、この件につきましては、所有者等の法的な問題もありますので、これまで市長に同じ悩みを抱えている自治体の首長と連携していただき、抜本的な改善を市長会等で提案、要望をお願いしておりますが、いまだ具体的な施策には結びついていない状況であります。

私もこれまで、国道、県道につきましては、直接地域振興局をお願いして、危険性、緊急性を考慮して対応していただいた箇所も多数ありますが、市道については、先ほど申し上げましたが、所有者等の問題もあり、地域住民の安全対策には十分応えているとは言えない状況が続いております。

そこで、改めて確認を含めお尋ねをいたしますが、地域からの市道等にせり出した危険木等の改善の申請の状況と、所有者の改善の対応の状況をお示しいただきたいと思います。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、まず私のほうからは、予防伐採事業についてお答えさせていただきます。

予防伐採事業は、菊池市が管理する道路に隣接し、地目が山林または現況が山林で、通行や電線などのライフライン施設に支障を来すおそれのある危険木の伐採を目的とした事業になります。

実施状況としましては、令和4年度申請が17件に対し採択が13件、令和5年度は申請19件に対し採択が11件、令和6年度は申請22件に対し採択が11件、令和7年度は申請17件に対し採択13件となっており、審査会で危険性や緊急性を踏まえて適切と判断したものを全て採択しております。

本事業により、これまで48か所の伐採を実施しており、災害の未然防止に寄与していると考えております。

また、本年度につきましては、6月30日までを申請期限としておりますが、6月16日時点では3件の申請を受け付けております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 岩木建設部長。

[登壇]

○岩木健史 建設部長 改めまして、おはようございます。2点目の国道、県道、市道にせり出した樹木への対応についてお答えいたします。

国道、県道、市道にせり出した車の通行に支障を来す樹木につきましては、それぞれの道路管理者が所有者の調査を行い、所有者に対して危険性の説明と伐採の依

頼を行っており、広報紙やホームページ等においても、損害が発生した場合は樹木所有者の管理責任が問われることを掲載し周知を行っております。

なお、本市に国道、県道の車の通行に支障を来す樹木の通報があった場合は、すぐに県へ報告し対応を依頼しております。

次に、市道における過去3か年間の支障木に対する伐採依頼の対応状況につきましては、令和5年度は、32路線64名へ通知し、15名が伐採等を実施されております。

令和6年度は、50路線158名に通知し、55名が伐採等を実施されております。

令和7年度は、48路線126名に通知し、69名が伐採等を実施されております。

また、本年度の5月末時点におきましては、15路線20名に通知し、4名が伐採等を実施されております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

予防伐採については、予算もちょっと途中で拡充していただきましたので、推進されていると思います。なかなかハードルが高い事業でありますので、採択については緩和していただきたいと思います。

それと、区長様等に啓発もよろしく願いしておきたいと思います。

それと、市道危険木の対応でございますが、今、部長のほうから答弁がありましたように、5年度は64名で15名しか対応、6年度は158名で55名、それと7年度は126名で69名とか、結局、半数も対応していただけてないのが現状ですよ。ですから、これがずっとずっと、もう枝はどんどんどんどん成長して、対応できていないところはもうより通れなくなるんですよ。

今回の選挙で、今回は新人の方々も全域くまなく菊池市の遊説をされたと思いますので、選挙カーは上のほうにスピーカー等を積んでおりますので、非常に大変だったと思います。ですから、私も同じように、もう毎回毎回、選挙のときにはもう完全に通れない市道がたくさんあります。ですから、そういうのを抜本的に改善することをやらないと、菊池の山間地の市道はもう全然通れなくなっている状況です。

ですから、法律も徐々に改正はされておりますので、先ほど市長のことを申し上げましたが、やっぱり首長が国に対して、こういった条件のやっぱり悪いところについては、何らかの緩和措置というか、やっぱりそういう法律を変えてまで、改善するようなことをお願いしたいと思いますが、そういうアプロウチ的なものやっていたらいいのか、その確認をしたいと思います。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 国道、県道も入ると思いますけども、国県道におけるせり出した支障木の対応に関する御質問でございました。

国道、県道におけるせり出した支障木の対応につきましては、部長が申し上げましたとおり、管理者である県のほうに迅速に報告し対応を依頼しております。

また、私のほうからも事あるごとに県北事務所にもお願いをしておるところでございます。

市の管理道につきましては、台風や大雨等により、事故につながるような危険な樹木については、市において迅速に対応しているところでございます。

今後の対応としましても、引き続き現行の法令の中で適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 2023年4月施行の民法改正によって、民地からはみ出した木の枝等については、何か条件が3つぐらいあるそうなんですけど、その1つの条件でも満たせば、自治体が切ることができるとか、法の改正もあっているみたいでございまして。

ですから、先ほど申し上げたように、伐採依頼をしても対応していただけない。対応するためには経費もかかりますから、その経費が出せない人とか、やっぱり他県で連絡先が分からないとか、いろんな方の条件があると思いますので、一番困っているのは、そこで生活している生活道として使っている地域住民が困っているんですよね。ですから、そういうことをやっぱり国にきちんと要望した上で改善する方法を、私、何十年前から言っているんですけど、全然前に進みません。ですから、そのことについては、首長としての責任もあると思いますので、やっぱり市民の安全対策にもつながることですから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、菊池遺産の現状についてお尋ねをいたします。

菊池遺産は、菊池市の自然や歴史及び伝統文化に育まれた地域資源を将来にわたって継承していくべき菊池遺産として認定をし、市民とともにその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し発展に寄与することを目的としております。

今回は、市民とともに行政が保護活用することになっていることを踏まえ、お尋ねをいたしますが、菊池遺産の現状をお示しいただきたいと思います。

○後藤英夫 議長 古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

菊池遺産につきましては、繰り返しになりますけれども、本市の自然や歴史及び伝統文化に育まれた地域資源を、将来にわたって継承していくべき菊池遺産として認定し、市民とともにその保護及び活用を図ることにより、魅力ある郷土を創造し発展に寄与することを目的としております。

制度運用といたしましては、平成21年度の開始以来、菊池遺産認定審査委員会の審査を経て、市が認定を行っております。

現在は2年ごとに募集を行っており、令和7年度末現在の認定件数は160件となっております。

また、菊池遺産の保護活動に対する支援として、菊池市地域づくり推進補助金の対象としております。補助内容につきましては、対象経費の3分の2以内、上限40万円を限度として助成を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございました。

この取組は、菊池市と友好都市の遠野市のほうに遠野遺産ってあるんですが、そこはもう175か所ぐらい認定されて、それを何か世界の持続可能な観光地トップテンの百選に選出されて、その評価をされたのが遠野遺産だそうです。ですから、基本的には、もう遠野に学んでできたのが菊池遺産でございます。

私も長くやっていますので、研修に行って、遠野のある面では見習ってやったのが遠野遺産というふうにして認識しております。本当にこの菊池遺産も含めて、それぞれの地域の誇りになるようなのを守っていただくことが一番でございます。

部長のほうから申されましたように、40万円上限の3分の2の補助もございしますので、それぞれの地域で草切りとか、そういうのはなかなか使えないかもしれませんが、看板の立て替えとか、そういうのには使えると思います。

今回、私、市長のメッセージを6月号で見させていただいて、広報きくち6月号なんですが、迫間の眼鏡橋と迫間滝、それと休み石、それを市長が紹介されておりました。

実は、あの眼鏡橋が見えるようになって、伐採をさせていただいたのは、私どもの竜門ダムの流域対策協議会というのがございまして、1月の20日に佐藤会長、山野副会長と同行させていただいて、国土交通省の菊池川河川事務所に要望活動をしたおかげで伐採ができて、あれが見えるようになったんです。そのときに私も現場を

工事された方に、菊池遺産の看板は倒れそうになっておりましたし、休み石にはもうカズラがいっぱい巻いて、とても座れるような状態じゃありませんでしたので、それもちょうと看板を真っすぐしていただけないか、休み石もちょっとカズラを取って、座れるようにしてもらえないかということを特別にお願いして、あの景勝地が出来上がったところでございます。

市長も、そのときもちょうときちんとした景勝地になった後で見に行かれたと思いますが、執行部も一緒にこの要望活動しておりますので、もちろん竜門ダム流域対策協議会の活動については十分認識されておるとおもいますので、佐藤会長とか、山野さんのほうには、事前にそういう連絡をされたのか。

それと菊池遺産について、今後、それぞれの地域できちんとした取組をしていただけるような、ある面では活動とか、そういうのについての考えをお聞きしたいと思います。

○後藤英夫 議長 江頭市長。

[登壇]

○江頭実 市長 それでは、休み石周辺の伐採等に関する整備に関する御質問でございました。

まず初めに、引用された広報きくちというのは、毎月号、一番末尾に私からのメッセージというのを出しておまして、特に地域の方々が一生懸命頑張っていただいているところを取り上げてきたつもりでございまして、毎月、このテーマについては頭を絞りながら書いておるところでありまして、木下議員のほうからも、隔々まで愛読していただいたということは大変うれしい限りでございます。

この菊池遺産である休み石周辺の雑木伐採でありますけども、菊池市ダム流域対策協議会の取組の中で、これまで懸案事項として継続的に国交省の菊池川河川事務所に要望されておまして、今回伐採に至ったのも、当協議会の要望活動の成果だと認識して、大変感謝をしております。

また、私のほうからも、当協議会の要望内容につきまして、菊池川河川事務所長にお願いをして、御理解をいただいた次第でございます。

休み石の周辺整備でありますけども、これ実は民地でございますために、なかなか私どものほうで整備がしにくいという制約がございます。今般、高野瀬区と、それから一般社団法人菊池教育会さんより要望書をいただきまして、市として、そこを整備してほしいということで、私どもとしては、この要望に見合う価値のある場所だというふうに考えておまして、市としまして、将来の公園化に向けて、今、検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

すばらしい景勝地でございますので、市長のほうからも、公園化に向けて取り組むという意見をお聞きしましたので、今後ともどうぞよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは次に、迫間地区における追尾型太陽光発電事業による土砂災害や倒壊リスクの地域住民の不安への安全確保と生活環境の保全の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、当初、市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおり、地域住民、特に隣接の方々より、安全面、景観等の不安、不満の声が出ておりましたので、地元区長、地域住民とともに条例の確認をさせていただきました。

市も条例違反を認め、その後は市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、現在も地域住民の不安の解消には至っていない状況が続いております。

その後、令和2年第4回定例会で、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情が全会一致で採択されました。しかし、令和4年第3回定例会において、無投票でありましたが、議会が改選されているということで、また所管の福祉厚生常任委員会もメンバーが替わっていることと、陳情者の区長会の方も替わられていることもあり、改めて陳情書が提出されました。

しかしながら、内容については、ほぼ同じ内容の陳情書でありましたが、付託された福祉厚生常任委員会で不採択、本会議でも欠席、退席もあり、僅差で不採択となってしまいました。私としては、地元の代弁者として、委員会でも本会議でも賛成討論をさせていただきましたが、残念な結果となり、地域住民の方々も大変憤慨されておられました。

その後は、令和5年2月17日、市役所において、開発業者としては、工事を止めた状態での協議は最後であると示した上で、説明会が行われ、開発業者側の提案と地域住民からの排水の問題、また、これまで業者が示した6基撤去の問題、迫間支館前の設置の問題等が折り合わず、結果的には物別れとなってしまいました。

その後、結果的には物別れになったとはいえ、開発業者による迫間支館の隣接地に追尾型太陽光発電設備が設置されています。地域住民の方々は、開発業者の誠意のない対応に大変憤慨されておられます。

地元としても、令和5年11月、さらに令和7年5月8日付で、迫間地区長より、

改めて施設内の里道に関すること、施設内の排水に関すること、施設開発に伴う隣接地の補償に関すること、居住地に隣接する太陽光発電機器の撤去に関することについて、協議書を市を経由して提出されましたが、開発業者の返事は協議には応じることはできないとのことでありました。

迫間地区の追尾型太陽光発電事業は、先ほども申し上げましたが、菊池市環境基本条例違反から開発がスタートしております。菊池市のような太陽光発電設備のトラブルが全国の自治体の41%で発生していることが、総務省行政評価局から公表されており、市としてもトラブルとして認識しておられると思います。

また、令和7年第2回定例会で指摘しました、令和4年2月22日に迫間・豊間地区の追尾型太陽光パネルの1基倒壊後に、原因究明もできていない状態において、開発業者は高野瀬区、戸豊水区と環境の保全に関する協定書を締結しているにもかかわらず、それぞれの区長に連絡することなく、修理、そして設置を完了させています。

このように、開発業者の対応は、市民の納得のいく状況ではありません。市も協定を締結している地域、また締結に至っていない地域とございますが、市民の生活環境を守るために、市としての今後の対応についてお示しをいただきたいと思えます。

○後藤英夫 議長 高島市民環境部長。

[登壇]

○高島英輔 市民環境部長 改めまして、こんにちは。それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、豊間地区追尾型太陽光発電事業に係る、本市の対応状況についてお答えをいたします。

本件につきましては、地元行政区、発電事業者間において、市を立会人として環境の保全に関する協定が締結され、本市環境基本条例に基づく事前協議が終了した案件であり、同協定に基づく対応を図っているところでございます。

発電パネルの倒壊後におきまして、協定に基づく協議が行われずに再設置工事が行われた箇所でございます。

現在の状況につきまして関係区長に対して確認を行いましたところ、発電事業者と直接的な対話がなされており、協定に定める遵守事項が履行されていることを確認しているところでございます。

次に、迫間地区追尾型太陽光発電事業計画に係る、本市の対応状況についてお答えをいたします。

本件につきましては、環境基本条例に基づく事前協議中の案件であり、現在の対

応状況としましては、地元行政区と開発事業者間による開発事業計画に関する書面を取り次ぐなどの対応を図っているところでございます。

なお、本件につきましては、一部の関係者間における係争案件があり、状況や経過を注視しているところでございます。

係争外の部分で、本件により周辺地域に影響を及ぼす事項がある場合には、本市としてできることについて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 木下雄二議員。

[登壇]

○19番 木下雄二 議員 ありがとうございます。

今回は、新しい議員もいらっしゃいますので、これまでの追尾型太陽光についての経緯といいますか、状況も含めて質問をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、もう菊池の環境基本条例があるのに、地元説明会をせずにスタートしている、ある面じゃ、事業でございます。それをしっかりと認識していただいて、また地域住民の安心安全を守っていただくようお願いしたいと思えます。

今回、菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して、菊池市が許可しないことを求めるという請願が出ております。私も紹介議員、請願者の1人ですが、菊池市の場合は、太陽光については、この菊池市環境基本条例とはまた別に、令和3年に菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例というのが新たにできております。非常に事業者としてはハードルが高くなっていると思いますので、今回、福祉厚生常任委員会に付託されると思いますので、しっかりと委員会でも審議をしていただいて、もう間違っても条例違反とか、そういうことがないように取り組んでいただきたいと思います。もうそのことを強く申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 これで、木下雄二議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで都合により、副議長と交代します。

(議長は自席へ 副議長は議長席へ)

日程第2 議長の常任委員会委員辞任の件

○田中教之 副議長 日程第2、議長の常任委員会委員辞任の件を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますので、後藤議長の退席を求めます。

(議長 退席)

○田中教之 副議長 後藤議長から地方自治法の趣旨に伴い、常任委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

よって、お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田中教之 副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで、後藤議長の除斥を解きます。

(議長 入場)

○田中教之 副議長 ここで、議長と交代します。

(副議長は自席へ 議長は議長席へ)

○

日程第3 報告第6号から報告第13号まで一括上程・報告

○後藤英夫 議長 次に、日程第3、報告第6号から報告第13号までの8件を一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため、資料配付の要請がありました。

会議規則第157条の規定により、資料を配付することを許可しております。

資料はお手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

古庄政策企画部長。

[登壇]

○古庄和彦 政策企画部長 追加議案書の3ページをお願いいたします。

画面の共有はよろしかったでしょうか。

報告第6号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

6ページをお願いいたします。

初めに、1の事業概要につきましては、記載のとおりでございます。

3の土地取得売却事業につきましては、該当ございません。

7ページをお願いいたします。

令和7年度決算報告書でございます。

(1) 収益的収入の決算額が17万5,073円、次に、収益的支出の決算額が26万3,090円でございます。

9ページをお願いいたします。

令和8年3月31日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部です。流動資産合計が8,894万4,408円。次に2の固定資産合計が100万円。よって、資産の部の合計が8,994万4,408円でございます。

次に、負債の部でございます。1の流動負債としまして、令和7年度分の法人市県民税の未払金8万1,000円、負債合計も同額の8万1,000円でございます。

次に、資本の部です。1の資本金は、市からの出資金で資本金合計が100万円。2の準備金合計が8,886万3,408円。よって、資本合計が8,986万3,408円でございます。

負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計が8,994万4,408円でございます。

10ページをお願いします。

損益計算書でございます。1の事業収益、2の事業原価についてはございません。

3の一般管理費が26万3,090円。4の事業外収益が17万5,073円。よって、経常損失は8万8,017円となり、当期純損失も同額となります。

11ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、財産目録、監査報告書を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上が、令和7年度における経営状況でございます。

15ページをお願いいたします。

令和8年度の事業計画でございます。土地の取得、売却等の計画はございません。

16ページをお願いいたします。

令和8年度の当初予算でございます。収益的収入は、事業外収益で34万円を計上しており、収益的支出は、一般管理費で30万6,000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

最後に、資金計画でございます。受入資金と支払資金の差引きで、8,997万8,000円を計画しております。

以上、報告第6号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 松永経済部長。

[登壇]

○松永哲也 経済部長 それでは、第三セクターの経営状況につきまして御報告申し上げます。

追加議案書19ページの報告第7号、有限会社きくち観光物産館から、149ページの報告第13号、有限会社有朋の里洒水までの7件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、御覧ください。

報告につきましては、議案書を御覧いただくとともに、本市議会会議規則第157条の規定により、事前に議長の許可を得て、配付させていただいておりますA3判

の補足説明資料、令和7年度第三セクター経営状況概要書を使用して報告させていただきます。この概要書は、各第三セクターの経営状況報告書の文言等を抜粋して作成しております。

この概要書の中で売上総額の欄につきましては、出荷者協議会から委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額との相違がある場合もございますので、御了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料、令和7年度第三セクター経営状況概要書を御覧ください。

最初に、報告第7号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が5,715万3,000円、売上総額が1億8,079万4,000円、当期純利益が124万3,000円となりました。

次、下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。売上総額としましては1億8,700万円とし、経常利益110万円を見込まれています。

次に、報告第8号、有限会社ファームきくちの経営状況について御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が9,395万1,000円、売上総額が5,500万3,000円、当期純利益が173万2,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては6,013万円とし、経常利益224万2,000円を見込まれています。

次に、報告第9号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が3億3,792万8,000円、売上総額が12億5,841万円、当期純利益が1,405万4,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては13億円とし、経常利益1,412万円を見込まれています。

次に、報告第10号、有限会社七城町振興公社の経営状況について御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が1億2,089万5,000円、売上総額が3億6,936万5,000円、当期純利益が866万5,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては3億8,873万1,000円とし、経常利益970万6,000円を見込まれています。

次に、裏面の概要書2ページをお願いします。

報告第11号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が1億3,493万2,000円、売上総額が3,186万5,000円、当期純利益が853万9,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては1,417万5,000円とし、経常利益69万2,000円を見込まれています。

次に、報告第12号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が1億4,583万2,000円、売上総額が4億8,230万8,000円、当期純利益が471万5,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては4億9,450万円とし、経常利益300万円を見込まれています。

最後に、報告第13号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について御報告いたします。

上段の表を御覧ください。

出資の状況、令和7年度事業実績は、記載のとおりです。

決算状況については、負債・純資産の合計額が1億1,160万円、売上総額が3億6,827万6,000円、当期純利益がマイナス18万8,000円となりました。

下段の表を御覧ください。

令和8年度の事業計画は、記載のとおりです。

売上総額としましては3億7,200万円とし、経常利益246万6,000円を見込まれています。

以上で、報告第7号、有限会社きくち観光物産館から、報告第13号、有限会社有朋の里泗水まで、7件の第三セクターの経営状況について報告させていただきます。

○後藤英夫 議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、7月10日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午前11時58分

第 7 号

7 月 10 日

令和8年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第7号

令和8年7月10日（金曜日）午前10時開議

第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

第2 議員提出議案第3号 菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 決議案第1号 安武睦夫議員に対する問責決議

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会の報告・質疑・討論・採決

日程第2 議員提出議案第3号 菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第3 決議案第1号 安武睦夫議員に対する問責決議

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



出席議員（19名）

1番	高崎匡史
2番	出口慎太郎
3番	田崎奈々
4番	菊池みどり
5番	森山章
6番	牧俊郎
7番	城太志郎
8番	安武睦夫
9番	古田浩敏
10番	島春代

11番	田 中 教 之
12番	東 英 俊
13番	福 島 英 徳
14番	緒 方 哲 郎
15番	後 藤 英 夫
16番	水 上 隆 光
17番	荒 木 崇 之
18番	二ノ文 伸 元
19番	木 下 雄 二

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実
副 市 長	藤 井 一 恵
政策企画部長	古 庄 和 彦
総 務 部 長	開 田 智 浩
市民環境部長	高 島 英 輔
健康福祉部長	古 吉 京 子
経 済 部 長	松 永 哲 也
建 設 部 長	岩 木 健 史
七 城 支 所 長	田 代 誠 士
旭 志 支 所	佐野木 成 俊
泗 水 支 所 長	村 木 公 昭
財 政 課 長	上 野 重 智
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長	稲 葉 一 郎
市 長 公 室 長	小 澄 秀 之
教 育 課 長	音光寺 以 章
教 育 部 長	松 原 憲 一
農業委員会事務局長	古 田 十 咲
水 道 局 長	田 代 誠 也
監査委員事務局長	高 木 智 生

事務局職員出席者

事務局 長
事務局 課長
議 会 係 長
議 会 係
議 会 係

高 山 賢 一
麻 生 貴 博
西 住 剛
右 田 一 樹
横 枕 結 実

○後藤英夫 議長 全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

おはようございます。

御着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○後藤英夫 議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末285～301頁参照）・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 日程第1、去る6月23日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第49号から議案第59号まで、議案第65号及び請願第1号の13案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、安武睦夫議員。

[登壇]

○安武睦夫 総務文教常任委員長 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をしたいと思います。

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件の2案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第49号については、執行部より、本案は、熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の通勤手当を改定するため、関係条例の改正をお願いするものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、正規職員の総数と、市内・市外の人数はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、再任用職員を含めた全体の人数は477名で、令和8年4月時点において、市内在住が316名、市外在住が161名であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、市内在住職員と市外在住職員に対して、通勤手当に差をつけることはできないのかとの質疑に対し、執行部より、通勤手当や職員給与について

は、国・県の制度に従っており、国・県においてもそのような運用はされていないことから、それに従って運用していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、この改定は会計年度任用職員にも適用されるのかとの質疑に対し、執行部より、会計年度任用職員にも同様に適用するとの答弁がありました。

委員から、本市の内情のどこを見て、県に準じて改定する必要があると判断したのかとの質疑に対し、執行部より、本市の給与改定については、これまでも国の人事院及び県の人事委員会勧告に基づいて行ってきたことに加え、今回の通勤手当改定については、物価、燃料費の高騰、民間企業とのバランス、人材確保、若手職員の離職防止といった複数の観点から総合的に判断したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、他の自治体でも同様の条例案が提出されているのかとの質疑に対し、執行部より、国が一足早く通勤手当を改定しており、他の市町村はそれに合わせて改定したところが多く、本市は熊本県の改定のタイミングに合わせて今回提案したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第50号については、執行部より、本案は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止に関し、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、これまでに人権相談や消費生活相談などで、インターネット上の誹謗中傷に関する相談事例はあったのかとの質疑に対し、執行部より、部落差別等に関するモニタリングの中で、菊池市の取組や学校で行っている差別をなくす取組に対する誹謗中傷、差別的な書き込み、地域の写真や動画をさらす行為などがあり、昨年、一昨年度で法務局に対する削除申請を3件行った経緯があるとの答弁がありました。

また、委員から、なぜ今、この条例を制定するのか。また、罰則規定を設けなかった理由は何かとの質疑に対し、執行部より、部落差別に関するモニタリングの中でインターネット上の差別事象があったことがきっかけの1つである。また、情報流通プラットフォーム対処法が昨年4月から本格施行され、大手事業者に対し削除要請への迅速な対応等が義務づけられたことも背景にある。全国的にも県や市町村で条例制定が進んでいるが、本市としては、まず市民への意識づけと啓発を強く行うことを重視し、罰則規定は設けていないとの答弁がありました。

また、委員から、今後、市としてどのような周知手段や相談対応を行っていくのかとの質疑に対し、執行部より、全戸配布している人権啓発リーフレットや、ふろさと懇談会などの機会を活用して、条例制定やインターネット利用上の留意点を周

知啓発していきたい。また、相談対応については、法務省が作成しているガイドラインに基づき、警察、弁護士相談、法務省の窓口、削除に関する助言窓口などを案内しながら対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、県内に先駆けて条例制定に取り組んだ理由は何かとの質疑に対し、執行部より、部落差別のモニタリングの中でインターネット上の案件が確認されたことを受け、菊池市として強くインターネット上の誹謗中傷防止を啓発していきたいとの思いから、熊本県内でまだ制定例がない中、本市から発信していきたいと考えたためであるとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第49号について、物価高を踏まえると通勤手当の引き上げはやむを得ない面もあるが、市外在住職員と市内在住職員とで差を設けるべきではないか。併せて住居手当についても検討が必要ではないか。地方公務員法上、社会一般の情勢適応の原則や他の地方公共団体との均衡の原則があることは理解するが、物価高の影響を受けているのは市職員だけではない。市外から通勤する職員が相当数いる現状や、市民感情を踏まえると、今回の改定は時期尚早ではないか。公務員給与は若年層では民間より低い面もあり、物価高の中で一定の見直しはやむを得ないが、根本的には事業の見直しや業務の整理を進め、会計年度任用職員の増加につながっている構造そのものを改善すべきである。これまでの市政運営や市民の受け止めを考えると、国・県に準じるという理由だけで直ちに認めるのは慎重であるべきであり、市民に説明のつく判断が必要であるとの意見が出されました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第50号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第49号については、委員から、現行でも通勤手当は支給されており、今回の改定について市の内情を踏まえた具体的かつ明確な必要性の説明が十分ではなかったこと、市内外の職員構成や地方公務員が全体の奉仕者であることを考えると、賛成できないとの反対討論がありました。

また、別の委員から、昨今の物価高を考えれば今回の引き上げはやむを得ないが、その前提として見直すべき事業の整理を進める必要がある。また、今後は市内外在住職員の区別や市外在住職員に対する通勤手当の上限設定についても検討が必要であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第49号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

○後藤英夫 議長 次に、福祉厚生常任委員長、福島英徳議員。

[登壇]

○福島英徳 福祉厚生常任委員長 改めまして、おはようございます。

今定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案4件及び請願1件の5案件です。

現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

初めに、議案第51号については、執行部より、本案は、現在、本市のし尿収集及び運搬については、本市から許可を受けた事業者と利用者との直接契約により実施されており、市の直営または委託では行っていないため、市が実施する一般廃棄物処理手数料の項目から、し尿処理手数料を削る条例改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第52号から議案第54号までは関連があるため、一括して審査を行いました。

執行部より、本案は、国の省令等の一部改正に伴い、主に次の3つの内容により各条例を改正するものである。1つ目は、通常の保育所より規模が小さく、0歳児から2歳児までを対象としている小規模保育事業において、3歳児から5歳児のみを対象とする新たな事業を加えること。2つ目は、家庭的な雰囲気の下で少人数を保育する家庭的保育事業において、理学療法士等を1人に限り、みなし保育士として認め、障がい児・医療的ケア児等への対応をすること。3つ目は、家庭的保育事業所、乳児等通園支援事業所等において、子どもへの性暴力防止対策としての犯罪事実確認、いわゆる日本版DBSの取組の義務化に対応することであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、みなし保育士とはどのようなものかとの質疑に対し、執行部より、保育所には国が定める保育士の配置基準があり、例えば、0歳児であれば3人までを保育士1人が保育することができるが、今回の条例改正により、理学療法士の資格を持つ職員が、保育士の資格を持っていなくても保育士としてカウントすることが可能になるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、保育所等の従事者の性犯罪の有無を確認した結果、犯罪歴があったときはどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、過去の性犯罪が確認された場合は解雇することができるとの雇用契約になっていれば解雇可能と思われるが、そうでない場合は子どもと接する機会のない業務に従事させるなどの措置を取ることになると思われるとの答弁がありました。

次に、請願第1号については、生味川上流域に計画されているメガソーラー発電

所の設置を菊池市が許可しないこと、並びに生味川流域の住民の安全を確保するための現地調査及び防災対策の実施を求める請願であり、執行部への状況確認及び請願者への説明を求めました。

執行部より、本件は、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の規定に基づき提出予定の許可申請に対する請願である。本条例は、本市を含め全国的に大規模な太陽光発電設備が事業者により設置され、防災及び景観上の懸念、並びに土砂崩壊などの全国的な事例を受け、先進事例を精査の上、本市において令和4年に県内で初めて制定された条例である。本条例に基づき、本年4月に事業者による住民説明会が行われ、その後、住民の方から事業者へ意見書の提出があり、現在はこの意見書に対する事業者からの見解書の提出を待っている段階であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、事業者からの設置申請に対して、市がすぐに許可をすることはあるのかとの質疑に対し、執行部より、設置申請に対して、市は審査の上、条例上の要件を満たしていれば許可を出し、満たしていなければ許可は出さないとの答弁がありました。

また、委員から、今回の設置予定地は、土砂災害警戒区域に指定されているのかとの質疑に対し、執行部より、設置予定地は土砂災害警戒区域ではないが、設置予定地から約160メートル離れた生味川を挟んだ対岸に、土砂災害警戒区域に指定されている場所があるとの答弁がありました。

次に、請願者より、生味川は、昭和40年代のゴルフ場造成により様相が一変し、平成初期のゴルフ場雨水調整池の護岸決壊により土石流が発生し、床下浸水及び崖崩れの被害が生じた。その後、河川改修、護岸工事及び砂防ダム建設が実施されたものの、現在も台風や大雨警報が出されるたびに、一部住民は公民館への避難、別地区の家族の元への避難を強いられている。今回、設置予定地からの排水路は整備されておらず、雨水の流れ込みが増大することで、急傾斜地の崩壊の危険度は増し、下流域での崩壊が予想されるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、請願の紹介議員が3人いるが、紹介議員になった根拠や理由は何かとの質疑に対し、請願者より、住民説明会に同席していただいた議員が何人かいたが、その後、議長など請願者になれない役職に就かれた議員もいたため、最終的に3人の議員にお願いをしたものであるとの説明がありました。

また、委員から、住民説明会の際、事業者から建設工事の基準に基づいた沈砂池の設置についての報告があったにもかかわらず、雨水の流れ込みが増大する不安が払拭できないと言われる理由は何かとの質疑に対し、請願者より、図面を確認したところ、沈砂池に流れ込んだ雨水が、そのまま市道下の暗渠に流れ込み、その先に

ある谷地を流れ落ちていくという状況を懸念しているためであるとの説明がありました。

議員間討議では、請願第1号について、災害が予想される地域なのでしっかり現地調査をしてほしいという請願内容については、環境課と防災交通課で協議を行うとの答弁をいただいたので、今後は、住民の不安をしっかりと解消していただきたい。条例に沿って進めていく必要があることは理解できるが、自然災害のリスクに対する住民の不安解消がまだまだ払拭できていないため、もっと話し合いを進めていく必要がある。ハザードマップの精査及び過去の災害を確認するとともに、住民の気持ちに寄り添ってしっかりと話し合っていただきたいとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第51号から議案第54号まで及び請願第1号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員長報告とします。

○後藤英夫 議長 次に、経済建設常任委員長、古田浩敏議員。

[登壇]

○古田浩敏 経済建設常任委員長 改めまして、おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、その他の議決案件1件の1案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

議案第65号については、執行部より、本案は、市道路線として2路線を認定するもので、上原1号線は、開発予定区域への道路新設に伴う認定であり、北畑線は、寄附採納に伴う新規認定であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、上原1号線の起点付近にあるバス停及びバスベイはどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、熊本電鉄と協議を行い、バス停については、北側へ若干移設する方向で話を進めている。バスベイについても、移設先では従来のような幅員が確保できないことから、可能な範囲でバスベイを設けるよう調整しているとの答弁がありました。

また、委員から、北畑線については、どのような経緯で寄附されたのか。また、道路の幅員はどの程度かとの質疑に対し、執行部より、当該道路は以前の開発により整備されていたが、その一部が個人名義のままとなっていた。このたび、当該個人から市に寄附されたことにより、道路全体が市の所有となったため、市道認定を行うものである。幅員は約4メートルであるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第65号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員長報告といたします。

○後藤英夫 議長 次に、予算決算常任委員長、水上隆光議員。

[登壇]

○水上隆光 予算決算常任委員長 皆様、おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第55号から議案第59号までの5議案です。

6月23日及び7月7日に予算決算常任委員会を、現地調査を踏まえ、6月30日及び7月1日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書は、お手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を割愛して報告します。

会議録については、全文記載された報告書を掲載します。

初めに、議案第55号中、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金については、執行部より、社会資本整備総合交付金1億8,068万1,000円の減額の主なものは、玉祥寺橋架替事業において、令和7年度から令和9年度までの3か年の継続費のうち今年度分の交付金について、国の調整により来年度交付に持ち越しとなったことによるものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、玉祥寺橋の工事内容と、その財源はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、今年度は上部工の製作を行い、来年度に架け替えを行う。交付金が入るまでは起債で対応することとなっているが、交付金の総額は変わらないとの答弁がありました。

次に、目、地域振興費の交通コミュニティ対策事業については、執行部より、委託料575万円の増額は、阿蘇くまもと空港と菊池市を結ぶ交通アクセスの利便性向上を目的に、民間事業者の運営する予約制乗合タクシー事業を活用した実証実験を行うためのものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、この事業の対象は、菊池市民なのか、観光客なのか、それ以外なのかとの質疑に対し、執行部より、菊池市民と観光客の両方を対象としているとの答弁

がありました。

さらに、委員から、1日5人から10人の利用に対して、バスを走らせることの費用対効果はどうかとの質疑に対し、執行部より、今回の事業は乗合タクシーによる実証実験であり、貸切バスを走らせるものではない。予約に応じて運行するものであることから、今回の実証を通じて費用対効果や今後の利用について効果検証を行いたいとの答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災管理費については、執行部より、475万4,000円の増額は、火災により全焼した住宅について、台風や地震による倒壊や建築部材等の飛散により近隣住宅に被害を及ぼすおそれがあるため、特定空家として解体撤去を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、特定空家は、本市に何件あるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の1件を含め、現在3件であるとの答弁がありました。

また、委員から、どのような場合に市が解体を行うのかとの質疑に対し、執行部より、今回は近隣住民からの相談を受けて緊急措置を行った上で、なお危険性があるため特定空家として認定し解体するものであり、全ての空家について同様に行うものではないとの答弁がありました。

次に、同目、防災行政無線等整備事業については、執行部より、工事請負費7,434万8,000円の増額は、防災行政無線設備の不具合を原因とした操作卓基盤等の更新を行うためのものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、防災行政無線の屋外拡声子局に附属する非常用バッテリーの交換が遅れた理由は何かとの質疑に対し、執行部より、防災行政無線設備の保守点検の結果、交換が必要となったバッテリーについて、令和4年度から令和7年度までの間、当初予算・補正予算・予備費にて対応してきたが、昨年度は交換を必要とするバッテリーが増加傾向となったことから、令和8年度予算にて未交換のバッテリーを全て交換するところで進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の防災行政無線設備の更新において、故障の原因究明や費用対効果の検討は十分かとの質疑に対し、執行部より、昨年度の故障原因については、製造メーカーによる調査で特定されたことから、今回の補正予算にて対応を進めるものである。なお、整備により防災に関する情報や行政情報を市民へ迅速に情報発信することができるとの答弁がありました。

また、委員から、防災行政無線設備の更新やメンテナンスは、何年ごとに行われるのかとの質疑に対し、執行部より、メンテナンスは毎年度契約の上、保守点検業務を実施している。更新については、現在の設備が平成27年から運用開始しており、11年目を迎えているとの答弁がありました。

また、委員から、本庁の防災行政無線設備が故障等により全く機能しない状態となった場合の対応はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、そのような状況となった場合には、旭志の弁利にある深谷中継局から直接放送することとなるとの答弁がありました。

次に、目、学校管理費の中学校施設整備事業については、執行部より、8億759万4,000円の増額は、中学校生徒の熱中症対策及び指定避難所としての機能強化を目的として、中学校体育館に空調設備を設置するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、空調設備設置は電気工事か管工事か、また1億5,000万円を超える工事はJ V（共同体）方式になると思うが、どのように考えているのかとの質疑に対して、執行部より、7月末までの実施設計完了後に契約部署と協議するとの答弁がありました。

また、委員から、今回設置する空調設備の方式は総合体育館のものと同じかとの質疑に対し、執行部より、総合体育館とは異なり、ハイブリッド型の空調設備を採用する予定である。これは輻射パネルを使用した冷媒方式のものであるとの答弁がありました。

また、委員から、空調設備の維持費はどの程度かとの質疑に対し、執行部より、機種選定時の試算では、ハイブリッド型空調設備の年間維持費は約106万1,000円、通常の空調設備では約139万円であり、ハイブリッド型のほうが安価であるとの答弁がありました。

次に、目、学校給食費の学校給食費支援事業については、執行部より、負担金補助及び交付金15万9,000円の増額は、食物アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食を喫食できず、弁当を持参する児童の保護者に対し、学校給食代替費補助金を交付するためのものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、不登校児童は、補助の対象にならないのかとの質疑に対し、執行部より、今年度から全小中学校に校内教育支援センターを設置し、そちらで給食を提供することとしており、なるべく学校に来ていただくことを前提としているため、今回、不登校児童を対象とすることは考えていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、完全不登校の児童については、ほかの児童には国からの補填がある一方で、何もないことになるが、その点について議論はあったのかとの質疑に対し、執行部より、内部でも不登校児童への対応について協議したが、学校で給食を提供し、登校につなげていく方向を基本としたため、このような整理をしているとの答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の病児保育施設整備事業については、執行部より、

3,581万7,000円の増額は、感染症流行期に希望者が重なり利用できないという声が多かったため、泗水地域に令和9年4月から運営開始を予定している2か所目の病児・病後児保育施設整備について、国が定める補助基準額の改正に伴う補助金の増であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、既存の施設及び新設する施設のスタッフの人数と子どもの受入可能人数はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、既存の施設のスタッフは、国の配置基準に基づき看護師及び保育士が配置され、主に3人が従事している。子どもの利用定員も最大3人であり、1対1の体制で子どもを受け入れている。新設する施設についても、スタッフ数及び利用定員ともに同程度を予定しているとの答弁がありました。

次に、目、予防費の予防接種事業については、執行部より、576万3,000円の増額は、75歳以上の高齢者を対象とする高用量インフルエンザワクチンと、2歳から13歳未満を対象とする鼻への噴霧による経鼻インフルエンザワクチンの2種類を新たに追加実施するためのものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、過去の接種者はどの程度か。また、今回追加するワクチンの個人負担額は幾らかとの質疑に対し、執行部より、昨年度の75歳以上の接種者は5,141人で、2歳から13歳未満の接種者は845人である。また、高用量インフルエンザワクチンの接種費用は9,520円で、自己負担が3,000円、残りの6,520円は市の負担となる。経鼻インフルエンザワクチンの接種費用は9,300円で、自己負担は4,000円、残りの5,300円は市の負担となるとの答弁がありました。

次に、目、農業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、負担金補助及び交付金の5,328万円の増額は、動力光熱費の高騰により農業経営に影響を及ぼしているため、令和7年中の動力光熱費の10%を上限10万円の範囲で支援するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、支援金の対象者を50万円以上の販売金額のある農業者とした理由は何かとの質疑に対し、執行部より、農林業センサスにおける定義に基づき、50万円未満の農業者は自給的農業者と判断し、対象から外したものであるとの答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より、2,620万円の増額は、エネルギー価格の高止まりの影響を受けている道路運送事業者等に対して、事業用として所有する車両台数に応じて、貨物自動車2トン超えは1台当たり4万円、2トン以下は2万円を補助するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、車両区分を2トンで区切った理由は何か。燃料の種類の違いによるも

のかとの質疑に対し、執行部より、2トン超えを大型の貨物自動車、2トン以下を通常のタクシーや運転代行の車両と同等として区分したものであり、燃料の種類等で分けているものではないとの答弁がありました。

次に、目、観光費のまちなか創造事業については、執行部より、517万8,000円の増額は、菊池温泉街リブランディング検討委員会で検討している景観まちづくりの方向性と空間イメージを具体化するに当たり、道路空間に関する協議が必要となったことから、温泉街にふさわしい交通規制の在り方等を検討し、交通計画の方針を策定するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、空間イメージの具体化のため、道路空間に関する協議が必要となったとあるが、より具体的な説明を求めるとの質疑に対し、執行部より、誰もが楽しく街歩きできる空間とするため、夜間照明、植栽、公園化、足湯の設置など、様々な要素を今後協議していく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、目、公園費の公園管理経費については、執行部より、51万7,000円の増額は、さくら山公園貯水池の防水シートの破損が著しく、浸透が過度に進み、周辺の道路や公園に地割れを生じさせているため、防水シートの張り替えを行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、防水シート以外に、地下への浸透を抑える方法は考えられないのかとの質疑に対し、執行部より、河川につなげられれば一番よいが、桜山付近には水を流せる大きな河川がないため、防水シートによる地下浸透を抑制し、たまった水を少しずつ浸透・蒸発させる対応を取っているものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、防水シートの耐久性や今後の対応をどう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、防水シートの耐久性は約4年であり、日照や雨により徐々に破損したものである。地質調査に基づき専門家の見解を得てこの工法を採用しているが、4年に1回張り替えが必要となることについては課題と認識しており、根本的な手だてがあれば今後検討したい。当面は張り替えで対応するとの答弁がありました。

次に、議案第56号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第57号の目、後期高齢者医療広域連合納付金については、執行部より、9,727万2,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額補正するもので、広域連合が、令和8年度からの保険料率及び診療報酬の改定、並びに子ども・子育て支援金の新設に伴う負担金の算定に時間を要し、県内の構成市町村への負担金の提示の時期が例年よりも遅れたため、当初予算に間に合わず、今回の補正となったものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、広域連合からの提示の遅れによる他の自治体の状況は。また、前年度

を参考に当初予算を組んだとの説明にもかかわらず、補正額がかなり大きくなって
いる理由は何かとの質疑に対し、執行部より、近隣市町の状況を確認したところ、
山鹿市及び大津町は広域連合からの提示後、当初予算への編成が間に合ったため当
初予算に計上していること、合志市は一部を6月議会において補正し、残りは12月
議会での補正を予定していること、菊陽町は一括して9月議会での補正を予定して
いるとのことであった。補正額が大きい理由については、令和8年度からの保険料
率及び診療報酬の改定、並びに子ども・子育て支援金の新設を市独自に見込んでの
当初予算の編成が大変厳しかったため、当該見込み分については含めず、前年度か
らの医療費等のみを見込んで当初予算を編成したためであるとの答弁がありました。

次に、議案第58号及び議案第59号については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、初めに、議案第55号の防災行政無線事業について、防災行政無
線の設備更新については、災害の多い時期に対応できる性能の機械であることが絶
対に必要である。本庁の機械が故障した場合、深谷中継局まで行き、放送を行う必
要がある現状について、より効率的な対応を検討すべきであるとの意見がありまし
た。

次に、交通コミュニティ対策事業については、空港アクセス実証実験については、
ターゲットを明確にすべきである。市内の方は、予約乗合タクシーを市外旅行のた
めに利用するだけであり、ターゲットは菊池市に訪れる方、特に台湾との交流を進
めていることを踏まえ、外貨を稼ぐ目的に特化すべき、実証実験に大事な税金を投
入する以上、実のある実証実験でなければならないとの意見がありました。

次に、病児保育施設整備事業について、2か所目の病児・病後児保育施設につい
ては、市民全体にとって、特に子育て世帯にとってありがたい施設であり、評価し
たいとの意見がありました。

また、予防接種事業について、高用量インフルエンザワクチンと経鼻インフルエ
ンザワクチンの導入は非常に有効であり、特に子どもにとっては注射よりも鼻から
の吸入で受けやすくなることから、たくさんの方が予防接種を受けていただけるこ
とを期待したいとの意見がありました。

次に、公園管理経費について、さくら山公園貯水池の防水シート張り替えについ
ては、写真を見る限り、急激に破損したものではなく、徐々に進行したと思われる
ことから、日頃からしっかりと点検を行っていただきたい。防水シートの耐久年数
は約4年であることから、次の張り替え時期までに、張り替え以外の方法について
も検討してほしいとの意見がありました。

次に、議案第57号の後期高齢者医療広域連合納付金については、6月補正の時期
に大きな金額の補正予算であったため質疑をしたが、そもそも広域連合からの提示

が遅れたという説明と、他自治体によってはもっと遅いところがあり、本市は比較的早めに補正予算を計上できたという点で、答弁に納得できたとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、1人の委員から質疑がありました。

委員から、予防費の予防接種事業について、接種対象や接種後の生活上の配慮など、注射型ワクチンとは異なる留意点があるが、執行部から市民への周知方法について具体的な説明があったのか。また、この点について委員からどのような質疑があったのかとの質疑に対し、福祉厚生分科会長より、2歳から13歳未満の子どもを対象とした経鼻インフルエンザワクチンについては、菊池郡市医師会からの公費助成の要望及び県内自治体の実施状況を踏まえ、従来の注射による接種に加え、追加実施するものであるとの説明を受けている。なお、当該ワクチンのメリット及び留意点並びに市民への周知方法については、執行部からの説明及び委員からの質疑はなかったとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第55号から議案第59号までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、予算決算常任委員長の報告といたします。

○後藤英夫 議長 以上で、委員長報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時48分

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの常任委員会委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 請願第1号について、福祉厚生常任委員長に質疑をいたし

ます。

請願の趣旨や内容については、何ら申し上げることはありません。私も太陽光発電については、山や畑を切り開いてまで設置する必要はないと考えております。

ただ、紹介議員について疑問があります。これまでも太陽光発電施設に反対する請願または陳情が提出されています。令和4年第3回定例会において、迫間地区長、大柿区長、平野区長から、住宅に隣接する太陽光発電は、雨水により、のり面崩落を招きかねないとして、設置に反対する陳情が市議会に提出されました。今回の請願もその内容と合致しています。

しかし、この迫間地区からの陳情に対し、当時の福祉厚生常任委員会は現地確認さえ行うことなく、陳情者が聞き取りの際に発言した内容を理由にして、不採択としています。その際の委員長が今回の請願の紹介議員となっていることを私は不思議に感じています。この紹介議員は、迫間地区への設置は認め、生味地区への設置は認めないという考えなののでしょうか。個別の事情があるかどうかは承知しておりませんが、議員が地域によって太陽光発電施設の設置に対する態度や、採決行動を変えることはいかなるものなのでしょうか。

請願には、今回の設置計画が許可されれば隣接地や周辺に新たな太陽光発電施設を誘引することとなるとあります。まさにそのとおりであり、令和4年の迫間地区の陳情を不採択としたことが、今回の計画を誘引した一因であるとも考えます。

その後、迫間地区の方は訴訟を起こし、現在も係争中です。こうした経緯を踏まえ、お尋ねをいたします。

委員会では、なぜこの議員が紹介議員になったのかについて審議はされたのか。

併せて2点目について、お尋ねをします。

今回、太陽光施設が建設される予定の土地については、個人所有なのか、施工業者の所有なのか、審議されていれば教えてください。

○後藤英夫 議長 福島英徳議員。

[登壇]

○福島英徳 福祉厚生常任委員長 ただいまの質疑にお答えいたします。

まず1つ目、この令和4年第3回9月議会だったと思いますが、ここの陳情のことは承知しております。よって、この福祉厚生常任委員会の議事録、そして、委員長報告、討論の議事録、これを取り寄せまして、委員会で共有させていただきました。そこで、これに対する意見はというところで問いましたけども、委員からの意見はございませんでした。

1つ目の質疑に対しては以上です。

2つ目の質疑に対しまして、今回設置予定箇所、この土地所有者でございます

が、これに関しては議論しておりません。

以上、お答えいたします。

○後藤英夫 議長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第49号から議案第59号まで、議案第65号及び請願第1号の13案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東英俊議員。

〔登壇〕

○12番 東英俊 議員 おはようございます。私は、議案第49号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、先ほど委員長報告でもありましたが、熊本県人事委員会の勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の通勤手当を改定する条例の改正案であります。

まず、人事委員会の勧告制度とは、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。ですが、まず本来、我々が念頭に置くべきことは、公務員としての定義とは一体何かであると私は考えております。

憲法第15条の中でも、我々市議会議員も含めて、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者であってはならないと定められており、公共の利益のために働くことがまず憲法で義務づけられております。それを踏まえて、この条例案を見たときに、条例の新旧対照表でも分かるとおり、現行でも通勤手当はまず普通に支給されております。

また、改定のための提案理由も、県の給与改定に準じてという単純過ぎる提案理由にも私は納得いくものではないこと。そして、現在の菊池市の他の企業の給与状態、価格転嫁の難しい農産物を生産する農家などの社会情勢を考慮しているのかと思いきや、具体的かつ明確な条例改正の必要性の説明が私も含め市民感情レベルを踏襲できるほどのものでもなく、十分ではなかったこと。

さらには、どこに住むのも自由ですが、本市通勤職員の市内外構成を見たときに、菊池市外からの通勤職員が既に3割を超えているこの実情、県とのラスパイレス指数も96%であり、全国約1,700ほどある自治体の中でも本市の給与状態はそんなに

悪くはありません。社会情勢もまだまだ混沌としていることを踏まえると、議案第49号の条例改正は時期尚早であると私は判断をいたします。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○後藤英夫 議長 ただいま、議案第49号に対する反対討論がありましたので、まず議案第49号に対する討論を行います。

議案第49号について、賛成者の発言を許します。

出口慎太郎議員。

[登壇]

○2番 出口慎太郎 議員 皆様、改めまして、おはようございます。議席番号2番、出口慎太郎です。私は、議案第49号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本議案は、熊本県人事委員会勧告に基づき、本市一般職職員の通勤手当を改定するための条例改正であります。地方公務員の給与制度は、人事委員会勧告を尊重し、民間との均衡を図ることを基本としております。本議案は、その考え方に沿った適切な改正であり、公平性や透明性を確保する上で必要なものであると考えます。

また、市役所職員の皆さんは、市民に最も身近な行政職員として、日々様々な業務に誠実に取り組まれています。災害対応や福祉、子育て支援、窓口業務など、多岐にわたる行政サービスを支えているのは現場で働く職員の皆さんです。そのような職員が、安心して職務に専念できる勤務環境を整えることは、市民サービスの質を維持向上させることにもつながります。通勤に要する負担を実情に応じて適切に見直すことは、職員の働く環境を支える上で意義のある改正であると考えます。市民の皆様が安定した行政サービスを提供し続けるためにも、職員の通勤手当を適正に整備することは重要であり、本議案はその一環として妥当なものであります。

以上のことから、本議案は法令に基づく適正な手続を経て提出されたものであり、その内容も妥当であると判断し、私からの賛成討論といたします。

○後藤英夫 議長 議案第49号について、ほかに討論はありませんか。

古田浩敏議員。

[登壇]

○9番 古田浩敏 議員 改めまして、おはようございます。議席番号9番、古田浩敏です。議案第49号、菊池市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論させていただきます。

賛成理由は、今、出口議員のほうから言われましたので、重なる部分は避けて、反対討論に対する反対の意見を述べさせていただきます。

全体の奉仕者だから、今回は認められないという話でしたが、本市職員だけが全体の奉仕者ではありませんし、議員も全体の奉仕者ということであれば、私のところに届いてくる声というのは、議員報酬が高い、会議に出て別に費用弁償の2,500円をもらうのはおかしいというような声のほうが届いてきております。まず身を削る改革をしてから、言うべきことだと私は思います。

これ以上の討論につきましては、個人と話をしたいと思いますので、これを賛成討論とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 これで、議案第49号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

高崎匡史議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 皆さん、おはようございます。議席番号1番、日本共産党の高崎匡史です。私は議案第50号と議案第53号について、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、議案第50号、菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定についてです。

昨今のインターネット、SNSの多様化は、様々なコミュニケーションや情報発信、情報収集などを可能にし、社会生活に大きな恩恵をもたらしています。しかし、同時に誤った情報や嫌がらせなど、風評被害を瞬時に拡大し、市民の、他人の名誉や感情を傷つけ、誹謗中傷、プライバシーの侵害、不当な差別等や言動等の人権侵害など、容易に行われるといった問題が発生しています。そういった意味で、インターネット上の誹謗中傷等防止条例を菊池市も必要だと考えます。

しかし、今回、私が反対する理由は、第6条の基本的施策で、菊池市部落等差別撤廃・人権擁護に関する条例の趣旨を踏まえてとしていることです。この菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例は、第1条の目的に、部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえてとしています。そもそもこの法律は、部落差別問題解決の歴史に逆行し、新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化・永久化する恒久法であると指摘されています。

インターネット上の誹謗中傷等を防止するための条例の中で、条文をあえて部落差別を固定化し、永久化することにつながりかねない、部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の文言を書き込む必要はないと考えます。

以上の理由から、議案第50号には反対であります。

次に、議案第53号です。菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、特定理学療法士など1人に限り、保育士とみなすことができるようにする改定に反対です。

現在の問題として、保育士の成り手不足は年々深刻化しています。その原因として、給料が低く、業務上の負担や責任が重いことなどが挙げられています。私は今回の条例改正にある規制緩和で人員を確保するのではなく、正規の保育士を増やすために、保育士の処遇改善こそが必要だと考えます。

よって、議案第53号について反対であります。

以上で、私の討論を終わります。

○後藤英夫 議長 ただいま、議案第50号及び議案第53号に対する反対討論がありましたので、議案第50号及び議案第53号に対する討論を行います。

議案第50号及び議案第53号について、賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 これで、議案第50号及び議案第53号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二議員。

〔登壇〕

○19番 木下雄二 議員 皆さん、おはようございます。私は、請願第1号、「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この請願につきましては、私は同じ地域に住む者として、紹介議員にならせていただいております。今回の太陽光発電設置予定の迫間地区には、令和2年に迫尾型太陽光発電設備が、菊池市環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでしまい、現在も地域住民の不安解消に至っていない状況が続いております。

このように、一旦設置をしてしまうと、条例違反からスタートしていても、なかなか問題解決が難しくなっています。私も住民説明会に参加させていただきましたが、今回の開発会社は、私たちが聞いたこともないような会社であり、設立も令和3年5月とまだ実績もないように感じました。地域住民からも同様の不安の声が多数ありましたし、はっきりと反対の表明をされております。

菊池市は、先ほども申し上げましたが、同じ迫間地区迫尾型太陽光発電設備については、これまで議会に対して、令和2年第4回定例会と令和4年第3回定例会に太陽光に反対の要望書が提出されておりますが、令和2年は採択、令和4年は不採択となっております。前回の審議では、現地調査もせずに不採択となっておりますが、今回は福祉厚生常任委員会では請願者の意見陳述、現地調査を踏まえて、委員会としては採択していただいていることに感謝を申し上げます。

今回は、議会としても新たに施行された菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例に基づき、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全するために条例がありますので、しっかりと地域住民の思いを受け止めて、採択に臨んでいただきたいと思います。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○後藤英夫 議長 ただいま、請願第1号に対する賛成討論がありましたので、請願第1号に対する討論を行います。

請願第1号について、ほかに討論はありませんか。

田崎奈々議員。

[登壇]

○3番 田崎奈々 議員 皆様、こんにちは。「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願への賛成討論を行います。

参政党の立場で菊池市議会議員の立場から、請願第1号、「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願に強い賛成の意を表し、討論を行います。

本請願の予定地である生味川流域は、過去に深刻な土石流災害が発生し、現在は土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険区域に指定されている、旧菊池市内でも特に危険度の高い地域です。雨水の流れ込み増大や、傾斜地の崩壊、下流域への二次災害など、リスクが極めて高い状況において、これ以上の負荷をかける開発は到底認められません。市民の命と財産、そして、菊池の美しい原風景を守ることは、行政及び我々議会の最優先の責務です。

まず、大きな懸念は、今回の事業主が海外籍の法人を経た米国籍の投資会社が100%出資する外資系企業であるという点です。参政党の反グローバリズム基本政策に照らせば、日本の重要な水源地や山林に近い場所へのメガソーラー建設は、富や国土が国外へ流出する構造的な足かせにほかなりません。

また、有事の際も、サイバー攻撃を介した送電網の混乱や物理的なバックドアリスクといった安全保障の経緯も深刻です。そして、このように、地域に根を張らない外資企業であるからこそ、将来世代への負の遺産となるリスクが極めて高く懸念

されます。

太陽光パネルには鉛やカドミウムといった有害物質が含まれています。将来、この外国資本の企業が事業を急に撤退したり、倒産したり、あるいは大災害によって設備が損壊、放置された場合、国境を越えた資本の責任追及は極めて困難です。結果として、莫大な撤去費用や環境汚染の被害は、全て地域住民や我々の子どもや孫の世代へと重くのしかかることとなります。目先の利益のために菊池の豊かな自然環境を切り売りし、次世代にツケを回すような開発は、今、ここで断固として阻止しなければなりません。

地域の皆様の切実な不安に寄り添い、安全で持続可能な菊池市を後世に引き継ぐためにも、本請願を採択し、菊池市が設置を許可しないことを強く求めます。

議員各位の賢明なる御賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○後藤英夫 議長 請願第1号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 これで、請願第1号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 これで討論を終わります。

これより、議案第49号から議案第59号まで、議案第65号及び請願第1号の13案件について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第49号、議案第50号及び議案第53号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第51号、議案第52号、議案第54号から議案第59号まで、議案第60号及び請願第1号の10案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決・採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、以上の10案件については、各常任委員長の報告のとおり、可決・採択することと決定しました。

次に、反対討論がありました議案第49号、議案第50号及び議案第53号は、起立により採決します。

最初に、お諮りします。

議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いしま

す。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第50号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立多数です。よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前11時16分

開議 午前11時23分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第2 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、日程第2、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 それでは、議員提出議案第3号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本議案は、議会に出席するごとに支給されている費用弁償、日額2,500円を廃止するための条例改正です。

議員には、議員活動全般に対する対価として、毎月議員報酬が議会がないときにも支給されています。そのような中で、議会に出席するたびに費用弁償をもらうことは二重取りだと考えます。また、議員の第2の報酬とも言われており、その必要性は極めて低いものであります。

この費用弁償の廃止については、これまで、12年前から過去3度にわたり、議会改革特別委員会で議論されていましたが、いずれも否決されてきました。しかし、前議会の議会改革検討特別委員会では可決され、その結果を受けて、令和6年12月議会において、費用弁償廃止の議員提出議案を提出しました。ところが、本会議において、委員会で賛成していた2名の議員が変節し、反対に回ったことにより、否決となりました。

現在では、全国の市議会のおよそ6割が既に費用弁償を廃止しています。また、本市の厳しい財政状況を踏まえれば、費用弁償を廃止することで、年間約350万円の財源を確保することができます。費用弁償は原則廃止ではありますが、運転免許証を所持していない方や、免許返納された方など、配慮が必要な議員については、交通費を実費支給するものであります。

以上が提案理由です。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨を御理解いただき、市民の視点に立った御判断を賜りますようお願い申し上げます。

○後藤英夫 議長 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

牧俊郎議員。

〔登壇〕

○6番 牧俊郎 議員 私は、次の理由から反対討論をいたします。

費用弁償については、目的や額が議員のそれぞれの立場によって考え方及び対応が異なります。また、費用弁償は、額は地方自治法に基づいて、議会の議員が議決するか、または条例を制定する際に決定されるとされています。ましてや、選挙が終わったばかりの新しい議会です。したがって、何の議論をすることもなく、いき

なり本会議に上程し、その採否を決めることは、議会の本質を根底から崩してしま
うものであり、決して容認できません。

この条例案に反対する討論といたします。

○後藤英夫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高崎議員。

[登壇]

○1番 高崎匡史 議員 議席番号1番、日本共産党の高崎匡史です。私は、議員提
出議案第3号、菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、日額2,500円の一律給付となっている費用弁償について、原則廃
止とするものであります。

私は、費用弁償の報酬は二重取りであり、直ちに廃止するべきだと考えます。私
は市議会議員の任期が始まってすぐに費用弁償は法務局に供託しています。この間、
本市では財政的な理由から、国保の値上げなど、市民に負担を強いています。無駄
を削るというならば、まず議員から率先して、市民に説明できない費用弁償のよう
な経費を廃止するべきと考えます。

以上の理由から、本議案に対して賛成であります。

以上で、私の討論を終わりにします。

○後藤英夫 議長 ほかに討論はありませんか。

島春代議員。

[登壇]

○10番 島春代 議員 改めまして、こんにちは。議席番号10番、公明党、島春代で
す。議員提出議案第3号について、反対の立場から討論を行います。

費用弁償の在り方については、市民の理解が得られるよう、不断の見直しが必要
なのは言うまでもありません。

費用弁償の廃止案については、私が議員になってから、令和6年の第4回定例会
で出され、否決された経緯を覚えております。

今回は、議員改選後の新たな議会構成の中で提出されました。費用弁償について
共通認識を深める機会が十分に設けられていませんので、議会として十分な議論や
検証が尽くされたとは言い難いと考えます。議会運営は、まず十分な議論を重ね、
市民にも分かりやすく説明できる結論を導くことが重要と考えます。

私は費用弁償の見直しそのものを否定するものではありません。しかし、今回、
新人議員を含め、十分な検討と合意形成を経ないままに結論を出すべきではないと
考え、本議案に反対いたします。

議員各位におかれましては御理解いただき、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、反対討論といたします。

○後藤英夫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

福島英徳議員。

[登壇]

○13番 福島英徳 議員 私は本議案に賛成の立場で討論します。

費用弁償制度は、議会活動に伴う実費を補う制度として設けられてきました。しかし、現在は議員報酬が支給されており、通常の議会活動に伴う市内移動等については、その報酬の中で賄うべきだと考えます。市民の皆様から見ても、議員自らが身を切る改革を進める姿勢を示すことは、議会への信頼につながるものと考えます。

私自身も先般の選挙において、費用弁償の廃止を公約として掲げてまいりました。その約束を果たすという意味でも本議案に賛成します。

なお、本制度の在り方や制度設計については、様々な考え方があることは承知しております。しかし、通常の議会活動に係る費用弁償を見直すという方向性については賛同するものであり、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○後藤英夫 議長 ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 これで討論を終わります。

これより採決します。

討論がありました議員提出議案第3号は、起立により採決します。

お諮りします。

議員提出議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 議員提出議案第3号は、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決します。

議員提出議案第3号については、議長は否決と裁決します。

よって、議員提出議案第3号は、否決されました。

○

日程第3 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○後藤英夫 議長 次に、日程第3、決議案第1号、安武睦夫議員に対する問責決議を議題とします。

(高崎匡史議員 退席)

○後藤英夫 議長 本件について、安武睦夫議員から発言の申出がありました。

お諮りします。

地方自治法第117条の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、発言を許可することに決定しました。

安武睦夫議員の発言を許します。

[登壇]

○8番 安武睦夫 議員 まずは、発言の許可をいただき、ありがとうございます。

私、安武睦夫は、本問責決議案に対する意見を申し述べさせていただきます。

本問責決議案は、私が突然、何の許可もなく、荒木議員をおとしめる発言を行ったと記載されております。しかし、この認定は発言に至るまでの経緯を完全に無視したものでございます。

この発言の元になったのは、第1に、令和8年3月15日付の月刊ポリシー号外であります。号外では、私に対する賭博・詐欺という虚偽内容を掲載したものであります。この号外はその当時から議員控室に置かれておりました。これは議員全員が目にし得る状況に置かれた、私に対する誹謗中傷であります。このような詐欺や賭博といったものは、いずれも事実無根であり、完全に否定します。

第2に、令和8年6月5日の第1回臨時会において、私は総務文教常任委員会委員長に選任されました。しかし、委員長選任の場においては、荒木議員、東議員から、このような発言は一切ありませんでした。

第3に、委員長就任後、委員会が始まる前のタイミングで、突然、荒木議員、東議員から委員長辞任を迫られました。その根拠として示されたのは怪文書であり、そこに添付された号外のコピー、そして、忘年会の参加リストであります。委員会が開かれる前を狙い、これらの資料を用いて、辞任を求めるという行動には政治的な意図を強く感じます。私は、詐欺・賭博を完全否定した上で、忘年会への来賓参加は政治倫理条例違反には当たらないと申し上げました。

第4に、7月7日の議会審議会においても追及は続き、その政治倫理条例に関する認識の違いがあるとすれば、議長、議会事務局に確認するとまで答えましたが、追及の手は止まりませんでした。荒木議員から誰から聞いた話かと繰り返し問い詰められた結果、私がやむを得なく、情報の出所を答えたものが今回の問責の根拠とされています。つまり、私の発言は誹謗中傷の被害者が、委員長就任直後から執拗な辞任要求を受け続けた末の答弁であります。突然でも自発的でもありません。

次に、決議案の各指摘に対して弁明いたします。

根拠なく議員をおとしめたとの指摘についてでございますが、私が荒木議員に関する情報を述べたのは、荒木議員から誰から聞いた話かと繰り返し問い詰められた結果、情報の出所を答えたものでございます。その情報は、印刷会社が私の事務所に来訪し、自ら話をした内容に基づくものであり、根拠のない発言ではありません。また、私は事実とは断言しない、聞いた話として述べていると明示しており、断定的な虚偽発言とは性質が異なります。

2点目、印刷会社の開示を拒否したとの指摘についてでございますが、情報提供者の名前を即座に公表しなかったのは、守秘の観点から当然のことであります。正式に事実確認をしたいのであれば、百条委員会を設置して、印刷会社を証人として召喚すれば足ります。私はその手続への全面協力を表明します。

3点目、個人情報保護法に抵触するとの指摘についてでございます。

個人情報保護法は、個人情報の体系的な収集、管理、提供を規制するものであり、議会の答弁において、第三者から任意に提供された情報に言及することが直ちに同法違反となるものではありません。

なお、荒木議員自身も伝聞情報をもって、私を名指しで追及しています。その発言は問題とされず、私の発言のみが違反とされるのは整合しません。

4点目、元公務員として高い倫理観を持つべきとの指摘でございます。

私はその倫理観に基づき行動しております。しかし、私は号外、怪文書による誹謗中傷の被害者です。被害者に高い倫理観を求め、さらに問責するという構造は、被害者への二次被害にほかなりません。私は号外による虚偽報道と怪文書という誹謗中傷の被害を受け、その内容について、執拗に弁明を強いられ、今度は問責決議案まで提出されました。これは誹謗中傷の被害者がさらに制裁を受けるという二次被害の構造です。

月刊ポリシーの記事内容の真意を確認したいのであれば、追及する側の議員が自ら紙面を作成した業者、関連事業者、関係住民等を調査し、真実を確認した上で追及すべきであります。被害者に説明責任を押しつけ、問責する手法は認められません。

真実を明らかにしたいのであれば、百条委員会を設置し、月刊ポリシー社長、印刷会社、関係者を証人として召喚し、宣誓の上で、事実関係を確認することを正式に求めます。私は全ての調査に全面協力します。問責決議案による制裁よりも、百条委員会による事実究明こそが議会の取るべき正当な手続であります。

本問責決議案は、その動機、根拠、手続のいずれの観点からでも不当であり、受け入れることができません。

本決議案が事実と異なる内容に基づいて可決された場合、私は名誉回復のための法的措置を検討することも辞さない意思であります。

議員各位におかれましては、良識ある見解の下に御判断いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤英夫 議長 本件については、地方自治法第117条の規定により、安武睦夫議員の退場を求めます。

(安武睦夫議員 退場)

○後藤英夫 議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之議員。

[登壇]

○17番 荒木崇之 議員 決議案第1号、安武睦夫議員に対する問責決議。

市議会議員は市民の代表者として恥じない倫理観と責任感を持って職務を遂行することが求められています。

しかし、安武睦夫議員は、令和8年7月7日の菊池市議会審議会及び休憩中において、菊池市の公共事業を受注する請負業者の忘年会へ参加した事実や、県外の不動産業者の用地取得交渉に関与し、同席したその行為が菊池市政治倫理条例と照らし合わせ、市議会議員としての倫理観を問われている中、突然、荒木崇之議員が報道機関に対し金銭を支払っている。その報道機関が印刷代を不払い滞納した金額を荒木議員が代わりに支払ったと論点をずらし、何ら根拠なく荒木崇之議員をおとしめる発言を行いました。

このことに対し、数名の議員が根拠及び発言したとされる印刷会社を明らかにすることを求めましたが、一切拒否をしました。

安武睦夫議員の何ら根拠を示さず、発言者の氏名も明かさず、公の場で発言したことは、著しく荒木崇之議員の名誉を毀損しています。

さらに、報道機関とはいえ、民間の商取引について、不払いや滞納があったという不確かな情報に基づく発信は、個人情報保護法に抵触するどころか、民間人への人権侵害とも取れる発言を繰り返し行っています。

これまで、市議会において安武睦夫議員は幾度となく前職が菊池市職員であると発言しています。元公務員であり、なおかつ教育委員会への勤務経験もあるのならば、より高い倫理観を持っていなければならないのに、議員や一個人を何ら根拠もなく誹謗中傷することは断じて許されるものではありません。

これらの発言は、議会においては、議員は無礼の言葉を使用してはならないと定められている地方自治法や、議員は、議会の品位を重んじなければならないと定め

られている菊池市議会会議規則に反するものであります。

また、市議会の品位を損なうものであり、かつ、本市議会及び議員に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであります。よって、本市議会は、安武睦夫議員に対し、議員としての責務を深く認識し、猛省を強く求めるとともに、市議会議員としての責任を問うものであります。

以上が、提案理由であります。安武議員は問責決議が可決したときには、賛成した議員をみんな訴えとおっしゃっています。良識ある議員の皆さん、そのような脅しや圧力に屈することなく、御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、決議案第1号の提案理由といたします。

○後藤英夫 議長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

田中教之議員。

〔登壇〕

○11番 田中教之議員 決議案第1号について、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど安武睦夫議員の弁明、そして、提案理由を聞きました。双方比較して、私は問責決議という大変大きな責任を負うところまでは感じていないと、双方の意見を聞いて感じたからです。

よって、反対いたします。

以上です。

○後藤英夫 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

二ノ文伸元議員。

〔登壇〕

○18番 ニノ文伸元 議員 皆さん、こんにちは。議席番号18番、是は是、非は非がモットーのニノ文伸元です。私はこの問責決議案に賛成の立場で討論をいたします。

かつて私は議員辞職勧告決議案を出されたことがあります。たった1枚の宛名も何もない怪文書を取り上げ、言ってもいないことを言ったとでっち上げられ、可決まで追い込まれました。熊日新聞にまで書かれるし、本当に苦しかった。要は、本当にその事実があったのか、なかったのか。本当にあったのなら、そのことを反省するか、しないか。あったとしても、謝罪するほどのことでもないのかだろうと考えます。

私にとって、安武睦夫議員がどこかの業者の忘年会に出席したとか、その忘年会で金を賭けたじゃんけん大会があつて、それに関わっていたのかとか、旭志の土地開発で一もうけしようと、そのことに関わっていたとか、またさらに、何かの見返りに自分の娘を会計年度任用職員に採用してもらったとか、そのようなことは、実際、私自身見てもいないし調べてもないので、どうでもいいことなんです。

今回の件につきましては、7月7日の議会審議会において、いくら休憩中とはいえ、一民間人である報道機関が印刷代を不払い滞納したと、また、その支払いを荒木崇之議員が肩代わりしたとの何の根拠も証拠も説明も示されないままの発言を、実際に安武睦夫議員から私自身の目で見て耳で聞いたからであります。このことは荒木崇之議員と一民間人である報道機関の誇りと名誉を著しく毀損したものだとは私は判断をいたしました。

よって、この問責決議案には賛成いたします。

子どもじゃないのですから、やはり間違ったことを言ったら、ごめんなさいと一言謝れば私はいいと思います。

以上で討論を終わります。

○後藤英夫 議長 ほかに討論はありませんか。

東英俊議員。

[登壇]

○12番 東英俊 議員 皆さん、こんにちは。私はこの問責決議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど安武議員も申されましたけども、私、12年間、一般市民、今回選挙で当選をさせていただきました。議員となった私のところに1枚の怪文書が来たところからスタートしております。やはり疑念を持たれること自体が、私の中では政治家として絶対にあってはならない。駄目なものは駄目、これが全てでございます。

私はこの賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま提出議員が申された決議案の内容に加えて、さらに、その内容を精査し、

また別の角度で討論させていただきますが、まず政治家としての矜持に欠けるところがあること、これがまず1点目でございます。

そして次に、市議会議員として、菊池市政治倫理条例を理解していれば当然分かることでございますが、第2条の第5号に、政治的、道義的批判を受けたときは、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすることとあります。

先日の議会審議会、本当に、今、二ノ文議員も申されましたけども、あり得ない発言が私もあったと思っております。ですが、いいタイミングで安武議員のことを書かれたポリシーさんですか、彼も傍聴者として来ておられました。もし私なら、自分に非がなければ、全議員の前で身の潔白を証明するには絶好の機会であったかと思っております。私は、私なら記事の内容が事実と違うのなら全力でやり合ったと思いますし、なおかつ、事実解明はなぜ安武議員はしなかったのかな、事実解明をできなかった理由は何かほかにあったのかな、そういうふうな私の疑念が湧いてきます。

いずれにしても、政治家は発言、そして行動が全てでございます。総合的にこれらのことを勘案し、この決議案に賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○後藤英夫 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 これで討論を終わります。

これより、決議案第1号、安武睦夫議員に対する問責決議を採決します。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○後藤英夫 議長 起立少数です。よって、決議案第1号、安武睦夫議員に対する問責決議案は、否決されました。

(注記：採決は可否同数であったが、「賛成少数により否決」との宣告がなされ、その後も手続が是正されないまま進行了結果、可決でもなく否決でもない「瑕疵ある議決」となった。)

安武睦夫議員の除斥を解き、入室を求めます。

(安武睦夫議員 入場)

(高崎匡史議員 入場)

○後藤英夫 議長 暫時休憩します。

— ○ —

休憩 午前11時56分

開議 午後 0 時00分

○

○後藤英夫 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○後藤英夫 議長 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報広聴常任委員会

- 1 議会広報・広聴に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり、申出がっております。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤英夫 議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、御起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午後 0 時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 後 藤 英 夫

菊池市議会副議長 田 中 教 之

菊池市議会議員 田 崎 奈 々

菊池市議会議員 菊 池 みどり

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案2件の2案件です。2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第49号**については、執行部より「本案は、熊本県人事委員会勧告に基づく公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の通勤手当を改定するため、関係条例の改正をお願いするものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「正規職員の総数と、市内・市外の人数はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「再任用職員を含めた全体の人数は477名で、令和8年4月時点において、市内在住が316名、市外在住が161名である」との答弁がありました。

さらに、委員から「市内在住職員と市外在住職員に対して、通勤手当に差をつけることはできないのか」との質疑に対し、執行部より「通勤手当や職員給与については、国・県の制度に従っており、国・県においてもそのような運用はされていないことから、それに従って運用していきたい」との答弁がありました。

また、委員から「この改定は会計年度任用職員にも適用されるのか」との質疑に対し、執行部より「会計年度任用職員にも同様に適用する」との答弁がありました。

さらに、委員から「会計年度任用職員と正規職員との差が見えにくくなっているが、どのように考えているか」との質疑に対し、執行部より「国が同一労働、同一賃金の考え方を示していることから、それに従って運用していきたい」との答弁がありました。

また、委員から「通勤で最も長い職員はどの程度の距離か」との質疑に対し、執行部より「一般職で最も長い距離は35km以上40km未満が1名である」との答弁がありました。

また、委員から「県の人事委員会勧告のどの部分をもって県に準ずると判断したのか」との質疑に対し、執行部より「県の人事委員会勧告において、職員の通勤実態や通勤に要する費用負担の状況などを考慮の上、見直しを検討する必要があるとされており、その後、熊本県において4月1日付で通勤手当の改定が正式に決定されたことを踏まえたものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「本市の内情のどこを見て、県に準じて改定する必要があると判断したのか」との質疑に対し、執行部より「本市の給与改定については、これまでも国の人事院及び県の人事委員会勧告に基づいて行ってきたことに加え、今回の通勤手当改定については、物価、燃料費の高騰、民間企業とのバランス、人材確保、若手職員の離職防止といった複数の観点から総合的に判断したものである」との答弁がありました。

また、委員から「市外在住の正規職員と会計年度任用職員の人数は何名か。また、市外在住の正規職員の総給与額はどの程度か」との質疑に対し、執行部より「市外通

勤者は、正規職員が 161 名、会計年度任用職員が 113 名である。また、正規職員 161 名の給与総額については、平均額で試算すると、おおよそ 10 億 8,000 万円程度となる」との答弁がありました。

また、委員から「他の自治体でも同様の条例案が提出されているのか」との質疑に対し、執行部より「国が一足早く通勤手当を改定しており、他の市町村はそれに合わせて改定したところが多く、本市は熊本県の改定のタイミングに合わせて今回提案したものである」との答弁がありました。

また、委員から「菊池市で発生した所得を市外に流出させないための取組はあるのか」との質疑に対し、執行部より「市外から通勤する職員に対しては、新規採用時に市内への転入や定住の検討を促すとともに、ふるさと納税制度の活用についても年に数回通知している」との答弁がありました。

また、委員から「若手職員の離職と市内外居住との関係についてどう捉えているか」との質疑に対し、執行部より「通勤手当の在り方については、当面、国・県に沿った運用を行いたいと考えているが、意見としては参考にしたい。また、直近 5 年間の中途退職者については、市外在住者のほうが若干多いと感じているが、昨年 1 年間に限っては市内在住者のほうが多かった」との答弁がありました。

次に、**議案第 50 号**については、執行部より「本案は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止に関し、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「これまでに人権相談や消費生活相談などで、インターネット上の誹謗中傷に関する相談事例はあったのか」との質疑に対し、執行部より「部落差別等に関するモニタリングの中で、菊池市の取組や学校で行っている差別をなくす取組に対する誹謗中傷、差別的な書き込み、地域の写真や動画をさらす行為などがあり、昨年、一昨年度で法務局に対する削除申請を 3 件行った経緯がある」との答弁がありました。

また、委員から「なぜ今、この条例を制定するのか。また、罰則規定を設けなかった理由は何か」との質疑に対し、執行部より「部落差別に関するモニタリングの中でインターネット上の差別事象があったことがきっかけの一つである。また、情報流通プラットフォーム対処法が昨年 4 月から本格施行され、大手事業者に対し削除要請への迅速な対応等が義務付けられたことも背景にある。全国的にも県や市町村で条例制定が進んでいるが、本市としては、まず市民への意識づけと啓発を強く行うことを重視し、罰則規定は設けていない」との答弁がありました。

また、委員から「今後、市としてどのような周知手段や相談対応を行っていくのか」との質疑に対し、執行部より「全戸配布している人権啓発リーフレットや、ふるさと懇談会などの機会を活用して、条例制定やインターネット利用上の留意点を周知啓発していきたい。また、相談対応については、法務省が作成しているガイドラインに基

づき、警察、弁護士相談、法務省の窓口、削除に関する助言窓口などを案内しながら対応していきたい」との答弁がありました。

また、委員から「県内に先駆けて条例制定に取り組んだ理由は何か」との質疑に対し、執行部より「部落差別のモニタリングの中でインターネット上の案件が確認されたことを受け、菊池市として強くインターネット上の誹謗中傷防止を啓発していきたいとの思いから、熊本県内でまだ制定例がない中、本市から発信していきたいと考えたためである」との答弁がありました。

また、委員から「どのような言葉や表現をもって誹謗中傷とするのか、その線引きをどう考えるのか」との質疑に対し、執行部より「誹謗中傷に当たるかどうかは、受けた側の受け止め方や気持ちも関わるため一概に示すことは難しいが、条例の目的にもあるように、相手の気持ちを考え、受け手への配慮を持ってインターネットを利用する意識を高めていくことが重要であり、具体的な内容については今後検討していきたい」との答弁がありました。

議員間討議では、**議案第 49 号**について「物価高を踏まえると通勤手当の引上げはやむを得ない面もあるが、市外在住職員と市内在住職員とで差を設けるべきではないか。併せて住居手当についても検討が必要ではないか」「地方公務員法上、社会一般の情勢適応の原則や他の地方公共団体との均衡の原則があることは理解するが、物価高の影響を受けているのは市職員だけではない。市外から通勤する職員が相当数いる現状や、市民感情を踏まえると、今回の改定は時期尚早ではないか」「公務員給与は若年層では民間より低い面もあり、物価高の中で一定の見直しはやむを得ないが、根本的には事業の見直しや業務の整理を進め、会計年度任用職員の増加につながっている構造そのものを改善すべきである」「これまでの市政運営や市民の受け止めを考えると、国・県に準じるという理由だけで直ちに認めるのは慎重であるべきであり、市民に説明のつく判断が必要である」との意見が出されました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 50 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 49 号**については、委員から「現行でも通勤手当は支給されており、今回の改定について市の内情を踏まえた具体的かつ明確な必要性の説明が十分ではなかったこと、市内外の職員構成や地方公務員が全体の奉仕者であることを考えると、賛成できない」との反対討論がありました。

また、別の委員から「昨今の物価高を考えれば今回の引上げはやむを得ないが、その前提として見直すべき事業の整理を進める必要がある。また、今後は市内外在住職員の区別や市外在住職員に対する通勤手当の上限設定についても検討が必要である」との賛成討論がありました。

採決の結果、議案第 49 号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 後藤 英夫 様

令和 8 年 7 月 10 日

総務文教常任委員会 委員長 安武 睦夫

福祉厚生常任委員会 委員長報告

今定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 4 件及び請願 1 件の 5 案件です。

現地調査を踏まえ、2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、**議案第 51 号**については、執行部より「本案は、現在、本市のし尿の収集及び運搬については、本市から許可を受けた事業者と利用者との直接契約により実施されており、市の直営又は委託では行っていないため、市が実施する一般廃棄物処理手数料の項目から、し尿処理手数料を削る条例改正を行うものである」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第 52 号**から**議案第 54 号**までは関連があるため、一括して審査を行いました。

執行部より「本案は、国の省令等の一部改正に伴い、主に次の 3 つの内容により各条例を改正するものである。1 つ目は、通常の保育所より規模が小さく、0 歳児から 2 歳児までを対象としている小規模保育事業において、3 歳児から 5 歳児のみを対象とする新たな事業を加えること。2 つ目は、家庭的な雰囲気のもとで少人数を保育する家庭的保育事業において、理学療法士等を 1 人に限り、みなし保育士として認め、障がい児・医療的ケア児等へ対応すること。3 つ目は、家庭的保育事業所、乳児等通園支援事業所等において、子どもへの性暴力防止対策としての犯罪事実確認、いわゆる日本版 D B S の取組の義務化に対応することである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「みなし保育士とはどのようなものか」との質疑に対し、執行部より「保育所には国が定める保育士の配置基準があり、例えば、0 歳児であれば 3 人までを保育士 1 人が保育することができるが、今回の条例改正により、理学療法士の資格を持つ職員が、保育士の資格を持っていなくても保育士としてカウントすることが可能になるものである」との答弁がありました。

また、委員から「保育所等の従事者の性犯罪の有無を確認した結果、犯罪歴があったときはどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「過去の性犯罪が確認された場合は解雇することができる」との雇用契約になっていれば解雇可能と思われるが、そうでない場合は子どもと接する機会のない業務に従事させるなどの措置をとることになると思われる」との答弁がありました。

次に、**請願第 1 号**については、生味川上流域に計画されているメガソーラー発電所の設置を菊池市が許可しないこと、並びに生味川流域の住民の安全を確保するための現地調査及び防災対策の実施を求める請願であり、執行部への状況確認及び請願者への説明を求めました。

執行部より「本件は、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例の規定に基づき提出予定の許可申請に対する請願である。本条例は、本市を含め全国的に大規模な太陽光発電設備が事業者により設置され、防災及び景観上の懸念、並びに土砂崩壊などの全国的な事例を受け、先進事例を精査の上、本市において令和 4 年に県内で初めて制定された条例である。本条例に基づき、本年 4 月に事業者による住民説明会が行われ、その後住民の方から事業者へ意見書の提出があり、現在はこの意見書に対する事業者からの見解書の提出を待っている段階である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「事業者からの設置申請に対して、市がすぐに許可をすることはあるのか」との質疑に対し、執行部より「設置申請に対して、市は審査の上、条例上の要件を満たしていれば許可を出し、満たしていなければ許可は出さない」との答弁がありました。

また、委員から「今回の設置予定地は、土砂災害警戒区域に指定されているのか」との質疑に対し、執行部より「設置予定地は土砂災害警戒区域ではないが、設置予定地から約 160 メートル離れた生味川をはさんだ対岸に、土砂災害警戒区域に指定されている場所がある」との答弁がありました。

次に、請願者より「生味川は、昭和 40 年代のゴルフ場造成により様相が一変し、平成初期のゴルフ場雨水調整池の護岸決壊により土石流が発生し、床下浸水及びがけ崩れの被害が生じた。その後、河川改修、護岸工事及び砂防ダム建設が実施されたものの、現在も台風や大雨警報が出されるたびに、一部住民は公民館への避難、別地区の家族のもとへの避難を強いられている。今回、設置予定地からの排水路は整備されておらず、雨水の流れ込みが増大することで、急傾斜地の崩壊の危険度は増し、下流域での崩壊が予想される」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「請願の紹介議員が 3 人いるが、紹介議員になった根拠や理由は何か」との質疑に対し、請願者より「住民説明会に同席していただいた議員が何人かいたが、その後、議長など請願者になれない役職に就かれた議員もいたため、最終的に 3 人の議員にお願いをしたものである」との説明がありました。

また、委員から「住民説明会の際、事業者から建設工事の基準に基づいた沈砂池の設置についての報告があったにもかかわらず、雨水の流れ込みが増大する不安が払拭できないと言われる理由は何か」との質疑に対し、請願者より「図面を確認したところ、沈砂池に流れ込んだ雨水が、そのまま市道下の暗渠に流れ込み、その先にある谷地を流れ落ちていくという状況を懸念しているためである」との説明がありました。

議員間討議では、**請願第 1 号**について「災害が予想される地域なのでしっかり現地調査をしてほしいという請願内容については、環境課と防災交通課で協議を行うとの答弁をいただいたので、今後は、住民の不安をしっかりと解消していただきたい」「条例に沿って進めていく必要があることは理解できるが、自然災害のリスクに対する住民の不安解消がまだまだ払拭できていないため、もっと話し合いを進めていく必要がある」「ハザードマップの精査及び過去の災害を確認するとともに、住民の気持ちに寄り添ってしっかりと話し合っていただきたい」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 51 号**から**議案第 54 号**まで及び**請願第 1 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 後藤 英夫 様

令和8年7月10日
福祉厚生常任委員会 委員長 福島 英徳

経済建設常任委員会 委員長報告

今定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、その他の議決案件 1 件の 1 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

議案第 65 号については、執行部より「本案は、市道路線として 2 路線を認定するもので、上原 1 号線は、開発予定区域への道路新設に伴う認定であり、北畑線は、寄附採納に伴う新規認定である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「上原 1 号線の起点付近にあるバス停及びバスベイはどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「熊本電鉄と協議を行い、バス停については、北側へ若干移設する方向で話を進めている。バスベイについても、移設先では従来のような幅員が確保できないことから、可能な範囲でバスベイを設けるよう調整している」との答弁がありました。

また、委員から「北畑線について、どのような経緯で寄附されたのか。また、道路の幅員はどの程度か」との質疑に対し、執行部より「当該道路は以前の開発により整備されていたが、その一部が個人名義のままとなっていた。この度、当該個人から市に寄附されたことにより、道路全体が市の所有となったため、市道認定を行うものである。幅員は約 4 メートルである」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 65 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 後藤 英夫 様

令和 8 年 7 月 10 日

経済建設常任委員会 委員長 古田 浩敏

予算決算常任委員会 委員長報告

今定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、**議案第 55 号**から**議案第 59 号**までの 5 議案です。

6 月 23 日及び 7 月 7 日に予算決算常任委員会を、現地調査を踏まえ、6 月 30 日及び 7 月 1 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、**議案第 55 号**中、その主なものを申し上げます。

まず、歳入の目、総務費寄附金の総務管理寄附金については、執行部より「企業版ふるさと納税寄附金 470 万円の増額は、企業版ふるさと納税推進のための委託事業を実施するに当たり見込む寄附金額である」との説明がありました。

また、歳入の目、がんばるふるさと菊池応援基金繰入金のがんばるふるさと菊池応援基金繰入金については、執行部より「645 万 7,000 円の増額は、ふるさと納税基金を財源として各種事業に繰り入れるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「ふるさと納税と企業版ふるさと納税の仕組みや違いは何か」との質疑に対し、執行部より「個人版ふるさと納税は、個人が応援したい自治体に寄附し返礼品を受け取る制度であり、返礼品は寄附額の 3 割以内、募集経費と合わせて 5 割以内とするルールである。一方、企業版ふるさと納税は、企業が本社所在地以外の自治体に対して 10 万円以上の寄附を行う制度で、10 万円を超える部分について法人関係税の控除を受けることができる」との答弁がありました。

さらに、委員から「個人版と企業版のふるさと納税の実績額はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「令和 7 年度実績は、個人版ふるさと納税が約 6 億 1,000 万円、企業版ふるさと納税が約 1,200 万円である」との答弁がありました。

次に、歳入の目、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金については、執行部より「社会資本整備総合交付金 1 億 8,068 万 1,000 円の減額の主なものは、玉祥寺橋架替事業において、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年の継続費のうち今年度分の交付金について、国の調整により来年度交付に持ち越しとなったことによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「玉祥寺橋の工事内容と、その財源はどうなるのか」との質疑に対し、執行部より「今年度は上部工の製作を行い、来年度に架け替えを行う。交付金が入るまでは起債で対応することとなっているが、交付金の総額は変わらない」との答弁がありました。

次に、歳入の目、雑入の雑入については、執行部より「B & G 財団助成金 160 万円の減額は、泗水 B & G プール及び旭志 B & G プール改修に係る B & G 財団助成金の決定によるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「B & G財団の助成率と補助金額が減額された理由は何か」との質疑に対し、執行部より「助成率については、今回の改修が、災害等ではない通常の改修事業であるため65%である。また、申請時に税込額で申請していたが、財団により税抜きの金額で確定されたため減額となった」との答弁がありました。

また、委員から「B & G財団のランクは、菊池市は現在どのランクか」との質疑に対し、執行部より「B & G財団のランク制度では、80点以上で特Aランクとなる。現在、泗水地域と旭志地域は特Aランクに該当している」との答弁がありました。

次に、目、地域振興費の交通コミュニティ対策事業については、執行部より「委託料575万円の増額は、阿蘇くまもと空港と菊池市を結ぶ交通アクセスの利便性向上を目的に、民間事業者が運営する予約制乗合タクシー事業を活用した実証実験を行うためのものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「この事業の対象は、菊池市民なのか、観光客なのか、それ以外なのか」との質疑に対し、執行部より「菊池市民と観光客の両方を対象としている」との答弁がありました。

また、委員から「菊池市民の空港利用者数や、観光で菊池を訪れる人数について調査を行っているのか」との質疑に対し、執行部より「菊池市民の空港利用者数は把握していないが、昨年度に県と市で行った観光動態調査では、関東や台湾から阿蘇くまもと空港を経て菊池、山鹿にアクセスする需要は、1日平均5人から10人との結果が出ている」との答弁がありました。

さらに、委員から「1日5人から10人の利用に対して、バスを走らせることの費用対効果はどうか」との質疑に対し、執行部より「今回の事業は乗合タクシーによる実証実験であり、貸切バスを走らせるものではない。予約に応じて運行するものであることから、今回の実証を通じて費用対効果や今後の利用について効果検証を行いたい」との答弁がありました。

また、委員から「対象者を台湾からの来訪者などに絞り、中国語など多言語に対応した予約サイトを作る考えはないのか」との質疑に対し、執行部より「予約システムは多言語対応を考えており、台湾でも動画を通じた周知を予算の中で行う考えである」との答弁がありました。

次に、目、防災管理費の防災管理費については、執行部より「475万4,000円の増額は、火災により全焼した住宅について、台風や地震による倒壊や建築部材等の飛散により近隣住宅に被害を及ぼすおそれがあるため、特定空家として解体撤去を行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「過去5年ほどで強制撤去をどれだけ行っているのか。また、相続人がいる場合はどうなるのか。さらに、本市が空家として解体した後の土地は他にあるのか」との質疑に対し、執行部より「防災交通課として、火災による特定空家として認定を行うのは今回が初めてであり、相続人がいる場合は基本的に相続人に解体等の対応をしていただくことになるが、相続人が対応しない等の事態となった場合には特定空家としての認定を経た後、行政代執行を行い、その費用を相続人に請求することになる。また、市全体では空家を解体した後

の土地が2件あり、そのうち1件は相続財産清算人による売却が完了している」との答弁がありました。

また、委員から「特定空家は、本市に何件あるのか」との質疑に対し、執行部より「今回の1件を含め、現在3件である」との答弁がありました。

また、委員から「今回の特定空家の坪数はどの程度なのか」との質疑に対し、執行部より「約60坪である」との答弁がありました。

さらに、委員から「60坪の住宅としては解体費が高いのではないか。その原因は焼けた廃材の処理費によるものなのか」との質疑に対し、執行部より「見積りでは処分費が約100万円であり、焼却灰検査費などが約20万円かかるため、その部分が要因と考えられる」との答弁がありました。

また、委員から「どのような場合に市が解体を行うのか」との質疑に対し、執行部より「今回は、近隣住民からの相談を受けて緊急措置を行った上で、なお危険性があるため特定空家として認定し解体するものであり、全ての空家について同様に行うものではない」との答弁がありました。

次に、同目、防災行政無線等整備事業については、執行部より「工事請負費7,434万8,000円の増額は、防災行政無線設備の不具合を原因とした操作卓基盤等の更新を行うためのものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「防災行政無線の屋外拡声子局（かくせいこきょく）に附属する非常用バッテリーの交換が遅れた理由は何か」との質疑に対し、執行部より「防災行政無線設備の保守点検の結果、交換が必要となったバッテリーについて、令和4年度から令和7年度までの間、当初予算・補正予算・予備費にて対応してきたが、昨年度は交換を必要とするバッテリーが増加傾向となったことから、令和8年度予算にて未交換のバッテリーを全て交換するところで進めている」との答弁がありました。

さらに、委員から「今回の防災行政無線設備の更新において、故障の原因究明や費用対効果の検討は十分か」との質疑に対し、執行部より「昨年度の故障原因については、製造メーカーによる調査で特定されたことから、今回の補正予算にて対応を進めるものである。なお、整備により防災に関する情報や行政情報を市民へ迅速に情報発信することができる」との答弁がありました。

また、委員から「防災行政無線設備の操作卓はどこにあるのか」との質疑に対し、執行部より「防災交通課内の防災無線室の中に設置している」との答弁がありました。

また、委員から「令和6年度が4か所、令和7年度が15か所と故障箇所が増えているが、これはどこの故障か」との質疑に対し、執行部より「令和6年度の4か所の内訳は、七城が1か所、泗水が3か所であり、令和7年度の15か所の内訳は、菊池が3か所、旭志が2か所、泗水が10か所である」との答弁がありました。

また、委員から「防災行政無線設備の更新やメンテナンスは、何年ごとに行われているのか」との質疑に対し、執行部より「メンテナンスは毎年度契約の上、保守点検業務を実施している。更新については、現在の設備が平成27年から運用開始しており、11年目を迎えている」との答弁がありました。

また、委員から「先ほど現地調査をした本庁の防災行政無線設備が故障等により全く機能しない状態となった場合の対応はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部より「そのような状況となった場合には旭志の弁利にある、深谷中継局から直接放送することとなる」との答弁がありました。

次に、目、学校管理費の中学校施設整備事業については、執行部より「8億759万4,000円の増額は、中学校生徒の熱中症対策及び指定避難所としての機能強化を目的として、中学校体育館に空調設備を設置するためのものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「空調設備設置は電気工事が管工事か、また1億5,000万円を超える工事はJ V（共同体）方式になると思うが、どのように考えているのか」との質疑に対し、執行部より「7月末までの実施設計完了後に契約部署と協議する」との答弁がありました。

また、委員から「今回設置する空調設備の方式は総合体育館のものと同じか」との質疑に対し、執行部より「総合体育館とは異なり、ハイブリッド型の空調設備を採用する予定である。これは、輻射パネルを使用した冷媒方式のものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「空調設備の維持費はどの程度か」との質疑に対し、執行部より「機種選定時の試算では、ハイブリッド型空調設備の年間維持費は約106万1,000円、通常の空調設備では約139万円であり、ハイブリッド型のほうが安価である」との答弁がありました。

さらに、委員から「維持費は5校全てで同じような金額になるのか」との質疑に対し、執行部より「学校体育館の規模や利用頻度によって異なる」との答弁がありました。

また、委員から「体育館に設置するので、ボールが当たるなど破損の心配はないか」との質疑に対し、執行部より「破損を防ぐため、防球格子を設置する」との答弁がありました。

次に、目、学校給食費の学校給食費支援事業については、執行部より「負担金補助及び交付金15万9,000円の増額は、食物アレルギー等のやむを得ない事情により学校給食を喫食できず、弁当を持参する児童の保護者に対し、学校給食代替費補助金を交付するためのものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「給食の代わりとして弁当を持参する場合は、食物アレルギーの診断書は提出してもらっているのか」との質疑に対し、執行部より「保護者から申請を受け、病院の診断書等を添付して提出いただいた上で、栄養士と保護者が面談を行い、認定している」との答弁がありました。

また、委員から「不登校児童は、補助の対象にならないのか」との質疑に対し、執行部より「今年度から全小中学校に校内教育支援センターを設置し、そちらで給食を提供することとしており、なるべく学校に来ていただくことを前提としているため、今回、不登校児童を対象とすることは考えていない」との答弁がありました。

さらに、委員から「完全不登校の児童については、他の児童には国からの補填がある一方で、何もないことになるが、その点について議論はあったのか」との質疑に対し、執行部より「内部でも不登校児童への対応について協議したが、学校で給食を提供し、登校につなげていく方向を基本としたため、このような整理としている」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉施設費の病児保育施設整備事業については、執行部より「3,581万7,000円の増額は、感染症流行期に希望者が重なり利用できないという声が多かったため、泗水地域に令和9年4月から運営開始を予定している2か所目の病児・病後児保育施設整備について、国が定める補助基準額の改正に伴う補助金の増である」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「既存の施設及び新設する施設のスタッフの人数と子どもの受入可能人数はどうなっているか」との質疑に対し、執行部より「既存の施設のスタッフは、国の配置基準に基づき看護師及び保育士が配置され、主に3人が従事している。子どもの利用定員も最大3人であり、1対1の体制で子どもを受け入れている。新設する施設についても、スタッフ数及び利用定員ともに同程度を予定している」との答弁がありました。

次に、目、児童福祉総務費の子ども食堂運営支援事業については、執行部より「5万円の増額は、新たな子ども食堂が開所したことに対応するための補助金で、令和7年度までは市内に4か所だった子ども食堂が新たに1か所増え、現在5か所となったことによるものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「子ども食堂として認める、認めないといった要件があるのか。また、市が認可をする立場にあるのか」との質疑に対し、執行部より「子ども食堂そのものとして認可をする、しないといった制度はないものの、市として当該子ども食堂を補助金の交付対象とするかどうかは、市の基準により審査を行い、決定している」との答弁がありました。

次に、目、予防費の予防接種事業については、執行部より「576万3,000円の増額は、75歳以上の高齢者を対象とする高用量インフルエンザワクチンと、2歳から13歳未満を対象とする鼻への噴霧による経鼻インフルエンザワクチンの2種類を新たに追加実施するためのものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「過去の接種者はどの程度か。また、今回追加するワクチンの個人負担額はいくらか」との質疑に対し、執行部より「昨年度の75歳以上の接種者は5,141人で、2歳から13歳未満の接種者は845人である。また、高用量インフルエンザワクチンの接種費用は9,520円で、自己負担が3,000円、残りの6,520円は市の負担となる。経鼻インフルエンザワクチンの接種費用は9,300円で、自己負担は4,000円、残りの5,300円は市の負担となる」との答弁がありました。

次に、目、農業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「負担金補助及び交付金の5,328万円の増額は、動力光熱費の高騰により農業経営に影響を及ぼしているため、令和7年中の動力光熱費の10%を上限10万円の範囲で支援するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「支援金の対象者を50万円以上の販売金額のある農業者とした理由は何か」との質疑に対し、執行部より「農林業センサスにおける定義に基づき、50万円未満の農業者は自給的農業者と判断し、対象から外したものである」との答弁がありました。

また、委員から「支援金の上限額を一律10万円としているが、動力光熱費の負担額に応

じて支援額に差をつけられないか」との質疑に対し、執行部より「動力光熱費は種類も多く、個別に把握して制度化するのは難しいことに加え、できるだけ早く交付したいという思いもあることから、予算の範囲内で支援額を積算したものである」との答弁がありました。

次に、目、農業用施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業については、執行部より「147万7,000円の増額は、令和7年8月豪雨に伴う災害復旧事業に係る会計年度任用職員について、当初は3か月間の雇用を予定していたが、工事予定箇所119件のうち117件を繰り越し、本年度も災害業務を継続する必要があることから、事務補助員1名の人件費を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「災害時には経験のある職員が応援するなど、早期に工事発注ができる体制づくりを常日頃から行うべきではないか」との質疑に対し、執行部より「今回の体制を検証しながら、今後の進め方についても検討していきたい」との答弁がありました。

次に、目、商工業振興費の物価高騰対応重点支援事業については、執行部より「2,620万円の増額は、エネルギー価格の高止まりの影響を受けている道路運送事業者等に対して、事業用として所有する車両台数に応じ、貨物自動車2トン超えは1台当たり4万円、2トン以下は2万円を補助するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「車両区分を2トンで区切った理由は何か。燃料の種類の違いによるものか」との質疑に対し、執行部より「2トン超えを大型の貨物自動車、2トン以下を通常のタクシーや運転代行の車両と同等として区分したものであり、燃料の種類等で分けているものではない」との答弁がありました。

次に、目、観光費のまちなか創造事業については、執行部より「517万8,000円の増額は、菊池温泉街リブランディング検討委員会で検討している景観まちづくりの方向性と空間イメージを具体化するに当たり、道路空間に関する協議が必要となったことから、温泉街にふさわしい交通規制のあり方等を検討し、交通計画の方針を策定するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「空間イメージの具体化のため、道路空間に関する協議が必要となったとあるが、より具体的な説明を求める」との質疑に対し、執行部より「誰もが楽しく街歩きできる空間とするため、夜間照明、植栽、公園化、足湯の設置など、様々な要素を今後協議していく必要があると考えている」との答弁がありました。

また、委員から「交通量調査の場所や期間、時間帯はどのように想定しているのか」との質疑に対し、執行部より「調査箇所は、温泉街に出入りする車を見渡せる3か所程度の交差点、期間は2日から3日程度、時間帯は、車両の出入りが多い時間帯を中心とすることを想定している。なお、これらはいずれも現時点での想定であり、実施時期を含め、今後、様々な関係者との協議や仕様書の作成等を通じて確定していく」との答弁がありました。

次に、目、道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業については、執行部より「57万2,000円の増額の主なものは、ラジコン式草刈機1台と手押し式草刈機1台について、物価

高騰により価格が上昇したため、その上昇分を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「草刈機の当初の金額と増額後の金額はいくらか」との質疑に対し、執行部より「ラジコン式草刈機は当初258万5,000円が297万円となり38万5,000円の増額となった。また、手押し式草刈機は当初54万4,720円が68万900円となり13万6,180円の増額となった」との答弁がありました。

次に、目、公園費の公園管理経費については、執行部より「51万7,000円の増額は、さくら山公園貯水池の防水シートの破損が著しく、浸透が過度に進み、周辺の道路や公園に地割れを生じさせているため、防水シートの張り替えを行うものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「防水シート以外に、地下への浸透を抑える方法は考えられないか」との質疑に対し、執行部より「河川につなげられれば一番よいが、桜山付近に水を流せる大きな河川がないため、防水シートにより地下浸透を抑制し、溜まった水を少しずつ浸透・蒸発させる対応をとっているものである」との答弁がありました。

さらに、委員から「防水シートの耐久性や今後の対応をどう考えているのか」との質疑に対し、執行部より「防水シートの耐久性は約4年であり、日照や雨により徐々に破損したものである。地質調査に基づき専門家の見解を得てこの工法を採用しているが、4年に1回張り替えが必要となることについては課題と認識しており、根本的な手立てがあれば今後検討したい。当面は張り替えで対応する」との答弁がありました。

次に、同目の公園施設整備事業については、執行部より「71万1,000円の増額は、かわまちづくりで整備した迫間川つなぎ石公園の駐車場を本年度整備するに当たり、支障となるN T T電柱を移設するため、移転補償費を計上するものである」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「公園の管理や清掃はどのように考えているのか」との質疑に対し、執行部より「清掃及び草刈り等の維持管理はシルバー人材センターへの委託と地元玉祥寺区にお願いしており、今後もこれを継続し、環境美化に努めていきたい」との答弁がありました。

また、委員から「駐車場に街灯は設置するのか」との質疑に対し、執行部より「夜間の照明は近隣に迷惑となる恐れもあるため、昼間の利用を中心とし、街灯は設置しない予定である」との答弁がありました。

次に、**議案第56号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第57号**の目、後期高齢者医療広域連合納付金については、執行部より「9,727万2,000円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金を増額補正するもので、広域連合が、令和8年度からの保険料率及び診療報酬の改定、並びに子ども・子育て支援金の新設に伴う負担金の算定に時間を要し、県内の構成市町村への負担金の提示の時期が例年よりも遅れたため、当初予算に間に合わず、今回の補正となったものである」との説明があり、

質疑を行いました。

委員から「広域連合からの提示の遅れによる他の自治体の状況は。また、前年度を参考に当初予算を組んだとの説明にもかかわらず、補正額がかなり大きくなっている理由は何か」との質疑に対し、執行部より「近隣市町の状況を確認したところ、山鹿市及び大津町は広域連合からの提示後、当初予算への編成が間に合ったため当初予算に計上していること、合志市は一部を6月議会において補正し、残りは12月議会での補正を予定していること、菊陽町は一括して9月議会での補正を予定しているとのことであった。補正額が大きい理由については、令和8年度からの保険料率及び診療報酬の改定、並びに子ども・子育て支援金の新設を市独自に見込んでの当初予算の編成が大変厳しかったため、当該見込み分については含めず、前年度からの医療費等のみを見込んで当初予算を編成したためである」との答弁がありました。

次に、**議案第58号及び議案第59号**については、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、はじめに、**議案第55号**の防災行政無線事業について「防災行政無線の設備更新については、災害の多い時期に対応できる性能の機械であることが絶対に必要である。本庁の機械が故障した場合、深谷中継局まで行き、放送を行う必要がある現状について、より効率的な対応を検討すべき」との意見がありました。

次に、交通コミュニティ対策事業について「空港アクセス実証実験については、ターゲットを明確にすべきである。市内の方は、予約乗合タクシーを市外旅行のために利用するだけであり、ターゲットは菊池市に訪れる方、特に台湾との交流を進めていることを踏まえ、外貨を稼ぐ目的に特化すべき」「実証実験に、大事な税金を投入する以上、実のある実証実験でなければならない」との意見がありました。

次に、病児保育施設整備事業について「2か所目の病児・病後児保育施設については、市民全体にとって、特に子育て世帯にとってありがたい施設であり、評価したい」との意見がありました。

また、予防接種事業について「高用量インフルエンザワクチンと経鼻インフルエンザワクチンの導入は非常に有効であり、特に子どもにとっては注射よりも鼻からの吸入で受けやすくなることから、たくさんの方が予防接種を受けていただけることを期待したい」との意見がありました。

次に、公園管理経費について「さくら山公園貯水池の防水シート張り替えについては、写真を見る限り、急激に破損したものではなく、徐々に進行したと思われることから、日頃からしっかりと点検を行っていただきたい」「防水シートの耐久年数は約4年であることから、次の張り替え時期までに、張り替え以外の方法についても検討してほしい」との意見がありました。

次に、**議案第 57 号**の後期高齢者医療広域連合納付金について「6 月補正の時期に大きな金額の補正予算であったため質疑をしたが、そもそも広域連合からの提示が遅れたという説明と、他自治体によってはもっと遅いところがあり、本市は比較的早めに補正予算を計上できたという点で、答弁に納得できた」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行い、1 人の委員から質疑がありました。

委員から「予防費の予防接種事業について、接種対象や接種後の生活上の配慮など、注射型ワクチンとは異なる留意点があるが、執行部から市民への周知方法について具体的な説明があったのか。また、この点について委員からどのような質疑があったのか」との質疑に対し、福祉厚生分科会長より「2 歳から 13 歳未満の子どもを対象とした経鼻インフルエンザワクチンについては、菊池郡市医師会からの公費助成の要望及び県内自治体の実施状況を踏まえ、従来の注射による接種に加え、追加実施するものであるとの説明を受けている。なお、当該ワクチンのメリット及び留意点並びに市民への周知方法については、執行部からの説明及び委員からの質疑はなかった」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました**議案第 55 号**から**議案第 59 号**までについては、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、御賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 後藤 英夫 様

令和 8 年 7 月 10 日
予算決算常任委員会 委員長 水上 隆光

付 録

令和 8 年第 2 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(6 月 18 日 ・ 6 月 29 日 ・ 7 月 10 日 議決)

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第49号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第50号	菊池市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例の制定について	原案可決
議案第51号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第52号	菊池市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第53号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第54号	菊池市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第55号	令和 8 年度菊池市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第56号	令和 8 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第57号	令和 8 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第58号	令和 8 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第59号	令和 8 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第60号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第63号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意

議 案 番 号	件 名	審議結果
議案第64号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第65号	市道路線の認定について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第 3号	菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
決 議 案		
決議案第 1 号	安武睦夫議員に対する問責決議	瑕疵ある議決
請 願		
請願第 1 号	「菊池市原太陽光発電所設置工事許可申請に対して菊池市が許可しないことを求める」請願	採 択
報 告		
報告第 6 号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 7 号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 8 号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 9 号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第11号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第12号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第13号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告